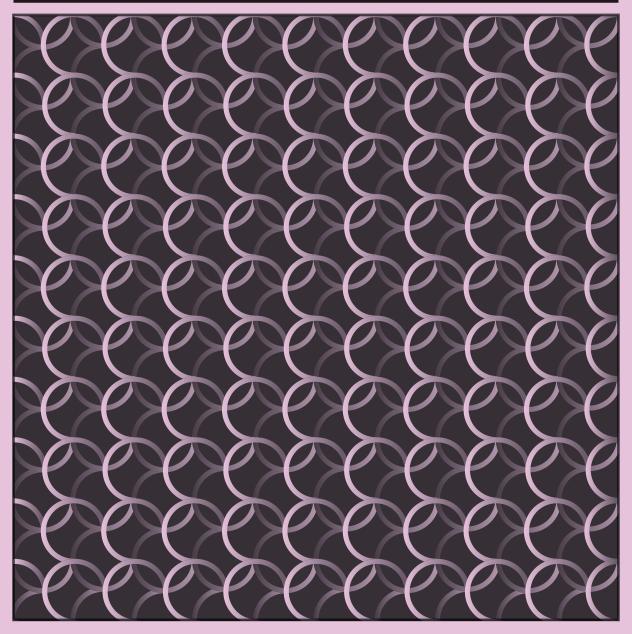
シラバス

法学部



秋学期は配布しません。1年間必ず保管すること。

「法学部シラバス」について

法学部長 小川 健

シラバス(syllabus)とは、一般的には「要目」や「細目」、「一覧」という意味で用いられ、大学等では特に、開設科目の内容や計画などを要約した一覧を指します。学生諸君の教室内および教室外の勉学で利用しやすいように、本学ではシラバスを冊子形式で作成しています。

冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されています。この「法学部シラバス」には、法学部(法律学科・国際関係法学科・総合政策学科)開設科目(ただし、演習等特別の開講形態のものは除きます)すべてが収載されています。インターネット上には、全学共通授業科目や他学部の開設科目を見ることができるデータベースも用意されています。

シラバスによって法学部のカリキュラムの全容がわかります。まずは全体に目をとおしてみてください。また、シラバスは科目ごとに、①講義目的、講義概要、②授業計画、③到達目標、④事前・事後の学修の内容、⑤テキスト、参考文献、⑥評価方法の 6 項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れています。

このうち、「講義目的、講義概要」欄には、教員による科目の位置づけ、講義の内容、方法、などが記されています。「授業計画」欄には、講義の詳細な内容とその進め方が、15週にわたって記載されています。「到達目標」には、受講者がその科目で到達すべき目標が示されています。「事前・事後の学修の内容」には、受講者が受講前に準備、学修すべき事項と、受講後に確認・学修すべき事項が示されています。「テキスト、参考文献」欄には講義で使用する教科書や参考にすべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートの形式や教員が受講生になにを期待しているかを知ることができます。これらを参考に、受講者は学期ごとの学習計画を立てることができます。

シラバスは、単なる学年初めの履修登録のときだけに必要な講義案内ではありません。 シラバスは、むしろ、教員と学生諸君とのあいだの講義に関する契約書です。教員はこれ に則して講義を進め、成績評価をします。また、受講者もこれにしたがって講義に参加し 成績評価を受けねばなりません。そのためには、講義期間をつうじてシラバスを参照する 必要があります。

大学の講義は、教員と学生とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって現れることになります。法学部では、講義をさらに良くする第一歩として、学生諸君によってこのシラバスが大いに活用されることを希望しています。

シラバスは、科目の担当教員が学期ごとの授業計画、講義概要、評価方法などを学生に周知することにより、受講する際の指針とし、授業の理解を深めることを目的に作成されたものです。

【シラバスの見方】

1. 目次について

① シラバスページの検索方法

ページ端にあるインデックスで自分の入学年度に該当する目次ページを探してください。

目次の科目は、授業科目表(学則別表)と同じ順序で掲載しています。

※入学年度によっては授業科目表とシラバスの順序が一致していない場合があります。ご注意ください。

② 履修できない科目

「履修不可」の欄に入学年度・所属学部・学科名等が記されている場合は、該当者はその科目を履修することができません。

〈略称説明〉

外: 外国語学部 法: 法学部 免: 2013年度以降入学の教職課程登録者

 養: 国際教養学部
 律: 法律学科

 経: 経済学部
 国: 国際関係法学科

 総: 総合政策学科

17以降入学者: 2017年度以降入学者 14以降入学者: 2014年度以降入学者 13以前入学者: 2013年度以前入学者

2. シラバスページの見方(右図参照)

① 適用年度・適用学科

【XX~YY 律·国·総】

20XX年度~20YY年度入学 法律学科/国際関係法学科/総合政策学科を 対象とした科目です。

- ② ①の適用年度・学科に対応した科目名を記載 (****表示の学科には開設されていません。)
- ③ 授業の目的や講義全体の説明、学生への要望
- ④ 学期の授業計画

各回ごとの講義のテーマ、内容を記載しています。 授業計画回数と実際の回数は必ずしも一致しません。

- ⑤ 到達目標
- ⑥ 事前・事後学修の内容
- ⑦ 授業で使用するテキスト、参考文献
- ⑧ 評価方法

1 2			担当者
講義目的、	講義概要	授業計	画
3		4	
	春学	单期	
到達目標	⑤		
事前・事後 学修の内容	6		
テキスト、 参考文献	7		
評価方法	8		

1 2			担当者
講義目的、	講義概要	授業計	画
3		4	
	秋学	期	
到達目標	(5)		
事前・事後学修の内容	6		
テキスト、 参考文献	7		
評価方法	8		

3. 注意事項

① 履修条件

担当教員が履修者に対して、特定科目の履修や単位修得などを条件としている科目があります。必ず「講義目的、講義概要」欄および『授業時間割表』を確認してください。

② 受講制限の科目について

外国法講読、外国書講読、国際関係法講読、国際政治講読については、受講希望者数により選抜する場合があります。

③ 定員

「全学共通授業科目」や「他学部科目」と合併開講している科目については、定員を設けています。 『授業時間割表』の「定員」欄を参照してください。

④ 他学部との合併科目名

他学部との合併科目については「講義目的、講義概要」等で②と異なる科目名が記載されている場合があります。

【法律学科】 2017年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 P部·学			ページ
H 777/////	17. 7. 7. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17		時限	学年	外	養	経	玉	総	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	国	総	11
憲法入門	憲法•人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	国	総	12
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	玉	総	13
	憲法•人権	大藤 紀子	火5	1	外	養	経	玉	総	13
憲法入門	憲法•人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	国	総	14
民法入門		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	玉	総	15
民法入門	民法 I (代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	国	総	16
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	国	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	国	総	18
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	国	総	19
	総合政策入門(法律·国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	国	総	20
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	国	総	21

目 次

【国際関係法学科】 2017年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 部·学			ページ
= 1 77100H7 [-] H H	IX 1 WINDER IT II II	12-17-74	時限	学年	外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門	憲法•人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	12
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	総	13
	憲法•人権	大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	総	13
憲法入門	憲法•人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	総	14
民法入門		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	総	15
民法入門	民法 I (代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	16
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	律	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	18
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	総	20
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律	総	19
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	総	21

目 次

【総合政策学科】 2017年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 幹部・学			ページ
			時限	学年	外	養	経	律	玉	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	玉	11
総合政策入門(総政用)		大谷 基道	金1	1	外	養	経	律	玉	135
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	玉	12
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	玉	13
	憲法•人権	大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	玉	13
憲法入門	憲法•人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	玉	14
民法入門		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	国	15
民法入門	民法 I (代理・時効・物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	玉	16
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	律	玉	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	玉	18
	国際関係入門(17以降入学者)	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律	国	19
	政治学入門(17以降入学者)	福永 文夫	水1	1	外	養	経	律	玉	136
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	玉	21

【法律学科】 2008~2016年度入学生

春学期開講科目名 秋学期開講科目名 担当教員 入門演習 高法・人権 加藤 一彦 憲法入門 大藤 紀子 憲法・人権 大藤 紀子 憲法人門 表述・人権 L.ペドリサ 大藤 紀子 憲法人門 大藤 紀子 憲法・人権 L.ペドリサ 民法入門 大藤 紀子 憲法・人権 L.ペドリサ 民法入門 大藤 紀子 憲法 紀見 京談 展議 城 大澤 括足 岳志 安部 哲夫 国際関係法入門 福永 文夫 社会科学概論・2 編津 格 日本近代法中 自衛永 文夫 社会科学概論・2 編津 格 日本法制史 本庭 社会科学概論・2 編津 格 日本法制史 本庭 法社会学域は社会学の表計 本庭 法社会学の表計 会員 本庭 社会学の表計 会員 本庭 社会学の表計 本庭 法社会学の表計 本庭 法社会学の表計 本庭 法社会学の表計 本庭 法社会学の表計 本庭 大藤 紀子 小川 須美子 下イツ法の表計 本庭 大藤 紀子 小野 大藤 紀子 小田 大藤 茂 上 本藤 大藤 紀 本語 大藤 紀 本語 大藤 紀 土 本藤 茂 上 本藤 大藤 紀 本語 大藤 紀 本語 大藤 紀 本語 大藤 紀 土 本藤 茂 上 本語 大藤 紅 大藤 紀 土 本語 大藤 紀 土 本語 大藤 紀 土 本語 大藤 紀 土 本語 大藤 丘 土 本語 大藤 紀 土 本語 大藤 紀 土 本語 大藤 上 本語 大藤 紀	時限 水2・水3 火1 水1 火5 木1 火1 水1 水1 水1 月4 月3 火2	学年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	外外外外外外外外外外	養養養養養養養	解 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経	国国国国国国	総総総総総総	ページ 11 12 13
憲法入門 憲法・人権 加藤 一彦 憲法入門 大藤 紀子 憲法・人権 大藤 紀子 憲法・人権 上、ペドリサーク野 秀誠 民法入門 一 民法入門 民法 I (代理・時効・物権総論) 刑法入門 若尾 岳志 知法入門 台本 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-1 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 法哲学 嶋津 格 日本法制史 日本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史a 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学b 南部 さおり 市川 須美子 ドイツ法a フランス法a フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 中馬 幸一 中郎 外国法講読 I 中馬 幸一 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I ク質谷 一照 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 上、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	火1 水1 火5 木1 火1 金1 水1 水1 火1 木1 月4	1 1 1 1 1 1 1 1 1	外外外外外外外外	養養養養養	経経経経経	国国国国国	総総総総	12 13
憲法・人権 大藤 紀子 憲法・人権 大藤 紀子 憲法・人権 し、ペドリサーク野 秀誠 民法入門 民法 I (代理・時効・物権総論) 納屋 雅城 刑法入門 若尾 岳志 刑法入門 安部 哲夫 国際関係法入門 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 会本 淳一 総合政策入門(法律・国関用) ・ 京本 該土 法思想史 法哲学 鳴津 格 日本法制史 中本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史 京田 貴宏 法社会学。 法社会学。 法社会学。 京北 豊安 市川 須美子 デイツ法。 ドイツ法。 市川 須美子 アランス法。 カー郎 地域共同体法。 大藤 紀子 外国法講読 I 中馬 幸一 外国法講読 I 中馬 幸一 外国法講読 I 中馬 幸一 外国法講読 I 中馬 幸一 小類 美子 大藤 紀子 市政 紀 京 大藤 紀子 市政 紀 京 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・統 上、ペドリサ 憲法・統元 大藤 紀子	水1 火5 木1 火1 金1 水1 水1 大1 月4 月3	1 1 1 1 1 1 1 1	外外外外外外	養養養養養	経経経経経	国国	総総総	13
憲法・人権 大藤 紀子 憲法・人権 L.ペドリサ 民法入門 R表i (代理・時効・物権総論) 刑法入門 若尾 岳志 刑法入門 安部 哲夫 国際関係法入門 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-1 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 法哲学 嶋津 格 日本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史b 森 謙二 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 法心理学b 南部 さおり ドイツ法a 市川 須美子 ドイツ法a 市川 須美子 ドイツ法a 市川 須美子 ルクツ表a 東田 貴方 フランス法a フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 大藤 紀子 外国法講読 I 本藤 茂 上、ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 行政法 I 子原法 一照 行政法 I 行政法 I 多質谷 一照 日税 上、ペドリサ 大藤 紀子 市政法 I 行政法 I 上、ペドリサ 大藤 紀子 大藤 紀子 大藤 紀子 市域 院 上、ペドリサ 上、ペドリサ <	火5 木1 火1 金1 水1 水1 火1 木1 月4 月3	1 1 1 1 1 1 1 1	外 外 外 外	養養養養	経経経	国	総総	
憲法入門 恵法・人権 L.ペドリサ 民法入門 内野 秀誠 民法入門 民法 I (代理・時効・物権総論) 納屋 雅城 刑法入門 若尾 岳志 刑法入門 安部 哲夫 国際関係法入門 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 占哲学 西洋法制史由 藤田 貴宏 法社会学由 法社会学由 法社会学由 京社会学由 法社会学由 京社会学由 法社会学由 南市 さおり ドイツ法由 市川 須美子 ドイツ法由 市川 須美子 ドイツ法由 市川 須美子 ル域共同体法由 大藤 紀子 外国法講読 I 中馬 幸 外国法講読 I 中馬 幸 外国法講読 I 中馬 茂 小塚 武講読 I 中馬 茂 大藤 紀子 大藤 紀子 行政法 I 行政法 I 上、ペドリサ 成嶋 隆 上、ペドリサ 成嶋 隆 上、ペド	木1 火1 金1 水1 水1 火1 木1 月4	1 1 1 1 1	外 外 外	養養養養	経経	国	総	10
民法入門 小野 秀誠 民法入門 民法 I (代理・時効・物権総論) 納屋 雅城 刑法入門 若尾 岳志 一期法入門 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 大哲学 日本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史自 藤田 貴宏 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 市川 須美子 ドイツ法a 市川 須美子 ドイツ法a 市川 須美子 アンンス法a カランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 中国 恒久 外国法講読 I 中国 恒久 参区 大藤 茂 市 (政法 I ク政法 I 大藤 元子 行政法 I 日本 元子 大藤 茂 大藤 元子 大藤 茂 大藤 茂 大藤 茂 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・発展 大藤 茂 市 (政法 I) 大藤 元	火1 金1 水1 水1 火1 木1 月4 月3 火2	1 1 1 1 1	外 外 外	養養	経			13
民法入門 小野 秀誠 民法人門 民法 I (代理・時効・物権総論) 納屋 雅城 刑法入門 安部 哲夫 国際関係法入門 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 大哲学 日本近代法史 小栁 春一郎 西洋法制史自 藤田 貴宏 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 市川 須美子 ドイツ法a 市川 須美子 ドイツ法a 市川 須美子 アンンス法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 中島 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 茂 外国法講読 I 中国 恒久 外国法講読 I 外国法講読 I 中国 恒久 大藤 茂 憲法・統治 上. ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I ク政法 I ク質谷 一照 日政法 I 上、 でドリサ 大藤 公子 市政法 I ク政法 I 大藤 紀子 市政法 I ク政法 I 大藤 紀子 市政法 I 日本 財 計 上、 でドリサ 憲法・統治 上、 でドリサ 上、 でドリサ 憲法・統治 上、 でド	金1 水1 水1 火1 木1 月4 月3 火2	1 1 1 1	外外	養養	経			14
民法 I (代理・時効・物権総論) 納屋 雅城 若尾 岳志 刑法入門 安部 哲夫 国際関係法入門 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 法哲学 嶋津 格 日本法制史 日本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史 西洋法制史 藤田 貴宏 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 市川 須美子 ドイツ法a 市川 須美子 アウンス法a フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 中国 恒久 外国法講読 I 本藤 茂 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 多質谷 一照 日校法 I 日政法 I 日校法 I 日政法 I 日校法 I 日政法 I 日校 I 上、ペドリサ 憲法・統治 日本 院 上、ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 一院 日本 院 上、ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子	金1 水1 水1 火1 木1 月4 月3 火2	1 1 1	外	養			総	15
刑法入門 若尾 岳志 知法入門 安部 哲夫 国際関係法入門 鈴木 淳一 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-1 社会科学概論-2 法思想史 場津 格 日本法制史 日本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史a 西洋法制史b 藤田 貴宏 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 法心理学b 市部 さおり ドイツ法a プランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 中馬 幸一 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 上 ペドリサ 憲法・統治 上 ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 多質谷 一照 行政法 I 大藤 紀子 行政法 II 多質谷 一照 社校公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 教育法b 市川 須美子	水1 火1 木1 月4 月3 火2	1	外			玉	総	16
刑法入門 安部 哲夫 国際関係法入門 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-1 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 出書 技哲学 明津 株 上	水1 火1 木1 月4 月3 火2	1	外		経	玉	総	17
国際関係法入門 総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-1 社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 法哲学 嶋津 格 日本法制史 日本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史a 西洋法制史b 藤田 貴宏 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a ドイツ法a 市川 須美子 ドイツ法a フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 中国 恒久 外国法講読 I 中国 恒久 外国法講読 I 大藤 茂 憲法・統治 に、ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 行政法 I 多賀谷 一照 行政法 I 行政法 I 多賀谷 一照 行政法 I 租税法b	火1 木1 月4 月3 火2			養	経	玉	総	18
総合政策入門(法律・国関用) 福永 文夫 社会科学概論-1 社会科学概論-2 嶋津 格 日本法制史 日本近代法史 ・小柳 春一郎 西洋法制史a 西洋法制史b 法社会学a 法社会学b 素 謙二 法心理学a ドイツ法a ドイツ法a 「カランス法a フランス法b 地域共同体法a 外国法講読 I 外国法講読 I 外国法講読 I 外国法講読 I 外国法講読 I 外国法講読 I 小郷 養一 日本近代法史 ・小柳 春一郎 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	木1 月4 月3 火2		外	養	経	玉		19
社会科学概論-2 嶋津 格 法思想史 法哲学 嶋津 格 日本法制史 日本近代法史 小栁 春一郎 西洋法制史 藤田 貴宏 法社会学b 森 謙二 法心理学a 法心理学b 南部 さおり ドイツ法a 市川 須美子 宗田 貴行 フランス法a フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 上、ペドリサ 憲法・統治 上、ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 多賀谷 一照 行政法 II 多賀谷 一照 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	月4 月3 火2	1	外	養	経	玉	総	20
法哲学	月3 火2	1	外	養	経	玉	総	21
田本法制史 日本近代法史 小柳 春一郎 西洋法制史a 西洋法制史b 藤田 貴宏 法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 法心理学b 南部 さおり ドイツ法a 「カリ 須美子 ディツ法b 「京田 貴行 フランス法a フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 人際 元素 茂 志法・統治 「たびリサー 憲法・発展 「大藤 紀子 行政法 I 行政法 I 行政法 I 「行政法 I 「方政法 I 「行政法 I 」 「方政法 I 「行政法 I 」 「京美子 「市」 須美子 教育法a 教育法a 「市」 須美子 教育法a 「市」 須美子	火2	2	-				総	22
法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 法心理学b 南部 さおり ドイツ法a 市川 須美子 フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 本藤 茂 憲法・統治 L.ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 行政法 II 多賀谷 一照 行政法 II 上、校公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 少育法 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子		2				玉	総	23
法社会学a 法社会学b 森 謙二 法心理学a 法心理学b 南部 さおり ドイツ法a 市川 須美子 フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 本藤 茂 憲法・統治 L.ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 行政法 II 多賀谷 一照 行政法 II 上、校公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 少育法 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子	水1	2				玉		24
法心理学a 法心理学b 南部 さおり 市川 須美子 ドイツ法b 宗田 貴行 フランス法a フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 中馬 幸一 中国 恒久 中国 1年 中国 1年	月2	2					総	25
ドイツ法a 市川 須美子 ドイツ法b 宗田 貴行 フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 II 山田 恒久 外国法講読 II 木藤 茂 憲法・統治 L. ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 II 多賀谷 一照 行政法 II 上 較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 地方自治法b 市川 須美子 教育法b 市川 須美子	±2	2					1,10	26
ドイツ法b 宗田 貴行 フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 木藤 茂 憲法・統治 L. ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 今資谷 一照 行政法 II 少本 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 少有法b 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子	木3	3				玉		27
フランス法b 小柳 春一郎 地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 外国法講読 I 藤田 貴宏 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 II 木藤 茂 憲法・統治 L.ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 II 多賀谷 一照 行政法 II 山田 洋 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 少育公 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	木3	3				围		28
地域共同体法a 地域共同体法b 大藤 紀子 藤田 貴宏 外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 II 山田 恒久 外国法講読 II 木藤 茂 憲法・統治 L. ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 II 多賀谷 一照 行政法 II 少者) 成嶋 隆 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 比較公法(13以前入学者) 租税法a 租税法b 地方自治法a 少資谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	火4	3				围		29
外国法講読 I 藤田 貴宏 外国法講読 I 山田 恒久 外国法講読 I 木藤 茂 憲法・統治 L.ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 多賀谷 一照 行政法 II 少国 注 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法 a 租税法 b 石村 耕治 地方自治法 a 少育 法 市川 須美子 教育法 a 教育法 b 市川 須美子	火4	3				玉		30
外国法講読 I 神馬 幸一 外国法講読 I 木藤 茂 憲法・統治 L.ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 行政法 II 行政法 II 多賀谷 一照 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 少育法b 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子	火1	2	外	養	経	国	総	31
外国法講読 II 山田 恒久 外国法講読 II 木藤 茂 憲法・統治 L.ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 II 多賀谷 一照 行政法 II 少者) 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	木2	2	外	養	経	国	総	32
外国法講読 II 木藤 茂 憲法・統治 L. ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 II 多賀谷 一照 行政法 II 少額谷 一照 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 少額公司 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子	火4	2	外	養	経	国	総	33
憲法・統治 L. ペドリサ 憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 9賀谷 一照 行政法 II 9賀谷 一照 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 少省 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子	木3	2	外	養	経	国	総	34
憲法・発展 大藤 紀子 行政法 I 多賀谷 一照 行政法 II 少額谷 一照 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 財務 上較公法(13以前入学者) 成嶋 隆 租税法 租税法 石村 耕治 地方自治法 多賀谷 一照 地方自治法 市川 須美子 教育法 有法	火5	2	71	IX	4.7	国	総	35
行政法 I 行政法 I 多賀谷 一照 行政法 II 山田 洋 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	木5	2				国	総	36
行政法Ⅲ 山田 洋 比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 比較公法(13以前入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	金3	2				玉	総	37
比較公法(14以降入学者) 成嶋 隆 比較公法(13以前入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	火2	3					総	38
比較公法(13以前入学者) 成嶋 隆 租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子	木3	2				玉	ular.	39
租税法a 租税法b 石村 耕治 地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b 市川 須美子	木3	3				国		39
地方自治法a 多賀谷 一照 地方自治法b 市川 須美子 教育法a 教育法b	木2	3				ш	総	40
地方自治法b市川 須美子教育法a教育法b市川 須美子	木1	3					総	41
教育法a 教育法b 市川 須美子	水1	3					総	42
	木2	2	外	養	経		総	43
	金2	2	71	及	小工	玉	総	44
民法皿(担保物権・債権総論) 小野 秀誠	火1	2				国	総	44
民法IV(親族法) 民法V(相続法) 藤田 貴宏	木1	2					総	45
会社法 I 会社法 I 大川 俊	月2	2			経	玉	総	46
会社法 I 会社法 I 吉川 信將	月3	2			経	玉	総	47
手形・小切手法 陳 亮	月5	3			小工		総	48
商法総則・商行為 吉川 信將	水1	3				玉	総	49
保険法 陳 亮	月4	3				اخدر	総	50
国際私法a 国際私法b 山田 恒久	火1	2				玉	114Cv	51
国際取引法 国際和為 三浦 哲男	金4	3				国		52
刑法総論 I 刑法総論 II 中空 壽雅		2				国	総	53
刑法総論 I 刑法総論 I 若尾 岳志		2				国	総	54
刑法各論 I 刑法各論 I 神馬 幸一	水4 金2					国	総	55

【法律学科】 2008~2016年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 :部·学			ページ
H 1 MANAGEMENT IN HITH	IN A SAMINIME IJ H.H		時限	学年	外	養	経	玉	総	
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	木3	2				国	総	56
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3				玉	総	57
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3					総	58
労働法a	労働法b	石井 保雄	金1	2					総	59
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	火3	3					総	60
環境法a	環境法b	磯田 尚子	火5	2			経		総	61
経済法		宗田 貴行	木3	3					総	62
消費者法		岩重 佳治	金5	3					総	63
知的財産権法a	知的財産権法b	張 睿暎	火1	3						64
民事訴訟法a(14以降入学者)	民事訴訟法b(14以降入学者)	小川 健	火2	2					総	65
民事訴訟法a(13以前入学者)	民事訴訟法b(13以前入学者)	小川 健	火2	3					総	65
民事執行・保全法		小川 健	木3	3						66
	倒産法	小川 健	木3	3					総	66
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2					総	67
国際法 I		鈴木 淳一	月3	2				玉	総	68
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2				玉	総	69
国際法Ⅲ		大塚 敬子	木2	3				玉		69
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3				玉		70
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	水1	2	外	養	経	玉	総	71
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金2	2		養		玉	総	72
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2				玉	総	73
日本政治論a	日本政治論b	福永 文夫	木3	2				玉		74
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3				国	総	75
政治思想史a	政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3				国	総	76
行政学a	行政学b	大谷 基道	月1	3				国	総	77
	法律学特講(医事法)	神馬 幸一	月2	3						78
法律学特講(裁判法1)	法律学特講(裁判法2)	小川 佳子	月3	3						79
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	法律学特講(生命保険)	陳亮	月4	3						50
	法律学特講(企業法)	陳亮	月5	3						48
	法律学特講(担保物件法に関する諸問題)	遠藤 研一郎	火1	3						80
法律学特講(債権総論a)※1		納屋 雅城	火2	3						81
	法律学特講(著作権法の諸問題)		火2	3			経			82
	法律学特講(行政法の学術文献講読)		火3	3						83
法律学特講(法学と広義の経済学について)	法律学特講(現代世界と自由権の苦境)		火3	3						84
法律学特講(刑事裁判手続)			火3	3						85
法律学特講(刑法総論:不作為犯、未遂犯、共犯)		内山 良雄	火4	3						86
	法律学特講(刑法各論と特別刑法)		水1	3						87
	法律学特講(行政過程論)	木藤 茂	水1	3					総	88
法律学特講(刑事訴訟法演習a)	法律学特講(刑事訴訟法演習b)		水5	3						89
	法律学特講(借地借家法)	小栁 春一郎	木1	3						90
	法律学特講(情報法)	多賀谷 一照	木2	3				玉		91
	法律学特講(被害者学)	齋藤 実	木4	3						92
	法律学特講(刑法各論上の社会・国家法益に対する罪)	内山 良雄	木4	3						93
法律学特講(応用法哲学)	法律学特講(移民正義論)	横濱 竜也	金3	3						94
法律学特講(遵法債務論)	法律学特講(立法学)	横濱 竜也	金4	3						95
○○ 1 19 1 (人立/中) 大りが /	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金5	3						63
法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心として)	法曹特講(弁護士業務の諸問題)		月4	3	外	養	経	玉	総	96
	法曹特講(債権回収・担保法上の諸問題)		火2	3	外	養	経	国国	総	97
		~=:11.5 P) A)	/_		11	皮	小工	1	ילאני	_ J,

【法律学科】 2008~2016年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日		開始			多不可 部·学			ページ
		2272	時限	学年	外	養	経	国	総		
	法曹特講(債権総論b)※2	納屋 雅城	火2	3	外	養	経	玉	総	98	
	法曹特講(刑事法12)	中空 壽雅	水3	3	外	養	経	田	総	99	
法曹特講(刑事政策演習)		齋藤 実	水4	3	外	養	経	玉	総	100	
経済原論a	経済原論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	玉	総	101	
会計学a	会計学b	内倉 滋	月1	3	外	養	経			102	

- ※1 法律学特講(債権総論「基礎編」)を修得している場合は履修不可。
- ※2 法曹特講(債権総論「発展編」)を修得している場合は履修不可。

【国際関係法学科】 2008~2016年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 部·学			ページ
	ם בו בויפוניונא באוי	ESWA	時限	学年	外	養	経	律	総	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	総	11
憲法入門	憲法・人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	総	12
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	総	13
	憲法・人権	大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	総	13
憲法入門	憲法•人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	総	14
民法入門		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	総	15
民法入門	民法 I (代理·時効·物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	総	16
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	律	総	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	総	18
	総合政策入門(法律・国関用)	福永 文夫	木1	1	外	養	経	律	総	20
	国際関係法入門	鈴木 淳一	火1	1	外	養	経	律		19
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	総	21
国際法I		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	総	68
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	総	69
国際法Ⅲ		大塚 敬子	木2	3	外	養	経	律		69
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	水1	2		養	経	律	総	71
	比較法史	吉川 信將	水1	2						103
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2	外	養	経	律		51
	国際人道法	鈴木 淳一	月1	3	外	養	経	律		70
比較政治a	比較政治b	佐藤 俊輔/作内 由子	水3/木3	3					総	104
国際組織法-1		鈴木 淳一	月1	2		養	経			105
	国際組織法-2	鈴木 淳一	月3	2		養	経			105
国際人権法a	国際人権法b	成嶋 隆	木1	2					総	106
国際環境法a	国際環境法b	井上 秀典	月4	3		養	経			107
国際経済法		宗田 貴行	金1	3			経			108
	国際租税法	石村 耕治	木1	3						109
国際取引法		三浦 哲男	金4	3	外	養	経	律		52
	国際知的財産権法	張睿暎	木3	3						110
	国際民事訴訟法	山田 恒久	金5	3		.,				111
	国際関係法特講(情報法)	多賀谷 一照	木2	3	外	養	経	律		112
国際関係法特講(国際文化遺産法)	国際関係法特講(国際宇宙法)		木3	3			4.77			113
	国際関係法特講(国際経済法)		金1	3			経			114
	国際関係法特講(国際企業法務)		金4	3		<u>+</u>	477	/+		115
	比較公法(13以前入学者)	成嶋 隆	木3	3	外	養	経	律		39
	比較公法(14以降入学者)	成嶋 隆	木3	2	外	養	経	律		39
ルキヘモン	比較私法	小野 秀誠	金2	3						116
比較会社法a	比較会社法b	大川俊	木1	3	£l		47	/±		117
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	火4	3	外	養	経	律		30
ドイツ法a	18 70.041	市川須美子	木3	3	外	養	経	律		27
¬=>.¬>+	ドイツ法b	宗田 貴行	木3	3	外	養	経	律		28
フランス法a	フランス法b	小栁 春一郎	火4	3	外	養	経	律	4//	29
憲法・統治	宝井 桑豆	L. ペドリサ	火5	2				律	総	35
足注 Π (唐佐久 ⊷)	憲法・発展	大藤 紀子	木5	2				律	総	36
民法Ⅱ(債権各論)	民注册(扣皮胁按, 连接处验)	小野 秀誠	金2	2				律	総	44
商注绘则,商行为	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	火1	2	μγ	養	幺又	律	総	44
商法総則·商行為 会社法 I	会社法Ⅱ	吉川 信將 大川 俊	水1 月2	3	外	食	経経	律律	総総	49
会社法 I	会社法Ⅱ	吉川 信將	月3	2			経経	律	総総	46
					ЬИ	苯				
行政法I	行政法Ⅱ	多賀谷 一照	金3	2	外	養	経	律	総	37

【国際関係法学科】 2008~2016年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開讚科目名	担当教員	曜日	開始	7 MP 7 17				ページ	
	N 1 WINDHALL III III		時限	学年	外	養	経	律	総	
刑法総論 I	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2	外	養	経	律	総	53
刑法総論 I	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	金2	2	外	養	経	律	総	54
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2	外	養	経	律	総	55
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	木3	2	外	養	経	律	総	56
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3	外	養	経	律	総	57
国際関係論a		佐藤 俊輔	月3	2		養	経			118
	国際関係論b	佐藤 俊輔	月3	2			経			118
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	金2	2	外	養	経	律	総	72
国際協力論a	国際協力論b	片岡 貞治	月2	3			経			119
国際関係史a	国際関係史b	永野 隆行	月2	3	外	養	経			120
アメリカ政治外交史a	アメリカ政治外交史b	岡垣 知子	火3	3						121
国際政治特講(カントにおける戦争と平和と政治a)	国際政治特講(カントにおける戦争と平和と政治b)	杉田 孝夫	火3	3						122
現代経済論a	現代経済論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	律	総	123
日本経済論a	日本経済論b	須藤 時仁	火4	3	外	養	経		総	124
国際経済論a	国際経済論b	益山 光央	火2	3	外	養	経			125
国際金融論a	国際金融論b	徳永 潤二	火1	3	外	養	経			126
多国籍企業論a	多国籍企業論b	小林 哲也	火1	3	外	養	経			127
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2	外	養	経	律	総	73
日本政治論a	日本政治論b	福永 文夫	木3	3	外	養	経	律		74
日本法制史(13以降入学者)	日本近代法史(13以降入学者)	小栁 春一郎	火2	2	外	養	経	律	総	23
西洋政治史a	西洋政治史b	中根 一貴/作内 由子	月1/木1	3					総	128
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3	外	養	経	律	総	129
西洋法制史a(13以降入学者)	西洋法制史b(13以降入学者)	藤田 貴宏	水1	2	外	養	経	律		24
人権の歴史		成嶋 隆	木3	2						130
地域政治史		大谷 基道	火2	2	外	養	経		総	131
行政学a	行政学b	大谷 基道	月1	3	外	養	経	律	総	77
アジア政治論a	アジア政治論b	松岡 格	金4	3	外	養	経		総	132
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	土2	3	外	養	経	律	総	75
地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)		今井 圭子	月2	3		養				133
地域研究特講(中・東欧とロシア1)	地域研究特講(中・東欧とロシア2)	志摩 園子	火1	3						134
外国法講読 I		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	律	総	31
外国法講読 I		神馬 幸一	木2	2	外	養	経	律	総	32
	外国法講読 Ⅱ	山田 恒久	火4	2	外	養	経	律	総	33
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	木3	2	外	養	経	律	総	34

【総合政策学科】 2008~2016年度入学生

	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 全部·学			ページ
			時限	学年	外	養	経	律	玉	
入門演習		各専任教員	水2•水3	1	外	養	経	律	国	11
総合政策入門(総政用)		大谷 基道	金1	1	外	養	経	律	国	135
憲法入門	憲法•人権	加藤 一彦	火1	1	外	養	経	律	国	12
憲法入門		大藤 紀子	水1	1	外	養	経	律	国	13
	憲法•人権	大藤 紀子	火5	1	外	養	経	律	国	13
憲法入門	憲法•人権	L. ペドリサ	木1	1	外	養	経	律	国	14
民法入門		小野 秀誠	火1	1	外	養	経	律	国	15
民法入門	民法 I (代理·時効·物権総論)	納屋 雅城	金1	1	外	養	経	律	国	16
刑法入門		若尾 岳志	水1	1	外	養	経	律	国	17
	刑法入門	安部 哲夫	水1	1	外	養	経	律	国	18
社会科学概論-1	社会科学概論-2	嶋津 格	月4	1	外	養	経	律	国	21
憲法・統治		L. ペドリサ	火5	2				律	国	35
行政法I	行政法Ⅱ	多賀谷 一照	金3	2	外	養	経	律	国	37
行政法Ⅲ		山田 洋	火2	3	外	養	経	律		38
地方自治法a		多賀谷 一照	木1	3	外	養	経	律		41
	地方自治法b	市川 須美子	水1	3	外	養	経	律		42
民法Ⅱ(債権各論)		小野 秀誠	金2	2				律	国	44
	民法Ⅲ(担保物権・債権総論)	小野 秀誠	火1	2				律	国	44
民法Ⅳ(親族法)	民法 V (相続法)	藤田 貴宏	木1	2	外	養	経	律		45
商法総則·商行為		吉川 信將	水1	3	外	養	経	律	国	49
刑法総論I	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	水4	2	外	養	経	律	国	53
刑法総論I	刑法総論Ⅱ	若尾 岳志	金2	2	外	養	経	律	国	54
政治学原論a	政治学原論b	柴田 平三郎	金4	2	外	養	経	律	国	73
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永文夫	金2	2	外	養	経	律	国	72
地域政治論a		大谷 基道	火2	2	71	100	11-22		国	137
- D- West Hills	地域政治論b	大谷 基道	火2	2						137
まちづくり特論	- D. WASKAT BIII	在原 美恵	土3	2						138
3.2. V) 13 Alla	行政過程論(14以降入学者)	木藤 茂	水1	3	外	養	経	律		139
	行政過程論(13以前入学者)	木藤 茂	水1	2	外	養	経	律	国	139
	政策過程論	羽貝正美	月2	2	71	14	11-11-			140
地方自治論a	地方自治論b	荏原 美恵	±2	3	外	養	経	律	玉	75
行政学a	行政学b	大谷 基道	月1	3	外	養	経	律	国	77
経済原論a	経済原論b	野村 容康	木3	2	外	養	経	律	国	101
経済政策a	経済政策b	童 適平	火4	2	外	養	経			141
環境政策a	環境政策b	塩田 尚樹	火1	2	外	養	経			142
都市政策a	都市政策b	倉橋 透	金1	2	外	養	経			143
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	木3	3	外	養	経	律	国	57
教育法a	教育法b	市川須美子	木2	2	外	養	経	律	П	43
土地法	7.17.40	小栁 春一郎	木1	3	/ 1	DQ.	小工	1+		144
医療·福祉概論a	医療・福祉概論b	山岡淳	水2	2	外	養	経			145
地方財政論a	地方財政論b	金田美加	月5	3	外	養	経			146
財政学a	財政学b	野村容康	木2	2	外	養	経			147
日本経済論a(13以降入学者)	日本経済論b(13以降入学者)	須藤 時仁	火4	3	外	養	経		玉	124
日本文化論a	ロイルエグ 世間の(10分)サバナゴ)	城﨑 陽子	火4	2	外	養	経			148
ロインコロロロロ	日本文化論b	飯島 一彦	木5	2	外	養	経			149
	地域文化	林英一	木1	2	外	養	経			150
	~~~ IU	'I'I' 🔨	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	_	71	艮	小土	1	1	100

# 【総合政策学科】 2008~2016年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日	開始			修不可 部·学			ページ
	177777777777777777777777777777777777777		時限	学年	外	養	経	律	玉	•
国際政治学a	国際政治学b	岡垣 知子	水1	2	外	養	経	律	玉	71
比較政治a	比較政治b	佐藤 俊輔/作内 由子	水3/木3	3	外	養	経		玉	104
西洋政治史a	西洋政治史b	中根 一貴/作内 由子	月1/木1	3	外	養	経		玉	128
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	金2	3	外	養	経	律	玉	129
アジア政治外交史a	アジア政治外交史b	松岡 格	金4	3	外	養	経		国	152
法思想史	法哲学	嶋津 格	月3	2	外	養	経	律		22
日本法制史	日本近代法史	小栁 春一郎	火2	2	外	養	経	律	玉	23
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2	外	養	経	律		25
	憲法•発展	大藤 紀子	木5	2				律	玉	36
会社法 I	会社法Ⅱ	大川 俊	月2	2			経	律	玉	46
会社法 I	会社法Ⅱ	吉川 信將	月3	2			経	律	玉	47
手形·小切手法		陳 亮	月5	3	外	養	経	律		48
保険法		陳 亮	月4	3	外	養	経	律		50
経済法		宗田 貴行	木3	3	外	養	経	律		62
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	神馬 幸一	木1	2				律	玉	55
刑法各論 I	刑法各論Ⅱ	若尾 岳志	木3	2				律	玉	56
民事訴訟法a(14以降入学者)	民事訴訟法b(14以降入学者)	小川 健	火2	2	外	養	経	律		65
民事訴訟法a(13以前入学者)	民事訴訟法b(13以前入学者)	小川 健	火2	3	外	養	経	律		65
	倒産法	小川 健	木3	3	外	養	経	律		66
少年法a	少年法b	安部 哲夫	火4	3	外	養	経	律		58
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	齋藤 実	木5	2	外	養	経	律		67
社会保障法a	社会保障法b	石井 保雄	火3	3	外	養	経	律		60
労働法a	労働法b	石井 保雄	金1	2	外	養	経	律		59
租税法a	租税法b	石村 耕治	木2	3	外	養	経	律		40
消費者法		岩重 佳治	金5	3	外	養	経	律		63
環境法a	環境法b	磯田 尚子	火5	2	外	養	経	律		61
国際法 I		鈴木 淳一	月3	2	外	養	経	律	玉	68
	国際法Ⅱ	大塚 敬子	木2	2	外	養	経	律	玉	69
国際人権法a	国際人権法b	成嶋 隆	木1	2	外	養	経		玉	106
外国書講読 I		藤田 貴宏	火1	2	外	養	経	律	玉	31
外国書講読 I		神馬 幸一	木2	2	外	養	経	律	玉	32
	外国書講読Ⅱ	山田 恒久	火4	2	外	養	経	律	玉	33
	外国書講読Ⅱ	木藤 茂	木3	2	外	養	経	律	玉	34

## 【法律学科·国際関係法学科·総合政策学科共通】 2013~2017年度入学生

## 「関連」部門科目 法学部教職課程登録者対象

「関連」部門の科目は、教育職員免許状を取得するために必要な科目で、法学部の教職課程登録者のみ履修可能です。 履修にあたっては、免許課程シラバスを参照してくだい。

※「関連」部門科目は、卒業に必要な単位には含まれません。

「関連」部門科目名	開講 学期	担当教員	曜日時限	開始 学年
日本史概説 I	免詞	杵課程シラバスを参照の	こと	1
日本史概説Ⅱ	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
社会経済史a	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
社会経済史b	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
日本思想史a	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	2
日本思想史b	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	2
外国史概説 I	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
外国史概説Ⅱ	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
社会思想史a	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
社会思想史b	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
東洋史I	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
東洋史Ⅱ	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
西洋史 I	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
西洋史Ⅱ	免記	杵課程シラバスを参照の	عے	1
経済学史a	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	3
経済学史b	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	3
外国経済史a	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	2
外国経済史b	免記	杵課程シラバスを参照の	عے	2
社会学概説 I	免記	杵課程シラバスを参照の	こと	1
社会学概説Ⅱ	免	杵課程シラバスを参照の	ع	1

08~17 律・  03~07 律・		入門演習/入門演習/入門演習 *****/****		担当者	各専任教員	
講義目的、詞	冓義概要	5 7	授業計画			
法学部の新入生は、全員が、この科目を1年次の春学期に履修します(必修科目です)。授業は、18人程度のクラスに分かれて、演習(ゼミナール)形式で行われます。所属するクラスは、入学時に指定されます。 授業では、大学生活におけるさまざまなルール、大学で「学問」(高校までの「勉強」とは違います)を行う心構え、日々の学習や期末試験に臨む準備のしかた、資料や文献の調べ方・集め方、専門書の読み解き方、論文・レポートの作成方法、研究・調査報告(発表)や討論・議論のしかたなどを学びます。大学での「学問」への取り組み方を理解し、そして身につけることが本演習の目的です。 クラス担任の教員は、科目登録、履修のしかたや勉強のしかたなど大学での修学をはじめ学生生活全般について、クラスに所属する学生の相談相手となる「クラスアドバイザー」を兼ねています。大学生活等に関する質問・相談があれば、入門演習の担当者に気軽にご相談ください。			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	計画は、担当	います。 者により若干異なりますが、 当教員から提示されます。	
到達目標		政治学を学ぶ際の基本的な作法を習得し さるようにする。	、専門書の講読、	論文・レポ	ートの執筆、報告発表、討論	
事前・事後 学修の内容	担当教員の指示に従ってください。					
テキスト、 参考文献	- 1 担当数員の指示に従ってください					
評価方法	担当耄	女員から説明があります。				

08~17 律・国 03~07 律・国					担当者	加藤 一彦	
講義目的、講	義概要	5 C	授業計画	<u> </u>			
この講義は、初めて日本国憲法を学ぶ1年生を対象にしているので、憲法入門講義を行う。また、「法律学」を学ぶのも最初と思われるので、法学基礎的なところから始める。 現代社会における多くの問題を憲法の切り口で論ずる。なお、講義では、必ず判例に言及するので、教科書の他、『判例集』を持参すること。当然、『六法』は必携である。夏休み前までの講義範囲は、「信教の自由」(20条)までである。秋学期の「憲法・人権」講義と連続するので、注意すること。			3. 憲法 4. 憲法 5. 日之 6. 私之 7. 法之 8. 外国 9. 法公 10. 法公 11. 精礼 12. 思想 13. 信载	法とは大人国ののはません。大人国ののはまた。これでは、大国間の人下下的自良自の人ででは、自由のは、	る人権の意味 制定小史 権等(1)総論等(2)判例 権の設計図 の自由 (1)総論 (2)判例	2	
到達目標	憲法は	および公法領域の入門的知識を習得し、こ	これらにつ	ついての暑	<b>基礎解釈がで</b>	きるようにする。	
					: 復習用の「憲法ノート」を作成すること。ノートには判例		
テキスト、 参考文献 加藤・植村編著『現代憲法入門講義〔新 5 版			』(北樹日	出版)、柱	崎・加藤編	『新憲法判例特選』(敬文堂)	
評価方法	定期詞	<b></b>					

08~17 律・国 03~07 律・国		憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 *****/*****			担当者	加藤 一彦
講義目的、講	義概要	5	授業	計画		
権及び平和主 毎回、判例 習得を目的と ので、教科書	議まて  を読み する。	議義を踏まえて、精神的自由権から社会での講義を行う。 ながら、通説(芦部説)と判例理論のなお、講義では、必ず判例に言及する『判例集』を持参すること。当然、『六問題意識をもって講義に出席すること。	2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	表現済済済の自由は 経済済済の 自自由 は は と は 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	一 一 報道のイバ プ 総判復起 が制復起 が が が が が が が が が が が が が	一の権利
針		定める人権、およびこれに関する重要な ができるようにする。	よ判例	、学説を正確	権に解釈し、	個別の事象について見解を示
事前・事後 学修の内容						
テキスト、 参考文献 加藤・植村編著『現代憲法入門講義〔新 5 版				樹出版)、样	崎・加藤編	『新憲法判例特選』(敬文堂)
評価方法	定期詞	験:100%				

08~17 律・国・ 03~07 律・国		憲法入門/憲法入門/憲法入門 憲法 I /憲法 I		担当者	大藤 紀子	
講義目的、講義概要 【講義目的】 日本国憲法の立憲主義とは何か、国民主権、権力分立、基本的人権の保障を中心に、総論部分の基礎的な理解を得ることを目標とする。 【講義目標】 憲法とは何か、人権や統治機構の基本的な問題について扱う。 【注意事項】 総論は、理論的な考察が必要なので、授業を注意深く聞き、教科書・参考書をよく読んで理解に努めること。			授業計画  1. はじめに 2. 憲法の意法との 3. 日日本権の事法との 5. 人権の事事をと 6. 人権の事事をと 7. 人権の事事をと 9. 特別人間は基本を 10. 私活的的下のの事業を 11. 包包括の下のの事業を 14. まとめ	明治憲法の 基本原理 体 1 体 2 福祉 とそを 福 とそを を 1 を 2 を 1	這点	
到達目標憲	憲法ま	Sよび公法領域の入門的知識を習得し、こ	これらについての暑	基礎解釈がで	きるようにする。	
		大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』 『喜『憲法』第六版、岩波書店	有信堂高文社(201	17年発行のも		
1 学师方法 1 **		E試験 80% E 10%、授業での発言 10%				

08~17 律・[ 03~07 律・		憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ		担当者	大藤 紀子		
講義目的、講	冓義概要	5	授業計画				
【講義目標】 事例を通じた 【注意事項】	の保障に	こついての理解を深める。 的争点の把握が主として重要となる。 特参すること (出版社は問わない)。	1. はじめに 2. 思想・良心の自由 3. 信教の自由 4. 政教分離原則 1 5. 政教分離原則 2 6. 学問の自由 7. 表現の自由 1 8. 表現の自由 2 9. 経済的自由権 10. 人身の自由と刑事手続上の人権 1 11. 人身の自由と刑事手続上の人権 2 12. 生存権 13. 教育を受ける権利 14. 勤労権・労働基本権 15. まとめ				
到達目標		に定める人権、およびこれに関する重要だ ができるようにする。	よ判例、学説を正確	権に解釈し、	個別の事象について見解を示		
事前・事後 学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。						
テキスト、 参考文献							
評価方法	<b>価方法</b> 学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%						

08~17 律・国・総 憲法入門/憲法入門/憲法入門/憲法入門 担当者 L. ペドリサ 03~07律・国 憲法 I /憲法 I 講義目的、講義概要 授業計画 日本国憲法は生誕70年を迎えた。最近、新聞、テレビ、イ 1. 憲法とは ンターネットなど、盛んに憲法が話題になっている。例え 2. 国民主権と象徴天皇制 ば、憲法改正が妥当かどうか、集団的自衛権が国防の観点 3. 平和主義 から必要かどうか、天皇陛下の退位を認めるべきかどう 4. 基本的人権の尊重 か、外国人永住者に参政権を付与すべきかどうか、いわゆ 5. 法の下の平等 るヘイトスピーチを厳しく取り締まるべきかどうかなど 6. 精神的自由 が挙げられる。この講義では、そういった話題を手がかり 7. 経済的自由 に、憲法学の基礎を学ぶ。憲法典の構成をよく理解した上 8. 人身の自由 で、日本国憲法を身近に考えることがこの講義の目的であ 9. 社会権 10. 参政権·国務請求権 る。 11. 国会 12. 内閣 13. 裁判所 14. 地方自治 15. 憲法改正 憲法および公法領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。 到達目標 事前・事後 テキストの指定された箇所を事前に精読する。 学修の内容 毎回出される課題を解いて次回に提出する。 テキスト、 テキスト・毛利透『グラフィック憲法入門』(新世社、2016年) 参考文献 参考文献:授業中に紹介 評価方法 定期試験 70%、授業課題 30%

08~17 律・  03~07 律・		憲法・人権/憲法・人権/憲法・人権 憲法Ⅱ/憲法Ⅱ		担当者	L. ペドリサ	
講義目的、認	構義概要	ξ	授業計画			
日本国憲法第	第3章は	、「国民の権利及び義務」について定め	1. 講義の概	要		
ている。人々	マの権利	を保障するメカニズムとして「権利章	2. 人権の概	念の歴史およ	び内容	
典」を置くと	こいうや	り方は多くの憲法でみられるところで	3. 人権の享	有主体		
あり、これら	っ権利ℓ	)多くは、人が生まれながらにして有す	4. 人権の限	界:人権と公	:共の福祉	
ると考えられ	ている	5。この講義では、例えば幸福追求権、	5. 私人間に	おける人権の	保障	
平等の原則、	信教の	り自由、財産権、生存権、教育を受ける	6. 包括的基	本権		
		らが設ける「人権カタログ」を詳細に分	7. 法の下の			
析する。憲法	去が人権	雀を保障するというのは、どのような意	8. 法の下の	平等(II)		
		受業では憲法は「誰の」人権を「誰から	9. 精神的自由権:内心の自由			
2 24 7	- • –	のように」守ってくれるのか、という	10. 精神的自由権:表現の自由			
	, -	見代社会における基本的人権保障の重要	11. 経済的自由権			
性を認識する	るきった	いけを提供する。	12. 人身の自由			
			13. 国務請求権と参政権			
			14. 生存権と教育を受ける権利			
			15. 労働基本権			
到達目標		ご定める人権、およびこれに関する重要だ :ができるようにする。	よ判例、学説を正確	権に解釈し、	個別の事象について見解を示	
事前・事後	テキス	ストの指定された箇所を事前に精読する。				
学修の内容	<b>学修の内容</b> 毎回出される課題を解いて次回に提出する。					
テキスト、 テキスト・芦部信吉著『憲法 第六版』(岩波			<b>建</b> 書店、2015 年)			
参考文献 参考文献:授業中に紹介						
評価方法	定期記	<b>大験 70%、授業課題 30%</b>				

08~17 律・国03~07 律・国		民法入門/民法入門/民法入門 民事法入門/民事法入門		担当者	小野	秀誠	
条の2)を対象 民法は私法ない事項は、 私法上の位置 民法総列は 民法律行為、 民法律ので、 民法律の 民法全論、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	■、象のすづ、効意知族わば民と一べけ民なしる、せいれる。	法全般の概要と民法総則編(1条~174 ます。 設法のため、商法などの特別法に規定の 民法が参照されます。こうした民法の 民法の体系が概要の部分です。 共第1編を指し、通則、人、法人、物、 でを対象とします。民法全体の概論では	授業計画1. ガイダンス2. 序(表)3. 信民人、人5. 人人6. 法法の7. 法法律8. 法法律9. 法法律10. 意思理11. 意大久12. 代無效効14. 時条件、15. 条件	刊の濫用、 原理、配理、 原理、 原理、 所有思 、 意と 育、 意と 高、 定 良 意 度 と 意 。 、 意 と 、 、 意 。 、 意 。 会 、 。 意 。 。 会 、 。 。 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	法的主体、人 制限能力 、強行法規、任 利など きと表示主義		
到達目標	民法お	および民事法領域の入門的知識を習得し、	これらについての	の基礎解釈が	できるようにす	⁻ る。	
テキスト、 参考文献	小野秀	s誠ほか『民法総則』(法律文化社、 <b>20</b> 18	15年)。				
評価方法	定期試験 9 割、授業への参加度、発言 1 割						

08~17 律・国・約 03~07 律・国			担当者	納屋 雅城
講義目的、講義概	我要	授業計画		
貸し借り、他人に や相続など、私が 法律である。 この授業は、E 入部分ともいえる 中心として民法している。具体に 客体」、そして「 中マについて、問 明をしていく。	医の購入、借金の連帯保証、マンションの 上ケガをさせられたときの損害賠償、結婚 上ちの日常生活に直接関係してくる身近な 会法を初めて勉強する人たちに、民法の導 の「第一編 総則」と「第二編 物権」を の全体像を理解してもらうことを目的と 的には、「法律行為の主体」、「法律行為の 法律行為そのもの」という3つの大きなテ 引連する条文・判例・学説を取り上げて説 は席する際には、教科書と2017年版の六法 いれば種類や出版社は問わない)を必ず持	1. ガスス 2. 名 4. 名 5. 名 5. 名 5. 名 6. 制 物 所 所 在 6. 名 5. 名 6. 制 物 所 所 権 6. 名 6.	が が が お者②、 は で で で で で で で で で で で で で	
到達目標 民活	<ul><li>および民事法領域の入門的知識を習得し、</li></ul>	これらについての	の基礎解釈が	できるようにする。
事前・事後 学修の内容 は、	必ず確認すること。③授業後			
4. 1. 1. 1.	『目章夫『民法 総則・物権 第5版(有勢 『版が出版されたときは、改訂版を使用する		斐閣、2012 ^左	F)。なお、講義開始日までに -
<b>評価方法</b> 定期	引試験 100%			

08~17 律・ 03~07 律・					担当者	納屋 雅城	
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計	画			
民法は、フ	下動産の	)購入、借金の連帯保証、マンションの	1. ガ	イダンス			
貸し借り、個	也人にク	「ガをさせられたときの損害賠償、結婚	2. 代	理①			
や相続など、	私たち	の日常生活に直接関係してくる身近な	3. 代	理②			
法律である。			4. 無	権代理			
この授業で	では、民	法の「第一編 総則」の中の「代理(民	5. 表	見代理			
法99条~118	3条)」 る	と「時効(民法144条~174条の2)」、そ	6. 時	効①			
して「第二編	編 物材	権」の中の「物権変動」という3つの大	7. 時	効②			
きなテーマル	こついて	て、関連する条文・判例・学説を取り上	8. 取	得時効			
げて説明をし	していく	• •	9. 消滅時効				
			10. 物権変動				
[注意] 「民	法入門	」の単位を取得できていない者は、「民	11. 不動産の物権変動①				
法入門」の単	単位を用	は得したうえで、この科目の履修登録を	12. 不動産の物権変動②				
<u>すること。</u> す	また授業 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	に出席する際には、教科書と2017年版	13. 不動産の物権変動③				
の六法(民活	去が載っ	っていれば種類や出版社は問わない)を	14. 動産の物権変動				
必ず持参する	ること。		15. 全体のまとめ				
到達目標		時効・物権変動に関する基本的な制度。 こついて見解を示すことができるようにす	•	および、重	重要な判例や	学説を正確に解釈し、個別の	
事前・事後 学修の内容							
テキスト、 参考文献				三)。なお、講義開始日までに			
評価方法	<b>5法</b> 定期試験 100%						

08~17 律・[ 03~07 律・		刑法入門/刑法入門/刑法入門 刑事法入門/刑事法入門		担当者	若尾 岳志	
議義目的、講義概要 「刑法」は、学習者が、学び始める前に漠然ともっているイメージと、実際に学んでいく内容のギャップが非常に大きい法律科目です。難解な法律用語、抽象的な概念操作、求められる精緻な論理構築といった壁に、弾き返されないように、少しずつ慣れていくようにしましょう。まず、「刑事法」と「刑法」は違います。刑事法は、①犯罪とは何か、犯罪に対してどのような刑罰が科されるのかといったことを定めた「刑法」、②犯罪が発生した時に、捜査・起訴・公判・判決と進む、刑罰を科す手続きを定めた「刑事訴訟法」、③犯罪の原因を調べ、対策を考える「刑事学」の3つに大別できます。この講義は「刑法」入門ですから、①の入門的な内容を中心に授業を行います。ただ、入門ですので、②や③との関連性もお話しするようにしたいと思っています。授業には、毎回、六法を持ってくるようにしてください。(右の「授業計画」は実際の授業回数と合致しません。) (「授業計画」と実際の授業内容が異なることもあります。)また、獨協大学のPortaも利用します。			授業計画  1. 刑法とは 2. 「被害なければ(侵害原理) 3. 「法律なければ(罪刑法定なければ(罪刑法定なければ(責主義) 5. 犯罪の要件総論(第一、違法性各論(8. 違法性各論(9. 故意と違い!に(11. 命と刑法、12. 性を通判法、14. 交通とめ、15. まとめ、15.	ば犯罪・刑罰な ば刑罰なし」 性 違法阻却の原理 いろいろな違法	里について) <b></b>	
到達目標	刑法お	および刑事法領域の入門的知識を習得し、	これらについての	の基礎解釈が	できるようにする。	
事前・事後 学修の内容	事前に、資料を探し読んでくること。事後に、授業を踏まえて論述すること。					
テキスト、 参考文献	参考了	て献は、井田良『基礎から学ぶ刑事法(最新				
評価方法	定期記	<b></b>				

08~17 律・国・約 03~07 律・国	刑法入門/刑法入門/刑法入門 刑事法入門/刑事法入門/		担当者	安部 哲夫	
講義目的、講義概	我要	授業計画			
罪」の成立をかく。 事法学」為いない。 を、この犯式は者のでは、の犯式は者ので、現の問題ができる。 のの、現の問題ができる。 のの、現の問題がない。 では、の犯式によるが、の犯式による。 では、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、できる。 をは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	いずれ刑事法のそれぞれの学習を深める この前に、刑事法全般について鳥瞰する必 業では、まず刑事法の基本理念やその役 )歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司 する現代的課題について論じることにす 犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意	4. 刑法学とは(5. 刑法解釈の) 6. 刑事司法の材 7. 刑事裁判の 8. 誤った裁判 9. 国民の司法 10. 犯罪総論の 11. 犯罪終論の 12. 犯罪各論の 13. 犯罪各論の 14. 犯罪各論の 14. 犯罪各論の 15. 犯罪各論の 16. 犯罪各論の 16. 犯罪各論の 17. 犯罪各論の 17. 犯罪各論の 18. 犯罪各論の 18. 犯罪各論の 18. 犯罪各論の 19. 犯罪各論の 19. 犯罪各論の 19. 犯罪各論の 19. 犯罪各論の 19. 犯罪各論の 19. 犯罪各論の 19. 犯罪各論の 19. 犯罪格論の 19. 犯罪格論の	は間のから は間のから では では では では では では では では では では	判例を読む。 ついて。刑事政策を語る。 法の基本原理。 釈の禁止について。 検察・裁判・矯正・保護) 拠主義をめぐる問題)	
到達目標 刑治	および刑事法領域の入門的知識を習得し、	これらについての	の基礎解釈が	できるようにする。	
1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	5日程に沿って、関連教材の下読みを行い、 が資料を用いてミニレポートを作成し、論点			, = = 0 to to 11 t	
テキスト、 参考 参考文献	参考教材:大谷實『刑事法入門(第7版補訂版)有斐閣 2014 年 三井誠=曽根威彦=瀬川晃『入門刑事法(第5版)有斐閣 2013 年				
評価方法 学期	学期末試験 50%、授業内提出物(授業カードの自己所見及び5回程度のレポート)50%で評価する。				

17 律・国・編 07~16 律・国		国際関係法入門/国際関係法入門/国際関係法入門/国際関係法入門/国際関係法入門	祭関係法	5入門	担当者	鈴木 淳一				
講義目的、講	購義概要		授業計	画						
〔講義目的〕			1.	本講義を	講義を受講するにあたって					
1 111 120	, , , ,	二入学したばかりの新入生の皆さんに、	2.	国際社会	と法					
* . *		)予備知識として、国際法と国際関係に	3.	国際法の	主体(国家、国	国際組織、個人)				
		供することを目的としています。	4.	国際法の	法源(条約、慣	貫習法、法の一般原則)				
[講義の概要	~ /	く、様々な専門分野があります。この	5.	国際法と	国内法の関係					
		るく、像々な等門分野がありまり。この 固々の専門分野を詳述することはせず	6.	国際法か	らみた国家					
		<ul><li>第二の時間がある。</li><li>第二に国際公法の観点からどのように分</li></ul>	7.	国際法か	らみた海洋・	宇宙・南極				
	.,	したいと思います。	8.	国際法か	らみた安全保	障(紛争の平和的解決を含む)				
この講義を	を通じて	て国際法の様々な分野に興味を持って	9.	国際法か	らみた国際機	構				
もらい、将来	そそれら	の専門分野の教員の講義を履修して、	10.	国際法か	※法からみた個人(国籍・外国人を含む)					
勉強を進めて	こもらう	ことを希望します。	11.	国際法からみた人道(戦争犯罪を含む)						
211 122		な室で行う通常の授業を補うため、授業	12.		らみた人権					
		等を活用して、オンラインでの資料配	13.		らみた文化					
, , , , ,		で個別に行い、教員とのコミュニケーシ	14.		_ /	済(開発を含む)				
ョンを図りま	< g .		15.	今後の勉	強のために					
到達目標		<ul><li>、国際政治および国際法、国際政治領域にする。</li></ul>	或の入門	的知識を	<b>習得し、これ</b>	らについての基礎解釈ができ				
事前・事後 学修の内容		:でにポルタを通じて資料を配布しますの パイント」を提出し、後日教員の添削・=	•			*				
テキスト、 参考文献		トは指定しません。テキストがないと不 「ァ書房,2014年)や柳原『国際法』(放								
評価方法	学期末	に実施するテストにより評価し(100%)、	平常点	を加点材料	料とします <b>(</b> た	こだし上限 10%)。				

17 律・国 08~16 律・  03~07 律・	国・総 総合政策入門/総合政策入門/***>		担当者	福永 文夫			
講義目的、詞	<b>構義概要</b>	授業計画					
治学に興味 で、政治活動 う場合に政治 決まりには てみたい。 を含め、俗詞 い。 同時に、頭	できるだけ身近な問題を取り上げ、政治や政をもってもらうことを目的としている。次いめはどのような特徴をもっているのか、どうい台が登場してくるのか、政治を規定する制度やどのようなものがあるのかなどについて考えらにさまざまな政治現象の見方、解釈の仕方論ではない政治学的な見方を学んでもらいたと治学の入門講座として、専門の政治学を学ぶ知識や視点を習得して下さい。	1. はじめにつずる。 2. 国家と制一会 3. 政治学とと制治 5. 選挙学ととととという。 6. 政党閣会とという。 7. 内議会所団制とは、 9. 圧邦紀保政とは、 11. 連安全際社会に 12. 安国際社会に 13. 国際社会に 14. おわりに 15. おりに	<ul><li>中組み</li><li>中組み</li><li>ブ(1) - 投</li><li>(2) - 投</li><li>大 台 政 方 平 済</li><li></li></ul>	とは何か 制度			
到達目標	総合政策および総合政策領域の入門的知識を習	習得し、これらにつ	ついての基礎	解釈ができるようにする。			
事前・事後 学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読してお めること。	おくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまと					
テキスト、 参考文献	砂原庸介・稗田健志・多胡淳『政治学の第一場	步』有斐閣。					
評価方法	定期試験を基本に評価する。講義中、小テスト	・・レポートを課す	<b>計場合もある</b>	0			

08~17 律・ 03~07 律・		社会科学概論-1/社会科学概論-1/社会 社会科学概論-1/社会科学概論-1	<b>科学概論-1</b>	担当者	嶋津 格			
講義目的、請	構義概要	5	授業計画					
大学でこれ	れから	学問を始めようとしている諸君を相手	1.序論:全体の身	見通し、その	他			
に、社会科学	学の入門	目的授業をするというのは、私のような	2.ケルゼンのこと	<u> </u>				
老学者にとっ	ってはと	てもワクワクする挑戦です。私の能力	3.マルクス主義					
の許す限りて	で、自分	が18歳だったらこんな授業が聴きたか	4.ポパーのこと					
ったな、と思	思える』	こうな授業をしたいと考えています。講	5.碧海純一先生の	のこと				
義の目的は、	これか	いら社会科学上の様々な議論を学ぶ諸君	6.ハイエクのこと	<u> </u>				
に対して、自	全体の液	F図として使えるような大まかな地図を	7.外から見た経済	<b>斉学</b>				
与えること、	です。	もちろんそれは、私の個人としての偏	8.ロールズのこと	<u> </u>				
りから自由で	ではあ	りませんが、後で学生諸君が自由に訂	9.ノージックとリバタリアニズム					
正・批判して	てゆく	ための手始めとして役立てばよいので	10.オークショットのこと					
す。何の先力	人観もも	ったずに大海原の航海に乗り出すのは、	11.ファインバーグのこと					
あまりにも無	無謀、↓	いやむしろ不可能なことですから。	12.私の民主主義論					
前半の社会	会科学标	既論1では、私がこれまで付き合ってき	13.私の自由主義	論				
		を種にして、自分の学問史の要素も含め	14.私にとっての保守と革新					
て講義します	ナ。		15. まとめ、また	たは全体を振	り返って			
到達目標	法学、 うにす	政治学の視点から現代の社会問題を正确 「る。	筆に解釈 し、個別の	の事象につい	て見解を示すことができるよ			
事前・事後 学修の内容		HomePage で挙げる文献に目を通してみ メアドは後に指示する。	よう。嶋津に、質「	問や自分の意	見を書いたメールを出してみ			
テキスト、 参考文献			について、嶋津の HomePage(Google で「格のページ」で する。そこにある最終講義ビデオ(2014年3月)も参照。					
評価方法	期末診	<b>大験による。質問等のメールは加点(最力</b>	て 10 点)方向に <i>の</i>	み評価する。				

08~17 律・国 03~07 律・国		社会科学概論·2/社会科学概論·2/社会 社会科学概論·2/社会科学概論·2	科学概論-2	担当者	嶋津 格			
講義目的、講	義概要	Ę	授業計画					
大学でこれ	<b>いから</b>	学問を始めようとしている諸君を相手	1.序論:全体の見通し、その他					
に、社会科学	の入門	目的授業をするというのは、私のような	2.第1次世界大戰	銭と平和主義				
老学者にとっ	てはと	てもワクワクする挑戦です。私の能力	3. (世界的視野点	いら見た)第2	2次世界大戦			
の許す限りで	:、自分	が18歳だったらこんな授業が聴きたか	4.米軍の占領政策	<b>策と日本の戦</b>	後体制			
ったな、と思	!える」	こうな授業をしたいと考えています。講	5.冷戦と日本の原	思想				
義の目的は、	これか	いら社会科学上の様々な議論を学ぶ諸君	6.冷戦終焉と自日	由民主主義の	多幸症			
に対して、全	全体の液	F図として使えるような大まかな地図を	7.「終わ」らなな	いった歴史と	文化対立			
与えること、	です。	もちろんそれは、私の個人としての偏	8.リベラリズムの	の相対化と反	自由主義の諸相			
りから自由て	ごはあ	りませんが、後で学生諸君が自由に訂	9.様々なユートピア論と革新思想					
正・批判して	こゆくこ	ための手始めとして役立てばよいので	10.もう一つのファイルミニズム (iFeminism)					
す。何の先入	観もも	ったずに大海原の航海に乗り出すのは、	11.多元主義またはdiversity論の諸相					
あまりにも無	採、↓	いやむしろ不可能なことですから。	12.私の教育論					
後半の社会	科学村	既論2では、現代の世界と日本の時事的	13.秩序の希少性	論				
		)問題として捉える試みを行う。「正解」	14.ナショナリズ	`ム論				
ではなく一つ	のとら	らえ方にすぎないことを注意されたい。	15.まとめ、また	は全体を振り	)返って			
到達目標	法学、 うにす	政治学の視点から現代の社会問題を正確 「る。	雀に解釈し、個別の	の事象につい	て見解を示すことができるよ			
事前・事後 学修の内容		HomePage で挙げる文献に目を通してみ メアドは後に指示する。	よう。嶋津に、質問	問や自分の意	見を書いたメールを出してみ			
		ストはなし。参考文献については、各回に で指示する。password は授業で開示す	について、嶋津の HomePage(Google で「格のページ」で する。					
評価方法	期末記	<b>式験による。質問等のメールは加点(最大</b>	<b>に 10</b> 点)方向にの	み評価する。				

08~17 律・  03~07 律・		法思想史/****/法思想史 法思想史/****			担当者	嶋津 格			
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画						
私は、これ	1まで何	J年も法思想史を教えてきたが、今から	1. 古代ギリシャの正義論						
考えるとそれ	1は、注	:思想史というより(哲学)思想史に近	2.	ローマ法	の形成				
かったかもし	しれない	v。そこで、最近若い法哲学者たちが、	3.	「法」と	法の支配				
法思想史を	含めて色	色々優れた教科書を出版していること	4.	社会契約					
に鑑み、私も	らその一	一つを勉強しながら、そこに書かれてい	5.	ドイツ観	念論の完成				
ることについ	ハて私れ	なりにコメントすることで授業をして	6.	中世ゲル	マン法と歴史	!法学			
みたい、とね	考えるよ	こうになった。学生諸君には、私の勉強	7.	「概念法	学」批判				
に付き合って	てもらう	、という側面があってまことに申し訳	8.	法社会学	の形成				
ないのだが、	今年の	)授業は、テキストに挙げた本に従って	9.	9. 国法学と立憲主義					
進めたいと思	思う。た	だ、授業で話す内容は、テキストに書	10.	. 法実証主義の極限と「例外状態」の合法性					
かれているこ	こととば	はかなり異なるだろう、という点は、事	11.	11. 法実証主義の再興					
前に理解して	ておいて	ていただきたい。講義の目的は、法にか	12. 法実証主義への挑戦						
かわる思想の	り流れを	と概観することで、現行法への理解を深	13.	正義論の	展開				
めることにも	ある。		14.	リバタリ	アニズムの法	思想			
			15.	ポストモ	ダン法学の思	想			
到達目標	法思想する。	思史に関する古典を現代的視点で正確に角	解釈し、	個別の事象	象について見	解を示すことができるように			
事前・事後 学修の内容	テキストの各回の該当部分を事前に読んでおくことが望ましい。事後には、質問や意見を email で嶋津書いてみよう。メアドは授業で指示する。								
テキスト、 参考文献	森村追	4編『法思想の水脈』(法律文化社、2016	6年)						
評価方法	期末詞	<b>、</b> 験による。質問等のメールは加点(最大	大 10 点)方向にのみ評価する。						

08~17 律・I 03~07 律・		法哲学/****/法哲学 法哲学/****			担当者	嶋津 格		
講義目的、講	購義概要	5						
もし諸君が	ぶ、何か	かをすべきだとか、すべきでないと誰か	1.	法におけ	る「事実」(き	テキスト1節)		
に主張すると	こしよう	。もし相手が「どうしてですか」と <b>尋</b>	2.	法の権威	(同3節)			
ねると、普通	A 法律家	そは「法がそうなっているからです」と	3.	法の認識	とイデオロギ	一(同5節)		
答える。法の	つ権威を	合けるわけだが、これが一定の正確さ	4.	司法改革	論(同6節)			
でできないと	と、法律	津学を学んだとはいえない。では次に、	5.	正義論の	経緯(同7節)			
「なぜ法はる	とうなっ	っているのですか」とか「そんな法はお	6.	平等論(	司9節)			
かしくありる	ません	か」とか尋ねられた場合はどうだろう	7.	イデオロ	ギーの真理(	同10節)		
か。この種の	の問に-	一定の水準で自分なりに答えられない	8.	ユートピ	ア論(同11節	j)		
と、あなたに	は、法律	きを知っているだけの二流の人物とみな	9.	リバタリアニズム論(同12節)				
される危険か	ぶある。	このような法の根拠を、徹底して考え	10.	民主主義論(同13節)				
ようとすると	こころに	二法哲学の存在意義がある。もちろん、	11.	秩序論(同14節)				
この種の問じ	こは確定	定的な既存の回答は用意されていない	12.	生命倫理基礎論(同15節)				
から、最後に	は学生語	者君が自分で答を考えねばならない。そ	13.	臓器分配	?(同16節)			
のきっかける	と与え、	諸君が今後その種の思考を自分なりに	14.	題材として	ての「慰安婦	·」論(17節)		
発展させてい	く準備	情をすることが、本授業の目的である。	15.	裁判員制	度論(18節)			
到達目標		:は何か」について、哲学的考察の意義を にする。	と正確に	上解釈 し、個	固別の事象に	ついて見解を示すことができ		
事前・事後 学修の内容		くトの各回の該当部分を事前に読んでおく こみよう。メアドは授業で指示する。	くことか	望ましい。	事後には、	質問や意見を email で嶋津に		
テキスト、 参考文献	嶋津椛	\$『問いとしての<正しさ>』(NTT 出版	ī、201	1年)				
評価方法	期末詞	<b>、験による。質問等のメールは加点(最力</b>	大 10 点	) 方向にの	み評価する。			

 
 08~17 律・国・総 03~07 律・国
 日本法制史/日本法制史 (13~) /日本法制史 日本法制史/*****
 担当者
 小栁 春一郎

#### 講義目的、講義概要

- ・近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を遂げている。講義の目的は、明治初年から昭和の時代までの日本法の歴史について土地法制を手掛かりに理解を与えることである。
- ・講義は、明治初年における私的土地所有権の付与に始まり、最近の一連の土地対策までの土地法制の変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討することにより、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。
- ・講義では、近代日本の土地法制を、大きく2つに区分すし、春学期においては、明治、大正、昭和(ただし、第二次大戦まで)の3時期について論ずる。各期の重要な法律を取り上げ、歴史的・社会的背景、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例について解説する。講義に当たっては、土地法制の変化を通じて歴史にも一定のイメージを持てるように努める。

#### 授業計画

- 1 明治期1・現在の土地制度の出発点
- 2 明治期2·地租改正
- 3 明治期 3・民法1 民法の編纂事情
- 4 明治期 4・民法2 民法の制定と土地秩序
- 5 明治期 5・訴訟制度 裁判所構成法などの法典編纂
- 6 明治期 6・土地開発に関する制度の誕生
- 7 明治期 7・民法典の矛盾と建物保護法
- 8 大正期1・建物保護法・借地法・借家法
- 9 大正期 2・都市計画法 最初の都市計画法制
- 10 大正期3・特別都市計画法
- 11 昭和戦前期1 · 借地法等改正1
- 12 昭和戦前期2 · 正当事由制度
- 13 昭和戦前期3 (戦時体制)
- 14 戦後の混乱
- 15 まとめ

到達目標	近代の司法制度の展開のなかで、裁判所の独立、裁判官の職権の独立、裁判所の審級制度、弁護士制度などの意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。
テキスト、 参考文献	稲本洋之助=小柳春一郎=周藤利一『日本の土地法(第 3 版)』成文堂,2016 年
評価方法	学年末の試験を中心にする (80%)。日常点も加味する。

08~17 律·国·総 03~07 律·国 日本近代法史/日本近代法史(13~)/日本近代法史 日本近代法史/*****

#### 講義目的、講義概要

- ・近代日本は、土地法制においてもダイナミックな変化を 遂げている。講義の目的は、第二次大戦後から現在までの 日本法の歴史について土地法制を手掛かりに理解を与え ることである。
- ・講義は、土地法制の展開・変化を公法、私法の枠にとらわれることなく検討し、現在の土地法・土地秩序が歴史の積み重ねであることを示す。高度経済成長時代には土地や住宅の供給が不足したが、現在では空き地空き家問題のような需要不足が問題である。
- ・秋学期においては、戦後及び昭和 30 年代の高度経済成長期以後の土地法制について論ずる。昭和 20 年代、昭和 30・40 年代、石油ショックから昭和 55 年まで、その後のバブル期、更に成熟社会期という時代区分をする。各期の重要な法律を取り上げ、歴史的社会的背景、立法理由、法の主な内容、その後の法律改正、主な裁判例を解説する。

#### 授業計画

- 1 戦後復興期1・農地改革・財産税
- 2 戦後復興期2・ 憲法制定と土地法
- 3 戦後復興期3·建築基準法
- 4 経済回復期1・首都圏整備法 グリーンベルト構想
- 5 経済回復期2・日本住宅公団法と公的住宅供給
- 6 高度成長期1·都市計画法
- 7 高度成長期2・農振法 高度成長と農地所有権
- 8 高度成長期3・都市再開発法と市街地再開発事業
- 9 高度成長期4・開発指導要綱 市町村と土地利用
- 10 高度成長期 5・地価公示法 土地価格の諸制度
- 11 安定成長期 1 · 国土利用計画法 土地価格規制
- 12 安定成長期 2 · 生産緑地法
- 13 バブル期・土地基本法
- 14 バブル期 借地借家法
- 15 成熟社会期 空家法

到達目標	日本近代の土地法の概括的な特徴、個別重要立法の意義を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。
テキスト、 参考文献	稲本洋之助=小柳春一郎=周藤利一『日本の土地法(第 3 版)』成文堂,2016 年
評価方法	学年末の試験を中心にする (80%)。日常点も加味する。

13~17 律・国~12 律・国		西洋法制史 a/西洋法制史 a/**** 西洋法制史 a/****/*****		担当者	藤田貴宏			
講義目的、講	購義概要	5 C	授業計画					
	~ ·	中世ヨーロッパの法制度と法律学につ E用いながら講義します。	1:ガイダンス 2:古代ローマの 3:古代ローマの 4:古代ローマの 5:古代ローマの 6:中世封建社会 7:中世封建社会 8:中世封建社会 9:中世封建社会 10:中世ローマ 11:中世ローマ 12:中世ローマ 13:カノン法( 14:カノン法( 15:カノン法(	法(2) 2法(3) 2法(4) 2と法(1) 2と法(2) 2と法(3) 2と法(4) 2と法(4) 2と法(3) 2と法(4) 2と法(3) 2と法(4) 2と法(3)				
到達目標		ューマから近世ヨーロッパまでの法制度の )事象について見解を示すことができる」		ッパの法をぬ	かぐる諸論点を正確に解釈し、			
事前・事後 学修の内容	講義で	で指示する課題に各自取り組んでください	l'o					
テキスト、 参考文献	必要に	に応じて配布します。						
評価方法	出席を	と前提に講義内で行うテスト(100%)で	評価します。					

13~17 律・  ~12 律・国		西洋法制史 b/西洋法制史 b/**** 西洋法制史 b/****/****		担当者	藤田貴宏	2		
講義目的、詞	構義概要	5	授業計画					
		の法制度と法律学について原典史料を をします。「西洋法制史a」既習者を対象	1:ガイダンス 2:普通法と地域 3:普通法と地域 5:普通法と地域 5:普通法と地域 6:人文主義 8:人文主義 8:人文主義 (1) 10:自然法(2) 11:自然法(3) 12:法典編纂(1) 13:法典編纂(1) 14:法典編纂(1)	成固有法(2) 成固有法(3) 成固有法(4) 差(1) 差(2) 差(3)				
到達目標		ノーマから近世ヨーロッパまでの法制度 <i>0</i> D事象について見解を示すことができる J		リッパの法をと	りぐる諸論点を正確に	に解釈し、		
事前・事後 学修の内容	講義で	が指示する課題に各自取り組んでください	l'o					
テキスト、 参考文献	必要に	たじて配布します。						
評価方法	出席を	・前提に講義内で行うテスト(100%)で	で評価します。					

08~17 律・国・総 法社会学 a/****/法社会学 a 担当者 森 謙二 法社会学 a/**** 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1 法社会学はどのような学問か? 社会の変化とともに、市民法のあり方がどのように変化 2 法社会学の形成・・・(1)法社会学の成立 をしてきたか、という視点から講義を進めていきます。今、 3 法社会学の形成・・・(2)エールリッヒとヴェーバー どのような時代に住んでいるのか、その社会で法はどのよ 4 法社会学における法の概念・・・「生ける法」と法の解釈 うなあり方をすべきなのか、について考えてもらいたいと 5 市民社会と法(1) 近代市民法の構造 思います。 6 市民社会と法(2) 市民的公共性の成立と基本的人権 春学期のテーマは、大きく二つに区分できます。(1)法社 7 市民社会と法(3) 市民的公共性の崩壊 8 市民社会と法(4)〈近代家族〉の成立と法 会学における法の考え方・・・法社会学がどのように形成さ 9 市民社会と法(5) 市民的自由と社会法の形成 れ、どのように発展してきたか、(2)市民社会と法…資本 10 市民社会と法(6) 福祉国家論の展開 主義社会のなかで法がどのように発展・展開してきたの 11 市民社会と法(7) 現代家族と公共的親密圏(地域社会) か、について話を進めていきます。 12 リスク社会と法(1) リスク社会の性格 13 リスク社会と法(2) 福祉国家の崩壊と家族 14 リスク社会と法(3) 孤立する個人 15 まとめ 近代法の展開、発展や、日本社会と法の関わりを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことがで 到達目標 きるようにする。 事前・事後 講義中に配布するレジュメと講義ノートをしっかり整理してください。 学修の内容 テキスト、 テキスト、清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌明『家族革命』(弘文堂) 参考文献;ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社:ベック『危険社会-新しい近代への道』(法政大学出版部) 参考文献 試験(60%)・授業への参加(10%)・小レポート(30%)を総合的に判断。小レポートとは、自主的にまとめて 評価方法

もらうものです「メモ」のことです。

08~17 律・ 03~07 律・				/*** /***		法社会学 b			担当者		森	謙 <u>一</u>
講義目的、講義概要 講義の目的は、春学期と同じです。 秋学期のテーマは、「近代日本社会と法」を中心に話していきます。(1)伝統的な社会が多様であることを前提とし、(2)明治国家は世界のどのような中で成立したのか(3)明治国家はどのように近代化あるいは文明化を果たそうとしたか、(4)明治国家の構築に対して、西洋法に対して「日本的なもの」をどのように作り上げてきた、(5)戦後体制波動のように形成されたか、どのように崩壊したのか、(6)「第二に近代」と位置づける現代日本がかかえている問題、について話をしていきます。  到達目標 近代法の展開、発展や、日本社会と法の関わきるようにする。					1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	明世明近近日戦戦戦戦時の家家家家お戦本日本前後後日本前後後日本が後にといる。	考の丘天天るとのでの大きな代化・一年の大学をできるとのでのの世界では、一年ののの世界では、一年ののの世界では、一年のでは、一年の一年文国国家が、一年の一年文国国家が、一年の一年文国国家が、一年の一年文国国家が、一年の一年では、一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	の一明家家族を後高銭を終現日開神神」の改度後一焉	道体制の確立 道体制の確立 の成立 ったか? 本 或長期 日本の安保体	史の立場から 種を中心に) 置・地租改正) な(1) な(2)		
到達目標				展や、日	本社会	と法の関わり	) をI	E確に解釈し	、個別の事	象に	こついて見解る	を示すことがで
事前・事後 学修の内容	表田に帰布する   バンュメレ講表 / ートをしっ						いり重	<b>を</b> 理してくた	さい。			
						z)、清水・森・岩上・山田『家族革命』(弘文堂)、岩上・鈴 くえ』(弘文堂)、森『墓と葬送のゆくえ』(吉川弘文館)						
評価方法	試験(C	,	<u></u>	 への参加	(10%) •	小レポート(	(30%)を総合的に判断。自主的にまとめてもらうレポートの				らうレポートの	

08~17 律・ 03~07 律・			里学 a∕* 里学 a∕*		/****			担当者	南部	さおり		
講義目的、講	購義概要	要				授業計画						
の教一【①して②い布の授な性には、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	方のこの下に分イや別にどれて分く意中が考ドオ決鑑・中に行く、意中が考にオ決鑑・中はいてない。	つ野・事にるし個ラな、音用きに主項はたた別イど授機を入れる。	記罪学、分理 ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	科横的 い題下るせもトた席学断な 凄をさ1んのフ電を、的内 惨期いつ。とォ子命とな子命	科学的アプロである。 事件を数は 事件を要講生は 見方に除さいます。 をするである。 をするである。 をするである。 をするである。 をするである。 とは ないまする。 といっとは といっとは といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまり。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまする。 といっとしまる。 といっとしまる。 といっとしまる。 といっとしまる。 といっとしまる。 といっとしまる。 といっとしまる。 といっとしまる。 とっとしま。 とっとしま。 とっとしま。 とっとし。 とっとし。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 と	2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児児	(3) 代理ミニ 犯罪 (1) (2) 理学 精神鑑定(1 精神鑑定(2	i待・ネグレク ↓ンヒハウゼン ↓			
							※上記順番	は変更・前後	受することがあ	ります。		
到達目標					者処遇システ. て見解を示す:				会復帰のための	の働きかけを正		
事前・事後 学修の内容	**   第   同日授業にないて帰事する女献リスト()					文献をそれぞれあたること。						
テキスト、 参考文献 各回毎の参考文献リストを第1回目授業にお					回目授業におい	いて配布						
評価方法						出物で 50%、期末試験の結果で 50%とする。出席日数が 5 4年生は特に注意のこと。4年生の特別措置は特にない。						

08~17 律・  03~07 律・		法心理学 b/*****/***** 法心理学 b/****		担当者	南部 さおり		
講義目的、詞	購義概要	5	授業計画				
法心理学aの講義目的・講義概要を参照のこと。			<ol> <li>犯罪原因論</li> <li>少年犯罪と集団心理</li> <li>反社会勢力の社会心理学</li> <li>ストーカーの心理学</li> <li>性犯罪と被害</li> <li>いじめ論</li> <li>離婚・家族法の心理学</li> <li>犯罪と司法精神医学</li> <li>「無敵の人」と現代社会</li> <li>学校事故と被害者①</li> <li>学校事故と被害者②</li> <li>詐欺の心理学</li> <li>医療過誤論</li> <li>法中毒学</li> <li>リクエスト授業</li> </ol>				
到達目標	基本的な犯罪・非行理論や犯罪者処遇システム、および、犯罪者の理解と社会復帰のための働きかけを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	第1回目授業において配布する文献リストの文献をそれぞれあたること。						
テキスト、 参考文献	各回毎の参考文献リストを第1回目授業において配布						
評価方法		と業時に毎回求める感想や課題などの提出 前の場合には自動的に不可となるので、4					

08~17 律・国・約03~07 律・国	ドイツ法 a/ドイツ法 a/***** ドイツ法 a/ドイツ法 a		担当者	市川 須美子	
イツ法資料のアニン 公法領域を、基本 心に研究対象と ドイツ憲法で け、その基本的 邦主義と二院制、 地方自治につい ルでかなり進んで 教育法・子ど 児童虐待と親権	は、まず、ドイツ法の基礎知識として、ドクセスのしかたを学んだあとで、ドイツの本法、地方自治法、教育法・子ども法を中します。 ある基本法については、歴史的な位置づ時徴、人権規定の日本国憲法との比較、連司法制度などを取り上げます。 いては、その構造と特徴、地方自治のレベでいる直接請求の制度などを検討します。 お法については、ドイツの教育憲法裁判、など、ドイツと日本で共通的問題をかかえなり上げ、それぞれの解決方向の共通性と	授業計画1講義の進め方とスケジュール2ドイツ法文献のアクセス3ドイツ基本法とドイツ統一4基本権(1)5基本権(2)6連邦主義7参議院8司法制度9地方自治(1) — 3 層構造と4類型10地方自治(2) — 直接請求11ドイツ教育法(1) — 教育憲法裁判12ドイツ教育法(2) — 生徒の権利と政治教育13子ども法改革14児童虐待と親権15まとめ			
	ドイツ法の基礎、ドイツ法の様々な学問分野に触れ、ドイツ法に関する事例について重要な判例・学説を 正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後学修の内容	ドイツ法の標準的教科書を読んでください。				
テキスト、 参考文献	講義時に指定します。				
評価方法 試	食またはレポート				

08~17 律・国 03~07 律・国		ドイツ法 b/ドイツ法 b/**** ドイツ法 b/ドイツ法 b			担当者	宗田	貴行	
講義目的、講	購義概要	ī	授美	業計画				
ドイツ法は、日本の法制度が模範としたものである。今日の我が国において、英米法の影響が強まっているとはいえ、現在でもなお、ドイツ法を学ぶ意義は大いにあるといってよい。  そこで、本講義においては、ドイツの法律のうち、消費者・事業者間の取引に関する法制度について、近時の展開をみることにする。  上記の目的の達成のために、最新の事例やニュース、DVD、現地調査の成果などを用いる。				1 イントロ ドイツ法を学ぶわけ、大陸法と英米法、 2~3 閉店法―小売店の営業時間規制の根拠と緩和改正 4 景品・割引規制、オクトーバーフェストとビール純粋令 5 ハリボ訴訟と商標法、アマゾン事件と競争制限禁止法 6 書籍再販制度―電子書籍と書籍価格拘束法改正、薬価規制 7 広告・勧誘規制――不正競争防止法とミネラルウォーター事件 8 不招請勧誘規制①―電話勧誘・訪問販売 9 不招請勧誘規制②―Fax広告・電子メール広告 10 消費者の集団的被害救済①―消費者団体の差止請求権 11 消費者の集団的被害救済②―利益剥奪請求権 12 公共料金の不当な値上げと民法上の約款規制 13 公共料金の不当な値上げと民法上の約款規制 13 公共料金の不当な値上げと力ルテル庁の利益返還命令制度 14 抽象的違憲審査制と裁判制度―DVD『日独裁判官物語』鑑賞 15 総括―ドイツにおける消費者法と規制緩和・経済の自由化				
到達目標		法の基礎、ドイツ法の様々な学問分野( 解釈し、個別の事象について見解を示っ				について重要な	判例・学説を	
事前・事後 学修の内容	毎回の講義のための教科書・参考書の該当箇所、指定された文献を熟読してくること							
テキスト、 参考文献	テキスト (教科書): 宗田貴行『消費者法の新展開』慶應義塾大学出版会 2009 年。参考書: 宗田貴行『団体訴訟の新展 開』慶應義塾大学出版会 2006 年、宗田貴行『迷惑メール規制法概説』レクシスネクシス・ジャパン 2006 年							
評価方法	レポート							

08~17 律・国 03~07 律・国			*	担当者	小栁 春一郎	
講義目的、講	義概要	ξ	授業計画			
法であり、日本 た。本講義の問 ランススススススススススススススススストの具体 姿を春学する内閣に ・かには、かいのは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、かいのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	本目徴歴体し、体政るとっの的を史的たフ的府。のていりのよりのでいかける	「イツ法と並んで大陸法を代表する外国 近代法の形成にも大きな影響を与えてき は、日本法への関連に配慮しながら、フ 月らかにすることにある。本講義では、 ち・全体的な特徴を明らかにした後に、 別度を取り上げて、生きたフランス法のい。 ランス公法の制度的特質を概論的に明ら には、現在のフランス第5共和制の大統 の制度、議会制度、司法制度等の特質 別えば、立法府のあり方を説明する場合 比較を常に意識して説明する。 は、TV放送録画・映画などを積極的に利 フランス法のイメージを得られるように	1 フランス第5 記 2 大統領1 大統領2 大統領2 大統領2 大統領2 内閣の 5 内閣2 内閣の 6 議会1 二院制の 6 議会1 二院制の 2 法裁判所 1 10 司法裁裁判所 1 2 法学制制 1 1 1 1 1 1 2 法学制 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	監領選挙 監領機織 組織 地権限 対象を 対象を を を を を を を を を を を を を を を を を	徴・権限 刑事手続	
針	フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・ 学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後学修の内容	事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。					
テキスト、 参考文献	テキストは講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。					
1 評価力法		この試験を中心にする(80%)。日常点も ロスペースに余裕があり,公正な実施が同		間試験も実施	する。	

	08~17 律・国 03~07 律・国				担当者	小栁	春一郎	
法であり、日本の近代法の形成にも大きな影響を与えてきた。本講義の目的は、フランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特色、	講義目的、講	<b>義概</b> 要	5	授業計画				
た。本講義の目的は、フランス法の特徴を明らかにすることにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度、判例を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フランス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV は接続に対しては、日本法との比較を行うとともに、TV は 相続登記 は 相続登記 は 日本 は 日	・フランス法は、ドイツ法と並んで大陸法を代表する外国 1 婚姻の成立1 儀式							
とにある。本講義では、フランス法の歴史的・全体的な特 像を明らかにした後に、いくつかの具体的制度、判例を取 り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。 ・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較 に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本 民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フラ ンス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規 プレ、具体的理解に努めたい。 ・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV 放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフラン ス法のイメージを得られるようにする。  4 婚姻の効果2 夫婦の財産関係 6 離婚手続2協議に基づかない離婚 7 内縁 8 パックス・同性婚 9 氏・名 10 相続の開始・相続人 11 相続と公証人 12 相続と債権者 13 遺言 14 相続登記 15 まとめ 15 まとめ	法であり,日	本の近	f代法の形成にも大きな影響を与えてき	2 婚姻の成立2	婚姻意思を欠	欠く場合		
<ul> <li>徴を明らかにした後に、いくつかの具体的制度、判例を取り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。</li> <li>・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フランス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。</li> <li>・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TVは接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TVは接続に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TVは接続回・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法の人とは表示である。</li> <li>13 遺言は 相続登記 は 相続登記 は 相続登記 は 15 まとめ</li> <li>15 まとめ</li> <li>16 離婚手続 1 協議に基づく離婚 (2 解婚 (2 解析 (2 解析</li></ul>	た。本講義の	目的に	は、フランス法の特徴を明らかにするこ	3 婚姻の効果1 夫婦の身分的関係				
り上げて、生きたフランス法の姿を明らかにしたい。 ・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較 に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本 民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フラ ンス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規 定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹 介し、具体的理解に努めたい。 ・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV お送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフラン ス法のイメージを得られるようにする。  16 離婚手続2協議に基づかない離婚 7 内縁 8 パックス・同性婚 9 氏・名 10 相続の開始・相続人 11 相続と公証人 12 相続と人証人 12 相続と債権者 13 遺言 15 まとめ  フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な半	とにある。本	講義で	では、フランス法の歴史的・全体的な特	4 婚姻の効果 2	夫婦の財産関	関係		
・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フランス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。 12 相続と公証人介し、具体的理解に努めたい。 12 相続と債権者・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV 13 遺言放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。 15 まとめ フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な半到達日標 フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な半	徴を明らかに	した後	後に、いくつかの具体的制度、判例を取	5 離婚手続1協	議に基づく離	婚		
に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本 民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フラ ンス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規 定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹 介し、具体的理解に努めたい。 11 相続と公証人 12 相続と債権者 ・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV が送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフラン ス法のイメージを得られるようにする。 15 まとめ 到達日標 フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な半	り上げて,生	こきたこ	フランス法の姿を明らかにしたい。	6 離婚手続2協	議に基づかな	い離婚		
民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フランス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。       10 相続の開始・相続人         介し、具体的理解に努めたい。       12 相続と公証人         ・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV 放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。       13 遺言         14 相続登記       15 まとめ         到達日標       フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な半	<ul><li>秋学期では</li></ul>	・秋学期では、親族法と相続法を取り上げ、日本との比較 7 内縁						
<ul> <li>ンス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。</li> <li>・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV 13 遺言 放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。</li> <li>10 相続の開始・相続人 11 相続と公証人 12 相続と債権者 13 遺言 14 相続登記 15 まとめ 15 まとめ 15 まとめ</li> </ul>	に注意しなが	に注意しながら検討する。例えば、婚姻の成立でも、日本 8 パックス・同性婚						
定しているなど大きな相違がある。毎回一つは、判例を紹介し、具体的理解に努めたい。	民法では儀式	民法では儀式が法律上は意味を持たないのに対して、フラ 9 氏・名						
介し、具体的理解に努めたい。12 相続と債権者・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV13 遺言放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフランス法のイメージを得られるようにする。14 相続登記ス法のイメージを得られるようにする。15 まとめ到達日標フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な半	ンス民法は儀	ンス民法は儀式において民法の条文を朗読することを規 10 相続の開始・相続人						
<ul> <li>・講義に当たっては、日本法との比較を行うとともに、TV</li></ul>	定しているな	定しているなど大きな相違がある。毎回一つは,判例を紹 11 相続と公証人						
放送録画・映画などを積極的に利用し、学生諸君がフラン 14 相続登記 15 まとめ 15 まとめ フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な半	介し,具体的	]理解に	こ努めたい。	12 相続と債権者	Í			
ス法のイメージを得られるようにする。	<ul><li>講義に当た</li></ul>	ってに	t, 日本法との比較を行うとともに, TV	13 遺言				
到達日標 フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な¥	放送録画・映	画なと	ごを積極的に利用し、学生諸君がフラン	14 相続登記				
	ス法のイメー	・ジを得	<b>鼻られるようにする。</b>	15 まとめ				
子説を正確に解釈し、個別の事家について見解を示すことができるようにする。	到達目標	フランス法の基礎、フランス法の様々な学問分野に触れ、フランス法に関する事例について重要な判例・ 学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容 事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。		事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。						
テキスト、 参考文献 テキストは講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。	• • • • •	テキストは講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。						
<b>評価方法</b> 学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。 教室のスペースに余裕があり、公正な実施が可能な場合には中間試験も実施する。	学师方法	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						

08~17 律・国 03~07 律・国				担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要  【講義目的】 EU (欧州連合) 法の沿革、性質に対する基本的な理解の習得を目的に、講義する。  【講義概要】 EU 法発展の歴史、EU の組織や政策決定過程、EU 法の性質や加盟国国内法・欧州人権条約との関係などについて概説する。			授業計画  1. はじめに 2. EU 法発展のほ 3. EU 法発展のほ 4. 主要機関 1 5. 主要機関 2 6. EU 法の直接で 8. EU 指令の水 9. 前半のまとめ 10. 国内法のを以 11. 実効的のを区 11. 加盟国本権憲 14. 欧州人権条約 15. まとめ	歴史 2 法に対する優 効果 平的直接効果 J 法への適合 O 保 負 人 人 で し く で し く で り く で り く で り り く で り り く り く り く り	の否定
	EU 設立に至るヨーロッパの歴史、EU という地域共同体における法の基本的性質に触れ、EU が扱う具体的かつ多様な政策についての重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				
	授業で扱う論点を事前に教科書・参考書で確認し、授業の後に再度教科書・参考書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。				
テキスト、 参考文献	中村民雄・須網隆夫編著『 $EU$ 法基本判例集』(第 $2$ 版 日本評論社)、 庄司克宏著『新 $EU$ 法 基礎編』(岩 波書店)				
評価方法	レポート 30%、小テスト 50%, 平常点 10%、発言・その他の課題 10				

08~17 律・I 03~07 律・		地域共同体法 b/地域共同体法 b/** 地域共同体法 b/地域共同体法 b	* * *	担当者	大藤 紀子
講義目的、詞	構義概要	5	授業計画		
【講義目的】 教科書、参考書を用いながら、EUの各政策分野の理解を目的とする。 【講義概要】 EU 域内においては、モノ・人・サービス・資本の自由移動が原則化し、国家を跨ぐ性質を有する EU 法が、各国家法と並んで重要な役割を担っている。授業では、個別政策分野における EU 法の内容について学ぶ。			1. はじめに 2. 共同市場と場 3. モノの自由移 4. モノの自由移 5. まとめ1 6. ヒトの自由移 7. ヒトの自由移 8. まとめ2 9. サービス・資 10. 経察・刑事 12. 対外関係 13. 環境政策 14. 環境政策 15. まとめ	s動1 s動2 s動1 s動2 f本の自由移動 会政策	边
到達目標	EU 設立に至るヨーロッパの歴史、EU という地域共同体における法の基本的性質に触れ、EU が扱う具体的かつ多様な政策についての重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	授業で扱う論点を事前に教科書・参考書で確認し、授業の後に再度教科書・参考書を熟読、週ごとにノートを整理すること。				
テキスト、 参考文献	中村民雄・須網隆夫編著『EU 法基本判例集』(第 2 版 日本評論社)、 庄司克宏著『新 EU 法 基礎編』(岩 波書店)				
評価方法	レポート 30%、小テスト 50%, 平常点 10%、発言・その他の課題 10%				

08~17 律・ 03~07 律・					藤田	貴宏
講義目的、詞	講義概要	<del>2</del>	授業計画			
		や法制度の思想的背景や歴史的沿革を 会読検討します。	1:ガイダンス 2:文献講読(1) 3:文献講読(2) 4:文献講読(3) 5:文献講読(4) 6:文献講読(5) 7:文献講読(6) 8:文献講読(7) 9:文献講読(8) 10:文献講読(9) 11:文献講読(10 12:文献講読(10 12:文献講読(10 13:文献講読(10 14:文献講読(10	)) (1) (2) (3)		
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。					
事前・事後 学修の内容	テキス	テキストを精読し、授業で指示する課題に各自取り組んでください。				
テキスト、 参考文献	必要は	必要に応じて配布します。				
評価方法	割り当	省て箇所の訳読(50%)、授業期間中に行	うテスト (50%)	で評価しま ^っ	す。	

08~17 律・  03~07 律・					神馬 幸一
講義目的、詞	講義目的、講義概要				
Learning Aims and Outcomes: This course aims to give students a broad overview of the academic field "Law and Bioethics". We will look not only at the evolution of the bioethical issues themselves, but also the legal measures which have been enacted to address them.  Course Description: The instructor's academic concern is to provide a foundation for legal analysis of the most durable bioethical issues that have consistently found themselves at the center of the public debate over the last quarter of a century. The focus of the instructor's study is on the legal issues, and primarily addresses issues that have found their way into the courts, legislatures, administrative agencies. The course is not theory-based, but aims to give students a variety of perspectives on the problems.			<ol> <li>Introduction</li> <li>What is "Law and Bioethics"</li> <li>When did the Field "Bioethics" originate?</li> <li>A multitude of methods for "Bioethics" (1)</li> <li>Cont. (2)</li> <li>How does "Law and Bioethics" differ from other "La Ands"? (1)</li> <li>Cont. (2)</li> <li>What is taught and published in the field "Law a Bioethics"? (1)</li> <li>Cont. (2)</li> <li>Too much rights talk? (1)</li> <li>Cont. (2)</li> <li>An Illustration: Life support for non-competent patients. (1)</li> <li>Cont. (2)</li> <li>Cont. (3)</li> <li>Cont. (4)</li> </ol>		
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。				
事前・事後 学修の内容	The content is challenging, and students will have a heavy homework load. TOEIC level: above 750.				
テキスト、 参考文献	Alexander Morgan Capron & Vicki Michel, <u>Law and Bioethics</u> , 27 Loy. L. A. L. Rev. 25 (1993).				
評価方法	Evalu	Evaluation for this course is by participation and some required translation work.			

08~17 律・国 03~07 律・国				担当者	山田 恒久
講義目的、講	義概要	ē	授業計画		
This course is designed to provide undergraduates with a general education in basic and current issues on English Law. 英国法の基本的で現代的な知識を原文で学びます。  Curriculum This program consists of 15 components, which are not divisible. Each students is required to attend at all of components and to submit all reports.  15 回の全ての講義回において、事前に準備した自身の邦訳文を発表し、討論することにより、受講者の理解を深める。			<ol> <li>Statute law and common law</li> <li>Relations between statute law and common law</li> <li>Binding force of precedents-Ratio decidendi</li> <li>Sources of common law</li> <li>Common law and equity law</li> <li>Probate and administration</li> <li>Marriage and divorce</li> <li>Admiralty</li> <li>Parents and guardians-Legitimacy, Adoption</li> <li>Nationality and domicile</li> <li>Agency and partnership</li> <li>Real property and personal property</li> <li>Contracts</li> <li>Breach of contract</li> <li>Torts</li> </ol>		
到達目標	外国語文献の講読により欧米諸国の法制度を理解し、外国法を解釈できるようにする。				
事前・事後 学修の内容	<u>事前学修</u> :該当箇所の条文を確認して下さい。 <u>事後学修</u> :講義中に扱った練習問題を復習して下さい。				
	Xeroxed materials will be distributed in class appropriately. テキストは指定しません。講読する英文の文献をコピーしてお渡しします。				
		ation will be graded according to the re 講義回において課されるレポートの提出			

08~17 律・国03~07 律・国		外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ/外国書誌 外国法講読Ⅱ/外国法講読Ⅱ	構読Ⅱ	担当者	木藤 茂		
講義目的、講	義概要	Ē	授業計画				
ドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識のある学生を対象として、ドイツの法学に関するドイツ語の文献を講読することを通じて、ドイツ法さらには日本法の理解を深めることを目的とします。 具体的な文献は、これまでの実績からして、ドイツの法学部生向けの法学入門書、ドイツの公法(憲法・行政法)分野の教科書・論文、政府機関等の報告書といったものの抜粋になると思います。 ※ ドイツ語未修者など、ドイツ語の基礎文法を一通り終えていない方には、受講を認めません。   一方、語学としてのドイツ語の文法や会話の講義ではないので、ドイツ語の能力の向上のみを目的とする方は、受講をご遠慮ください。   他方、語学としてのドイツ語の能力がいくら優れていると認められる場合であっても、出席や輪読等への参加が不十分と認められる場合には、単位は認定しませんので、この点も			<ul><li>※ 講読の前</li><li>知識がある</li></ul>	提としてのド	さって文献の輪読を行います。 イツ語・ドイツ文法の基礎的 いて、初回のガイダンスの際 います。		
到達目標	外国語	子文献の講読により欧米諸国の法制度を理	<b>理解し、外国法を</b> 触	解釈できるよ	うにする。		
事前・事後 学修の内容	毎回の	講義時間中に適宜指示します。					
テキスト、 参考文献	初回のガイダンスの際に、受講者の語学能力や関心を確認した上で、文献のコピーを配布します。						
評価方法	** ドイツ語ということもあって受講者は例年数名程度ですので、毎回の出席を"前提"とした上で、予習・理解の度合い (60%) と質問・議論等による参加の度合い (40%) を基に総合的に評価します。						

08~17 律・国・総 | 憲法・統治/憲法・統治/憲法・統治 担当者 L. ペドリサ 03~07律・国 憲法Ⅲ/憲法Ⅲ 授業計画 講義目的、講義概要 憲法は国家の統治の基本構造を定める法である。憲法とい 1. 講義の概要 うと、権力から国民をどのように守るかに視点が置かれが 2. 憲法と立憲主義 ちであるが、権力をどのように発動するかを定めるのも憲 3. 日本憲法史 法の重要な役割であり、日本国憲法では多くの条文を割い 4. 国民主権の原理 てこの点に対処している。この講義では、内閣や国会の組 5. 平和主義の原理 織、両者の相互関係、国会議員の地位や権限、国会や内閣 6. 権力分立と議院内閣制の力学 の活動方法と権限、裁判所の組織と権限、財政、地方自治 7. 国会の地位 など、国家の統治機構について学ぶ。特に、司法権のとこ 8. 国会の組織と活動 ろにおいて、日本国憲法が採用している違憲審査のあり方 9. 行政権と内閣 を分析し、憲法訴訟の仕組みについて習う。授業は講義形 10. 内閣の組織と権能 式で行う。また、立憲主義の歴史的展開を確認した後、日 11. 司法権の意味と範囲 本憲法史を把握する、憲法学の基本を学ぶ。 12. 裁判所の組織と権能 13. 違憲審査と憲法訴訟 14. 財政 15. 地方自治 憲法に定める統治機構、およびこれに関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解 到達目標 を示すことができるようにする。 事前・事後 テキストの指定された箇所を事前に精読する。 学修の内容 毎回出される課題を解いて次回に提出する。 テキスト、 テキスト・芦部信吉著『憲法 第六版』(岩波書店、2015年) 参考文献 参考文献:授業中に紹介 評価方法 定期試験 70%、授業課題 30%

08~17 律・国・総   憲法・発展/憲法・発展/憲法・発展   03~07 律・国   ***********************************							
講義目的、講義概要 【講義目的】 日本国憲法の成立経緯や天皇の地位と権限、平和主義を学ぶ。 【講義目標】 歴史的に日本国憲法が担ってきた意味や役割を勉強する。 また、日本国憲法の改正にまつわる理論や、国際法の位置 づけを通じて、憲法の意義について、理解を深める。	授業計画						
<b>到達目標</b> 憲法の歴史や未来、およびこれに関する重要 すことができるようにする。	な判例、学説を正確	雀に解釈し、	個別の事象について見解を示				
事前・事後 学修の内容 と。	授業で扱う論点を事前に教科書で確認し、授業の後に再度教科書を熟読し、週ごとにノートを整理すること。						
テキスト、 参考文献	大津・大藤・高佐・長谷川『新憲法四重奏』有信堂高文社(2017 年発行のもの) 芦部信喜『憲法』第六版、岩波書店						
<b>評価方法</b> 学期末試験 80% 平常点 10%、授業での発言 10%	学期末試験 80%						

08~17 律・国 03~07 律・国					担当者	多賀谷 一照	
講義目的、講義	<b>養概</b> 要	ξ	授業計	画			
行政法の基礎知識の修得を目指す。 行政法は行政法総論と行政争訟法からなるが、本学では行政法総論を行政法Ⅰ、Ⅱで、行政争訟法を行政法Ⅲで講義する。 行政行為を中心とする行政法理論は、体系的に完成しており、諸君はまずその基本構造を学ばなければならない。 そのうえで、行政手続法など新たな要素を理解することが必要である。 行政法Ⅰでは、総論として、行政組織法概論と、行政争訟法(行政行為と取消訴訟のみ)をも併せて講義する。			2 \ 3 \ 4 \ 5 \ 6 \ 7 \ 8 \ 9 \ 1 1 \ 1 2 \ 1 3 \ 1 4 \ .	行政行為於行政行為於行政行為於行政行為於行政行為於行政行為行政行為行政行為行政行	法 法(1) 法(2) と手続的正義 論(1) 論(2) と行政訴訟 の効力		
오비-포 너 쟤		kの全体像とともに、特に重要な理論・問 pいて見解を示すことができるようにする		点や基本的	りな制度の概	要を正確に理解し、個別の事	
事前・事後 学修の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
テキスト、 参考文献	櫻井・橋本「行政法」弘文堂						
評価方法 哲	<b>方法</b> 授業中レポートを行う。最終試験と合わせて評価する。						

08~17 律・  03~07 律・		行政法Ⅱ/行政法Ⅱ/行政法Ⅱ 行政法Ⅱ/行政法Ⅱ			担当者	多賀谷 一照	
講義目的、詞	構義概要	ξ	授業計画				
行政法Ⅱでは、行政法Ⅰを受けて、行政法総論を講義する。 行政行為以外の非権力行政、行政強制の部分が中心となる。 行政作用法と行政救済法の関わりを、判例を通じて明らかにする。			12、行政	女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女人,是一个女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女女	(1) (2) 法(1) 法(2)	徴収	
到達目標		☆総論に関する基本的な項目・論点や制度 なができるようにする。	度を体系的が	ンつ正確	雀に理解し、	個別の事象について見解を示	
事前・事後 学修の内容	授業の前後に一度は教科書の該当部分を熟読すること。引用された判例の勉強をすることも勧める。						
テキスト、 参考文献	同上						
評価方法	授業中レポートを行う。最終試験と合わせて評価する。						

08~17 律・ 03~07 律・		行政法Ⅲ/****/行政法Ⅲ 行政法Ⅲ/****		担当者	山田 洋		
講義目的、認	構義概要	ξ	授業計画				
本講義においては、行政法I及びIIにおいて学習した「行政法総論」の知識を前提として、「行政救済法」を学習する。具体的には、行政活動をめぐる市民と国や地方公共団体の間の訴訟手続を定める行政事件訴訟法が中心となるが、行政機関の内部的な見直し制度を定める行政不服審査法と国や地方公共団体に対する市民による損害賠償請求について定める国家賠償法も取り扱う。必ずしも、充分な講義時間が確保されているわけではないので、各自、テキストによる予習と復習により補充することが望まれる。より詳しい講義予定については、講義の冒頭で配布する予定である。			1. 行政事件訴訟 2. 客観訴取件部 3. 処分消訴と件 5. 取別消數要件第 6. 訴訴訟所訴訟の 7. 取別消訴他のの教 8. 取別消訴他のの教者所の 10. そのの教者所の 11. 仮の事者上賠償 13. 行家賠 14. 国家賠償 15. 15.	公の基本構造 系訟要件① 手理手続 引決 手訴訟① 告訴訟② 度			
到達目標	一 行政救済法に関する基本的な項目・論点や制度を体系的かつ正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容	テキストの該当箇所を事前に熟読しておくと、理解が深まる。						
テキスト、 参考文献	曽和・山田・亘理『現代行政法入門【第3版】』有斐閣 2016						
評価方法	最終記	<b>【験の成績により、評価する。</b>					

講義目的、講義概要     授業計画       【講義目的】     各回の講義テーマは次のとおりである。       「公法」のうち「憲法」について、それぞれの国家社会     1 は数事状学。の道 1							
「公伝」のうち「憲法」について、それでれの国家社会が独自の憲法の歴史を持ち、独自の憲法問題に直面しているということを理解させることを目的とする。 【講義概要】 初回に比較憲法学の基礎について概説した後、2~13回は主要国における憲法の歴史と現在的課題について解説する。終盤の14・15回は、諸外国との比較の中で日本憲法史を概観し、現行憲法の特徴について解説する。 【その他、履修上の注意】 憲法科目を履修していることが望ましい。 六法(小型のもので可)は毎回の講義に必ず持参すること。  1 比較憲法学への導入 2~3 イギリス憲法の歴史と現在 4~6 アメリカ憲法の歴史と現在 1 比較憲法学の導入 2~3 イギリス憲法の歴史と現在 1 比較憲法学の導入 2~3 イギリス憲法の歴史と現在 1 比較憲法の歴史と現在 1 比較憲法学のの導入 2~3 イギリス憲法の歴史と現在 1 比較憲法の歴史と現在 1 比較の歴史と現在 1 比較の中の日本憲法の歴史と現在 1 比較の中の日本憲法(1)一日本憲法史							
到達目標 比較公法の基礎、および、比較公法に関する各種の事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解をことができるようにする。	:示す						
事前・事後 講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくこる 学修の内容 容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容と							
テキスト、 【テキスト】 指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 <b>参考文献</b> 【参考文献】 随時紹介する。							
評価方法 2回の小テスト(各20点)および学期末に実施する筆記試験(60点)により総合的に評価する。	2回の小テスト(各20点)および学期末に実施する筆記試験(60点)により総合的に評価する。						

08~17 律・国・総 租税法 a/****/租税法 a 担当者 石村 耕治 03~07 律・国 租税法 a/**** 講義目的、講義概要 授業計画 税金については、大きく分けて、次の三つの観点から学 1. 税法の基礎知識を学ぶ ぶことができます。一つは、会計学の観点からです。一般 2. 国税と地方税、税金の類型 に、商学部や経営学部などで、「税務会計」の科目として 3. 租税法の基本原理 開講されています。二つ目は、財政学の観点からです。経 4. 「所得」とは何か、「租税」の法的定義とは 済学部などで、「財政学」または「租税論」の科目として 5. 超過累進税率、課税単位 開講されています。そして、三つ目は、法律学の観点から 6. 課税庁の仕組み、課税庁保有情報の開示、課税庁職 です。一般に、法学部で、「租税法」または「税法」の科 員の守秘義務 目として開講されています。租税法は、大きく①実体税法 7. 税理士制度、課税庁の納税者サービススタンダード (租税実体法) と②手続税法(租税手続法) に分けること 8. 個人企業と法人企業の税金 ができます。法学部学生諸君には、この「租税法 a」の講義 9. 消費税のあらまし においては、法律学の観点から、税金の種類、租税法に関 10. 相続・贈与の税金のあらまし するさまざまな制度や原理などについて広く学んでもら 11. その他の国税のあらまし、 います。加えて、所得税の確定申告、不服申立制度や税務 12. 住民税のあらまし 争訟など手続税法についても学んでもらいます。実例を示 13. 租税確定手続: 申告納税、賦課課税、自動確定、 して、できるだけわかりやすく講義します。 14. 税務調査、更正、決定、再更正、更正の請求、推 計課税、附帯税

	15. 納税者救済制度:不服申立て、税務争訟					
到達目標	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に 解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。課題は次回に提出してください。					
テキスト、 参考文献	石村耕治編『現代税法入門塾〔第8版〕』(2016年、清文社)					
評価方法	①定期試験~80%(論述試験)、②平常授業への参加度など~20%					

## 講義目的、講義概要

「租税法 a」に続いて、「租税法 b」の講義では、所得税を中心に実体税法について詳しく学んでもらいます。所得税法は所得の種類を10種類に区分して課税しています。それぞれの所得の特徴、課税の仕方、さらには、所得控除や税額控除などの仕組みについて学んでもらいます。

また、申告納税(確定申告)と年末調整の仕組みとの関係などについても学んでもらいます。

授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義 します。所得税の基礎をしっかり学んで、将来に役立てて ください。

- 1. 所得税とはどのような税金か
- 2. 所得税の納税義務者と所得税のかかる範囲
- 3. 所得税のかからない所得とは
- 4. 申告所得税と源泉所得税
- 5. 所得税計算と基本的な仕組み、所得税の種類とその 計算の仕方
- 6. 所得税の課税方法:総合課税と分離課税
- 7. 給与所得、事業所得、不動産所得
- 8. 利子所得、配当所得、退職所得
- 9. 山林所得、譲渡所得、
- 10.一時所得、雑所得
- 11. 青色申告、損益通算、平均課税
- 12. 所得控除
- 13. 税額控除
- 14. 確定申告と年末調整
- 15. レビュー

到達目標	租税法の基礎、租税法の仕組み、租税法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体系的かつ正確に 解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。課題は次回に提出してください。				
テキスト、 参考文献	石村耕治編『現代税法入門塾〔第8版〕』(2016 年、清文社)				
評価方法	①定期試験~80%(論述試験)、②平常授業への参加度など~20%				

08~17 律・国 03~07 律・国		地方自治法 a/****/地方自治法 地方自治法 a/****	担当者	多賀谷 一照		
講義目的、講	<b>講義概</b> 要	ξ	授業計画			
地方自治法について、その組織と運営の基本的な仕組みを国の制度との対比をしつつ講義し、住民として自治体の下で市民生活を送る上で知っておくべき諸点を明らかにする。地方分権化の方向の中で、地方自治法制は大きな変容を迎えており、その動向も可能な限りで授業に盛り込む。			1、地方の付金 2、地方方と 3、地方方と 4、地方方と地方方と 6、条例例との公地ととの公接接方方 8、住情を直接方方のと 11、地の公施 11、地公公 14、 15、 15、 16、 17、 18、 18、 18、 18、 18、 18、 18、 18、 18、 18	法、外国制度 体の事格能 体の事体の事体の (1) (2) ・個人住民の 報係 (注) (2) ・個人住民の 報係 (1) (2) ・個人住民の 報係 (1) (2) ・個人住民の (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(1) (2) (1)	
到達目標		1治法の基礎、および、主要な法規範やキラカかつ正確に解釈し、個別の事象について				
事前・事後 学修の内容	出身自治体のホームページを見て、行政の仕組み、活動などを調べてみてください。					
テキスト、 参考文献	毎回レジメを配布する。					
評価方法	授業中レポートもしくは小テストを行う。 最終試験と合わせて評価する。					

08~17 律・国03~07 律・国	, =,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				担当者	市川	須美子
講義目的、講	講義目的、講義概要						
自治体を実	寒際に!	動かしている公務員についての制度を	1	講義の進め	方と概要		
概説します。	行政機	<b>と関における公務員の位置づけ、現状に</b>	2	公務員とは	?		
おける問題点	を検討	付した後で、公務員関係における法紛争	3	公務員関係の	の特徴と裁判		
に関し判例を	素材に	ご考察します。基本的に公務員のライフ	4	外国人の公	<b>努就任権</b>		
サイクルに沿	って、	任用、服務、人事異動(昇格・転任・	5	公務員の服	簩(1)		
派遣)、分限・	• 懲戒	、離職という順に問題を分析します。	6	公務員の服	<b>努(2)</b>		
公務員判例	を素材	すとする講義なので、事前に行政法Ⅲの	7	公務員の昇	各		
履修が望まし	い。ま	た、理解度の確認と判例学習のために	8	公務員の転	壬		
毎回小テスト	を行り	います。	9	9 公務員の派遣			
			10 公務員の不利益処分				
			11 起訴休職				
			12 分限免職処分				
			13 懲戒処分と裁量				
			14 飲酒運転処分				
			15	離職			
소비 국 🗀 🚈		1治法の基礎、および、主要な法規範や* うかつ正確に解釈し、個別の事象について					・論点や制度を
事前・事後 学修の内容 講義に配布した判例を中心に復習をしてほしい。							
テキスト、 参考文献							
評価方法	小テストと試験						

08~17 律・国・総 教育法 a/****/教育法 a 担当者 市川 須美子 教育法 a/**** 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 教育法は、教育の場で生じる様々な問題を、法的視点か 1 学校における子どもの人権侵害と裁判 ら、つまり、権利義務関係の視点から整理して問題の分 2 学校事故裁判と子どもの人権裁判 3 体罰裁判とその特徴 析・解決を提起してゆく法分野です。現在、学校でも、家 4 天草市体罰事件最高裁判決 庭でも、子どもの人権侵害が多発しています。教師の体罰 で子どもが心身に重大な被害を受ける事例も後を絶たな 5 生活指導とその限界(指導死事件) いし、一部の部活動では一定程度の体罰・暴力を当然視し 6 いじめ裁判とその論点 ている場合もあります。また、いじめについては対策法も 7 いじめ自殺と予見可能性 制定されるほど学校では常態化しており、いじめ自殺報道 8 いじめ対策推進法と課題 も続いており、いじめ裁判は増加しています。この講義で 9 丸刈り訴訟と校則裁判の論点 は、学校での子どもの人権侵害についての具体的な裁判例 10 パーマ校則裁判 を、体罰、いじめ、校則、学校教育措置、教育情報に分類 11 学校教育措置と原級留置き訴訟 して、法的に分析し、教育法のかが得方と現時点での理論 12 信教の自由と学習権(エホバの証人信徒退学事件) 的到達点を解説します。 13 教育個人情報保護(指導要録開示請求事件) 14 学力テスト学校別結果公開請求事件 15 まとめ 教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができる 到達目標 ようにする。 事前・事後 講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。 学修の内容 テキスト、 教育関係6法 参考文献 試験 評価方法

08~17 律・国・約 03~07 律・国					市川 須美子		
講義目的、講義概	我要	授:	業計画				
教育法の現代的	り状況把握(教育法a)を前提に、教育	<u>t</u> 1	戦後教育改革	革と憲法・教	育基本法法制		
のより体系的な理	<b>Ľ解のために、歴史的アプローチとして</b>	9 2	逆コースの	教育改革			
略な戦後教育法別	で解説し、教育法の基礎概念である教	3	教科書裁判	(1)			
人権の理解を深め	ます。まず、戦後教育改革の法制とそ	4	教科書裁判	(2)			
変質過程(教育活	この生成過程でもあります)を、代表的	£ 5	5 最高裁学テ判決				
自主性擁護的教育	『裁判を通じて通覧し、国家と教育のか	9	6 障害児の学習権(特殊学級入級処分訴訟)				
わり方を考察しる	さす。次に、主要な教育人権である学習権	, 7	7 子どもの市民的自由(内申書裁判)				
親の教育の自由、	教師の教育の自由を教育判例によって	<b>参</b> 8	8 親の教育の自由の歴史的展開 (日曜日訴訟)				
察します。最後は	工、地方教育行政のあり方、2006年教育	<b>§</b> 9	9 道徳教育債務履行請求事件				
本法改正とその征	色の教育法制の展開を分析します。	10	10 親の教育情報請求権				
		11	11 教師の教育の自由(伝習館高校事件)				
		12	12 教師の教育の自由と日の丸・君が代強制				
		13	13 教育委員会制度の変遷				
			14 (教育基本法改正とその後の教育法制				
15 まとめ							
到達目標 教育法学の主要論点、現代公教育の法制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。							

講義で取り上げる判例を事前または事後に読んでほしい。

事前・事後

学修の内容 ------テキスト、

参考文献

評価方法

教育関係6法

試験

08~17 律・国・総 民法Ⅱ(債権各論)(3学科共通) 担当者 小野 秀誠 03~07 律・国 民法IV/**** 授業計画 講義目的、講義概要 民法第3編の債権のうち、第2章以下の各論部分を扱 1. ガイダンス います(第1章の債権総論を除いた部分)。講学上、債権 2. 序説、契約の意義、契約総論 各論といいます。おもな内容は、契約と不法行為です。契 3. 契約の成立、信義則、契約締結上の過失、意思実現 約は、具体的に 13 種類が規定されていますが、非典型の 4. 契約の効力、同時履行の抗弁権 契約もありかなり大部になります。債権各論は、具体的な 5. 危険負担、第三者のための契約 6. 契約解除 法律関係を扱うことから、民法の中では一番とっつきやす 7. 売買総論、交換、贈与 い部分ですが、反面、対象が多種・大量であることから、 修得には勤勉さが求められます。 8. 担保責任、特殊な売買 民法の財産法の体系は密接に関連しているので、民法総 9. 消費貸借、使用貸借、賃貸借 則、物権、債権総論の講義もあわせて履修してください。 10. 事務管理、不当利得 実定法の講義の性質上、必ず六法を持参してください。 11. 不法行為の原理、過失責任主義、不法行為の要件 12. 不法行為の要件、過失、違法性 13. 特殊な不法行為 (使用者、工作物、動物占有者) 14. 不法行為の効果、損害賠償の範囲、方法 15. 不法行為の効果、過失相殺、相続性、時効など 契約法及び不法行為法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解 到達目標 を示すことができるようにする

事前・事後 学修の内容	シラバスに従って、該当部分の予習しておくことが必要であり、また、授業時間中に自習の指示をし、復 習してもらいます。授業では、確認の趣旨で、毎回、質問をします。					
テキスト、 参考文献	松尾弘ほか『債権各論』(ハイブリット民法、法律文化社)。					
評価方法	定期試験 9 割、授業への参加度、発言 1 割。					
08~17律・国・総 03~07律・国 民法Ⅲ(担保物権・債権総論)(3学科共通) 民法Ⅲ/民法Ⅲ		共通)	担当者	小野 秀誠		
講義目的、講義概要 授業計画		授業計画				
講義では、民法第 3 編の債権の第 1 章総則と、担保物 1. ガイダンス						

権を対象とします。債権の第1章総則は、講学上、債権総 2. 債権の目的、特定物債権、種類債権、利息債権ほか 論といわれます。この第1章総則には、5節がありますが、 そのうち、第1節の「債権の目的」、第2節の「債権の効 力」、第5節の「債権の消滅」(弁済、相殺など)、債権の 成立から消滅にかかわる部分を中心に行います。債権担保 にかかわる第4節の「債権譲渡」、第3節の「多数当事者 の債権及び債務」については、人的担保として簡単に扱う こととします。

担保物権は、民法第2編の物権の後半(第7章~第10 章)を対象としますが、授業回数が限られていることから、 第 10 章の「抵当権」を中心に扱います。授業では、論点 を重点的に扱うので、予習と復習が必要となります。あわ せて債権各論も履修してください。

- 3. 債権の効力、債権侵害、債権にもとづく妨害排除
- 4. 現実的履行の強制、債務不履行の要件、効果と構造
- 5. 続、保護義務·安全配慮義務、請求権競合
- 6. 受領遅滞、債権の対外的効力、債権者代位権、取消権
- 7. 債権の消滅、履行の提供、弁済、第三者による弁済
- 8. 債権者以外の者に対する弁済、債権の準占有
- 9. 相殺、相殺の担保的機能、他の債権の消滅原因
- 10. 債権譲渡、債権の譲渡性とその制限、債権譲渡と対抗
- 11. 多数当事者の債権・債務
- 12. 続、特殊な保証、身元保証、継続的保証
- 13. 担保責任、抵当権
- 14. 抵当権
- 15. 抵当権

到達目標	担保物権法及び債権法の基本事項、および、重要な判例や学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	シラバスに従って予習しておくことが必要であり、また、授業時間中に自習の指示をし、復習してもらいます。授業では、確認の趣旨で、毎回、質問をします。
テキスト、 参考文献	小野秀誠『債権総論』(信山社、2013年)。担保物権については、物権法の授業で各自用いたもの
評価方法	定期試験 9 割、授業への参加度、発言 1 割

08~17 律・  03~07 律・		民法IV (親族法) /*****/民法I 民法V/****	V(親族法)	担当者	藤田貴宏		
講義目的、詞	構義概要	5	授業計画				
親族法の基本	<b>本的論</b> 点	だっいて講義します。	1:ガイダンス 2:親族 3:婚姻(1) 4:婚姻(2) 5:婚姻(3) 6:離婚 7:親子(1) 8:親子(2) 9:養子 10:親権(1) 11:親権(2) 12:親権(3) 13:後見・補佐 14:扶養 15:まとめ	• 補助			
到達目標		ちの基本的論点、および、重要な判例、当 うようにする。	⊭説を正確に解釈	し、個別の事	象について見解を示すことが		
事前・事後 学修の内容	講義内容の概要について各自参考書等で予習し、講義で指示した課題に取り組んでください。						
テキスト、 参考文献 特定のテキストは用いません。参考書として、前田他『民法 VI 親族・相続』(有斐閣)。							
評価方法							

08~17 律・ 03~07 律・		民法V(相続法)/*****/民法V 法律学特講(相続法)/****	7(相続法)	担当者	藤田貴宏		
講義目的、認	冓義概要	ξ	授業計画				
相続法の基本	本的論点	京について講義します。	1:ガイダンス 2:相続人(1) 3:相続人(2) 4:相続の効力(1 5:相続の効力(3 6:相続の効力(3 7:遺言(1) 8:遺言(2) 9:遺贈(1) 10:遺贈(2) 11:遺産分割 12:遺留分(1) 13:遺留分(2) 14:相続の承認 15:まとめ	(t) (t) (t)			
到達目標		もの基本的論点、および、重要な判例、等 らようにする。	⊭説を正確に解釈 □	し、個別の事	象について見解を示すことが		
事前・事後 学修の内容	講義内容の概要について各自参考書等で予習し、講義で指示した課題に取り組んでください。						
テキスト、 参考文献	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
評価方法	学期末	三試験(100%)					

08~17 律・国 03~07 律・国		会社法 I /会社法 I /会社法 I 会社法 / 会社法	担当者	大川 俊			
講義目的、講	義概要	5	授業計画	Ī			
会社法は、	会社の	設立、組織、運営および管理について規	1. 会社	の意義、	目的		
整し、企業社会	会にお	いて生じる諸問題に対して法的な解決手	2. 会社	:の概念、	種類		
段を提供する	法律で	す。	3. 株式	会社の基	基本的特質(1)		
本講義(およ	こびこえ	に続く会社法Ⅱ)では、会社法を体系的	4. 株式	会社の基	基本的特質(2)		
に理解すること	とを目的	りとして、会社の概念や種類、株式会社の	5. 設立	(1): 概要	要、定款の記	載事項、変態設立事項	
基本的特質等	を確認	思した上で、設立、株式、資金調達に関す	6. 設立	(2):払i	込みの仮装、	設立中の法律関係	
る諸問題を解	営説しま	す。その際、重要判例や重要論点の考	7. 株式	(1):株式	式の意義、株	主の権利義務	
察、旧商法との	り比較、	時事問題の検討等も行います。	8. 株式	(2):株芸	主平等の原則	、利益供与	
本講義を通り	じて、会	会社法が企業社会において果たす役割を	9. 株式(3):株式の内容と種類				
イメージし、株	式会社	上制度が受講生の皆さんにとって身近なも	10. 株式(4):株券、株主名簿				
のとなることを	期待し	ます。	11. 株式(5):株式の譲渡等				
			12. 株式(6):自己株式、単元株式制度				
			13. 資金調達(1):募集株式の発行				
			14. 資金調達(2):新株予約権				
			15. 資金調達(3): 社債等				
의 국 다 7월		○社を中心に、会社法による法規制、会を な示すことができるようにする。	上法に関す	-る判例や	や学説を正確	に解釈し、個別の事象につい	
事前・事後 学修の内容	事前・事後に配布レジュメを精読してください。						
テキスト、 参考文献	永田均	7編著『最新改正会社法』(八千代出版、	2016年)、参考書は適宜指示します。				
評価方法	学期末	この筆記試験(100%)により評価します	o				

08~17 律・ 03~07 律・		会社法Ⅱ/会社法Ⅱ/会社法Ⅱ 会社法/会社法	担当者	大川 俊			
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画				
整し、企業社 段を提供する 本講義は、 算に関するま や重要論点の います。 本講義を通	会におきませた。法律で会社法書問題をの考察、	I に続く内容として、機関、組織再編、計 解説します。会社法 I と同様、重要判例 旧商法との比較、時事問題の検討等も行 会社法が企業社会において果たす役割を 比制度が受講生の皆さんにとって身近なも	9. 役員の義務 10. 役員の責任 11. 株主代表訴 12. 組織再編(1	帝役会、代表 帝役会、代表 、会計監查/ 会設置会社、 :: 対会社責任 訟 ): 李社責任 ): 会社分割、 (1): 概要、	取締役(2) 取締役(3) 、、会計参与 指名委員会等設置会社  E、対第三者責任  合併  株式交換、株式移転資本金等		
到達目標	会社沒	この基礎と重要な論点を正確に解釈し、個	固別の事象につい	て見解を示す	ことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	事前・	事後に配布レジュメを精読してください	```o				
テキスト、 参考文献	永田均	日編著『最新改正会社法』(八千代出版、	2016年)、参考書は適宜指示します。				
評価方法	学期末	<b>この筆記試験(100%)により評価します</b>	-				

08~17 律・国 03~07 律・国		会社法 I / 会社法 I / 会社法 I 会社法 / 会社法		担当者	吉川 信將				
講義目的、講	購義概要	Ę	授業計画						
組織で、全体を含め、大きな、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	と現をめるいいあったとは、は把、のためにからのために中とにはいるにはいる。	関連するニュースがある場合には、出来	1. ガイダンス 2. 会社法概論 3. 株主有限責任 4. 株主会会(1) 6. 株主総会(2) 7. 株主総会(3) 8. 株主総会(4) 9. 取締役役、取締 10. 取続役役の統役 11. 性査を受験である。 14. 監査のまと 15. 講義のまと 15. 講義のまと	関設計 役会 (1) 席役会 (2) 查役会、会計 等設置会社 会設置会社	監査人				
到達目標		会社を中心に、会社法による法規制、会社 なですことができるようにする。	上法に関する判例か	や学説を正確	に解釈し、個別の事象につい				
事前・事後 学修の内容		事前にテキストの該当箇所に目を通し、授業後は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できて いるか、適宜確認すること。							
テキスト、 参考文献	中東=								
評価方法	定期記	<b></b> 紫験 80%、授業への参加度 20%							

08~17 律・ 03~07 律・		会社法Ⅱ/会社法Ⅱ/会社法Ⅱ 会社法/会社法	担当者	吉川 信將			
講義目的、講	購義概要	Ę	授業計画				
この講義で	では、経	経済社会の中で大きな役割を担う会社の	1. ガイダンス				
組織・運営を	と規律す	「る会社法について、会社法 I に引き続	2. 役員等の責任				
き、全体像を	と把握す	ることを目的とする。	3. 株式の意義				
会社法を含	含め、商	所法関連法規は私法の一般法である民法	4. 株式自由譲渡	の原則			
の特別法に当	当る。巨	民法には個人の日常生活に密接に関連す	5. 株式の譲渡と	権利行使の力	法		
		力し、会社法は学生の殆どにとって直接	6. 自己株式、投	資単位の調整	<u> </u>		
的関係がない	ハため	イメージが湧きにくいものとなってい	7. 株式会社の資	金調達方法(1			
		<b>支術的であり、複雑化している。そのた</b>	8. 株式会社の資				
		『にまで立ち入るのではなく、その骨格	9. 株式会社の資金調達方法(3)				
となる部分を			10. 計算(1)				
		関連するニュースがある場合には、出来	11. 計算(2)				
るだけそれを	と紹介・	解説する。	12. 組織再編(1)				
			13. 組織再編(2)				
			14. 設立、解散				
			15. 講義のまとめ				
到達目標	会社法	<b>との基礎と重要な論点を正確に解釈し、個</b>	<b>週別の事象について</b>	て見解を示す	ことができるようにする。		
事前・事後 学修の内容	事前にテキストの該当箇所に目を通し、授業後は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できて いるか、適宜確認すること。						
テキスト、 参考文献							
評価方法	定期記	<b>は験 80%、授業への参加度 20%</b>					

08~17 律・国・総 手形・小切手法/****/手形・小切手法 担当者 陳 亮 手形·小切手法/**** 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 「手形王国」といわれる日本において、手形は、企業取 1. ガイダンス―手形とは何か― 引における代金支払の手段および手形割引等による金融 2. 手形法総論(1)手形の属性・法律関係の流れ等 の手段として重要な機能を果たしている。一方、小切手は、 3. 手形法総論(2)原因関係と手形関係 日本国内で利用されることはそれほど多くないが、アメリ 4. 手形行為の成立要件(1)記載事項 カやヨーロッパ諸国では便利な支払手段として広く用い 5. 手形行為の成立要件(2)手形の交付等 られている。それゆえ、手形・小切手の利便性や手形・小 6. 手形行為の成立要件(3)手形行為の有効要件 切手取引の安全迅速性を確保し、ひいては手形・小切手制 7. 他人による手形行為(1)代理方式による手形行為 度に対する信頼を根底から支えている手形法および小切 8. 他人による手形行為(2)無権代理 手法を学ぶ意義は決して小さくない。本講義は、手形・小 9. 他人による手形行為(3)機関方式による手形行為 切手に関する法的な基礎知識および思考方法の習得を目 10. 他人による手形行為(4)偽造 的としている。 11. 手形上の記載の変更・変造 春学期では、約束手形をめぐる総論的な問題とともに、 12. 手形上の権利の移転と裏書(1)通常の譲渡裏書 約束手形の振出と裏書について、重要な判例・学説に触れ 13. 手形上の権利の移転と裏書(2)特殊の譲渡裏書 14. 手形上の権利の移転と裏書(3)特殊の裏書 ながら講述する。 15. まとめ

	10. LCW
到達目標	手形・小切手制度の基本的な仕組み(振出、裏書、支払など)を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を通しておくこと
テキスト、 参考文献	弥永真生著『リーガルマインド手形法・小切手法 [第2版補訂2版]』(有斐閣、2007年)
評価方法	定期試験(100%)によって評価するが、レポートや授業への積極的参加度等も加味する。

08~17律·国·総 03~07律·国 法律学特講(企業法)/***** 法律学特講(企業法)/***** 法律学特講(企業法)/*****

## 講義目的、講義概要

「手形王国」といわれる日本において、手形は、企業取引における代金支払の手段および手形割引等による金融の手段として重要な機能を果たしている。一方、小切手は、日本国内で利用されることはそれほど多くないが、アメリカやヨーロッパ諸国では便利な支払手段として広く用いられている。それゆえ、手形・小切手の利便性や手形・小切手取引の安全迅速性を確保し、ひいては手形・小切手制度に対する信頼を根底から支えている手形法および小切手法を学ぶ意義は決して小さくない。本講義は、手形・小切手に関する法的な基礎知識および思考方法の習得を目的としている。

秋学期では、手形抗弁、満期以後の法律関係、手形保証、公示催告手続と除権決定、白地手形、手形の書替のほかに、 為替手形や小切手、手形・小切手訴訟について、重要な判例・学説に触れながら講述する。

## 授業計画

- 1. ガイダンス
- 2. 手形抗弁(1)物的抗弁、人的抗弁①
- 3. 手形抗弁(2)人的抗弁②
- 4. 満期以後の法律関係(1)支払呈示、支払
- 5. 満期以後の法律関係(2)遡求、手形債権の消滅時効
- 6. 満期以後の法律関係(3)利得償還請求権
- 7. 手形保証(1)方式・隠れた手形保証・効力
- 8. 手形保証(2)手形保証人の地位
- 9. 公示催告手続と除権決定
- 10. 白地手形(1)意義・成立要件、白地手形上の権利
- 11. 白地手形(2)白地手形の補充をめぐる問題
- 12. 手形の書替
- 13. 為替手形·小切手
- 14. 手形訴訟・小切手訴訟
- 15. まとめ

到達目標従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。事前・事後学修の内容テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を通しておくことテキスト、参考文献弥永真生著『リーガルマインド手形法・小切手法 [第2版補訂2版]』(有斐閣、2007年)評価方法定期試験(100%)によって評価するが、レポートや授業への積極的参加度等も加味する。

08~17 律・国 03~07 律・国		商法総則・商行為/商法総則・商行為/R 商法総則・商行為/商法総則・商行為	担当者	吉川 信將						
講義目的、講	購義概要	5	授業計画							
要性を増してとその特別治り、商人の営を理解するこなお、商法	いる。 去と言え き利性や ことを目 よ改正の	だは商法の領域に属する法令は、その重本講義では、私法の基本法である民法でれる商法の差異に注目することによい取引安全の保護を顧慮した商法の特性的とする。 動向を含め総則・商行為法に関連する場合には、出来るだけそれを紹介・解説	1. ガイダンス・ 2. 商法総則・ 3. 商業登記 4. 商号 5. 営業(事業) 6. 商業使用人と 8. 商等使用人と 9. 商事売証証券 11. 仲立と営業人 12. 運送の主人と 13. 場屋のまと 14. 匿名組のまと	所 行為法の適所 の譲渡 ・ 代理商 への行為に関 ・ 倉庫任 の 変互計算	用範囲					
到達目標		)原理・原則と各種商行為の法的構造を』 ごする。	三確に解釈し、個別	別の事象につ	いて見解を示すことができる					
事前・事後 学修の内容		事前にテキストの該当箇所に目を通し、授業後は新出の専門用語の意義、規定の趣旨・概要が理解できて いるか、適宜確認すること。								
テキスト、 参考文献	- 1 - 広永直生『リーガルマインド西洋絵則・西行為注 第 9 - 版補訂版』(有悲閉・9014 年)									
評価方法	定期記	定期試験 70%、授業への参加度 30%								

08~17 律・国・ 03~07 律・国		保険法/****/保険法 保険法/****	担当者	陳亮			
講義目的、講義	<b>長概</b> 勇	5 7	授業計画				
日々生活してい い存在であり、 を知ることはき る法的な基礎知 春学期では、	るそわ識保保	など、さまざまな危険にさらされながら 記代人にとって、保険はなくてはならないを支えるための法制度としての保険法 ひて有益である。本講義は、保険に関す と思考方法の習得を目的としている。 検法、保険契約および損害保険契約の総 後・責任保険など)について、重要な判 ぶら講述する。	3. 保険契約総 4. 保険契約総 5. 保険契約総 6. 保険契約総 7. 保険契約総 8. 保険契約総 9. 保険契約総 10. 損害保険契 11. 損害保険契	一保険制度・ 論(1)保険契約 論(2)保険契約 論(3)保険契約 論(4)保険契約 論(5)保険契約 論(6)保険契約 約総論(1)損害 約総論(3)損害 約各論(1)火災	保険契約法・保険契約 の当事者と関係者 の成立 の内容(1) の内容(2) の効果(1) の効果(2) のの数果(2) の終了 等保険契約の意義・種類 等保険契約の内容(1) 等保険契約の内容(2) を保険契約		
		R険、生命保険について、保険法による活 週別の事象について見解を示すことができ		関する判例や	学説、保険約款を正確に解釈		
事前・事後 学修の内容	テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を通しておくこと						
テキスト、 参考文献	— (口)	<b>台男著=陳亮補訂『保険法(補訂版)』(</b> グ	文眞堂、2012 年)				
<b>評価方法</b> 定	期記	弌験(100%)によって評価するが、レポ	ポートや授業への積極的参加度等も加味する。				

08~17 律・ 03~07 律・							***	担当者	陳亮			
講義目的、詞	構義概要	要						授業	計画			
「生命保険	大国」	とい	われる	日本に	こおいて	、生命包	呆険は、	1.	ガイダンス			
遺族のための	り死亡の	呆障の	)ほか、	医療	保障、	ど後保障	、介護	2.	生命保険契	約の意義・種	類・内容	
保障など、私	ムたちか	が安心	ゝして生	<b>ときて</b> (	ゆくたと	かの生活	必需品	3.	他人の死亡	の保険契約		
であるといっ	っても迅	過言で	:はなV	い。し	かしその	の一方で	、生命	4.	第三者のた	めにする生命	保険契約	
保険をめぐる	る法的	なト	ラブル	が年々	増えて	こいるの	もまた	5.	生命保険契	約の締結(1)概	既・承諾前死亡	
実情である。	本講郭	養は、	生命仍	保険に	関する流	去的な基	礎知識	6.	生命保険契	約の締結(2)告	<b>5</b> 知義務	
と思考方法の	つ習得を	を目的	」として	ている。				7.	生命保険契	約の効果(1)係	保険者の義務	
秋学期では	は、主と	として	.、生命	7保険	の全般に	こついて	重要な	8.	生命保険契	約の効果(2)係	段契約者側の義務	
判例・学説に	こ触れな	ながら	講述	<b>上るが、</b>	近年	<b>퇔しい普</b>	及を見	9. 生命保険債権の処分・差押				
せている傷害	<b>手保険</b> 及	及び疫	病保险	食(入隊	完保険・	がん保障	倹など)	10.	生命保険契	約の変更・復	活	
についても、	簡潔は	こ解診	行るこ	ことと	したい。			11. 傷害保険契約(1)意義・種類・道徳危険				
								12. 傷害保険契約(2)保険事故・効果				
								13. 疾病保険契約(1)意義・種類・法規制				
								14. 疾病保険契約(2)保険事故・契約前発病不担保条項				
								15. まとめ				
到達目標							法律分野 うにする		いて、基本	かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事	
事前・事後 学修の内容	テキス	テキストの指定箇所や関連条文に事前に目を通しておくこと										
テキスト、 参考文献	坂口光男著=陳亮補訂『保険法(補訂版)』(文眞堂、2012年)											
評価方法	定期詞	試験	(100%	) によ	こって割	☑価する;	が、レポ	3 F	や授業への移	責極的参加度等	等も加味する。	

08~17 律・国・総 国際私法 a/国際私法 a/**** 担当者 山田 恒久 03~07 律・国 国際私法 a/国際私法 a 講義目的、講義概要 授業計画 国際私法とは、渉外的な私法関係(外国的な要素を何ら 国際私法概説 かの形で含んでいる民商法に関連する事実関係)に、適用 自然人の能力①権利能力 2. するべき法を指定する規則のことです。 3. 自然人の能力②行為能力 4. 法人の能力 例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、 5. 物権の静態 「物権変動」など予め類型的に分類された法律関係(単位 6. 法律行為によらない物権変動 法律関係) ごとに、もっとも密接に関連する事項(連結点) 7. 法律行為による物権変動 を定めておき、この事項が存在する国の法が指定されま 8. 契約の準拠法①実質的成立要件(当事者自治) 9. 契約の準拠法②実質的成立要件(最密接関係地法) 10. 契約の準拠法③形式的成立要件(本則) 本講義では、この国際私法の基本的な考え方について、 11. 契約の準拠法④形式的成立要件(行為地法の補則) 財産関係を中心に講義します。 12. 消費者契約の特則 13. 労働契約の特則 14. 法定債権の準拠法 15. まとめと展望 渉外的な財産関係に関する基本的な事項、および、単位法律関係、連結点、準拠法、さらに、国際私法(法適用通則法)の財産関係に関 到達目標 する条文や基本的な学説・裁判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学修:該当箇所の条文を確認して下さい。事後学修:講義中に扱った練習問題を復習して下さい。 学修の内容 テキスト、 テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。 参考文献 〈参考文献〉 澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門[第六版]」(有斐閣双書) 定期試験の成績(60%)、並びに、受講の様子、及び、レポートの回答状況(40%)を総合的に判断し 評価方法 ます。

08~17律·  03~07律· 講義目的、記	国	国際私法 b/国際私法 b/***** 国際私法 b/国際私法 b	授業	計画	担当者	山山	田 恒久
が死されたないますが、 とますがいますら、 のでは、 ののでもいか定では、 のでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので	場が、B準予拠結で野、、B類がおきのです。	会社の飛行機が、B国内で墜落し乗客は、「不法行為の成立」が単位法律関係の連結点は「不法行為地」と定められて是法が指定されることになります。このは(準拠実質法)といいます。 対質されている単位法律関係ごとに、そと確認してゆきます。加えて、その分類設定の仕方の妥当性(制定法の正当性)といと思います。主として、民法・商法が、可能な限り、手続きについても扱り国際私法の基本的な考え方について、構義します。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	国属夫夫夫夫親親親親扶相遺際人婦婦②④①②③④・養続に、(((()の)の本婚婚婚婦子子子養続言の本婚婚婚婚婚婚弟養親の		(公序) (公序) 地法) 対立要件) 対力) が力) が力) の成立) 系の成立) 対立)	
到達目標		な財産関係に関する基本的な事項、および、単位法律 女や基本的な学説・裁判例を正確に解釈し、個別の3					川法)の財産関係に関
事前・事後 学修の内容	事前学	学修:該当箇所の条文を確認して下さい。	事後	学修:講義「	— <u>—</u> 中に扱った練	習問題を復習	して下さい。

<参考文献> 澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門[第六版]」(有斐閣双書)

テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。

定期試験の成績(60%)、並びに、受講の様子、及び、レポートの回答状況(40%)を総合的に判断し

テキスト、

参考文献

評価方法

ます。

08~17 律・ 03~07 律・		国際取引法/国際取引法/**** 国際取引法/国際取引法			担当者	三浦	哲男
講義目的、詞	講義目的、講義概要			授業計画			
国際取引の主体となる企業等の組織、国際取引の諸形態を為す契約の分析、国際取引を規律する様々な国際ルール、国際取引に伴う国際課税問題、更に国際取引から派生する紛争解決の仕組み等の分野を対象として講義を進める。		国際取引を規律する様々な国際ルール、 際課税問題、更に国際取引から派生する	9. 10. 11. 12. 13. 14.	同上(2) 各種の国 国際売買 同上 製造物 同上 国際技事 国際技事	契約の考え方 )際取引契約 引契約 任 と規携 資の弁 財産 経費 が会 対 が が が が が が が が が が が が が が が が が	(全体像)	
到達目標		対引法の法源、国際私法による契約準拠2 日みを正確に解釈し、個別の事象につい					いら終了にいた
事前・事後 学修の内容							
テキスト、 参考文献 「企業取引法の実務」(商事法務/補訂版第一刷/2011)							
評価方法	<b>両方法</b> 期末試験および小テスト(授業期間中4または5回実施)で評価する。						

08~17 律・国 03~07 律・国		刑法総論 I / 刑法総論 I / 刑法総論 I 刑法総論 I / 刑法総論 I		担当者	中空 壽雅
講義目的、講	義概要	5	授業計画		
この講義では、刑法学習のうち特に刑法総論分野を扱います。  刑法総論は、殺人や傷害といった個々の犯罪が共通して持っている性格を明らかにすることで、犯罪と非犯罪とを明確に区別しようとするものです。また、一体なぜ刑法はあるのか、刑罰は何のためにあるのかも、何が犯罪かを考えるには重要です。これらの点を含めて、犯罪の本質を追求します。  刑法総論 I では、刑法の全体像の理解、犯罪論のうちの構成要件論から違法論までを学習します。  講義を受ける際の注意点は I 回目の授業の際に行います。				機能・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	難の違い 者問題
到達目標	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	あらかじめボータルサイトにレジュメをアップしますので、事前にレジュメに目を通して授業に参加する こと。授業後は指定した教科書の該当箇所に目を通すこと。				
テキスト、 参考文献	大谷實『刑法総論第4版』				
評価方法	定期試験(100パーセント)で評価します。				

講義目的、講義概要	08~17 律・国・ 03~07 律・国	-	刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ		担当者 中空 壽雅			
事前・事後 学修の内容       あらかじめボータルサイトにレジュメをアップしますので、事前にレジュメに目を通して授業に参加すること。授業後は指定した教科書の該当箇所に目を通すこと。         テキスト、 参考文献       大谷實『刑法総論第4版』	刑法総論は、殺人や傷害といった個々の犯罪が共通して 持っている性格を明らかにすることで、犯罪と非犯罪とを 明確に区別しようとするものです。また、一体なぜ刑法は あるのか、刑罰は何のためにあるのかも、何が犯罪かを考 えるには重要です。これらの点を含めて、犯罪の本質を追 求します。 刑法総論IIでは、違法論、責任論、未遂論、共犯論を学 習します。			第1回:被害者の 第2回:被責任能論 第3回:違事其任能 第5回:違事其想遂 第6回:未不能 第9回:未不能犯 第9回:共犯犯 第10回:共犯罪 第11回回:共罪 第13回: 共時 第14回:間接	の意義・ ・ 意義・ ・ 責任 か 錯誤とは ・ 世報とは ・ 世紀 ・ 世紀	の錯誤の区別 防衛 数唆及び幇助 共同説 諸問題		
学修の内容       こと。授業後は指定した教科書の該当箇所に目を通すこと。         テキスト、 参考文献       大谷實『刑法総論第4版』	到達目標 刑	引法総	論の論点、学説・判例を正確に解釈し、	個別の事象につい	ハて見解を示	すことができる	ようにする。	
参考文献 大谷實『刑法総論第4版』					業に参加する			
<b>評価方法</b> 定期試験(100パーセント)で評価します。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· 1 十 / / /   /						
	<b>評価方法</b> 定							

08~17 律・国・総 刑法総論 I / 刑法総論 I / 刑法総論 I 担当者 若尾 岳志 03~07 律・国 刑法総論 I / 刑法総論 I 講義目的、講義概要 授業計画 目的「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考に乗せて、 イントロダクション (授業と刑法の) 考え、結論が出せるようになってほしいと思います。 2. 刑法とは 概要「刑法」は、犯罪と刑罰、およびその両者の関係を規 3. 刑法の機能(法益保護機能1) <u>-</u>た法律 (「実質的意義における刑法」) です。「刑法総 4. 刑法の機能(法益保護機能2) 5. 刑法の機能 (人権保障機能…罪刑法定主義1) 論」は、①そもそも「刑法」ってなんだろうか、という基 6. 刑法の機能(人権保障機能…罪刑法定主義 2)7. 刑罰の目的 1 本的な事柄 (「刑法の基礎」)、②犯罪とはなんだろうか、 という「犯罪論」、③刑罰とはなんだろうか、という「刑 8. 刑罰の目的2 罰論」の3つからなります。 -----ここまでが①「刑法の基礎」-----この刑法総論Iの授業では、①「刑法の基礎」を中心に、 9. 犯罪論体系 ②「犯罪論」の始めの方まで進みたいと思います。③「刑 10. 構成要件総説 11. 実行行為 (未遂犯論) 罰論」については、折に触れて授業の中で、お話する機会 12. 不作為犯13. 因果関係(条件関係) を作ります。 刑法は論理性が強く求められます。さらに、刑法総論は 14. 因果関係 (広義の相当性) 非常に抽象的な話になります。馴染むまでに少し時間がか 15. 因果関係 (狭義の相当性) かると思いますが、一度馴染むと楽しめます。 ※授業計画は目安です。 なお、連絡用に獨協大学の Porta を利用します。 到達目標 刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前には、テキストの該当箇所を一読し、事後には、法学検定試験の問題などに取り組んでください。 学修の内容 テキスト、 曽根威彦『刑法総論 第4版』(弘文堂) 参考文献 定期試験 (論述式) 評価方法

<b>I</b>						
08~17 律・ 03~07 律・		刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ 刑法総論Ⅱ/刑法総論Ⅱ			担当者	若尾 岳志
講義目的、講	構義概要	5	授業計画			
考え、結論が出せるようになってほしいと思います。   概要			<ol> <li>違法論論</li> <li>法令行え</li> <li>被害者(</li> <li>正当防存</li> <li>緊急避り</li> <li>原因にごり</li> <li>が設計</li> </ol>	総為の衝衝継総の過((()、説・同(( 説い失具抽事	正当業務行為 意・安楽死 防衛行為) ・責任能力 ・責自由 事実の 象の 等と 変の を 変の を 変の を で のの の の の の の の の の の の の の の の の の	も 世誤) ま
到達目標	刑法総論の論点、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	-   事前には、テキストの該当第昨を一諺」、事後には、法学検定試験の問題などに関り組んでください。					
テキスト、 参考文献						
評価方法	定期試験 (論述式)					

08~17 律・国 03~07 律・国		刑法各論 I / 刑法各論 I / 刑法各論 I 刑法各論 / 刑法各論			担当者	神馬	幸一
講義目的、講	購義概要	5 7	授業計画	画			
【目的】 刑法各論とは、①刑罰法規において設定された保護法益(法によって守られるべき社会生活上の利益)の内容(本質)を探究し、②各犯罪類型における(内部的)構造の中から、必須の成立要件及び派生的処罰条件を抽出化し、③類似する犯罪類型間の(外部的)相互関係を把握することで各々の明瞭な限界化を試みる学問領域である。本講義の目的は、そのような刑法各論における基本的視座の修得である。  【概要】 本講義は「財産罪以外」の個人的法益、社会的法益、国家的法益に対する罪の中から、重要な論点を含む犯罪類型を取り扱う。			2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	命体体由由誉誉共共造造務、ににににににににに危危関関執、対対対対対対険険連連行、すすすすすすれ犯犯犯妨	る罪 (1) る罪 (2) る罪 (1) る罪 (2) る罪 (1) る罪 (2) (1) (2) 罪 (1) 罪 (2) 害罪	†する犯罪	
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことだできるようにする。			¥を示すことが			
事前・事後 学修の内容	刑法各論 I の学習においては,犯罪の一般的な成立要件に関する基本的な知識が必要となる。従って,本 講義を受講するに当たっては,「刑法入門」又は「刑法総論」が履修済みであることを推奨する。						
テキスト、 参考文献				=神馬幸-	一『刑法各論	』世界思想社	(2014)
評価方法		定期試験の結果により評価(100%)。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により 主張できているかどうかに注目する。				ある論旨により	

08~17 律・国 03~07 律・国		刑法各論Ⅱ/刑法各論Ⅱ/刑法各論Ⅱ 刑法各論/刑法各論			担当者	神馬 幸一
講義目的、講	購義概要	ξ	授業	計画		
【目的】 刑法各論とは、①刑罰法規において設定された保護法益(法によって守られるべき社会生活上の利益)の内容(本質)を探究し、②各犯罪類型における(内部的)構造の中から、必須の成立要件及び派生的処罰条件を抽出化し、③類似する犯罪類型間の(外部的)相互関係を把握することで各々の明瞭な限界化を試みる学問領域である。本講義の目的は、そのような刑法各論における基本的視座の修得である。  【概要】 本講義は、個人的法益の中でも「財産犯(刑法各論 I において除かれた個人的法益に対する罪の部分)」を主として採り上げながら、そこにおける重要な論点を中心に解説を加えていく。			2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	保保窃窃盗盗盗数罪 (2) 强强盗盗盗数罪罪罪 (2) 强强盗盗数罪罪罪 (2) 据于 (2) 据于 (2) 据于 (2) 据于 (2) 据于 (2) 据于 (2) 指于	2),不法領律 ,事後強盗對 罪,強盗強義	<b>書の意思</b> ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。			象について見解を示すことが		
事前・事後 学修の内容	刑法各論Ⅱの学習においては、民法上の債権・物権に関する基本的知識が必要な論点も幾つか存在する 従って、本講義を受講するに当たっては、民法の上記該当科目が履修済みであることを推奨する。			2 ( 2 ) ( 3 ) ( 2 ) ( 2 )		
テキスト、 参考文献	指定教科書:大野真義=加藤久雄=飯島暢=島田良一=神馬幸一『刑法各論』世界思想社(2014)			』世界思想社(2014)		
評価方法	定期試験の結果により評価 (100%)。判例・学説を正しく理解し、私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうかに注目する。					

08~17 律・国・総 刑法各論 I / 刑法各論 I / 刑法各論 I 担当者 若尾 岳志 03~07律・国 刑法各論/刑法各論 講義目的、講義概要 授業計画 目的どのような「犯罪が成立するかどうか」、法的な思考 イントロダクション (授業と刑法の) 1. に乗せて、考え、結論が出せるようになってほしいと思い 2. 人の始期 ます。刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱと学んでいけばで 3. 人の終期 きるようになると思います。 4. 傷害罪と暴行罪 概要刑法各論では、刑法典の各則に定められた個別の犯罪 5. 危険運転致死傷罪等 類型をそれぞれ検討していきます。検討に当っては、刑法 6. 遺棄罪 の基本原理や、犯罪論の理解が必要ですので、なるべく刑 7. 逮捕罪・監禁罪 法入門、刑法総論Ⅰ・Ⅱなどを(少なくとも同時に)受講 脅迫罪・強要罪 8. しておくようにしてください。 9. 強制わいせつ罪・強姦罪 刑法典の各則に規定される犯罪類型は、大きく三つに分 10. 公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等の罪 類されます。個人的法益に対する罪、社会的法益に対する 11. 名誉毀損罪 罪、国家的法益に対する罪の三つです。春学期では、主に 12. 放火罪1 個人的法益に対する罪のうち、財産罪以外の犯罪類型を取 13. 放火罪2 り上げます。時間にゆとりがあれば、社会的法益に対する 14. 文書偽造罪 1 罪も取り上げたいと思います(授業計画を参照)。 15. 文書偽造罪 2 なお、連絡用に獨協大学の Porta を利用します。 ※授業計画は目安です。 刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことが 到達目標 できるようにする。 事前・事後 事前に、テキストの該当箇所を一読し、事後に、法学検定試験などの問題を解いてください。 学修の内容 テキスト、 曾根威彦『刑法各論 第5版』(弘文堂) 参考文献

にまき  概類の法し 類罪的ゆい乗する要型基入て刑さ、法ととで刑方法を原、く典ま家にがいて刑が法れ国益り思した。	国 刑法各論/刑法各論	授業計画  1. インアン イン	① ② 問題	若尾 岳志 川法各論 I の復習)
到達目標	刑法各論の論点、各犯罪の成立要件、判例・学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。			
事前・事後 学修の内容	事前に、テキストの該当箇所を一読し、事後に、法学検定試験などの問題を解いてください。			

定期試験 (論述式)

曾根威彦『刑法各論 第5版』(弘文堂)

定期試験 (論述式)

評価方法

テキスト、

参考文献

評価方法

08~17 律・国・総 刑事政策 a/刑事政策 a/刑事政策 a 03~07 律・国 刑事政策 a/刑事政策 a/刑事政策 a 刑事政策 a/刑事政策 a/刑事政策 a

## 講義目的、講義概要

本講義は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシス テムについて検討を進めるものです。犯罪者の処遇(被収 容者処遇法および更生保護法)や被害者の保護政策(犯罪 被害者等基本法)などのように、近年、刑事立法や刑事司 法をめぐる新たな重要課題が示されてきました。講義で は、こうした動きを題材に、刑事政策のあるべき理念と立 案を論じます。犯罪に対する関心は、私たちの身近なもの になりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い 情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての 刑事政策学は、めまぐるしく動く現実に目を向けるととも に、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかって います。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき 刑事政策は危険である」とするリスト(Franz von Liszt)の 言葉は、今日こそ重要です。ここでは、①犯罪現象の捉え 方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④被害者保護 の視点から見た刑事政策、⑤死刑制度の現在と将来を中心 に授業展開したいと思います。

## 授業計画

- 1. 犯罪と刑事政策の基礎 (刑事政策とは何か)
- 2. 犯罪現象の捉え方(犯罪統計の読み方)
- 3. 犯罪原因の研究① (素因論から環境論へ)
- 4. 犯罪原因の研究②(相互作用論から新たな研究)
- 5. 犯罪被害者の研究(被害者学の発展とその成果)
- 6. 犯罪被害者の保護のための法整備
- 7. 刑罰制度の意義と種類(刑罰はなぜ必要なのか)
- 8. 刑罰と保安処分(責任と予防)
- 9. 犯罪の司法的処理(警察・検察・裁判の流れ)
- 10. 死刑制度を考える① (死刑存廃と米国の実情)
- 11. 死刑制度を考える② (日本の問題と死刑代替刑)
- 12. 財産刑の現状と課題(罰金を中心に)
- 13. 犯罪者の社会復帰と刑事政策
- 14. 新行刑法と新更生保護法
- 15. 新たな刑事制裁の可能性

到達目標	犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すこと ができるようにする。
事前・事後	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材
学修の内容	及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。
テキスト、	指定教材:守山正=安部哲夫『ビギナーズ刑事政策第2版』成文堂 2011 年
参考文献	参考教材:法務総合研究所『平成28 年版犯罪白書』日経印刷2016 年
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物(授業カードの自己所見及び5回程度のレポート)50%で評価する。

08~17 律·国·総 03~07 律·国 刑事政策 b/刑事政策 b/刑事政策 b 刑事政策 b/刑事政策 b

## 講義目的、講義概要

犯罪に対する認識と問題意識は、裁判員制度の実施とともに私たちの身近なものになりましたが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要です。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実に目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっています。

「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、②保護観察・更生保護、③個々の犯罪対策(性犯罪、常習犯罪、精神障害犯罪、高齢者犯罪など)を中心に授業を進めます。とくに、被収容者処遇法(2006年)および更生保護法(2007年)によって、犯罪者処遇が現在どう展開されているのかを検討します。なお、2016年に施行された「刑の一部執行猶予」の運用状況についても目配りする必要があります。授業計画にある課題は、状況により変更もありますので、授業で確認してください。

- 1. 現代刑事政策の課題
- 2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較)
- 3. 受刑者処遇の歴史
- 4. 施設内処遇の諸問題① (新たな受刑者処遇法)
- 5. 施設内処遇の諸問題②(作業、改善処遇)
- 6. 社会内処遇の諸問題①(中間処遇、仮釈放)
- 7. 社会内処遇の諸問題② (保護観察、地域処遇)
- 8. 保護処分(少年犯罪と刑事政策)
- 9. 重大犯罪・組織犯罪の現状と対策
- 10. 薬物犯罪の現状と対策
- 11. 外国人犯罪の現状と対策
- 12. 触法精神障害の現状と対策
- 13. 性犯罪の現状と対策
- 14. 交通犯罪の現状と対策
- 15. 高齢者犯罪の現状と対策

到達目標	犯罪の現状・動向、犯罪者処遇に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すこと ができるようにする。
事前・事後 学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材 及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。
テキスト、 参考文献	指定教材:守山正=安部哲夫『ビギナーズ刑事政策第2版』成文堂 2011 年 参考教材:法務総合研究所『平成28 年版犯罪白書』日経印刷2016 年
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物(授業カードの自己所見及び5回程度のレポート)50%で評価する。

08~17 律・国・総 03~07 律・国 と2 少年法 a / *****/少年法 a 法律学特講 (青少年保護法総論一少年犯罪と少年法) / ***** 担当者

## 講義目的、講義概要

本授業では、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。現行少年法(1948年)は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000年の「一部改正」がなされ、2007年には、14歳未満の「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が行われ、続く2008年には少年審判への被害者の傍聴を認める法改正も行われた。さらには、2014年の第4次改正法により、少年不定期刑の重罰化が進められている。これに対応して、付添人制度の拡充など適正手続面も進んだが、少年司法の根幹にある保護主義が後退した観は否めない。こうした動きに目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。秋学期の授業と併せて履修してほしい

## 授業計画

- 1. 少年犯罪と少年法入門(はじめに)
- 2. 少年非行の現状(わが国の現状と動向)
- 3. 少年司法の流れと少年福祉
- 4. 少年非行の原因と主要な非行理論
- 5. 少年保護の法原理(自己決定と保護主義)
- 6. 少年保護の歴史(救貧政策・感化教育・自立支援)
- 7. 少年法の理念と国際準則(児童の権利条約との関係)

安部 哲夫

- 8. 少年非行の発見(少年警察、街頭補導)
- 9. 少年非行と審判(家庭裁判所・少年鑑別所の役割)
- 10. 少年非行と矯正(少年院、少年刑務所)
- 11. 少年非行と保護(保護観察)
- 12. 少年事件報道と少年法
- 13. 少年司法の改革(少年法の改正の経緯と展開)
- 14. 諸外国の少年法 (アメリカ・ドイツなど)
- 15. まとめ (少年法改正によって何が変わったか)

到達目標	少年法の目的と性格、少年犯罪の原因と対策、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すこと ができるようにする。
事前・事後 学修の内容	授業日程に沿って、関連教材の下読みを行い、疑問点・質問事項などを整理すること。授業後には、教材 及び資料を用いてミニレポートを作成し、論点整理と新たな情報をまとめること。
テキスト、 参考文献	指定教材:安部哲夫『新版・青少年保護法 [第2版補訂版]』尚学社、2014年 参考教材:守山正ほか『ビギナーズ少年法 [第2版補訂版]』成文堂、2009年
評価方法	学期末試験 50%、授業内提出物(授業カードの自己所見及び 5 回程度のレポート)50%で評価する。

 
 08~17律・国・総 03~07律・国
 少年法 b/*****/少年法 b 法律学特講(青少年保護法各論一被害者としての青少年)/****
 担当者

 安部
 哲夫

## 講義目的、講義概要

春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応について学習した。秋学期では、その少年事件の背景には、「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況に少年がおかれている点に目を向け、いわば「被害者」としての少年にスポットをあてることで、青少年の成長発達権を拡充する視点をもって授業を進める。

具体的には、青少年保護に関する法令(少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など)や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。「青少年の自立と大人社会の責任」を強調したい。

春学期の授業と併せて履修してほしい。

## 授業計画

- 1. 被害者としての犯罪少年(はじめに)
- 2. 青少年問題と法-概説(少年法と青少年保護法制)
- 3. 児童虐待とその対策(児童虐待防止法の意義と再編)
- 4. 子どもの権利とは何か(権利条約をどう読むか)
- 5. いじめ・体罰事件とその対策(裁判例を読む)
- 6. 子どもの安全と社会環境
- 7. 児童ポルノ規制のあり方(法の生成と展開)
- 8. 青少年の性行動と法的対応(児童買春・淫行)
- 9. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制
- 10. 青少年の薬物乱用の実態と対策
- 11. 有害表現・有害情報と青少年
- 12. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち
- 13. 青少年健全育成条例の生成から展開まで
- 14. ドイツの青少年保護法
- 15. まとめ

## 

08~17律·国·総 労働法 a/****/労働法 a 担当者 石井 保雄 3~07律·国 労働法 a/****

## 講義目的、講義概要

この講義では「人の「労働者」としての生活関係=雇用をめぐり、どのような法的問題が提起されるのか、また労働トラブルや紛争の解決のあり方も明らかにしたい。

講義科目名としては「労働法」となっている。しかし具体的には労基法をはじめとする「労働保護法」「個別的労使関係法を中心に進めることになろう。最近の労働法に関係する立法動向や裁判例の多くは、上記法分野に関わるものが多いということも、保護法を中心とすることの理由である。

春学期は、労働=雇用関係、すなわち労働契約の成立から始まり、その展開、そして終了(解雇・退職)にいたる過程に対し、関係する立法はいかなる規制を行ない、また人が「労働者」として働くにあたり、その労働条件や待遇内容は、どのような仕組みのもとに決められるのかということを示したいと思う。

## 授業計画

- 1 「労働法」とは何か
- 2 雇用関係の成立と法による規制
- 3 労働の場における男女平等と差別の禁止
- 4 職場におけるハラスメントと法的対応
- 5 労働関係の成立―募集・採用・試用期間
- 6 就業規則―使用者が決める職場のルール
- 7 「労働組合」の存在意義―労働条件の集団的規制
- 8 労働協約-集団的労働関係の形成と維持
- 9 労働「契約」関係における権利と義務
- 10 人事異動―配転・出向・転籍
- 11 企業秩序と懲戒―服務規律と秩序維持
- 12 解雇-使用者からの一方的契約終了の意思表示
- 13 辞職―労働者からの一方的契約終了の意思表示
- 14 新たな職をもとめて―転職・再雇用
- 15 労働審判制度―簡易・迅速・低廉な紛争解決制度

到達目標	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前にテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後、配布されたレジュメ等により内容を確認すること。
テキスト、 参考文献	毛塚勝利ほか『アクチャル労働法』(法律文化社・2014)参考資料は、講義に際し配布する。
評価方法	定期試験70%、小テスト(学期中に2ないし3回実施予定)30%

## 講義目的、講義概要

秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のも とに働くに際し、その労働条件や待遇内容について、労基 法等はいかなる規制を行なっているのかを論じる。

具体的には、まず賃金について、現労基法上の規制内容について言及する。つぎに広い意味での労働時間をとりあげ、労基法はどのような規制を行ない、とくに時間短縮と産業構造や働き方の変化にいかに対応しようとしているのかを検討する。そして労働者が働く過程で「仕事」に関連して負傷したり、病気(職業病)になったり、死亡することもある。そこで職場における安全衛生体制についてふれ、さらに不幸にして労働災害が発生したときの事後的救済のありかたを明らかにしたい。その際には、最近関心をよんでいる過労死・過労自殺問題などについても言及したいと考えている。

- 1 「労働者」とはだれか?-イントロダクション
- 2 労働条件の決定システムと法の規制
- 3 賃金(1) ―最低賃金・支払方法の規制
- 4 賃金(2)一賞与・退職金
- 5 賃金(3) ―昇格・降格と人事考課
- 6 労働時間(1) 一労基法改正と規制の弾力化
- 7 労働時間(2)—変形労働時間制
- 8 労働時間(3)―時間外・休日労働、休憩、休日
- 9 労働時間(4)年次有給休暇(年休)
- 10 労働時間(5)母性保護と家族的責任
- 11 職場の安全衛生―労働災害の防止対策
- 12 労災補償制度-労災の事後的救済
- 13 労働災害に関する業務上・外の判断とその基準
- 14 過労死と過労自殺
- 15 通勤途上災害と労災民事裁判

到達目標	労働法に関する事例、学説・判例を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前にテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後、配布されたレジュメ等により内容を確認すること。
テキスト、 参考文献	毛塚勝利ほか『アクチャル労働法』(法律文化社・2014)参考資料は、講義に際し配布する。
評価方法	定期試験70%、小テスト(学期中に2ないし3回実施予定)30%

08~17 律·国·総 社会保障法 a/****/社会保障法 a 担当者 石井 保雄 社会保障法 a/*****

## 講義目的、講義概要

この講義では、国民生活にとってもっとも近しい社会制度である社会保障法のあり様と課題について検討する。

春学期では、まず総論として社会保障法の意義とこれを 取り巻く環境について概観したあと、具体的な問題の検討 をする。まずは、われわれの生活とってもっとも身近な医 療保険制度について取り上げる。「国民皆保険」といわれ る日本の特徴と問題点を明らかにしたい。つぎに多くの学 生が社会人として生活する場合、「労働者」として働くこ とになるかと思う。そこで労働に関わる保険制度として、 労働災害補償保険法と雇用保険を取り上げる。労災保険は 不幸にして、労働に関わるけが・病気(職業病)・死亡に ついて、本人ないし遺族に対する治療・療養・生活保障を 実現する仕組みである。また雇用保険は、失業したときの 生活を保障するだけではなく、継続的な労働関係の実現を 図るための制度である。

## 授業計画

- 1 社会保障法とは何か
- 2 わが国の社会保障制度を取り巻く環境
- 3 社会保障法の制度と仕組み
- 4 医療保険(1) ―病気やけがと保険制度
- 5 医療保険(2) 医療保険給付の内容
- 6 医療保険(3)—高齢者医療保険制度
- 7 医療保険(4)―診療報酬と薬価基準
- 8 労災保険(1) 一労災補償の意義と沿革
- 9 労災保険(2)―業務上外認定のあり方
- 10 労災保険(3) 一過労死・過労自殺と労災補償
- 11 労災保険(4) —通勤途上災害と労災補償
- 12 雇用保険(1) —雇用保険と労働者
- 13 雇用保険(2) ―失業給付の体系
- 14 雇用保険(3) ―雇用の継続を支える給付
- 15 まとめ

到達目標	社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体 系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	予めテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後には、配布したレジュメと資料で内容を確認すること。
テキスト、 参考文献	本澤巳代子・新田秀樹〔編〕『トピック社会保障法〔第11版〕』(不磨書房・2017年春刊行予定)
評価方法	定期試験70%・小テスト(学期中に2乃至3回実施予定)30%

08~17 律·国·総 03~07 律·国 社会保障法 b/***** 社会保障法 b/*****

## 講義目的、講義概要

秋学期では、まず社会保障法制度の歴史的な展開を概括 的ながらも検討したうえで、引き続きわが国制度に関する 各論的考察を行なっていきたい。

キー・ワードは「国民」「健康」「社会的弱者」ということに着目したい。まず最近注目・関心を呼んでいる「貧困」「格差」問題をとりあげたい。具体的には生活保護制度の原理・原則とその実際の適用がいかなる結果をもたらしているのかを考えてみたい。つぎに、これも今日的な課題である年金制度をとりあげる。「少子高齢化」が進行する日本において、年金制度はその象徴的な問題を提起している。とくに老齢年金の現状と将来の課題を検討することにより、その問題点を明らかにしたい。つぎに関連して、介護と成年後見制度も、同じく重要な課題である。わが国が言葉の本来の意味で、成熟した発展的な社会となるには、何が必要かを考えたい。

- 1 社会保障法とは何か・再論―秋学期の課題
- 2 社会保障法の歴史(1) 欧米の制度展開
- 3 社会保障法の歴史(2)一日本に社会保障制度の展開
- 4 生活保護法(1) 「貧困」とは何か
- 5 生活保護法(2)―生活保護法の原理と原則
- 6 生活保護法(3)―救済申請と決定の手続
- 7 生活保護法(4)―生活保護の種類と方法
- 8 年金制度(1) ―わが国の制度の概要
- 9 年金制度(2) ―公的年金制度の歴史的展開
- 10 年金制度(3) 一障害年金と学生無年金裁判
- 11 年金制度(4) 一家族関係の変化と遺族年金制度
- 12 年金制度(5) ― 年金制度の将来の課題
- 13 介護保険法(1) ―制度の成立:家族が倒れたとき
- 14 介護保険法(2) ―法改正と現状
- 15 成年後見制度

到達目標	社会保障法に関する基礎や様々な学問分野、社会保障法の特定分野に関する重要な項目・論点や制度を体 系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	予めテキストの該当箇所を読んでおくこと。事後には、配布したレジュメと資料で内容を確認すること。				
テキスト、 参考文献	本澤巳代子・新田秀樹〔編〕『トピック社会保障法〔第11版〕』(不磨書房・2017年春刊行予定)				
評価方法	定期試験70%・小テスト(学期中に2乃至3回実施予定)30%				

08~17 律・I 03~07 律・	「国・総 環境法 a / * * * * * / 環境法 a 環境法 a / * * * * *				磯田 尚子		
講義目的、講	構義概要	Į.	授業計画				
(講義目的)			1 序:環境問題	[への多元的]	アプローチ		
現代社会に	こおいて	[生じている環境問題について、環境法	2 公害法の生成	えと発展			
学はどのよう	うな理だ	念と手法と仕組みをもって対応してき	3 四大公害訴訟	1			
たかを学ぶと	とともは	1、将来に向けて望ましい制度は如何に	4 四大公害訴訟	2			
あるべきかを	を考える	00	5 差止訴訟への	)展開 1			
			6 差止訴訟への	)展開 2			
(講義概要)			7 環境基本法€	制定と環境	基本計画		
環境法aで	は、公	害法から環境法へと至る歴史のほか、	8 環境保全手法	<del>1</del> 1			
環境保全手法	去、環境	意法の理念・原則等、環境影響評価等の	9 環境保全手法	<del>2</del> 2			
環境法総論を	と学習す	⁻ る。	10 持続可能な開発/発展				
			11 環境権				
			12 汚染者負担原則				
			13 予防原則				
			14 環境影響評価制度				
	1		15 総括:環境と経済				
到達目標		その意義や機能、環境法に関する事例、 <u>『</u> -ことができるようにする。	重要な判例・学説を	を正確に解釈	し、個別の事象について見解		
事前・事後 学修の内容	事前に教科書の該当箇所を読んでおくとともに、事後には講義中に指示した課題をまとめる。						
テキスト、 参考文献	- ^   テキスト・柳憲一郎・森永中紀・篠田尚子編著『多元的禮愷問題論』増補改定版 ギェらせい 2006 年						
評価方法	期末詞	<b>、</b> 験の成績8割、平常点(授業への積極的	り参加と小テストの	の成果)2割の	割合で評価する。		

08~17 律・ 03~07 律・				担当者	磯田 尚子		
講義目的、講	構義概要	ξ	授業計画				
(講義目的)			1 序:環境問題	[への多元的]	アプローチ		
現代社会は	こおいて	て生じている環境問題について、環境法	2 大気汚染				
学はどのよ	うな理だ	念と手法と仕組みをもって対応してき	3 酸性雨とオソ	ン層破壊			
たかを学ぶと	とともに	こ、将来に向けて望ましい制度は如何に	4 気候変動1				
あるべきかを	を考える	·	5 気候変動 2				
			6 水質汚濁				
(講義概要)			7 土壌汚染 1				
環境法bで	は、大	気、水、土壌、廃棄物、化学物質、生	8 土壌汚染 2				
物等の個別的	りなテー	ーマを題材に、環境法各論を学習する。	9 廃棄物 1				
			10 廃棄物 2				
			11 化学物質管理				
			12 自然の権利				
			13 自然環境保全1				
			14 自然環境保全 2				
			15 総括:人間中	『心主義と人間	引非中心主義		
到達目標		との意義や機能、環境法に関する事例、₫ -ことができるようにする。	重要な判例・学説を	を正確に解釈	し、個別の事象について見解		
事前・事後 学修の内容	- 【事前に数利事の該当策庫を誇んでおくとといい、 事後には議表中に指示した課題をまとめる						
テキスト、 参考文献	テキスト:柳憲一郎・森永由紀・磯田尚子編著『多元的環境問題論』増補改定版、ぎょうせい2006年。						
評価方法	期末詞	<b>、</b> 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	り参加と小テストの	の成果)2割の	割合で評価する。		

08~17 律・[ 03~07 律・		経済法/****/経済法 経済法/****		担当者	宗田 貴行	
講義目的、講義概要 経済法の中核に位置付けられる独占禁止法の基本的事項の習得を目的とする。  図や表を用いて分かりやすく説明する。 最新の事例を参考に検討を行う。 最新の改正を紹介する。  独占禁止法は、条文が抽象的に係れている法律であるため、ケーススタディを行うことにより理解を深める。			6. 独占禁止法の 7. 独占禁止法の 8. 私的独占 9. 不当な取引制 10. 一定の取引引 11. 競争の実質的 12. 競争の実質的 13. 不公正な取り 14. 不公正な取り	② 目的① 目的②一般注 道用除外 基本概念 限 的制制限② 的制制及② 的力方法②	当費者の利益の保護の意義 占禁止法 2015 年改正	
到達目標	経済法、ことに独占禁止法を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	毎回の講義の内容について、各自教科書・参考書の該当箇所や指定された判例を読んでくること。					
テキスト、 参考文献	テキストとして、岸井大太郎他『経済法(第7版補訂)』有斐閣アルマ 2015年。参考書として、宗田貴行『独禁法民 事訴訟』レクシスネクシス・ジャパン 2008年、宗田貴行『消費者法の新展開』慶應義塾大学出版会 2009年					
評価方法	レポー	- <b>F</b>				

08~17 律・ 03~07 律・			/****/ /****	′消費者法			担当者	岩重	佳治	
講義目的、詞	講義目的、講義概要				授業	計画				
3 解決 解決のの費等 4 生消概毎年義職ののしの受期期 2 事義知い。学期期 4 を学期はへ	件を見をの ユ討い寡的、の基準の自解素学 メを。にに消足礎解分を材習 を中 か講費がれる 月心 かますがた	央でEこを 用心 か義者かない、 大き当、通 いと わを聞かりは、 でし ら聞なしい知のそ価た、 義法 、と礎た識視れす法自 す的 受い的いが	すの視点、法理を身につける それを第3者に主張・展開し、第3 呼価する力を身につける たた法的思考を身につける て、自分の長所を発見する 構義する。 法的見解を述べ合う実践的内容の講 、受講者には積極的な発言を求めた という姿勢は、本講義に適さない。 とこというない。 とことでは、というというというというというというというというというというというというというと			1 ガイダンス 2 消費者被害救済の法理(1) 3 消費者被害救済の法理(2) 4 消費者契約法(1) 5 消費者契約法(2) 6 敷金をめぐるトラブル 7 英会話教室をめぐるトラブル 8 クレジット契約をめぐるトラブル 9 内容証明郵便の利用の仕方 10 消費者団体訴訟制度 11 消費者被害の救済を考える 12 奨学金問題を考える 13 予備 14 まとめ① 15 まとめ②				
到達目標				ている役割や問 いて見解を示す			_ /	の救済に特有の	)視点・法理を	
事前・事後 学修の内容	・「・」   議表後に当該授業について復習を行ってと、それが次回議表の集前進備とたる。									
テキスト、 参考文献	テキストは特に使用しない。参考文献は、随時紹介する。									
評価方法	ま 末定期試験の結果、課題レポートなどの実績に、授業への参加度・貢献度を加味して総合的に評価する。									

08~17 律・国・約 03~07 律・国				岩重 佳治		
2 消費者 著事件の 3 解子を 4 生	救済の実態を知る 解決に特有の視点、法理を身につける 分で考え、それを第3者に主張・展開し、第3 を正当に評価する力を身につける 材に、生きた法的思考を身につける 習を通じて、自分の長所を発見する を用いて講義する。 中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講 極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くと 本講義に適さない。 つけた基礎的知識を土台に、より実践的内容の。 答弁書の作成等も行う予定である。 重債務問題についての講義も行う。 で身につけた知識が前提になるので、通年での	<ul><li>3 リース契約</li><li>4 訴状を受け</li><li>5 訴状を受け</li><li>6 振り込め許り</li></ul>	を を が が が で と と き を が で と と き を ・ ( 1 ) い は の の の も は の の も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も も も も も も も も も も も も も	対処法(総論) 対処法(答弁書作成) に関する基礎知識		
到達日標 象 線 事前・事後 ままま	象について見解を示すことができるようにする。					
テキスト、 テキ 参考文献	イン       テキストは特に使用しない。         参考文献は、随時紹介する。       ***					
<b>評価方法</b>	末定期試験の結果、課題レポートなどの実績 	ぼに、授業への参加	世度・貢献度を	ビ加味して総合的に評価する。		

08~17 律・国・総 知的財産権法 a/****/**** 担当者 張 睿暎 03~07 律・国 知的財産権法 a/**** 講義目的、講義概要 授業計画

知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法(特許・ 実用新案・商標・意匠等)と文化的な側面の著作権法に大 別することができる。この講義では、工業所有権法のうち、 様々な不正競争行為を規制する不正競争防止法、登録を受 けたマークを保護する**商標法**、登録を受けた工業デザイン を保護する**意匠法**を扱う。これらは、特定の者が用いてい る特定のマーク、ブランド、デザインなどを、他人による 無断使用から守るための法律である。なお、特許法・実用 新案法は、秋学期の「知的財産権法 b」で、著作権法は、 「法律学特講(著作権法 a/b)」で扱うので、合わせて受講 することが望ましい。

教科書と併用して、裁判例に関する画像やウェブサイト など、視覚情報も紹介しながら講義を進める。毎回の講義 には、教科書と知的財産権法文集を持参して出席してほし い。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関す る告知等があるので、必ず出席すること。

2 不正競争防止法1:不正競争の内容と要件①

1 授業のガイダンス、知的財産権法の概観

3 不正競争防止法2:内容と要件②

4 不正競争防止法3:内容と要件③

不正競争防止法4:内容と要件④、違反の効果

6 商標法1:商標制度の意義、商標登録要件①

7 商標法2:商標登録要件②

8 商標法3:登録手続

9 商標法4:商標権の効力

10 商標法5:商標権侵害,救済、消滅、特殊な商標

11 意匠法1:意匠制度の意義、意匠登録要件①

12 意匠法2:意匠登録要件②

13 意匠法3:登録手続、意匠権の効力

14 意匠法4:消滅、特殊な意匠、意匠権の経済的利用

15 総括:質問への回答と復習

不正競争防止法、商標法、および、意匠法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後 事前・事後 学修の内容 は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。 教科書:伊藤塾『知的財産法(第4版)』(弘文堂・2012年)参考書:茶園編『知的財産法入門』(有斐閣・ テキスト、 参考文献 2013 年)、平嶋他『入門知的財産法』(有斐閣·2016 年) 定期試験の結果 (80%) および授業中 Quiz など参加度 (20%) を合わせて評価する 評価方法

08~17 律・国・総 知的財産権法 b/****/**** 担当者 張 睿暎 03~07 律・国 知的財産権法 b/****

## 講義目的、講義概要

知的財産権法は、産業的な側面の工業所有権法(特許・ 実用新案・商標・意匠等)と文化的な側面の著作権法に大 別することができる。この講義では、工業所有権法の中心 をなす**特許法**を主に扱う。これは、特許庁に登録された一 定範囲の技術思想について、権利者以外の者が無断で実施 することを禁じる法律である。特許法以外では、保護の対 象や手法において近縁の**実用新案法と種苗法**を扱う。

不正競争防止法・商標法・意匠法は、前期の「知的財産 権法 a」で、著作権法は、「法律学特講(春/秋)」で扱うの で、合わせて受講することが望ましい。

教科書と併用して、裁判例に関する画像や特許庁審査基 準など、追加情報も紹介しながら講義を進める。毎回の講 義には、教科書と知的財産権法文集を持って出席してほし い。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関す る告知等があるので、必ず出席すること。

## 授業計画

1 授業のガイダンス、知的財産権法の概観

2 特許法1:特許制度の意義、特許登録要件(1)

3 特許法2:特許登録要件(2)

特許法3:特許登録要件(3)

特許法4:登録手続(1)冒認出願、職務発明

特許法5:登録手続(2)出願方法、審査の流れ

7 特許法6:登録手続(3)出願者および第三者の主張

8 特許法7:特許権の効力(1)効力の範囲、消尽

9 特許法8:特許権の効力(2)効力の制限

10 特許法 9:特許権侵害、均等論、間接侵害

11 特許法10:特許権侵害に対する救済

12 特許法11:消滅、特許権の経済的利用、特許情報

13 実用新案法:実用新案制度の意義、要件、効力、消滅

14 種苗法: 品種登録制度の意義、要件、効力、消滅

15 総括:質問への回答と復習

特許法、実用新案法に関する条文、重要な裁判例、学説を正確に解釈し、個別の事象について見解を示す 到達目標 ことができるようにする。 1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後 事前・事後 は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。 学修の内容 テキスト、 教科書:伊藤塾『知的財産法(第4版)』(弘文堂・2012年)参考書:茶園編『知的財産法入門』(有斐閣・ 参考文献 2013年)、平嶋他『入門知的財産法』(有斐閣・2016年) 評価方法 定期試験の結果(80%)および授業中 Quiz など参加度(20%)を合わせて評価する。

08~17 律·国·総 民事訴訟法 a/****/民事訴訟法 a 担当者 小川 健 小川 健

## 講義目的、講義概要

「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」(債権その他の権利関係等)の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。

私人間の法的関係実現のための手続の総体は「広義の『民事訴訟』」と呼ばれるが、法的関係実現の手続のうち「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続段階」は、特に「狭義の『民事訴訟』」と呼ばれ、「民事訴訟法」という法律(「法典」)に規定されている。また、「国による私人間の法的関係の確認、確定」は、裁判所の「判決」という種類の「判断」によりなされることから、この手続段階は「判決手続」とも呼ばれる。本講義が対象とするのはこの「狭義の民事訴訟」である。

本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法 的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国によ る法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、 またあるべきなのか。国による法の実現のしくみは全体としてど のようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題がある のか。といった点を、受講者とともに考えることにしたい。

講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、下記のように加算をする。

## 授業計画

春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標として講義を行う。

#### 講義項目:

《民事手続の意義》

- 1 「法」とは何か(「国家法」と「法の実現」) 《手続の開始》
- 2 「訴え」訴えの類型、訴状 《手続の目的》
- 3 「判決 1」請求と判決事項、判決書
- 4 「判決 2」処分権主義 5 「裁判」裁判の種類
- 6 「判決」と「審理手続」
- 7 「判決の確定」審級制度
- 8 レポート作成
- 9 「判決の確定」確定の意味
- 10「判決の効力1」終局判決
- 11「判決の効力 2」執行力、既判力、形成力
- 12「既判力の作用 1」物的限界
- 13「既判力の作用 2」人的限界
- 14「既判力の作用 3」限界の拡張 15 まとめ

(11172)		
到達目標	民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連 解釈し、個別の事象について見解を示すことが	車の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に ぶできるようにする。
事前・事後 学修の内容		で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理 また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を 納得ができなければ再度質問をしてほしい。
テキスト、 参考文献		のを挙げておく:小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文 講義」2 版補訂 2 版(有斐閣大学双書・版元品切れ)¥4,725(税込)
評価方法		発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を 場合に低評価解答の 1/2 と差替える)。これらにさらに質問点(一回

 08~17 律·国·総
 民事訴訟法 b/*****/民事訴訟法 b

 03~07 律·国
 民事訴訟法 b/*****

 担当者

## 講義目的、講義概要

春学期に、その「基本的な構成要素」を概観した判決手 続の分野について、そのような「手続を現実に動かしてい くために考慮しなければならない重要な事項」を概観す ろ

講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。

## 授業計画 講義項目:

《手続の変則的な終了》

- 1 「判決によらない訴訟の終了 1」 請求の放棄認諾、和解
- 2 「判決によらない訴訟の終了 2」 訴えの取下 《手続の利用》
- 3 「訴訟要件 1」裁判権、管轄
- 4 「訴訟要件 2」当事者、代理人
- 5 「訴訟要件 3」請求に関連する要件
- 6 「訴え提起」の効果

《手続の運営》

- 7 「審理 1」判断資料の蒐集(当事者主義と職権主義)
- 8 「審理 2」事実と証拠 9 レポート作成 《手続の運営機関》
- 10「管轄」 11「裁判機関」裁判機関の構成、公正な機関の確保 《手続の人的変動》
- 12「訴訟関係の変動」参加、承継
- 《特別な手続》

13「特殊な手続」

14「外国判決、仲裁判断」 15 まとめ

到達目標 民事訴訟の意義や基本的な構造、および、一連の民事訴訟手続における重要な項目・論点や制度を正確に 解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

## 事前・事後 学修の内容

春学期と同様。

## テキスト、 参考文献

春学期と同様。

希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を **評価方法** 確保する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回 あたり最大5点)を加算する。 08~17 律·国·総 03~07 律·国 民事執行·保全法/****** 民事執行·保全法/*****

## 講義目的、講義概要

民事執行は私人間の法律関係の最終的な実現手段として用意されている 制度である。

判決で権利その他の「法律関係」が裁判所により確定されたとしても、ただそれだけで終わってしまうのなら、判決(書)はただの紙切れでしかないことになる。そこで執行手続は、法律関係が債務者により任意に履行されない場合に備えて、国家の実力をもって強制的にこの「観念的な存在に過ぎない法律関係」を「現実の世界で実現」するために用意されているわけである。

もっとも、法律関係を実現しようとした時に目的物や相手方の財産が無くなってその実現自体が不可能となってしまえば、いかに強制的な法律関係の実現手段を用意していようとも役には立たない。従って、その実現についての事前確保の方法が用意される必要がある。また、実際に執行が必要な状況では相手方が支払能力を失っていることも少なくないため、そのような際に債務者に関わる債権債務関係全体を一括して処理しようとする倒産法制との関係も考えておかなければならない。さらには日本の裁判所の判断についてだけでなく、外国の裁判所その他により「確定」された「法的関係」を我が国の裁判所としてはどのように扱うべきかについても考える必要がある。

本講義では、このような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制度との関係の理解を主眼として民事執行と保全とを講義形式で概観する。

## 授業計画

《民事執行総論》

- 1 法とは何か(「国家法」と「法の実現」)
- 2 民事執行手続の概要、法典の構造

《手続の開始》

- 3 債務名義(債務名義の意義と種類)1
- 4 債務名義(債務名義の意義と種類)2
- 5 民事執行の手続原則、執行文制度 《執行の方法》
- 6 金銭債権に基く執行(執行対象による相違と差押)
- 7 強制管理、船舶執行、動産執行
- 8 レポート作成
- 9 配当要求、換価、売却、関連する権利関係
- 10 引渡命令、配当と配当異議
- 11 債権執行(差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令) 《執行に関わる紛争》
- 12 その他の財産権に対する執行、非金銭執行(明渡、引渡、代替執行、間接強制)、担保権の実行
- 13 各種の不服申立方法

《保全》

14 保全手続

15 まとめ

到達目標	民事執行の意義や基本的な構造、民事執行の手段や執行目的物の特性、ならびに、民事保全の目的、方法、 審理構造を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を 深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。
テキスト、 参考文献	参考書:小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法(2005 成文堂)、中野 貞一郎 ・編「民事執行法」増補 新訂 6 版(有斐閣双書版(2010)。
評価方法	希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の1/2と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大5点)を加算する。

## 講義目的、講義概要

個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者や関係者は社会から抹殺されてしまうかのように思われがちである。

確かに、無計画な借入や支出を繰返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入や投資の資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合は少なくない。また、倒産の結果、一般社会の外にはじき出される者が増えるとすれば、社会は不安定にならざるをえない。さらに、倒産者と取引していた、また今後取引の可能性を持つ人々にとっては、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうとすれは、取引の機会か減少することにもなる。

このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足をある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、個人倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分かは残し、残りの債務の負担からは解放するという方法を採るし、企業倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続けることを可能にしながら債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。倒産手続は、決して「倒産者についての残務整理」ではなく、経済活動が円滑に働かなくなった「倒産」という病理状態を正常な状態に戻す作用を行っているわけである。

本講義では、倒産手続の全体像把握を試みるとともに、近年大きな改正が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。

## 授業計画

- 《倒産法概論》 1 倒産手続とは(倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との関係)
- 2 倒産手続の類型、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点
- 3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則 《破産手続》
- 4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立
- 5 手続開始の効果、他の手続との調整
- 6 共有関係、双務契約、継続的契約等
- 7 取戻権、別除権 8 相殺権
- 9 レポート作成 10 否認
- 11 手続に関係する機関(裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者 委員会)
- 12 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否
- 13 配当、廃止、免責、特則(住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、 小規模個人再生、給与所得者再生)

《破産以外の倒産手続》

- 14 会社更生、民事再生、商法上の手続
- 15 まとめ

受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートの得点の他に、有意義な質問には下記のように加算をする。

## **到達目標** 倒産手続の基本的な枠組み、倒産処理手続の流れ、倒産手続に現れる機関などについて正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

# 事前・事後学修の内容

講義の項目は事前に予定表等を配布するので、参考書等で自分なりの理解をした上で講義に望んでほしい。講義内容が自分の理解と異なっていれば質問をするなどして自身の理解を、また場合によっては講義の内容を修正することで互いに問題点の理解を深めたい。質問に対する回答についても、考察した上、納得ができなければ再度質問をしてほしい。

## テキスト、 参考文献

テキストを強いて挙げれば、山本和彦「倒産処理法入門」(2012 有斐閣)¥2,326。倒産関係法登載の携帯六法には、有 斐閣「ポケット六法」と、三省堂「デイリー六法」があるが、いずれも会社更生法は抄録である。

評価方法

希望する学生は学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」とするが、学期中に任意提出レポートを課して救済の道を確保する予定である(定期試験の評価不合格となる場合に低評価解答の 1/2 と差替える)。これらにさらに質問点(一回あたり最大 5 点)を加算する。

08~17 律・  03~07 律・		国·総 刑事訴訟法 a/****/刑事訴訟法 a 刑事訴訟法 a/****			担当者	齋藤	実	
講義目的、詞	冓義概要	문	授業計画					
1 刑事訴訟法とは 「刑事訴訟法」と聞いても、馴染みが薄い人が多いのではないかと思います。しかし、裁判員裁判という言葉を聞いたことの無い人はいないでしょうし、刑事裁判に関連するニュース報道が全くない日はほとんどありません。刑事訴訟法は、実は馴染みやすく、面白い科目です。 具体的には、犯罪が起こり、捜査が開始され、(事件によっては)起訴され、判決が言い渡される、判決に不服のある者はさらに争う、という流れを扱います。 2 講義の目的 刑事訴訟法を通じて、事案を解決するために、適切な条文を探し出し、その要件を検討し結論を導く、という能力を鍛えることを最終的な目標とします。法律を「使い解決する」能力を、養って欲しいと思います。			3. 刑事記	「「「「「「「「」」」」(「「」」)(「」)(「」)))))))))))))」)	を の全体像(1 をの全体像(2 を (1) (2) (3) をとめ	2)		
到達目標		斥訟の意義や基本的な構造、および、一追 ∠、個別の事象について見解を示すことか				な項目・論点や	制度を正確に	
事前・事後 学修の内容	授業の	授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。						
テキスト、 参考文献	田口气	田口守一他『目で見る刑事訴訟法教材(第2版)』(有斐閣、2009年)						
評価方法	原則と	こして期末試験の結果のみによって評価し						

08~17 律・国 03~07 律・国		刑事訴訟法 b/****/刑事訴訟法 刑事訴訟法 b/****				齋藤 実
講義目的、講	<b>義概</b> 要	5 C	授業計画			
刑事訴訟法 b について 「刑事訴訟法 a」に続けて、刑事手続後半を扱います。 刑事事件が起訴された後の刑事裁判の段階を扱います。刑事訴訟法 b から受講される学生でも対応出来るように工夫はしますが、春学期刑事訴訟法 a が受講可能であれば、春学期から受講することを勧めます。 刑事訴訟法bからの受講を考えている学生は、「刑事訴訟法a」のシラバスも参考にして下さい。			<ol> <li>公半</li> <li>公半</li> <li>公半</li> <li>公半</li> <li>公半</li> <li>公半</li> <li>公半</li> <li>公半</li> <li>証数</li> <li>証数</li> <li>証数</li> </ol>	川 手続( 手続( 手続のま	(1) (2) ほとめ	
到達目標		系訟の意義や基本的な構造、および、一連 、、個別の事象について見解を示すことが				な項目・論点や制度を正確に
事前・事後 学修の内容 授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事功			項の文献等に当たってください。			0
テキスト、 参考文献 田口守一他『目で見る刑事訴訟法教材 (第 2 版)』(有斐閣、2009 年)						
評価方法	<b>評価方法</b> 原則として期末試験の結果のみによって評価します。					
事前・事後学修の内容テキスト、参考文献						

				担当者	鈴木 淳一	
講義目的、講義概要	講義目的、講義概要					
[講義目的] 本講義目的] 本講義目的] 本講義は、国際社会の 国際法の 国際法の [講義概要] 国際社会は、国内社 難以 国際社会に「はん。が本に「はん。が本にしたいの関係、 はいる まましたの関係、 はいる はいない はいる はいない はいない はいない はいない はいない は	2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	は国国国条条国国国外領主国国まじ際際際約約際家家交事権家家とめ法法法法法法の管関関免承承めにのとの①②の権轄係係除認継意国法  主利権	(內法 源) 体 義務 政府承認			
到達目標 国際法の	意義や基本的な考え方を正確に理解し	_、個別	の事象につ	いて見解を示	。 ・ すことができるようにする。	
	テキスト:中谷ほか『国際法 第3版』(有斐閣, 2016年) 参考文献:『国際条約集 2017』(有斐閣, 2017年)					
評価方法 学期末に	実施するテストにより評価し(100%)、	平常	点を加点材料	料とします(た	だし上限 10%)。	

08~17 律・I 03~07 律・				担当者	大塚 敬子			
講義目的、講義概要			授業計画					
◇講義目的			1. はじめに/国際法とは					
この講義は、物事をみる視点のひとつとして国際法を理			2.	2. 人と国際法(1)個人と国				
解し、国際社会における諸問題に関する自分なりの見解を			3.	3. 人と国際法(2)人権の国際的保障				
示すことができるようになることを目的とします。			4.	l. 人と国際法(3)国際犯罪				
			5.	国際法上の	責任(1)国	際違法行為の構成要件等		
◇講義概要			6.	6. 国際法上の責任(2)賠償等				
国際法Ⅲでは、国際法の総論的内容を踏まえつつ、人と			7.	7. 紛争の平和的解決(1)諸制度				
国際法、国際法上の責任、紛争の平和的解決、戦争・武力			8.	紛争の平和的解決(2)国際裁判制度				
行使をめぐる国際法といった各論的内容を取り上げます。			9.	武力行使と国際法(1)武力行使禁止原則				
国際法についての理解を深めながら、現に生じている国			10.	0. 武力行使と国際法(2)自衛権				
際問題について検討し、国際社会のあり方について考える			11.	武力行使と	国際法(3)	国連決議に基づく武力行使		
ことで、「平和」についても考えていきたいと思います。			12.	2. 武力行使と国際法(4)例外等				
授業は講義形式で行います。			13.	13. 軍縮・軍備管理の国際法				
			14.	. 国際社会の「平和」について				
			15.	まとめ				
到達目標	国際違法行為が生じた場合の措置、国家間の対立を平和的手段で解決する諸方式、武力行使を規制する規 則等を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。							
事前・事後 学修の内容		事前に、テキストの該当箇所をしっかり読み、概要をつかんでおいてください。 また、事前・事後に新聞等で国際的なニュースを確認し、国際法に照らして考えてみてください。						
テキスト、 参考文献		テキスト:中谷和弘他著『国際法<第3版>』(有斐閣アルマ、2016年) 参考文献:『国際条約集』(有斐閣)(他の条約集でもよい)						
評価方法	定期記	定期試験:80%、授業の取り組み度(授業内コメントシート提出を含む):20%						

08~17 律・国・ 03~07 律・国	~17 律・国・総 国際法Ⅱ/国際法Ⅱ/国際法Ⅱ ~07 律・国 国際法Ⅱ/国際法Ⅱ				大塚 敬子			
講義目的、講義概要			授業計画					
◇講義目的			はじめに/国際法とは					
空間に関する国際法を理解することを通して、国際社会			空間に関する国際法の全体像					
における諸問題の背景にある「国家」や「主権」というも			陸の国際法(1)領域主権、国家領域の取得					
ののあり方について考えることを目的とします。			1. 陸の国際法(2)紛争等					
		5. 6.	海の国際法(1)歴史・領海					
◇講義概要			海の国際法(2) 排他的経済水域・大陸棚					
国際法Ⅱでは、空間に関する国際法を扱います。地球上			海の国際法(3)深海底・公海					
の人間の活動空間を立体的にとらえ、陸・海・空それぞれ			海の国際法(4)海洋資源					
の空間に関する法的制度について、歴史を踏まえつつ、理			海の国際法(5)紛争解決					
解していきます。さらに、宇宙空間にも眼を向け、国際法			空・宇宙の国際法(1)領空、航空法					
を通して、将来の国際社会のあり方についても考えてみた			空・宇宙の国際法(2)宇宙法の基本原則					
いと思います。			空・宇宙の国際法(3)宇宙法の基本原則					
授業は講義形式で行います。			. 国際的な空間 ー 南極・北極等					
			4. 「空間」に関する国際法とその課題					
		1	まとめ					
	国際法に関する特定の事例、重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。							
	事前に、テキストの該当箇所をしっかり読み、概要をつかんでおいてください。 また、事前・事後に新聞等で国際的なニュースを確認し、国際法に照らして考えてみてください。							
	テキスト:中谷和弘他著『国際法<第3版>』(有斐閣アルマ、2016年) 参考文献:『国際条約集』(有斐閣)(他の条約集でもよい)							
<b>評価方法</b> 定	定期試験:80%、授業の取り組み度(授業内コメントシート提出を含む):20%							

08~17 律・ 03~07 律・		国際人道法/国際人道法/***** 国際人道法/国際人道法			担当者	鈴木 淳一
講義目的、詞	冓義概要		授業	計画		
する (講 (本 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 (表 ())) () () () () () () () ()	のは者首で、貴たっ本はス国基、の法対国重めて講、テ際礎、武保は処際なには義教ムには、対対のでは、充当等のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対の	法学の対象分野のうち、国際人道法に関 的知識を提供することを目的とします。 可紛争(戦争・内戦)下の戦闘行動の規制 護、戦争犯罪人の処罰等について扱いま 武力紛争が実際に発生した場合に、ど るべきなのか、具体的に規定している。 道法は戦争の悲惨な経験から人類が獲 中恵であり、戦争の惨禍から自分自身や の必要な知識となります。本講義を受講 国際法を履修していることが望ましい ごけを履修することも可能です。また、 選で行う通常の授業を補うため、授業レ 等を活用して、教員とのコミュニケーシ	際人道法に関的とします。			で (民族解放闘争と内戦) 区別について 一る基本原則
到達目標		分争犠牲者を保護する規則、戦闘の方法号 に解釈し、個別の事象について見解を示す				器の使用を禁止する規則等を
事前・事後 学修の内容		前学習:あらかじめ指定された資料等の簡 ミレポートとして提出。③事後学習:教員				
テキスト、 参考文献	テキスト:『国際条約集 2017』(有斐閣、2017 年) 参考文献:鈴木和之『実務者のための国際人道法ハンドブック』(内外出版、2013 年)					2013年)
評価方法	<b>価方法</b> 学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加点材料とする(ただし上限 10%)。秋学期にはストの『国際条約集』が在庫切れとなるおそれがあるため、春学期のうちに購入することを強く勧める					

08~17 律・国・総 国際政治学 a/国際政治学 a/国際政治学 a 担当者 岡垣 知子 03~07 律・国 国際政治学 a/国際政治学 a 講義目的、講義概要 授業計画 国際政治学は、他の社会科学および自然科学の知見を取 1. 国際政治学とは何か り入れながら、戦争の原因および平和の条件をその中心的 2. 国際政治の先駆思想 課題として、発展してきた学問である。この講義は、複雑 3. 国際政治学史 化する今日の国際政治事象を体系的に考え、一見アト・ラ 4. 国際政治学の基礎概念(1)集合行為の論理 ンダムな寄せ集めに見える国際的事件の中に一定のパタ 5. 国際政治学の基礎概念 (2) 分析のレベル ーンを見出し、分析する力を養うことを目的として、国際 6. 国際政治学の基礎概念(3) 国家とは 政治学の基礎概念や代表的理論を紹介する。 7. 国際政治学の基礎概念(4)国際政治の構造と安定性 8. リアリズムの世界(1) 古典的リアリズム 9. リアリズムの世界(2)構造主義とネオリアリズム 10. リベラリズムの世界(1)相互依存論 11. リベラリズムの世界(2)民主的平和論 12. リベラリズムの世界(3)国際制度論 13. コンストラクティヴィズム、その他の理論 14. 理論と政策 15. まとめ 国際政治学の基礎的理論、ウェストファリア以降現代に至るまでの国際社会の変遷や歴史的流れ、現代国際社会の課題 到達目標 と日本のかかわり方を体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 テーマに沿って予習しておく。 学修の内容 授業で扱った内容についてのレポート提出が求められることがある。 テキスト、 図書館1階にある、本講義担当者の指定図書にある文献を参照のこと。 参考文献

小テスト:10%:宿題:10%:レポート:30%:期末テスト:50%

評価方法

08~17 律・[ 03~07 律・		国際政治学 b/国際政治学 b/国際政治 国際政治学 b/国際政治学 b	学 b	担当者	岡垣 知子	
講義目的、講義概要  国際政治についての体系的なものの見方や主要概念を 踏まえたうえで、この講義では、国際政治学と外交史、国 際法、経済学、比較政治学、社会学等との学際的接点に注 目しながら、今日のさまざまな国際政治事象を詳しく分析 する。			3. 国際政治経 4. 国際政治経 5. 国際安全保 6. 国際安全保 7. 国際安全保 8. 国際安全保 9. 今日の課題 10. 今日の課 11. 今日の課 12. 今日の課	(イン): (イン)	権問題 広散の問題	
到達目標		治学の基礎的理論、ウェストファリア以降現 のかかわり方を体系的かつ正確に解釈し、個				
事前・事後 学修の内容	テーマに沿って予習しておく。 授業で扱った内容についてのレポート提出が求められることがある。					
テキスト、 参考文献	図書館1階にある、本講義担当者の指定図書にある文献を参照のこと。					
評価方法	小テク	スト:10%;宿題:10%;レポート:30℃	※ ; 期末テスト :	50%		

08~17 律・国・総 日本政治外交史 a/日本政治外交史 a/日本政治外交史 a 担当者 福永 文夫 日本政治外交史 a/日本政治外交史 a 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 21世紀に入っても日本は混迷の淵にあり、出口を求めて 1. はじめに一国際社会のなかの日本一 さまよっている。それは他方で、戦後日本のあり方を改め 2. 日米戦争と戦後日本(1) 3. 日米戦争と戦後日本(2) て問うている。本講義では、第2次世界大戦後の日本の政 4. 敗戦と占領(1) 治と外交を論ずることで、この国の来し方をたどる。 5. 敗戦と占領(2) -占領の構造 春学期は敗戦を経て、どのようにして戦後日本がつくら 6. 敗戦と占領(3) - 政党政治の再出発 れたかを、アメリカの日本占領政策をたどり、それに日本 7. 日本国憲法の誕生 (1) の諸政治勢力-政府・諸政党などがどう対応していったか 8. 日本国憲法の誕生 (2) を考えてみたい。その際、日本国憲法を頂点とする占領期 9. 戦後政党政治の始動 に行われた改革が戦後日本にどのような影響を与えたか 10. 中道政権の成立 (1) を考えてみる。 11. 中道政権の軌跡 その際、国際社会のなかで日本はどうあるべきかを念頭 12. 占領政策の転換 (1)に、受講者には歴史を学ぶだけでなく、歴史を考えてもら 13. 占領政策の転換(2)-吉田茂の再登場 いたい。 14. 占領政策の転換 (3) - ドッジ・ライン 15. おわりに-日本国憲法体制の成立 歴史を「考える」意識をもって、歴史的事実とその因果関係を正確に解釈し、個別の事象について見解を 到達目標 示すことができるようにする。 事前・事後 テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまと 学修の内容 めること。 テキスト、 福永文夫『日本占領史 1945~1952』中公新書。参考文献については、適宜講義中に指示する。 参考文献 講義中に行う平常試験(50点)と年度末の定期試験(50点)によって判定する。詳細は講義中に指示す 評価方法 る。

08~17 律・国 03~07 律・日		日本政治外交史 b/日本政治外交史 b/日本 日本政治外交史 b/日本政治外交史 b	政治外交史 b	担当者	福永	文夫	
講義目的、請	購義概要	Ę	授業計画				
さている。これでは、サを目とのでは、サをは、サをは、シのでは、シのでは、いたのでは、いたのでは、いたのでは、いたのでは、いたのでは、いたのでは、いたのでは、いたのでは、シのでは、シのでは、シのでは、シのでは、シのでは、シのでは、シのでは、シ	いる命 どっかる ない ない ない ない ない ない ない 本 しい 解はれに と	も日本は混迷の淵にあり、出口を求めて されは他方で、戦後日本のあり方を改め 構義では、第2次世界大戦後の日本の政 ことで、この国の来し方を考える。 ようにして戦後日本がつくられたかを、 構和条約・日米安全保障条約の形成過程 から「55年体制」の成立を経て、1970 政治外交のあり方をたどり、それに日本 くに諸政党がどう対応していったかを 会のなかで日本はどうあるべきかを念頭 むを学ぶだけでなく、歴史を考えてもら きよ、未来図は、過去の経験と現在の選 かれることはない。	1. はじめに―[ 2. 講和への胎] 3. 講和への胎! 4. 講和をめぐ。 5. 講和をめぐ。 6. サンフラン。 7. 「55年体制」 8. 「55年体制」 9. 「55年体制」 10. 60年安保騒 11. 高度成長期 12. 高度成長期 13. 混迷の70年 14. 混迷の70年 15. おわりに一	動(1) 動(2) る国際講示 のの成展 のの成展 のの展 のの展 のの展 ののと ののと ののと ののと ののと ののと のの	全面講和と多数連合国の対応 議 守勢力の混迷 守合同と社会党 山・岸内閣 に 一池田政権		
到達目標		と「考える」意識をもって、歴史的事実と ことができるようにする。	こその因果関係を〕	E確に解釈し	、個別の事象に	ついて見解を	
事前・事後 学修の内容		テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまと めること。					
テキスト、 参考文献	福永文 指示す	文夫『日本占領史 1945~1952』中公新書 ける。	およびプリント酢	2布。参考文献	歌については、!	適宜講義中に	
評価方法	講義中	Pに行う平常試験(50 点)と年度末の定	期試験(50 点)に	よって判定す	する。詳細は講	義中に指示す	

る。

08~17 律・国 03~07 律・国		政治学原論 a/政治学原論 a/政治学原論 a 政治学原論 a/政治学原論 a			柴田 平三郎				
講義目的、講	<b>講義概</b> 要	5 C	授業計画						
自分たちの 政治が複雑 なればなるほ して考えよう この講義で 明や時事問題	国の政策で、政策となった。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	下ます混迷の度を深めている。 (治だけでなく、世界の政治においても。 皆綜し、われわれの目に不確かな現象に な治とはいったい何か、を原理の問題と らことが必要となろう。 こうした視点に立って、制度の細かな説 がではなく、政治の原理を考える際の基 と組みの習得をめざす。	2 政治の概念 3 政治の概念 4 政治と人間 5 政治とうの 6 政治学の学 8 政治権力論 9 政治権力論 1 0 政治権力 1 1 政治権力 1 2 政治権力	(2) 問的性格(1 問的性格(2 (1) (2) 論(3) 論(4) 論(5) の再検討(1 の再検討(2	)				
到達目標	政治に	<ul><li>ご関する基本的な事柄を正確に解釈し、個</li></ul>	<b>週別の事象につい</b>	て見解を示す	ことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	ポータ	ルサイトにアップされたプリントを事育	前に読み、講義後に	こ復習してく	ださい。				
テキスト、 参考文献	とくに	上指定しない。講義中に参考文献を紹介する	する。毎回、プリントを配布する。						
評価方法	定期記	<b>は験80%、小テスト10%、授業への</b>	>加度10%						

08~17 律・国 03~07 律・国		政治学原論 b/政治学原論 b/政治学原政治学原論 b/政治学原論 b	政治学原論 b/政治学原論 b/政治学原論 b 政治学原論 b/政治学原論 b			平三郎
講義目的、講	義概要	į	授業計画			
自分たちの 政治が複雑 なればなるほ して考えよう この講義で 明や時事問題	国の政策で、どとなる。	ます混迷の度を深めている。 治だけでなく、世界の政治においても。 論に、われわれの目に不確かな現象に (治とはいったい何か、を原理の問題と っことが必要となろう。 うした視点に立って、制度の細かな説 ではなく、政治の原理を考える際の基 組みの習得をめざす。	2 政治の概念 3 民主政治の概念 4 民主政治社会 5 国会と社会 6 国会と社会 7 近代国国家とい 8 近代民国家とい 1 0 近代を動; 1 1 近代を動;	は何か(2) (1) (2) はなにか(1 はなにか(2 はなにか(3 かしたイデオ かしたイデオ かしたイデオ	) ) ) ロギー (1) ロギー (2) - ロギー (3) - ロギー (4) -	—————————————————————————————————————
到達目標	政治に	関する基本的な事柄を正確に解釈し、個	<b>週別の事象につい</b>	て見解を示す	ことができる。	ようにする。
事前・事後 学修の内容	ポータルサイトにアップされたプリントを事前に読み、講義後に復習してください。					
テキスト、 参考文献	- 1   とくに指定したい					
評価方法	<b>評価方法</b> 定期試験80%、小テスト10%、授業への参加度10%					

08~17 律・国・総 日本政治論 a/日本政治論 a/**** 担当者 福永 文夫 03~07 律・国 日本政治論 a/日本政治論 a 講義目的、講義概要 授業計画 誰しも政治に興味をもつはじめてのきっかけは、自分の 1. はじめに―現代日本の政治過程 2. デモクラシーとは何か 生まれ育った国の政治制度や政治のあり方だろう。日本で 3. 選挙と政治(1) 日本の政治について学ぶことは、政治とは何か、自分は政 4. 選挙と政治(2) 治とどのようにかかわっているのかということを考える 5. 政党と政治(1) 上での最初のステップとも言えよう。 6. 政党と政治(2) 日本政治は、他の国政治や国際政治よりもはるかに身近 7. 議会と立法過程(1) である。また日本政治の動向は連日マス・メディアによっ 8. 議会と立法過程(2) て報道されている。それらは、人々に政治に対する関心を 9. 利益団体と政治(1) 呼び起こす一方、逆に政治についてのイメージの混乱を招 10. 利益団体と政治(2) き、しばしば根拠のない印象論的コメントや、紋切り型の 11. 中央・地方関係 解説に陥りがちである。 12. 福祉国家と新自由主義 本講義では、現代日本政治を題材に、政治学の基礎的な 13. 国際社会と日本(1) -外交・安全保障 概念枠組みと方法を学び、政治に対する見方・考え方を養 14. 国際社会と日本(2) -経済と政治 いたい。 15. おわりに 「考える」意識をもって、日本政治に関する基本的な事柄、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象につ 到達目標 いて見解を示すことができるようにする。 事前・事後 講義中に配布されるプリントと講義ノートと照らし合わせて要点をまとめること。 学修の内容 テキスト、 講義中に適宜、参考文献を紹介する。 参考文献

08~17 律・  03~07 律・				担当者	福永 文夫
講義目的、詞	冓義概要	Ę	授業計画		
の方政なマ国印をおきているとの方との・社論のの方との・社論の表別をおきて際どのは国メ会的義問み社ののが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	はます外致イのメは気いにう、、本交治ア関ン、を。おに自でとのに心ト近明しい国	祭社会とのかかわりに興味をもつ最初 かの生まれ育った国の政治や外交のあり 日本の政治と外交について学ぶことは、 は何かを考える上での最初のステップと 動向や日本外交の動きについては、連日 こって報道されている。それらは人々に と呼び起こす一方、しばしば根拠のない や、紋切り型の解説に陥りがちである。 現代の日本外交の歩みをたどり、そのあ っかにし、現代日本外交の課題について で、日本はどのように国際環境を認識 限間の関係を処理して行ったのか、どの 行っていったのだろうか。	4. 日清戦争・ 5. 転換期の日 6. 新秩序の模	一交のの 一	戦後 ン体制と日本(1) ン体制と日本(2) いら60年安保 程(1)
到達目標	_	とる」意識をもって、日本政治に関する基 性解を示すことができるようにする。	基本的な事柄、歴	史的沿革を正	確に解釈し、個別の事象につ
事前・事後 学修の内容	テキスめるこ	、トの指定された箇所を事前に精読して≯ こと。	おくこと。その上	で講義ノート	と照らし合わせて要点をまと

定期試験を基本に評価する。講義中、小テスト・レポートを課す場合もある。

評価方法

テキスト、

参考文献

評価方法

入江昭『日本の外交』中公新書。

定期試験を基本に評価する。講義中、小テスト・レポートを課す場合もある。

08~17 律・国 03~07 律・国		地方自治論 a/地方自治論 a/地方自治 地方自治論 a/地方自治論 a	論 a	担当者	荏原 美惠		
講義目的、講	義概要	ī.	授業計画				
を習得するこ 全体の講義 制度とその上 ら自治体の上 ら自た、ゲス ために、ゲス 春学期では	とを通に、多ものは、大地で、またので、一般では、多もので、いまたが、日本のでは、大地で、大地で、大地で、大地で、大地で、大地で、大地で、大地で、大地で、大地で	でて、地方自治の主な理論とその実際、 ついて基本となる部分をおさえていき 角的かつ俯瞰的な視点を取り入れなが 交えて講義を展開します。 か仕組みをよりリアルに体感してもらう ピーカーをお呼びする予定です。 1治の制度全般、秋学期では地方自治の より実践的な内容を予定しているた	1. ガイダンス 2. 自治制制 4. 地方自自治制制 5. 地方自自治制制 6. 地方自自治人 7. 市区町村との 8. 地方自治体のの 8. 地方自治体体のの 10. 自治治体体のの 11. 自治治体のの 12. 職員治体体の 13. 自治と内 14. ま 15. ま 15. ま	の を で で で で で で で で で で で で で			
到達目標		治に関する基礎的知識のうえに、地方自 「できるようにする。	目治の体系を正確に	こ解釈し、個	別の事象について見解を示す		
	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。 事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。						
テキスト、 参考文献	- 1 - 1 テキスト						
評価方法	平常点	3.60% (授業への参加度及び毎回出席カ [、]	ード提出が前提)、	レポート 40	9%		

08~17 律・国 03~07 律・国		地方自治論 b/地方自治論 b/地方自治 地方自治論 b/地方自治論 b	論 b	担当者	荏原 美恵		
講義目的、講	義概要	Ē	授業計画				
自治習の理している。 自治習解とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	巻と必特で交多は化政自自	方自治の「今」を特に意識しています。 環境の変化に対応するための政策手法 受講生自らが将来実務で求められる問 な基礎的な思考力を養うことを目的と です。 自治体の行政改革の実際とその課題に いがら考察します。後半では自治体が直 、広域化する政策課題を取り上げます。 の一線で活躍するゲストスピーカーを 著しい自治体の現場を体感するととも 例研究を実施する予定です。 の取組事例等を紹介することで、新た にですの実際について知見を深めます。 に受講をお勧めします。	1. ガダンス 2. ガダが 2. 行政統制とと 4. 行政統制とと 5. 自治体の政政 6. 自治体の政政 6. 自治法法務の 6. 自治法法務の策 10. 環康・リアの 12. キ治体の まとり 13. 自義のまとり 15. 講義のまとり 15. 講義のまとり	治治と形例の戦 を登する では では では では では では では では では では			
		治に関する基礎的知識のうえに、地方自 できるようにする。	治の体系を正確	こ解釈し、個	別の事象について見解を示す		
	テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。 事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。						
テキスト、 参考文献	テキスト、参考文献については講義中に紹介します。						
評価方法	平常点	(60% (授業への参加度及び毎回出席カー	ード提出が前提)、	レポート 40	)%		

08~17 律・国・総 政治思想史 a/西洋政治思想史 a/西洋政治思想史 a 担当者 柴田 平三郎 03~07律・国 政治思想史 a/西洋政治思想史 a 講義目的、講義概要 授業計画 1 はじめに――全体ガイダンス 現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎 2 政治思想史の課題と方法 んじられている、といってよいかもしれない。そういう状 3 古典古代の意味 況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を 4 ギリシアの政治思想――ソクラテスをめぐる状況 概観する。 5 同---プラトン(1) われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受 6 同――プラトン(2) 容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで 7 同---アリストテレス (1) 古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を負うこ 8 同---アリストテレス (2) とはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。 9 ヘレニズム時代の政治思想 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニ 10 古代ローマの政治思想 ュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養 12 アウグスティヌス(1) っていきたい。 13 アウグスティヌス(2) 受講生へ 14 アウグスティヌス (3) 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。 15 春学期のまとめ 政治思想史の概括とその根幹となる主な諸思想の特徴、および、重要な概念や制度を正確に解釈し、個別 到達目標 の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 授業時に指示する。 学修の内容 テキスト、 トマス・アクィナス『君主の統治について』岩波文庫 参考文献

定期試験80%、小テスト10%、授業への参加度10%

評価方法

評価方法

08~17 律・国 03~07 律・国		政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b			柴田 平三郎
講義目的、講	購義概要	5	授業計画		
んじ記載を意識を記載する。 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 一次では、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	代況は混迷状態にある。思想や哲学が疎まいってよいかもしれない。そういう状況に入れながら、西洋政治思想の歴史を どが西洋近代をモデルにしつつ、その受った以上、西洋近代思想を間に挟んでへと流れる政治思想史の道筋を負うこの姿をそこに重ねることである。 といっても、そこには様々なタイプやニある。そうした政治思想の歴史的展開を り中でとらえながら、想像力と感性を養 なのために毎回プリントを配布する。	2 中世政治思 3 同――ト・ 4 同――ト・ 5 ルネサンス 6 宗教改革の 7 近代の政治	マス・アクマー マス・沙思思ョソデ保自社会 ・アクオー ・ローオ守由会体 ・ローギ義義義 ・ローギ表義 ・ ・ローギ表 ・ ・ローギ表 ・ ・ローギ表 ・ ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カーカー ・カー ・	ルズベリのジョン ナス(1) ナス(2) マキアヴェッリ ルターとカルヴァン
到達目標	政治思想史の概括とその根幹となる主な諸思想の特徴、および、重要な概念や制度を正確に解釈し、個別 の事象について見解を示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	授業時	<b>幹に指示する。</b>			
テキスト、 参考文献	トマフ	ス・アクィナス『君主の統治について』岩	計波文庫		

定期試験80%、小テスト10%、授業への参加度10%

08~17 律・国 03~07 律・国		行政学 a/行政学 a/行政学 a 行政学 a/行政学 a			担当者	大谷	基道	
講義目的、講	<b>講義概</b> 要	ξ	授業計画					
我々の生活	話は、身	<ul><li>近な福祉、教育、水道、消防から外交、</li></ul>	1. 講義の概要と進め方					
安全保障に至	Ĕるま [*]	で行政が提供する公共サービスなしに	2.	2. 内閣制度				
は成り立たな	い。		3.					
近年は、行	う政に 。	よる一元的なサービス供給が困難とな	4. 行政組織の外延					
り、住民、N	PO,	民間企業等との協働も進められている。	5. 国家公務員制度①					
そのため、公	※務員で	でなくとも行政に深く接する機会が増加	6. 国家公務員制度②					
しつつあり、	住民一	-人ひとりが行政に関する理解を深める	7.	国家公務員	制度③			
必要性がこれまでになく高まっている。			8. 官僚制論①					
本講義にお	いてに	は、そのような「行政」が、誰によって、	9. 官僚制論②					
		こいるのかを、主に国家行政を取り上げ	10. 官僚制論③					
-		学期においては、行政組織の大枠とそ		11. 意思決定方式				
の作動・行動	様式を	理解することに重点を置く。		12. 中央地方関係①				
				13. 中央地方関係②				
				14. 中央地方関係③				
				まとめ				
到達目標		)需要を課題・政策に変換、実施、評価で :変化を正確に解釈し、個別の事象につい					は、集団などの	
事前・事後 学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に一読しておくこと。 学期中に数回、授業の最重要ポイントを 400 字程度の小レポートにまとめて提出すること。							
テキスト、 参考文献	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				手)			
評価方法	定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%							

08~17 律・  03~07 律・		行政学 b / 行政学 b / 行政学 b / 行政学 b / 行政学 b			担当者	大谷	基道
講義目的、詞	冓義概要	<del>2</del>	授業	計画			
安全保障には成り立たが 近年は、イ り、住民、N そのためのかに しつの性がこれ 本講義に対 で講義する。	至な行PO教住まいわける。に、では、では、では、では、では、では、では、ではではない。	ア近な福祉、教育、水道、消防から外交、で行政が提供する公共サービスなしによる一元的なサービス供給が困難とな民間企業等との協働も進められている。でなくとも行政に深く接する機会が増加一人ひとりが行政に関する理解を深めるこなく高まっている。は、そのような「行政」が、誰によって、こいるのかを、主に国家行政を取り上げ、学期においては、行政組織の活動の実も含めて理解することに重点を置く。	11. 12. 13.	講義の場合では、おります。 おります おります かい かい かい でい で で で で で で で で で で で で で で	程 検①② 程程程3		
	I			まとめ			
到達目標		○需要を課題・政策に変換、実施、評価で と変化を正確に解釈し、個別の事象につい					、集団などの
事前・事後 学修の内容		ストの指定された箇所を事前に一読してお 中に数回、授業の最重要ポイントを 400 st	•	_ 0	トにまとめて	提出すること。	
テキスト、 参考文献	7 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
評価方法	定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%						

08~17 律・ 03~07 律・				担当者	神馬 幸一		
講義目的、詞	<b>購義概要</b>	授業計画					
のうな解れるで領基本 概講り上げる原本を発生がある。あ規定を開業を表する。ありませば、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	臨床医療・医学研究に関連する様々な法規範して体系的な枠組みを付与することで、そのよ 医学の現場における具体的な諸問題への理論的 設する試みである。 医型の法的問題解決に対して再検討を迫るもの なわち、新しい法の在り方を模索する挑戦的な 本講義の目的は、そのような医事法における の修得である。 医事法領域の諸問題において共通の検討課題を 「総論」部分と個別具体的な医療分野の問題を 「名論」部分とに大きく区分される。各々の内 は、右欄の「授業計画」を参照すること。	<ol> <li>医療</li> <li>医療</li> <li>医療</li> <li>医療</li> <li>(五)</li> <li>(五)</li></ol>	分安安フ青青   任甫多多多期期	療(1) 療(2) 療(3) 應(1)	向 (2) 法		
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野 象について見解を示すことができるようにする	• •	基本	かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事		
事前・事後 学修の内容	医事法は、学際的な領域であることから、 <b>難易</b> 行政法・民事法・刑事法領域において配当され						
テキスト、 参考文献	教科書は、特に指定しない(日進月歩の分野であるため、常に最新の情報を入手する必要がある)。講義は、 担当者が用意するレジュメ等を配布しながら実施する。						
評価方法	定期試験の結果により評価 (100%)。論点の内容を正しく理解し、そのことに関する私見を論理的で説得力ある論旨により主張できているかどうかに注目する。						

08~17 律・国 03~07 律・国					担当者	<i>/</i>  \	佳子
講義目的、講	購義概要	į	授業	計画			
		講義を行う。 判について実務的な立場から講義を行	$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$	裁判と法 裁判の基本	<b>、原理:民事</b>	裁判と刑事裁判	
		制度の概略、訴訟と裁判外紛争解決手  ・事調停、家事調停など。	4 5 6	5 民事訴訟 (3)			
			1 1 1 2 1 3 1 4	民家民民弁裁裁表 表事調保執士 推判判別 無事事 は 当事事 を は 当事 事 の しゅうしゅう	(2) (1)		
到達目標		開設科目では触れてこなかった法律分 いて見解を示すことができるようにす		いて、基本を	かつ重要な項	目を正確に解釈	でし、個別の事
事前・事後 学修の内容	シラバス及び直前の講義においてテーマとして指定された論点につき、考察しておくこと。						
テキスト、 参考文献							
評価方法	原則と	して期末試験で評価する。					

08~17 律・  03~07 律・						担当者	小川	佳子
講義目的、詞	構義概要	5			授業計画			
の講義を行う具体的には	う。 は、裁判 察制度、	員制度、刑		的な観点から 原則、心神喪 実務と新しい	3 刑事裁判 4 刑事裁判 5 刑事裁判 6 刑事裁判 7 心神喪約 8 刑罰と執 9 行刑(刑	本原理:民事記  手続(捜査)  手続(公判)  手続(裁判員に  手続(被害者で  表で観察制度な (行)  事施設と監獄が  事施設の新潮が の職務(1) の職務(2)  (1)	参加ほか) 度 生	
到達目標				かった法律分野 きるようにする		本かつ重要な項	目を正確に解釈	尺し、個別の事
事前・事後 学修の内容	シラノ	ベス及び直前	 の講義におい	 てテーマとして	指定された論	 点につき、考察	しておくこと。	
テキスト、 参考文献	最新版	反の六法						
評価方法	原則と	:して期末試	験で評価する	0				

08~17 律・国 03~07 律・国	–	法律学特講(担保物権法に関する諸問題)/ 法律学特講(担保物権法に関する諸問題)/	****	担当者	遠藤 研一郎			
講義目的、講義	養概要	ξ	授業計画					
担保物権に関	関する	5諸制度,各条文の理解を深めることを	1)	ガイタ	ブンス			
目的とする。な	なお,	授業の具体的な進め方などは、受講者	2	留置権	〔1〕			
数を考慮して終	佟決兌	ごするが, いずれにせよ, 具体的な事例	3	留置権	£ (2)			
(設問や判例)	を素	材として,受講者の問題発見能力・分	4	先取特	· たんしょう たんしょう かんしょう しゅうしょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ			
析力・論理的思	思考力	7を養うことに主眼を置く。	⑤ 先取特権 (2)					
なお、やる気	気のな	い者、単なる単位合わせのためだけに	6	先取朱	<b>f権(3)</b>			
履修する者,携	是出物	の期限などが守れない者などは, 他の	7	質権				
受講者の迷惑に	こなる	5ので, 履修を認めない。	8	⑧ 抵当権 (1)				
			9	抵当権	〔2〕			
			10	⑩ 抵当権 (3)				
			11)					
			12	12. — 12. (4)				
			③ 非典型担保(1)					
			④ 非典型担保 (2)					
			15	非典型	型担保 (3)			
		D開設科目では触れてこなかった法律分野 Dいて見解を示すことができるようにする		、基本	かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事		
事前・事後 学修の内容	毎回出	出題される事例の分析						
	指定しない。毎週のテーマに沿って、各自が所有している基本書を使用すること。なお、事例問題等の 材は、教員が用意して配布する。							
1 評価方法		、等は行わない。出席状況、授業での発表 4 回以上欠席した(理由は問わない。-						
1 評価方法		*** *** * * * * * * * * * * * * * * * *						

08~17 律・ 03~07 律・		担当者	納屋	雅城			
講義目的、認	構義概要	授業	計画				
この授業で	で取り扱うのは、民法の「第三編 債権」の中	1.	ガイダンス				
の「第一章	総則」の一部(民法399条~422条、474条~	2.	債権の目的				
520条) であ	る。債権とは、特定の人に対して一定の行為	3.	債権の効力				
を請求するこ	ことのできる法律上の権利のことであり、この	4.	履行の強制				
債権全般につ	oいて規定しているのが「第三編 債権」の「第	5.	債務不履行	1			
一章 総則」	(いわゆる債権総論) である。	6.	債務不履行	2			
この授業で	では、債権総論のうち、債権が発生し、行使さ	7.	損害賠償①				
れ、消滅する	るまでの基礎的な流れについて、関連する条	8.	損害賠償②	、受領遅滞			
文・判例・常	学説を取り上げて説明をしていく。	9. 弁済①					
		10. 弁済②					
[注意] 授業	<b>美に出席する際には、教科書と2017年版の六法</b>	11.	弁済③				
(民法が載っ	っていれば種類や出版社は問わない)を必ず持	12.	12. 相殺①				
参すること。		13. 相殺②					
		14. 供託、更改、免除、混同					
		15.	全体のまと	め			
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分 象について見解を示すことができるようにす		いて、基本が	いつ重要な項	目を正確に解釈し	、 個別の事	
事前・事後 学修の内容	①教科書の指定された範囲を事前に通読すること。②法律の条文は六法等で必ず確認すること。③授業後は、教科書とレジュメを精読すること。						
テキスト、 参考文献	野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論 [第3版補訂] (有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2012年)。なお、講義開始日までに改訂版が出版されたときは、改訂版を使用する。						
評価方法	定期試験 100%						

08~17 律・国・総 法律学特講(初めての著作権法)/*****/**** 担当者 張 睿暎 03~07 律・国 法律学特講(初めての著作権法)/**** 講義目的、講義概要 授業計画 今どき、著作権という言葉を知らない人はもはや少な 1 授業のガイダンス、著作権法の体系

い。しかし、著作権を正しく理解するためには、著作権法 を読み、立法意図や条文の解釈をしなければならない。

この講義は、著作権法を学びたい初学者のための入門講 義であり、著作権に興味のある、あらゆる学生を歓迎する。

講義では教科書と著作権法の条文を用いて著作権法の 体系と内容を理解し、裁判例を数多く見ながら著作権法の 解釈と適用を理解していく。また、関連画像・音楽やウェ ブサイトなど、視聴覚情報も紹介しながら講義を進める。

毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、事前に 予習してきてほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳 細な進め方に関する告知等があるので、必ず出席するこ

- 2 著作物1:著作物とは、著作物の種類
- 3 著作物2:二次的著作物、編集著作物、データベース の著作物、共同著作物
- 4 著作者と著作権者:創作者主義の原則と例外
- 5 著作者の権利1:著作者人格権
- 6 著作者の権利2:著作権(著作財産権)
- 7 著作権の制限1:例外規定の概観、私的複製
- 8 著作権の制限2:引用、保護期間
- 9 著作物の利用:利用許諾、出版権、譲渡、担保設定
- 10 著作隣接権
- 11 権利侵害1:侵害の要件
- 12 権利侵害2:パロディ問題、みなし侵害
- 13 権利侵害に対する救済:権利救済制度(1)
- 14 権利救済制度(2)、著作権の登録制度、裁定制度
- 15 総括:質問への回答と復習

到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2 時間)し、授業後は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2 時間)が求められる。
テキスト、 参考文献	教科書:伊藤塾『知的財産法(第 4 版)』(弘文堂・2012 年) 参考書: 茶園編『知的財産法入門』(有斐閣・2013 年)、平嶋他『入門知的財産法』(有斐閣・2016 年)
評価方法	定期試験の結果 (80%) および授業中 Quiz など参加度 (20%) を合わせて評価する

08~17 律・国・総 法律学特講(著作権法の諸問題)/****/**** 担当者 張 睿暎 法律学特講(著作権法の諸問題)/**** 03~07 律・国

## 講義目的、講義概要

この講義では、著作物の種類や利用局面ごとに、著作権 とその隣接分野で実際に起こった紛争や新たに台頭して きた問題、法改正に向けてなされている議論等を詳しく解 説する。法学部の講義として、著作権法の基礎知識のある 学生に向けておこなうため、春学期の「【法】法律学特講 (初めての著作権法)」、「【経】著作権法 a」を履修してい <u>ることが前提となる</u>。著作権法の体系にそっての解説は本 講義では行わないので、先修科目を履修せずに受講して も、本講義が目標としている事例分析はできないので、必 ず先修すること。

講義では教科書と併用して、裁判例、論文、報告書、関 連画像・音楽やウェブサイトなども数多く紹介しながら進 める。

毎回の講義には教科書と著作権法条文を持参し、予習し てきてほしい。初回の授業ガイダンスには講義の詳細な進 め方に関する告知等があるので、必ず出席すること。

## 授業計画

- 1 授業のガイダンス、著作権法の体系、著作物
- 2 著作者、著作権、著作権の制限
- 3 著作隣接権、著作物の利用、権利の侵害と救済
- 4 出版物(雑誌、書籍、写真)
- 5 漫画、アニメ、キャラクター
- 音楽1:音楽著作権と著作隣接権、音楽配信 6
- 7 音楽 2:音楽の放送使用、CM 音楽、ゲーム音楽
- 8 映像物1:映画における権利関係、映画の商業的利用
- 9 映像物2:放送、動画配信ビジネス
- 10 ゲーム
- 11 インターネット1
- 12 インターネット2
- 13 二次創作、パロディ
- 14 肖像権・パブリシティ権
- 15 総括:質問への回答と復習

従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿って、授業で扱う範囲の教科書を予習(2時間)し、授業後 事前・事後 は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2時間)が求められる。 学修の内容 テキスト、 教科書:島並=上野=横山『著作権法入門(第2版)』(有斐閣・2016 年)、高林龍『標準著作権法(第3 参考文献 版)』(有斐閣・2016年)、参考書: 小泉他編『著作権判例百選(第5版)』(有斐閣・2016年) 評価方法 定期試験の結果(80%) および授業中 Quiz など参加度(20%) を合わせて評価する。

08~17 律・I 03~07 律・		法律学特講(行政法の学術文献講読)/** 法律学特講(行政法の学術文献講読)/**;	,	担当者	木藤 茂		
講義目的、講	購義概要	Ę.	授業計画				
定門 こはるのを くをでく 然の的昨と、よか置し、求、だ以ののをに陥って、きた要めのいの場合になって、されのでは、がこさ上前になって、対、「向知一」。てのミーとなって、対、「の知一」。てのミーシスの	副献大き識一端 、主ナ十 なり題(学がをを論な、講体一)に 目まが日のちを論な、義的ル旨 的す	」は、2017年度秋学期のみ開講する予示すとおり、「行政法」の分野における専本語)の講読(輪読)を行います。 の勉強においてさえもどうしても「覚える」なように思いますが、この法律学特講で得ることではなく、教科書で概説されていたが学術的にはどのような形で扱われるよさん自身に実体験してもらうことに主眼時間中は、教員による一方的な説明ではな・積極的な準備・発表そして協論への参加のような方式で進めることになりますので、意法・行政法の基礎的理解が当ので、原則として「憲法(入門・人権・統「・Ⅱ」の単位を取得済であることを要件	1. ガイダンス 2. ~ 14. 行政 15. まとめ		政法の基礎的理解の確認 tの講読		
到達目標	, -, , ,	D開設科目では触れてこなかった法律分野 Dいて見解を示すことができるようにする		かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事		
事前・事後 学修の内容	毎回の	)講義時間中に適宜指示します。					
テキスト、 参考文献	初回のガイダンスで学術文献を配布します。ただし、小型の『六法』を適宜参照することがありますので、 必要に応じて各自持参してください。初回に講読の役割分担を行いますので、必ず参加してください。						
評価方法	各自での講読と準備、講義時間中の発表そして議論への積極的な参加を基に総合的に評価します。ただし、初回の時点で基礎的理解が不十分と確認できた場合や、その後毎回の参加がない場合には、単位は認定しません。						

08~17 律・国・総 法律学特講(法学と広義の経済学について)/**/** 担当者 嶋津 格 03~07 律・国 法律学特講(法学と広義の経済学について)/** 講義目的、講義概要 授業計画 法学における優れた解釈論は、実際にはどこかで必ずそ 1.規制緩和は何のためか1 2.規制緩和は何のためか2――保護主義の再生 の一般的な帰結を考えているのだが、それを明示的に語る とは限らない。その理由は、帰結の予測は極めて複雑で予 3.経済学の洞察と法学1---解説 見し難く、それが簡単にできるかのように語ること自体 4.経済学の洞察と法学2---考察 が、大きなミスリード(結果の誤導)につながる危険が大 5.所有権論1 きいことを、鋭敏な解釈学者たちは理解しているからだと 6.所有権論2---公と私の法理

し、主に米国で盛んな「法と経済学」と呼ばれる学問は、 かなり単純な経済学の内部で法の帰結を予測して見せて いるだけなので、これもミスリードとなる危険を孕んでい る。本講義では、そんな問題関心を背景にしてこれまで嶋 津が書いてきた、主に民法基礎論に関わる論文をいくつか 取り上げて、それらをもっと掘り下げる試みをしてみた

思う。ただ、少しでもそれをやってみようとすれば、もっ

ともその目的に近い学問は (ミクロ) 経済学である。しか

9.不法行為論1——不運の位置 10.不法行為論2——リスク論 11.規範的意識の位置

8.契約の自由とその制限(民法改正を含むかも)

12.法学と経済学再考

7. 進化論的契約論素描

13.ハイエクと福祉――解説

14.福祉国家論——考察

15.総括と反省――結びに代えて

 
 08~17 律・国・総 03~07 律・国
 法律学特講 (現代世界と自由権の苦境) /**/**
 担当者

 場津 格

## 講義目的、講義概要

憲法学においては、様々な自由権はもっとも基本的な人権だとして議論の前提にされる。では世界規模で考えた場合、この前提を我々はどの程度現在でも取り得るだろうか。「個人の自由よりも〇〇を」といった主張とそれを推進する政治勢力は、あるいは現代世界の中でもその半分、あるいはそれ以上を占めているかもしれない。本講義では、憲法問題を遠くから眺めながら、現代の思想と政治の中に見られる、人権思想、特に自由権(主には思想表現の自由)とそれを事実上否定するものとの間の対立について、考えてみたい。結果としては、自由権の意義およびそれが現在置かれている「苦境」を理解することにもなるかと思う。講義の目的は、学生諸君に、法学の中で学ぶ抽象的規範論と、現実の世界で起きている事象との関連性(順接逆接を含む)を常に意識しながら考える習慣を身につけてもらうことにある。

## 授業計画

1.はじめに――授業全体の見通し

2.自由の主体---集団か個人か

3.戦前の日本思想と自由主義

4.日本国憲法導入と日本社会の変化

5.憲法原理主義への賛否――原理と実践

6.戦争と表現の自由――「明白かつ現在の危険」の登場 7.歴史理解と表現の自由――歴史教科書・歴史修正主義

8.社会主義下の表現の自由について

9.表現の自由を否定する表現の自由――是か非か

10.政教分離原則1——歷史

11.政教分離原則2——現状

12.背教と瀆神1

13.背教と瀆神2

14.民主主義と表現の自由

15.総括または反省

到達目標従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。事前・事後学修の内容下記 HomePage で挙げる文献に目を通してみよう。嶋津に、質問や自分の意見を書いたメールを出してみよう。メアドは後に指示する。テキスト、参考文献各回に関連する文献は、嶋津の HomePage (Google で「格のページ」で検索)を通して指示する。評価方法期末試験による。質問等のメールは加点 (最大 10 点) 方向にのみ評価する。

08~17 律·国·総 │ 法律学特講 (刑事裁判手続) /****/**** 担当者 徳永 光 03~07律・国 法律学特講(刑事裁判手続)/**** 講義目的、講義概要 授業計画 (講義目的) 1. ガイダンス 模擬裁判のシナリオづくりを通して、刑事訴訟法の講義 2. 公判手続の流れの確認 で学んだ知識を定着させるとともに、論理的・説得的な主 3. 起訴状の検討、グループ内での争点の検討 張の仕方、文章の書き方などを身につける授業です。 4. 同上 5. 手続の流れに従って、シナリオを作成していきます。 (講義概要) 刑事裁判の手続を復習しながら、模擬裁判資料を基に、 検察官と弁護人のグループに分かれて、起訴状、冒頭陳述、 7. 〔同上〕 尋問事項等を作成していきます。グループで作成したシナ 8. ・公判前整理手続も行います。 リオは、学生同士で検討し評価します。最後に、裁判官に ・公判手続、証拠法についての復習を 9. 頭を切り換えて(手続としてはあり得ませんが、授業とし 10. 行います。 てその辺は割り切ります) 判決文を作成してもらいます。 11. (履修上の注意) 12.刑事訴訟法bの単位を取得した学生を対象とします。グ 13. 法廷技術、模擬裁判のまとめ ループ内での作業を責任をもって分担できることが受講 14. 同上 要件です。 15. 講義のまとめ 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 班内での話合い、書面の作成・準備が必要になります。 学修の内容 テキスト、 刑事訴訟法の講義で指定されたテキスト 参考文献 授業への参加度(80%)、レポート(20%)。4回以上欠席した場合は、その理由にかかわらず、単位を付 評価方法 与しません。

08~17 律・国 03~07 律・国		担当者	徳永 光				
講義目的、講	<b>靠義概要</b>	授業計	一画				
(講義目的)		1.	ガイダン	ス			
近年問題と	こなっている新しい捜査手法(GPSを用いた捜	2.	新たな捜	査手法とその	適否		
査や、通信・	会話傍受) や、刑事司法制度改革などを素材	3.	同上				
に、刑事訴訟	公法の講義で学んだ知識を復習しつつ、法的な	4.	同上				
議論の仕方、	文章の書き方などを身につける授業です。	5.	同上				
(講義概要)		6.	身体拘束	と保釈			
2回の授業	で、1つのテーマを取り上げる予定です。1回	7.	同上				
目に基礎知識	哉の確認を行います。また、グループで各課題	8.	取調べの	規制、可視化			
につき検討を	そ行い、レポートを作成してもらいます。	9.					
(履修上の注	注意)	10.	10. 秘密交通権の保障				
刑事訴訟法	ka・bを履修した学生を対象とします(単位取	11.	同上				
得しているこ	ことが望ましい)。グループ内での作業を責任	12.	司法取引	き			
をもって分担	目できることが受講要件です。	13.					
			同上				
		15.	講義のま	とめ			
到達目標	従来の開設科目では触れてこなかった法律分 象について見解を示すことができるようにす		て、基本が	かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事		
事前・事後 学修の内容	班内での話合い、レポートの作成などが必要になります。						
テキスト、 参考文献	刑事訴訟法の講義で指定されたテキスト。そ	 の他は <b>適</b>	面宜配布しる	ます。			
評価方法	授業への参加度 (40%)、期末試験 (60%)。 与しません。	4 回以上	欠席した。	場合は、その	理由にかかわらず、単位を付		

08~17 律・国・総 法律学特講(刑法総論:不作為犯、未遂犯、共犯)/****/*** 担当者 内山 良雄 法律学特講(刑法総論:不作為犯、未遂犯、共犯)/**** 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 本講義は、刑法総論を取り扱います。刑法「総論」は、 1. 不作為犯論(1) すべての犯罪に共通する要素や原理・原則を解明すること 2. 不作為犯論(2) を課題とします。本講義では、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」の講義 3. 既遂犯と未遂犯、未遂犯の処罰根拠と実行の着手 では十分に言及されない不作為犯、未遂犯、共犯を取り扱 4. 不能犯論 います。犯罪の原則形態は、「1人の行為者(単独犯)が、故 5. 中止犯論 意に基づいて(故意犯)、作為形態の行為(作為犯)で、1つの 6. 正犯と共犯、間接正犯(1) 罪(一罪)を、やり遂げる(既遂犯)」場合です。本講義で取り 7. 間接正犯 (2) 扱う不作為犯は作為犯の、未遂犯は既遂犯の、共犯は単独 8. 共犯の基礎理論(処罰根拠、共犯の従属性) 犯の例外形態と位置づけられる犯罪類型ですから、原則形 9. 教唆犯・幇助犯(従犯) 態に関する理解を前提に、原則形態との異同を意識しなが 10. 共同正犯(1)とくに共謀共同正犯 ら、例外とされる犯罪類型の成立要件、成立範囲を理解す 11. 共同正犯(2)とくに承継的共同正犯 ることが、本講義の目標です。 12. 共犯と身分 【履修上の注意事項】本講義は、「刑法入門」または「刑 13. 共謀の射程 法総論 I・Ⅱ」を受講してから履修することを、強く推奨 14. 共犯の錯誤 します(受講済であれば、単位の取得は問いません)。 15. 共犯からの離脱・共犯の中止 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 教科書の該当箇所を事前に読んで授業に臨み、授業で取り扱われた判例を判例集で確認してください。 学修の内容 テキスト、 【教科書】プリントを配布します。刑法総論Ⅰ・Ⅱで使用した教科書で予習してください。 参考文献 【参考書】何でもよいので、各自の使いやすい刑法の判例解説書を1つ手元に置くことが望ましいです。 定期試験 100%(答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、自分の考えを他説を批判しな 評価方法 がら論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します)

講義目的、講義概要 授業計画 1. イントロダクション (授業と刑法各論の) 身近な犯罪類型を学ぶことを通して、抽象的な刑法理論をどの (①生命に関わる問題) ように生かしていくのかを身につける。 2. 人と胎児 3. 人工妊娠中絶 概要 刑事罰の対象となる行為は、主に「刑法典」に定められていま 4. 脳死と臓器移植 す。ですが、「刑法典」以外にも、臓器移植法や売春防止法など、 5. クローン・ES 細胞・iPS 細胞 6. 安楽死・尊厳死 様々な法律の中で、刑事罰の対象となる行為が定められています 7. まとめ (「広義の特別刑法」)。このような特別刑法に規定されている犯罪 (②性に関わる問題) 類型の方が、より身近な行為であることが多いのです。 そこで、刑法各論の発展として、刑法各論と関連性の深い特別 8. 不倫(旧姦通罪) 9. わいせつ物 刑法上の犯罪類型を取り上げて、その法解釈上の問題や判例など を検討していきたいと思います。 10. 強姦罪 テーマは大きく分けると二つです。まず、①生命にかかわる問 11. 児童と性行為 12. 売春防止法 題です。安楽死や臓器売買などの問題を取り上げます。次に②性 13. 痴漢 に関わる問題です。特に売春防止法や児童買春・ポルノ禁止法な どを取り上げます。根底の問題意識は、「倫理」の問題と「自己決 14. まとめ 15. 現代的問題 定」の限界です。 ※授業内容は、変更されることがあります。 なお、レポート提出等に獨協大学の Porta を利用します。 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前に、授業で取り上げるテーマについて考えてきてください。 学修の内容 事後に、授業内容を踏まえつつ、さらに文献・資料を調べてレポートにまとめるようにしてください。 テキスト、 資料を配布します。 参考文献 評価方法 レポート2回 (90%) と平常点で評価します。

担当者

若尾 岳志

法律学特講(刑法各論と特別刑法)/****/****

法律学特講(刑法各論と特別刑法)/****

08~17 律・国・総

03~07 律・国

木藤 茂 03~07 律・国 法律学特講(行政過程論)/**** 講義目的、講義概要 授業計画 「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なるように 憲法・行政法の基礎知識の確認 (テストと議論) 思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記が示すとおり、 1. 憲法・行政法の基礎知識の確認(第1回の続き) 2. 「行政法」の"応用的復習"あるいは"発展"とも言うべき内容 3. 行政活動と法の交錯(総論) をイメージしています。 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法①) 具体的には、憲法・行政法の基礎的な理解を前提として、行政 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法②) 5. 過程における「法」の役割や機能について考察することを主眼に 6. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法③) 置きつつ、具体的な素材を通して多角的な視点から受講者自身に 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画①) 7. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画②) 主体的に考えてもらう機会にしたいと考えています。 8. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画③) したがって、「憲法(入門・人権・統治)」及び「行政法Ⅰ・Ⅱ」 10. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為①) を履修済であることを前提に、行政学や公共政策学等にも関心が 11. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為②) ある3年生以上の方を対象とします。 12. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為③) 受講者数は例年5~10名程度で、講義時間中は、教員による 13. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保①) 一方的な説明ではなく、受講者の主体的・積極的な参加や議論を 14. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保②) 求める方法で進めてきていますので、この点について十分に留意 15. まとめ をした上で履修するかどうかを決めてください。 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 毎回の講義時間中に適宜指示します。 学修の内容 テキスト、 教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。 参考文献 詳細は、初回のガイダンスで説明します。 講義時間中の議論への積極的な参加(50%)と学期末のレポート(50%)を基に総合的に評価します。ただし、冒頭の 評価方法 テストと議論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。

担当者

法律学特講(行政過程論)/****/行政過程論

08~17 律・国・総

08~17 律・国・総 法律学特講(刑事訴訟法演習 a)/*****/**** 担当者 齋藤 実 法律学特講 (刑事訴訟法演習 a) /**** 03~07 律・国 授業計画 講義目的、講義概要 1 講義目的 1. 講義の概要 本講義は、刑事訴訟法 a·b で学んだ知識を元に、具体 2. 刑事訴訟法の全体像(1) 的な事件を「自分の力で解決」出来る能力を育成すること 3. 刑事訴訟法の全体像(2) を本講義の目的とします。 4. 刑事訴訟法の全体像(3) 2 講義概要 5. 捜査(1) 判例百選に出てくる事案の中から、重要な事件を選び、 6. 捜査(2) 検討していきたいと考えています。裁判官ならどう考える 7. 捜査(3) のか、弁護人ならどう考えるのか、検察官ならどう考える 8. 捜査(4) のか、様々な立場の違いを前提とし考えながら、皆さんが 9. 捜査(5) 「自分の力で解決」することが出来るようになって欲しい 10. 捜査(6) と思っています。 「刑事訴訟法を楽しみながら学びたい」と思っている学 11. 公訴提起(1) 生の皆さんが受講することを大歓迎します。 12. 公訴提起(2) 3 受講条件・出席等 13. 公訴提起 (3) 14. 春学期のまとめ 一定の知識を前提しているため、<u>刑事訴訟法 ab いずれ</u> も単位取得していることを前提とします。 15. 春学期のまとめ 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献等に当たってください。 学修の内容 テキスト、 『刑事訴訟法判例百選 第9版』(有斐閣 2011年) 参考文献 原則として期末試験の結果のみによって評価します。 評価方法

03~07 律・	玉	法律学特講	(刑事訴訟法演習 b) /	/****	*		担ヨ有	<b> </b>
講義目的、講	構義概要	<u> </u>			授業	計画		
的を本 2 判計がから 1 と 「 と の 概要 いき が かかり 自 の の 「 と 」 「 い る で ま き の で と の で ま き か が の の 「 と 」 で ま き の で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か で ま き か い か い か い か い か い か い か い か い か い か	「目要こき人なでま公り牛哉刑自的 出たな立解す法皆・も事かし くとどの」 楽ん席振	カーカーで解決」 一方す。 る事を表考考をしている前とがする。 は、でするができます。 は、でするができます。 は、でするができます。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	で学んだ知識を元に 出来る能力を育成す から、重要な事件を す。裁判官なららない。 教察官ながななったい。 と出来るようになって 一生懸命学び近します め、します。	た と で きゅう きょう きょう きょう きょう きょう きょく と し まま きょう と きょう きょく と し きょく しゅう	6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	証拠 (2) 証拠 (3)	1) 2) とめ	
到達目標			は触れてこなかった 示すことができるよ			いて、基本な	かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事
事前・事後 学修の内容	授業の	内容のノー	トを必ず読み返し、	関心事項	夏の文	献等に当たっ	ってください。	
テキスト、 参考文献	『刑事	訴訟法判例	百選 第9版』(有	)				
評価方法	原則と	して期末試	験の結果のみによっ	って評価し	ょす	0		

担当者

齊藤 実

08~17 律・国・総 | 法律学特講 (刑事訴訟法演習 b) /****/*****

08~17 律・国・ 03~07 律・国	総 法律学特講(借地借家法)/**** 法律学特講(借地借家法)/****		担当者	小柳 春一郎			
講義目的、講義	機要	授業計画					
・借地借家法は	, 身近で重要な法律である。東京都では50%	1 借地及び借家	の意義				
近い世帯が借家	そ世帯であり、持家の約10%が借地の上にあ	2 借家の期間	昔家契約は期	間満了でどうなるか。			
る。最近でも、	定期借地権(平成3年)、定期借家権(平	3 借家権の対抗	カ 借家人は	、借家売却で退去するのか。			
成11年)、終身位	告家権(平成13年)の創設など変化が多い。	4 借家人の契約上の権利・義務 借家人賃料不払の帰結					
本講義の目的は	は、他の法律との関連に注意しつつ、借地借			人の承諾との関係			
•	[要判例の意義を明らかにすることである。	6 近年の諸問題 定期借家・終身借家制度 7 供地権の音差 供地権の種類 土地賃貸供一般との相違					
	2借家法の条文の順番とは逆に、借家法から	7 借地権の意義 借地権の種類。土地賃貸借一般との相違					
	は建物の賃貸借に絞って検討すれば足りる	8 借地権の期間 借地期間が満了したときの問題					
	土地についての借地と土地の上の建物所有	9 定期借地権 3種類の定期借地権の特徴は何か。					
	で理解しなければならず、また、借地のた	10 借地権の対抗力 土地売却での借地権の帰趨					
	て地上権と賃借権があり、複雑であるため	11 借地権者の権利・義務 借地権者の建物増改築等					
である。		12 借地権の譲渡・転貸 借地上の建物売却、抵当権					
	「は、民法の一般的な法理との関係のみなら	13 判例百選の借地関係					
	:いう面から訴訟・執行との関係についても	14 判例百選の借家関係					
言及する。		15 講義のまとめ					
1 1 1 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1	E来の開設科目では触れてこなかった法律分野 Aについて見解を示すことができるようにする		いつ重要な垻	目を止催に解釈し、個別の事			
事前・事後 学修の内容	F前学習は,特に必要としないが,復習につい	いて、理解の確認を	を行う必要が	ある。			
<b>テキスト、</b> 参考文献	テキストは講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。						
評価方法	評価方法 学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。						

08~17 律・ 03~07 律・		法律学特講(情報法) / 国際関係法特講(情報法律学特講(情報法) / 国際関係法特講(情報		担当者	多賀谷 一照		
講義目的、講	購義概要	5	授業計画				
法制と情報法 め、特定の法 ず、広い分野 義する。学生 共に、情報者	去制との 去分野に 子におい 上が、「「	を主なテーマについて論じ、物的所有権の法体系としての違いを教える。このたこ限定することなく、公法・私法を問わいて情報法のあり方について多角的に講 情報法についての基本的な知識を持つとフーク上での法律関係において、民法・こるのに必要な知識を習得させる。	1、は 情報 に と と は 情報 信信 と は 報信信 か 制 ー 報 発 法 取 で 著 情 放 が 著 情 と に と と に 世 数 で な に 間 放制 ー 報 発 法 取 セ と ー 権 と の か の 的 商 報 送 ロ 作 報 と に な で れ な で れ な に れ な に ま と に れ な に ま と に と に な い ま と に と に な い ま と に と に な に な に な に な に な に な に な に な に	の 仕組み ット、 を で で で で で で は に で の に で の に で の に で の に で の に で の に で の に が に の に が に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に			
到達目標		)開設科目では触れてこなかった法律分野 いいて見解を示すことができるようにする		かつ重要な項	目を正確に解釈し、個別の事		
事前・事後 学修の内容	インターネット、新聞で関連する記述を読む。						
テキスト、 参考文献	テキスト なし。 参考文献 授業で随時指示。 毎回レジメを配布する。						
評価方法	中間し	ンポートと最終テストで評価。					

08~17 律・国 03~07 律・[					* *	担当者	齋藤	実			
講義目的、講義概要							授業計	画			
犯罪の「当事者」は加害者と被害者ですが、被害者は長い間、刑事手続の蚊帳の外に置かれていました。たとえ自分の親族が殺されても、「忘れられた存在」として扱われていました。 しかし、近年、その被害者に注目が集まっており、例えば、裁判員裁判が導入された前年(2008)から被害者参加制度が導入されました。それ以外にも、被害者に関する様々な立法がなされています。また、諸外国を見ると、被害者の支援のみに特化した官庁(犯罪被害者庁)を設ける国もあります。このように、被害者学は新しい分野ではありますが、近年とてもホットな分野です。出来る限り、実務を意識した内容もあわせてお話します。						た。た。 た。 たとしており、 を被と、 と数と、 を被害を見ると をしると という という という たい。 たい。 たい。 たい。 たい。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	4 5, 6 7~10 11, 12 13, 14 15	5、6 犯罪被害者への経済的支援 7~10 犯罪被害者と刑事訴訟手続 11、12 犯罪被害者への精神的支援 13、14 諸外国の犯罪被害者支援			
到達目標						かった法律分 きるようにす		て、基本	かつ重要な項	目を正確に解釈	し、個別の事
事前・事後 学修の内容	授業の	の内容	のノー	トを必	ず読み	返し、関心事	項の文献	等に当た	ってください	0	
テキスト、 参考文献	特に指定しませんが、六法は持ってきてください (出版社は問いません)。										
評価方法	評価方法 原則として期末試験の結果のみによって評価						します。				

担当者 内山 良雄 03~07 律・国 法律学特講(刑法各論の社会・国家的法益に対する罪) /*** 講義目的、講義概要 授業計画 本講義は、刑法各論を取り扱います。刑法「総論」は、すべて 1. 騒乱罪・多衆不解散罪 の犯罪に共通する要素や原理・原則を解明するものですが、「各論」 2. 放火罪(1) 3. 放火罪(2) は、殺人罪や傷害罪といった個別犯罪に特有の成立要件や、類似 4. 文書偽造罪(1) する他の犯罪との異同・限界を明らかにすることを課題とします。 本講義は、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」の講義では十分に言及されない「社 5. 文書偽造罪 (2) 会的法益、国家的法益に対する罪」を取り扱います。これらの犯 6. 有価証券偽造罪 罪は、それを処罰することによって何を保護しているのかが具体 7. 支払用カード電磁的記録に関する罪 8. わいせつ物に関する罪、公然わいせつ罪 的でないことから、解釈に困難が伴います。犯罪の成立要件を正 しく理解し、具体的な事案を対象に、犯罪が成立するか否か、成 9. 賭博罪【進度により省略することあり】 立するのは何罪かを、刑法各則の条文解釈を通じて論理的に結論 10. 公務執行妨害罪 づけられるようになることが、本講義の目標です。 11. 犯人蔵匿罪·証拠隠滅罪 【履修上の注意事項】本講義は、「刑法入門」または「刑法総論Ⅰ・ 12. 偽証罪 13. 公務員職権濫用の罪【進度により省略することあり】 II」、「刑法各論 $I \cdot II$ 」を受講してから履修することを、強く推 奨します(受講済であれば、単位の取得は問いません。「刑法各論 14. 贈収賄罪(1) 15. 贈収賄罪(2) Ⅱ」は同時履修でも構わないです)。 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 教科書の該当箇所を事前に読んで授業に臨み、授業で取り扱われた判例を判例集で確認してください。 学修の内容 テキスト、 【教科書】プリントを配布します。刑法総論Ⅰ・Ⅱで使用した教科書で予習してください。 参考文献 【参考書】何でもよいので、各自の使いやすい刑法の判例解説書を1つ手元に置くことが望ましいです。 定期試験 100%(答案に問題の所在を明示し、判例・学説を正しく理解し、自分の考えを他説を批判しな 評価方法 がら論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します)

法律学特講(刑法各論の社会・国家的法益に対する罪) /***/***

08~17 律・国・総

08~17 律·国·総 │ 法律学特講 (応用法哲学) /*****/**** 担当者 横濱 竜也 03~07 律・国 法律学特講(応用法哲学)/**** 講義目的、講義概要 授業計画 本講義では、法哲学の問題関心が実践的にどのように役 1 ガイダンス に立つか、具体的問題を題材としながら、考えていきます。 | 2 現代正義論一般への導入 何を題材とするかは、授業計画のとおりです。 3 テーマ1:ドーピング禁止 一般的にいって、法哲学は、法の目的たる正義とは何か ┃4 テーマ2:薬物による犯罪者の改善 を問う正義論と、法の存在の仕方や拘束力のあり方などを | 5 テーマ1・2についての検討・議論 明らかにしていく法概念論、主にこの2つからなるとされ 6 テーマ3: チンパンジーの権利? ています。それぞれについて、既存の議論を整理し体系的 | 7 テーマ4:女性専用車両 に見通す、というのが、オーソドックスな法哲学の授業の ┃8 テーマ3・4についての検討・議論 9 テーマ5:児童手当 スタイルです。 しかし、それだけでは、法哲学的な議論の「使い出」が 10 テーマ6:年金 十分にはわからない憾みがあります。そこで本講義では、 11 テーマ5・6についての検討・議論 正義、なかでも自由や平等や法・国家をめぐる思索が、ど 12 テーマ7:裁判員制度 うやって活用できるか、概説と受講者の皆さんとの議論を 13 テーマ8:女性議席 14 テーマ7・8についての検討・議論 通じて示していくことにしたいと思います。 ※なお本講義は、2016年度開講「法哲学」とは別内容です。 15 総括 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 (事前) テキストを熟読し、各テーマの中身とその法哲学的解決について理解する。その上で各自でテー 事前・事後 学修の内容 マについて考え、授業中に議論する。(事後)授業内容を踏まえて、レポートをまとめる。 テキスト、 瀧川裕英編『問いかける法哲学』法律文化社、2016年(初回授業時までに各自購入し持参すること)。 参考文献 基本的に、テーマごとの小レポート(各 200 字程度、30%)と期末試験(70%)で評価する予定ですが、 評価方法

受講者数次第では、期末試験をレポートに変更することがあります。

講義目的、講義概要	授業計画						
移民をいかに受け入れるかが先進諸国でホットな問題だというのは、皆さんもご存知でしょう。イギリスの国民投票でEU離脱が過半数を得た要因の一つが移民問題にあったこと、ヨーロッパ各国で「排外主義」が顕著になってきていること、そしてアメリカのトランプ大統領が、選挙期間中、不法移民の流入を阻止するために、メキシコとの国境に「長城」を建設する(そしてその費用をメキシに負担させる)旨公約したことなどは、記憶に新しいところかと思います。しかし、移民受け入れを制限することは移動の自由や各人が自らの生のあり方を自身で決める自己決定の自由と抵触しないでしょうか。もし移民を制限することが正義に適っているとすれば、それはいったいどのような理由でしょうか。本講義では、先進諸国の移民問題の現状を踏まえたうえ	2 グローバルが 3 グローバルが 4 移民受け入が 5 移民受け入が 6 移民受け入が 7 開放国境論( 8 開放国境論( 9 開放国境論計 10 開放の就労 11 移民の教育 12 移民の教育 13 不法移民問	は正義はどころ に政策の現状 に政策の現状 に政策の現状 に政策の現状 に政策の現状 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に対 に対	まで成り立つか? (積極論) まで成り立つか? (消極論) をみる(1)—アメリカ をみる(2)—ヨーロッパ をみる(3)—日本				
で、どのように対処していくのが正しいかを考えます。	15 総括						
■ 到達日標   「一	従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。						
事前・事後 学修の内容 (事前) 初回に提示する文献などを手がかり 各回に紹介する文献などに当たって、問題限		えておいてください。(事後)					
<b>テキスト、</b> とくにテキストは指定しません。各回に詳終 <b>参考文献</b> とめていってください。	な文献リストを示	しますので、	それを読んで各自の見解をま				

評価方法

ることがあります。

中間レポート(30%)と期末試験(70%)で評価します。受講者数次第では、期末試験をレポートに変更す

08~17 律・国・総 | 法律学特講 (遵法責務論) /*****/**** 担当者 横濱 竜也 03~07 律・国 法律学特講(遵法責務論)/**** 講義目的、講義概要 授業計画 「悪法は法か、悪法に従う義務はあるか」。この問いは 1 ガイダンス 2 ソクラテスの遵法責務論 悪法問題(あるいは遵法責務問題)と呼ばれ、法哲学にと って長く(少なくとも古代ギリシア以来)難問でありつづ | 3 「過去の克服」とラートブルフの再生自然法論 けてきました。 4 ハート・フラー論争とその余波 たとえば、非人道的な行いを強いる、あるいは許す法律 | 5 市民的不服従はしてもよい? は、本当に法だといえるのでしょうか?(ナチスの反ユダ | 6 現代法概念論の袋小路? ヤ的立法やアパルトへイトなどを想起すれば、わかりやす | 7 法は権威を有するか? いかもしれません。) 悪法を正すために、あえて違法行為 8 法は単なる強制装置か? をすること(「市民的不服従」)は認められるべきでしょう 9 法内在的価値とは何か? か?そしてグローバル化のなかで、法はどこまで国家と結 10 同意理論(社会契約論)はどこまで使えるか? びつけて理解すべきなのでしょうか? 11 「同じことを全員がしたら破滅だ」は有効? 悪法問題を通じて、「法とは何か」「(法の善し悪しをは | 12 「国家はみんなで支えるもの」か? かる) 道徳とは何か」「(法が人々により作り出され、受け 13 統治者の特権と責任 入れられる基盤の一つの)政治とは何か」について、じっ 14 法は国家を超える? くり考えること、それが本講義の目的です。 15 総括 従来の開設科目では触れてこなかった法律分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする (事前)毎回の授業の前に、問いかけを出します。その答えを考えてきてください。(事後)授業内容を踏 事前・事後 学修の内容 まえて、問いかけをもう一度考え直してみてください。 テキスト、 横濱竜也『遵法責務論』弘文堂、2016年、をテキストとします。 参考文献 中間レポート(30%)と期末試験(70%)で評価します。受講者数によっては、期末試験をレポートに変更しま 評価方法

08~17 律・I 03~07 律・I		総 法律学特講 (立法学) /*****/**** 法律学特講 (立法学) /****				< *	担当者	横濱	竜也				
講義目的、講	講義目的、講義概要					授業計画							
望ましい立	Z法とに	は何か、	望まし	い立法の	のためには	どのよ	1 ガイダンス						
うな制度を整えることが必要か。本講義ではこの問いを、				いを、	2	国会の立法過	□程(1)——内	閣提出法案					
具体的な例を	とまじえ	えつつ、	皆さん	と考えた	たいと思い	ます。	3	国会の立法過	B程(2)──議	員提出法案			
たとえばど	欠のよ	うな問い	ハに皆る	さんはと	ごのように名	答えま	4	法案審査	-とくに内閣注	去制局をめぐっ	って		
すか?「日本	ェではゴ	立法権に	は国会に	.ある。E	民主的な選	挙で選	5	立法過程と政	党				
ばれた国会語	義員こ	そが、	国のルー	ールを作	Fるのにふ	さわし	6	二院制をめぐ	"って				
い。それにも	っかかオ	わらず、	実際に	法案を何	乍っている	のは、	7	望ましい選挙	制度とは?				
官僚である。	この』	ような状	態は本	当に望る	ましいのか	?」	8 司法審査(1)――違憲判断のあり方						
「民主主義を貫くなら、裁判所が国会の立法を無効にす				効にす	9 司法審査(2)――立憲主義と民主主義								
る違憲審査に	は控えら	られる~	<b>べきでは</b>	ないか	?」		10 行政立法の位置づけ						
「グローバ	いん化の	の下で、	国会を	経由せて	ずに国のル	ールが	11 立法・行政・司法の協働?						
作られること	が頻繁	繁に起こ	こってい	る。これ	れも民主主	義に反	12 グローバル化と立法(1)——EUの移民政策をめぐって						
するのではな	よいのた	か?」					13 グローバル化と立法(2)——法多元主義?						
立法制度の	)理想と	と実際を	:行き来	しつつ、	これらの	問いに	14 法が正統性をもつとはどういうことか?						
答えていくこ	ことが、	、本講義	その目的	です。			15	総括					
到達目標	, -, , ,	1			こなかった。		•	ついて、基本な	いつ重要な項	目を正確に解釈	沢し、個別の事		
事前・事後 学修の内容													
テキスト、 参考文献	- トー・・・・ しとくにテキストは指定しません。毎回の授業で詳細か文献リストを提示します。												
評価方法	中間しす。	レポート	(30%)	と期末記	式験(70%)で	で評価し	ます	。受講者数に	よっては、期	末試験をレポー	ートに変更しま		

08~17 律・国 03~07 律・国		法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心として 法曹特講(法曹の仕事-弁護士業務を中心として	- / /	,	担当者	小川 佳子			
講義目的、講	<b>養概要</b>	5 C	授業計画						
士業務の内容	ドについ こつき、	その仕事について解説し、とりわけ弁護 いて具体的に説明する。多岐にわたる弁 進路決定の参考となるイメージを描け	1 1 1 2 1 3 1 4	弁護士業務 弁護士業務 弁護士業務 弁護士業務 弁護士業務 弁護士業務 弁護士業務	事事 事	・渉外 庁為(交通事故、医療、公害) ・エンタテインメント			
針達甘樗		こ求められる基本かつ重要な法律知識のう L理の方法論を正確に解釈し、個別の事象			. , ,	7 7 1 100			
事前・事後 学修の内容 シラバス及び直前の講義においてテーマと				された論点に	こつき、考察	しておくこと。			
テキスト、       最新版の六法									
評価方法	原則と	:して期末試験で評価する。							

08~17 律・ 03~07 律・						法曹特講(弁護士業務の諸問題)/****/**** 法曹特講(弁護士業務の諸問題)/****				佳子		
講義目的、講	購義概要	Ę				授業計画						
春学期での 処理について					しての事件	1 1 1 2 1 3 1 4	さまざまな交渉、裁判	手件 手件 持分野(1) 持分野(2) (1) (2)				
到達目標									わけ弁護士の第 きるようにする	美務)、弁護士の る。		
事前・事後 学修の内容	シラノ	バス及び値	直前の講	養において [、]	テーマとして	指定	された論点に	こつき、考察	しておくこと。			
テキスト、 参考文献	最新版	反の六法										
評価方法	原則と		 ド試験で	評価する。								

08~17 律・  03~07 律・					上の諸問題)/ 上の諸問題)/	· ·	担当者	遠藤 研一郎			
講義目的、講義概要  債権回収・担保法は、民法の中でも特に学生にとっては ハードルの高い分野であると思われるが、取引実務におい ては、避けて通れない重要な領域である。本特講は、履修 者が債権総論および担保物権に関する基礎知識を有して いることを前提として、事例問題等を通じて実力を要請し ていく。「知っている」から「使える」という所まで実力 を高めることを目的とする。 毎週、基礎知識の定着を確認する作業を行った後に、事 例問題を検討する。毎週、必ず予習が義務付けられるので、 それができない者の受講は認めない。与えられる課題の内 容も、相当ハイレベルのものとなるので、その自覚をもっ て履修すること。					実務におい 持講は、履して に説を要請し 所まで、 のた後に、のの にる課題の内	1. ガイダンス 2. 抵当権 I 3. 抵当権 II 4. 抵当権 II 5. 保証 I 6. 保証 I 7. 債権譲渡担保 I 8. 債権譲渡担保 II 9. 相殺 I 10. 相殺 II 11. 責任財産保全 I 12. 責任財産保全 I 13. 動産担保 I 14. 動産担保 I 15. 消滅時効					
到達目標						うえに、法曹三者の 象について見解を	, • •	わけ弁護士の業務)、弁護士の きるようにする。			
事前・事後 学修の内容	毎回出	題され	る事例の分	分析							
テキスト、 参考文献	指定しない。毎週のテーマに沿って、各自が所有している基本書を使用すること。なお、事例問題 ⁴ 材は、教員が用意して配布する。										
評価方法		テスト等は行わない。出席状況、授業での発表・発言内容等を総合的に勘案し決定する(平常点 100%)。なお、4 回以上欠席した(理由は問わない。一切例外はない)場合は単位を付与しない。									

08~17 律・「 03~07 律・		法曹特講 (債権総論 b) /**** 法曹特講 (債権総論 b) /****	/**	***	担当者	納屋	雅城			
講義目的、講	講義概要		授業	計画						
この授業で	で取り扱	うのは、民法の「第三編 債権」の中の	1. ガイダンス							
「第一章 約	総則」の	一部(民法423条~473条)である。債	2.	2. 債権者代位権①						
権とは、特定	の人に	対して一定の行為を請求することのでき	3.	債権者代位	権②					
る法律上の権利のことであり、この債権全般について規定し				詐害行為取	消権①					
ているのが	「第三編	債権」の「第一章 総則」(いわゆる	5.	詐害行為取	消権②					
債権総論)で	である。		6.	分割債権・	債務、不可分	う債権・債務				
この授業では、債権総論の中から「責任財産の保全」、「多				連帯債務①						
数当事者の債	責権関係	」、「債権譲渡」という3つの大きなテー	8.	連帯債務②						
マについて、	関連す	る条文・判例・学説を取り上げて説明を	9.	9. 保証債務①						
していく。			10.	10. 保証債務②						
			11.	11. 債権譲渡①						
[注意] 授業	業に出席	する際には、教科書と2017年版の六法	12. 債権譲渡②							
(民法が載っ	っていオ	ば種類や出版社は問わない)を必ず持	13.	債権譲渡③	)					
参すること。			14.	債務引受						
			15.	15. 全体のまとめ						
到達目標	10 1 10 1	求められる基本かつ重要な法律知識の 理の方法論を正確に解釈し、個別の事績			. , , , , ,					
事前・事後 学修の内容		書の指定された範囲を事前に通読するこ 科書とレジュメを精読すること。	こと。	②法律の条う	文は六法等で	必ず確認するこ	と。③授業後			
テキスト、 参考文献							なお、講義開			
評価方法	定期試験 100%									
	•						•			

08~17 律・国・総 法曹特講 (刑事法 12) /****/**** 担当者 中空 壽雅 03~07律・国 法曹特講 (刑事法 12) /**** 講義目的、講義概要 授業計画 法曹特講(刑事法12)では、刑法総論分野・刑法各論 1. 導入-刑法の機能・刑罰の目的 2. 不作為犯について 分野の重要問題について、重要判例や事例を使用して、そ れぞれについての学説状況や判例の立場、そして、そこに 3. 因果関係について 現れている理論的な問題点を核にすることを目的としま 4. 偶然防衛と誤想防衛について す。 5. 未遂犯・不能犯について 刑法総論や刑法各論の講義での学習内容を少し掘り下 6. 間接正犯と原因において自由な行為について げ、それぞれの論点で一体何が問題となっているのかを理 7. 早すぎた結果の発生・遅すぎた結果の発生 8. 共犯論総論 解できるようにしていきます。また事例問題で知識の確認 9. 共犯論各論 と定着を図るつもりです。 通常の講義のように受動的に参加するのではなく、演習 10. 財産罪の体系について のようなつもりで積極的に授業に参加してください。 11. 窃盗罪 12. 詐欺罪 13. 横領罪 14. 文書偽造罪 15. 文書偽造罪 法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事(とりわけ弁護士の業務)、弁護士の 到達目標 事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 レジュメをあらかじめポータルサイトにアップするので、授業前に目を通しておくこと。授業後は指定さ 学修の内容 れた事例を自分で解いてみること。 テキスト、 基本的にレジュメを使用して講義します。参考文献としては自分の持っている刑法総論と刑法各論の教科 参考文献 書です。 評価方法 レポート(100パーセント)で評価します。

08~17 律・国・総 法曹特講(刑事政策演習)/****/**** 担当者 齋藤 実 法曹特講(刑事政策演習)/**** 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 1 講義目的 講義の概要(刑事政策の勉強の仕方) 1. 本講義は、刑事政策、その中でも犯罪者の処遇に焦点と 犯罪統計をどのように読むか 2. しながら、講義することを目的とします。 受刑者処遇はどのように行っているのか 3. 法曹特講という性質上、実務家としてどのように考える 4. 男子受刑者の処遇の現状と対策 べきか、という視点も大事にしていきます。 5. 女子受刑者の処遇の現状と対策 2 講義概要 6. PFI刑務所での処遇の現状と対策 刑務所などの刑事施設で処遇する施設内処遇、保護観察 7. 少年手続について などの社会で処遇する社会内処遇を中心に検討していき 8. 少年院などの処遇はどのように行っているのか ます。各回皆さんに発表してもらい、それを受けて皆さん 9. 保護観察はどのように行っているのか とディスカッションしながら、私が講義をする形式を取り 10. 保護観察の現状と対策 たいと思います。なお、授業で扱うテーマは、科目の性質 11. どのような種類の刑罰があるか 上、社会的な出来事などに応じて、変更することもありま 12. 死刑制度について す。 13. 諸外国の刑事政策について 3 受講にあたって 14. 新しい時代の刑事政策について 刑事政策を全く勉強したことのない学生も、「刑事政策 15. まとめ を楽しみながら一生懸命学びたい」と思っていれば、歓迎 します。一緒に勉強していきましょう。 法曹に求められる基本かつ重要な法律知識のうえに、法曹三者の仕事(とりわけ弁護士の業務)、弁護士の 到達目標 事件処理の方法論を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 授業の内容のノートを必ず読み返し、関心事項の文献に当たってください。 学修の内容 テキスト、 (参考文献) 法務省総合研究所『平成28年版 犯罪白書』 参考文献 授業内での発表およびレポートにより評価します。 評価方法

08~17 律・[ 03~07 律・		経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a 経済原論 a/現代経済論 a			担当者	野村	容康		
講義目的、請	構義概要	5	授業計画						
講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。			11. 12. 13. 14.	家計の行行では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	① 一効用用の ② 一分別用 別 一一 一一 一十 一十 一十 一十 一十 一十 一十 一十 一十 一十 一十	★剰の概念 所の決定 泉と利潤最大化 ・乗の概念			
到達目標	経済原する。	<b>電論の基本、経済原論の各項目を正確に角</b>	解釈し	、個別の事績	象について見	解を示すことが	できるように		
事前・事後 学修の内容		)講義で解説した専門用語(プリントを配 りこと。	己布)	について復	習し、十分に	理解したうえて	、次回の講義		
テキスト、 参考文献	特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて紹介する。								

定期試験の成績(80%)に授業内での小テストの結果(20%)を加味して評価する。

評価方法

08~17 律・  03~07 律・		経済原論 b/現代経済論 b/経済原論 b 経済原論 b/現代経済論 b	)	担当者	野村 容康			
講義目的、講義概要 講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。			2. 国民所得6 3. 消費と貯貨 4. 企業投資6 5. 国民所得7 6. 生産物市場7 8. 財政政策6 9. 金融政策6 10. 国際収支の 11. 開放マクロ 12. 公債発行6 13. 経済成長6	1. マクロ経済学の体系 2. 国民所得の諸概念 3. 消費と貯蓄の理論 4. 企業投資の理論 5. 国民所得決定の理論 6. 生産物市場の分析 7. 金融市場の分析 8. 財政政策の有効性 9. 金融政策の有効性 10. 国際収支と為替レートの決定要因 11. 開放マクロ経済下での経済政策 12. 公債発行と財政赤字 13. 経済成長の決定要因 14. 日本の公的債務と経済成長				
到達目標	経済原する。	<b>運論の基本、経済原論の各項目を正確に</b> 無	解釈し、個別の事	象について見	解を示すことができるように			
事前・事後 学修の内容		∋講義で解説した専門用語(プリントを酉 βこと。	記布) について復	習し、十分に	理解したうえで、次回の講義			
テキスト、 参考文献	特に指	6定しない。参考文献については、初回の	の講義にて紹介する。					
評価方法	定期詞	<b>、験の成績(80%)に授業内での小テス</b>	トの結果(20%)	を加味して評	価する。			

08~17 律・国・総 会計学a/****/**** 担当者 内倉 滋 03~07 律・国 会計学a/**** 講義目的、講義概要 授業計画 「会計学a,b」という科目は、複式簿記原理の最低限の知 1. オリエンテイション(本講義の 目的,目標 等) 識を前提として、それに内容的な意味付けを試みていくも 2. 第1章 : 決算書から見える世界 のであり、会計を言語に例えるならば「意味論」に相当する 3. 第2章 その1:複式簿記の基本概念 ものである。そこで取り扱われる中身は、広義の意味での 4. 第2章 その2:取引の仕訳 会計学の全領域ということになる。 5. 第2章 その3:勘定口座への転記 そのうち「会計学a」では、最初に複式簿記の基本原理を 6. 第2章 その4:決算修正 ごく簡単に説明した上で、財務会計論の領域の諸問題を順 7. 第2章 その5:貸借対照表, 損益計算書 次講義していきたい。具体的には、資産や負債の定義とい 8. 第2章 その6:間接法によるキャッシュフロー計算書 うことから始めて、最終的にはキャッシュフロー計算書や 9. 第2章 その7:直接法によるキャッシュフロー計算書 連結財務諸表の作成方法についての説明も予定している。 10. 第2章 その8:グループ経営と決算書 なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になって 11. 第2章 その9:資産,負債 の定義 しまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態に 12. 第2章 その10:決算書と法律 なってしまっていた。そのため本年度については、経営学 13. 第3章 その1:利益計算のルール、収益と費用 科には類似科目が設置されていることもあるので、経営学 14. 第3章 その2: 資産評価の基礎 科生の履修を許可しないこととしたい。 15. 総復習:第2回講義~第14回講義の総復習

到達目標	会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	事前に教科書の該当箇所に目を通してきてください。講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だけを説明していく形で行います。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしてください。
テキスト、 参考文献	山浦久司・廣本敏郎 編著,『ガイダンス企業会計入門[第4版]』(白桃書房)
評価方法	7割前後は期末試験の結果,残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その詳細は、最初の講義時に説明したい。

08~17 律・国・総 会計学b/****/**** 担当者 内倉 滋 会計学b/**** 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 「会計学 b」は、「会計学 a」の知識を前提として、'会 1. 第3章 その3:剰余金の額, 剰余金の配当 計監查論','管理会計論','経営分析論','稅務会計 2. 第3章 その4:会計基準の国際的調和 論'といった領域の諸問題を、教科書に沿った形で講義し 3. 第4章 その1:原価とは ていきたい。 4. 第4章 その2:総合原価計算 その1 なお、本講義は、ここ数年 科目登録が抽選制になって 5. 第4章 その3:総合原価計算 その2 しまい、設置学科の学生が希望しても受講できない事態に 6. 第4章 その4:個別原価計算 なってしまっていた。そのため本年度については、経営学 7. 第4章 その5:標準原価計算 科には類似科目が設置されていることもあるので、経営学 8. 第5章:決算書の信頼性を確かめる 科生の履修を許可しないこととしたい。 9. 第6章 その1: CVP分析 10. 第6章 その2:貢献利益の計算と意思決定 11. 第6章 その3:差額原価収益分析 12. 第7章:決算書を読んでみよう 13. 第8章 その1:決算書と税金 14. 第8章 その2: 税効果会計 15. 総復習:第1回講義~第14回講義の総復習 到達目標 会計学の基本、会計学の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前に教科書の該当箇所に目を通してきてください。講義は、当日配付するハンドアウト資料の要点だ 事前・事後 学修の内容 けを説明していく形で行います。講義のあとハンドアウト資料を通読し、自分なりの整理をしてください。 テキスト、 山浦久司・廣本敏郎 編著, 『ガイダンス企業会計入門[第4版]』(白桃書房)

7割前後は期末試験の結果,残りは平常点(講義中の小テスト等)で評価する。その詳細は、最初の講義

参考文献

評価方法

時に説明したい。

08~17 律・[ 03~07 律・		*****/比較法史/**** *****/****		担当者	吉川 信將			
講義目的、講	購義概要	<u>;</u>	授業計画					
する会社法を 治的・経済的 至ったのかれ を及ぼしあっ る事項もある とにより、よ	・ 題の できる はい できる はい できる かいこう いっこう さい こう	注担い手である会社の組織・運営を規律 工、主要国の会社法が異なる地理的・政 の中でどのように生成され、現在の形に の。現在の経済社会はグローバル化して 各国の会社法においては、相互に影響 事項がある反面、大きな差異が存在す した事項が生じた原因・理由を探るこ 会社法の姿を模索する。 カの会社法の生成・発展については、 るので、ある程度の読解力が必要とな	1. ガイダンス 2. ドイツ株式法の生成・発展(1) 3. ドイツ株式法の生成・発展(2) 4. ドイツ株式法の生成・発展(3) 5. イギリス会社法の生成・発展(1) 6. イギリス会社法の生成・発展(2) 7. アメリカ会社法の生成・発展(1) 8. アメリカ会社法の生成・発展(2) 9. アメリカ会社法の生成・発展(3) 10. アメリカ会社法の生成・発展(4) 11. アメリカ会社法の生成・発展(5) 12. 中国会社法の生成・発展 13. 日本の会社法の生成・発展(1)					
			15. 講義のまとめ					
到達目標	12 ****	ミ史の概括、根幹となる重要な思想や制度 ぎきるようにする。	度の特徴を正確に負	解釈し、個別	の事象について見解を示すこ			
事前・事後 学修の内容	英文資	「料を利用する回は事前に読み込んでおく」	くこと。					
テキスト、 参考文献	必要な	資料は、授業時に適宜配布する。						
評価方法	定期記	<b>、験またはレポート 70%、授業への参加</b>	n度(確認テスト含む) <b>30</b> %					

08~17 律·国·総 *****/比較政治 a/比較政治 a 担当者 佐藤 俊輔 03~07 律・国 ****/比較政治 a 講義目的、講義概要 授業計画 1. イントロダクション一政治を比較することの意味 この講義では比較政治学の基本的な理論と概念枠組み について学びます。諸外国の政治制度や政治過程を比較・ 2. 政治と国家、政治システム論 3. 政治発展論とその限界 分析する理論と方法を学ぶことによって、日本や外国の政 治現象を比較の中に位置づけ、表層ではない観点から理 4. 政治文化論の展開 解、分析できるようになることが目的となります。 5. 政治体制論(1)—民主的体制 6. 政治体制論(2)—非民主的体制 この目的から、本講義では比較政治の理論について、政 | 7. 民主化とその成否 治体制論、民主化論などから始め、選挙、政党、執政制度 8. 民主主義の理論 まで幅広い分野を対象として論じます。それにより、他国 9. 選挙制度と政党システム や日本の政治をより構造的に捉え、考えるための視角を養 10. 政党の機能と組織 うことが狙いとなります。 11. 政党システムの形成と変容 12. 執政制度―大統領制と議院内閣制 13. 政策過程の理論 14. ガバメントからガバナンスへ 15. 講義のまとめ 日本の政治を外国の政治と対比させながら、現代政治に関する事柄を正確に解釈し、個別の事象について 到達目標 見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学修としてテキストの該当部分を読んでおくこと。講義終了後は各自でまとめを行い、理解の不足す 学修の内容 る箇所についてはテキストを用いて理解を補い、また関心に応じて参考文献で理解と思考を深めること。 テキスト、 テキストとして岩崎正洋『比較政治学入門』勁草書房、2015年を用います。また、参考文献は各テーマに 参考文献 沿って講義の中で紹介します。 評価方法 定期試験(80%)と授業内のコメントカードなど平常点(20%)により評価します。

08~17 律・ 03~07 律・		*****/比較政治 b/比較政治 b ****/比較政治 b			担当者	作内	由子		
講義目的、詞	冓義概劽	ξ	授業計画						
比較政治b	では、福	福祉国家について扱います。就職できる	1.	はじめに					
のか、年金に	はもらえ	こるのか、生活保護はなんのためにある	2.	福祉レジー	7				
のか。現在日	のか。現在日本においては雇用も社会保障も転換点を迎え				ム				
ており、私力	<b>きちの</b> 生	E涯設計も予測が困難になっています。	4.	利益動員・	言説政治とし	ての福祉政治			
このような	問題は	すべて福祉国家の問題と結びついてい	5.	制度変容					
るといえる~	でしょう	b。このような問いに対して、根性や人	6.	1960・70年	三代の福祉政治	台①			
情による解決	情による解決、あるいは官僚悪玉論で答えるのではなく、				三代の福祉政治	台②			
まずそもそ	もなぜ	それが問題となっているのかを構造的	8.	1980年代の	福祉政治①				
に理解するの	りが本語	<b>毒義の目的です。</b>	9.						
講義はテキ	キストを	と用いて行います。毎週宿題がでますの	10.	1990年代後半以降の福祉政治①					
で、それを抗	受業にお	3持ちください。	11.	. 1990年代後半以降の福祉政治②					
				. 1990年代後半以降の福祉政治③					
				3. 福祉政治の展望①					
				4. 福祉政治の展望②					
	1		15.	15. おわりに					
到達目標		○政治を外国の政治と対比させながら、5 2示すことができるようにする。	見代政	治に関する	事柄を正確に	解釈し、個別の	事象について		
事前・事後 学修の内容	毎週割	<b>果される宿題を提出していただきます。</b>							
テキスト、 参考文献 宮本太郎『福祉政治』有斐閣、2008 年									
評価方法 期末試験 100点、宿題 30点、任意レポート は相対評価。期末試験は必須。宿題 10回回									

08~17 律・国・総 *****/国際組織法-1/**** 担当者 鈴木 淳一 03~07 律・国 ****/国際組織法-1 講義目的、講義概要 授業計画 〔講義目的〕 はじめに 本講義の目的は、国際社会が抱える地球規模の問題(た 2. 国際組織と国際法 とえば、安全保障、テロ、世界規模の感染症等)とそれへ 3. 紛争の平和的解決に関わる国際組織(1) の国際社会(特に国際組織)の取り組みについて理解する 4. 紛争の平和的解決に関わる国際組織(2) ことです。 5. 安全保障に関わる国際組織(1) 〔講義概要〕 安全保障に関わる国際組織(2) 6. 国際社会には世界政府は存在しません。しかし、多様な 国際組織が、国家とともに、国際社会の共通利益の実現の 7. 軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織 ために重要な役割を担っています。本講義では、これら国 8. 人権問題にかかわる国際組織 際組織の様々な活動分野をとりあげて、国際組織が各分野 9. 人道・難民問題に関わる国際組織 で果たしている機能を具体的に説明します。 10. 国際貿易・国際金融に関わる国際組織 本講義の履修にあたっては、国際法の知識は必ずしも必 11. 開発援助と南北問題に関わる国際組織 要ではありませんが、講義の中では主に国際法の視点から 12. 教育・文化に関わる国際組織 分析を行うため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法 13. 国際保健に関わる国際組織 についての簡単なレクチャーを行います(なお国際教養学 部や経済学部の学生が履修する場合は2年生以上で受講す 14. 海洋に関わる国際組織 ることをお勧めします)。 15. まとめ 国際組織法の基本的な考え方、および、国際組織法に関する重要な判例、学説を正確に理解し、個別の事 到達目標 ┃ 象について見解を示すことができるようにする。

	3		0						
事前・事後 学修の内容	-	前学習:あらかじめ指定されたテキストの €業レポートとして提出。③事後学習:₹				·			
テキスト、 参考文献	参考文	て献:大森正仁編著『よくわかる国際法	(第2	版)』(ミネノ	レヴァ書房)				
評価方法	学期末	学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限 10%)。							
_									
08~17 律・[ 03~07 律・		*****/国際組織法-2/**** ****/国際組織法-2	k		担当者	鈴木 淳一			
講義目的、講	講義目的、講義概要								
[講義目的]本講義は、国際連合を中心とする国際組織を 規律している法に関する講義を提供することを目的とし ます。				はじめに国際組織の					

08~17 律・1 03~07 律・		*****/国際組織法-2/***** ****/国際組織法-2	*		担当者	鈴木	淳一	
講義目的、詞	冓義概要	ξ C	授業	計画				
規ま「職活立するす。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	る ま位よつ す学る常法 今多す協、い 国(主共この) 大きの で 際に摂と授	は、国際連合を中心とする国際組織を 関する講義を提供することを目的とし 国際連合をはじめとした多くの国際組 の人々がいわゆる「国際公務員」として かし、これらの活動は、国際組織の設 職員規則などのルールに従っていま 経組織や国際公務員の活動を規律してい 主に国際連合を例として分析を行いま をや国際組織法1を履修していなくても 国際法の視点から国際組織の分析を行 と関係法の関係として分析を行 と関係法の関係としていなくても 国際法の関点がら国際組織の分析を行 と関係はから国際は、 を関係としていなくでも 国際法の関係になるとしていなく。 は、 とのコミュニケーションを図ります。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	国際組織の国際組織の国際組織と国際組織と国際組織間国際組織と国際組織と国際組織と国際組織と国際組織と国際組織と	礎知識 設立と解散 国際法上の地 国内法上の地 加盟国 の連携・協力 NGO(民間) 意思決定	也位 7 団体) 金・運営上の諸 研究(1)	問題	
到達目標		H織法の基本的な考え方、および、国際組織法の基本的な考え方、および、国際組 かいて見解を示すことができるようにする		に関する重要	要な判例、学	説を正確に理解	¥し、個別の事	
事前・事後 学修の内容	U 1 11	が学習:あらかじめ指定されたテキストの ₹業レポートとして提出。③事後学習:₹	の箇所を熟読。②講義中:教員から提示される今日のポイン 教員の添削・コメントを読んで復習。					
テキスト、 参考文献	浦部・	望月編『国際機構論[総合編]』(国際書	烷、20	015年)				

学期末に実施する試験により評価し(100%)、平常点を加点材料とします(ただし上限 10%)。

評価方法

08~17 律・国・総 ****/国際人権法 a/国際人権法 a 担当者 成嶋 隆 ****/国際人権法 a 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 【講義目的】 各回の講義テーマは次のとおりである。 国際人権法に関する基礎的な知識を修得させることを 1 国際人権法の生成と展開 目的とする。とくに「a」においては、国際人権法の全体 2 主要国際人権文書①―国連憲章・世界人権宣言 像を把握させることに主眼を置く。 3 主要国際人権文書②—国際人権 B 規約 【講義概要】 国際人権法の生成と展開を素描したのち、主要な国際人 4 主要国際人権文書③—国際人権 A 規約 権文書を順次取り上げてそれらの内容につき説明する。最 5~6 主要国際人権文書④—人種差別撤廃条約 後の2回では、主要な国際人権保障システムを概観する。 7~8 主要国際人権文書⑤—女性差別撤廃条約 【その他、履修上の注意】 9~10 主要国際人権文書⑥—子どもの権利条約 本講義の内容は「国際人権法b」とリンクしているので、 11 主要国際人権文書⑦—障害者権利条約 「a・b」ともに受講するのが望ましい。 六法(小型のもので可)は、毎回の講義に必ず持参する 12 主要国際人権文書®—難民条約 こと。 13 主要国際人権文書⑨—拷問等禁止条約 14 国際人権保障のしくみ①-国家報告制度 15 国際人権保障のしくみ③—個人通報制度 国際人権法の意義及び概要、および、国際人権法に関する重要な判例、学説を正確に解釈し、個別の事象 到達目標 について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内 学修の内容 容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。 テキスト、 【テキスト】 指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 【参考文献】 参考文献 随時紹介する。 評価方法 2回の小テスト(各20点)および学期末に実施する筆記試験(60点)により総合的に評価する。

08~17 律・国・ 03~07 律・国	*****/国際人村 ****/国際人村		₹ b	担当者	成嶋 隆				
講義目的、講義	既要		授業計画						
の関係につき理 【講義概要】 国際人権法の 的な解説をした 検討する。 【その他、履修 本講義の内容 「a・b」ともに	a」の講義を踏まえ、国際 解を深めさせることを目的 国内的実施に関する理論 後、主要な国際人権条約へ この注意】 は「国際人権法 a」とリン 受講するのが望ましい。 こので可)は、毎回の講義	りとする。 問題につき基礎 への日本の対応を クしているので、	2 直接適用と 3~4 国際人 5~6 国際人 7~8 国際人 9~10 国際人 11~12 国際	約の国内的郊間接納と日本 権条約と日本 権条約と日本 権条約と日本 権条約と日本 人権条約と日 人権条約と日	①一国際人権 B 規約 ②一国際人権 A 規約 ③一人種差別撤廃条約 本④一女性差別撤廃条約 本⑤一子どもの権利条約 本⑥一拷問等禁止条約				
針達日標   一	景人権法の意義及び概要、 oいて見解を示すことがて		産法に関する重要な	な判例、学説	を正確に解釈し、個別の事象				
	4				トを予め読んでおくことが内 復習することが内容となる。				
	【テキスト】 指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 【参考文献】 随時紹介する。								
評価方法 2	]の小テスト(各 20 点):	および学期末に実力	施する筆記試験(	60 点)によ	り総合的に評価する。				

08~17 律・国 03~07 律・国	·総 *****/国際環境法 a/* ****/国際環境法 a	****	担当者	井上	秀典	
講義目的、講郭	· 長概要	授業計画				
法のしくみを机 どのように関連 〔講義概要〕 講義では総調	おける環境問題に対処するための国 発観し、同時に国際環境法が私たちの 達しているのかを理解する。 論にあたる部分を扱う。国際社会にお るための法の歴史、諸原則、規範の 会	9生活と 3. 国際環境法の 4. 国際環境法の 5. 国際環境法の 6. 国際環境保全 7. 国際環境保全	つ特徴 の基本原則1 の基本原則2 さとソカ前後の さとと事後の 全とと事後の 全ととの では、 をというのでは、 をというのでは、 をというのでは、 をというのでは、 をというのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	·1 ·2 ·		
	国際環境法の意義および機能に関する 「解釈し、個別の事象について見解を			する重要な判例	、学説を正確	
	‡義終了後、疑問点がある場合、教員 −トに書き込み、整理すること。	に質問し、また図書館等	において参考	文献を自分で調	べた内容をノ	
	教科書:使用せず。適宜、資料を配付する。参考文献:松井芳郎『国際環境法の基本原則』東信堂、『国際 条約集』有斐閣					
評価方法	差期末試の成績験 100%で評価する。					

		*****/国際環境法 b/***** ****/国際環境法 b	<	担当者	井上 秀典				
講義目的、	講義概要	5	授業計画						
法のしくみ: どのように [講義概要] 各論にあ;	における を概観して 関連して た	る環境問題に対処するための国際環境 、同時に国際環境法が私たちの生活と いるのかを理解する。 →を扱う。国際社会における環境問題に 毎洋汚染などの事象ごとに考察する。	<ol> <li>ガイダンス</li> <li>気候変動1</li> <li>気候変動2</li> <li>オゾン層保護、酸性雨</li> <li>海洋汚染1</li> <li>海洋汚染2</li> <li>生物多様性</li> <li>漁業資源</li> <li>南極地域の環境保護</li> <li>有害廃棄物の越境移動</li> <li>化学物質</li> <li>原子力</li> <li>環境影響評価</li> <li>環境と貿易</li> </ol>						
到達目標		環境法の意義および機能に関する基本的知识し、個別の事象について見解を示すこと			する重要な判例、学説を正確				
事前・事後 学修の内容	A14 424	3了後、疑問点がある場合、教員に質問し 書き込み、ノートを整理すること。	、また図書館等に	こおいて参考	文献を自分で調べた内容をノ				
テキスト、 参考文献	教科書	教科書:使用せず。適宜、資料を配付する。参考文献:『国際条約集』有斐閣							
評価方法	学期末	芸試験の成績 100%で評価する。							

08~17 律・E 03~07 律・E	_ , , _					′ -	国際組 国際組			/*>	****				担当者		宗田		貴行
講義目的、講義概要 本講義は、国際経済法の中核を占めると謂われている GATT/WTO の基本的知識の習得を目的とする。 この目的の達成のため、本講義においては、図、表、グラフ等を用いて、極めて基本的な事柄から、わかりやすく解説を行う。 この分野は、事例の検討が不可欠であるので、ケーススタディを積極的に行う。 WTO に関連する新聞記事も頻繁に取り上げ、講義で取り扱っている事柄との関連性や重要性を指摘する。この分野の基本的事項をよりよく理解・把握するためには、秋学期の国際関係法特講(国際経済法)も併せて受講することをすすめる。						<ol> <li>授業計画</li> <li>1. 導入</li> <li>2. GATT/WTO とは</li> <li>3. GATT の誕生、ブレトンウッズ体制</li> <li>4. 関税とは、GATT の基本原則①関税の譲許 I</li> <li>5. GATT の基本原則②数量制限の禁止 I</li> <li>7. GATT の基本原則②数量制限の禁止 II</li> <li>8. GATT の基本原則③最惠国待遇の原則 I</li> <li>9. GATT の基本原則③最惠国待遇の原則 II</li> <li>10. GATT の基本原則④内国民待遇の原則 I</li> <li>11. GATT の基本原則④内国民待遇の原則 II</li> <li>12. 貿易救済措置①アンチダンピング</li> <li>13. 貿易救済措置②補助金相殺関税</li> <li>14. 貿易救済措置③セーフガード</li> <li>15. 総括(まとめ)</li> </ol>													
到達目標											こ、特に こする。	, (	GATT,	S OTW	関する基本を	正確に	解釈し、	. 1	個別の事象に
事前・事後 学修の内容	毎回の	の訳	幹拿	をの	教科	·書·	参考	書	の診	該当包	· 適所、指	定	された事	事例につ	いて熟読する	こと。			
テキスト、 参考文献	テキストとして、田村次朗『WTO ガイドブック(第2版)』弘文堂 2006 年、参考書として、滝川敏明 『WTO 法 (第2版)』三省堂 2010 年、宗田貴行『独禁法民事訴訟』レクシスネクシス・ジャパン 2008 年																		
評価方法	レポー	- ]	-																

 08~17律・国・総
 ******/国際租税法/*****
 担当者

 03~07律・国
 *****/国際租税法

# 講義目的、講義概要

人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自 国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解してい なければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってき ました。

国際租税法の授業では、こうしたグローバルに活動し国際的に税金を負担する「民間企業」の課税問題について、法学的な観点から学んでもらいます。

国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、 国際租税法を履修した諸君の基礎的な理解を深めるために、当初は、国内税法、会社法などとの関連で授業を進めます。授業への参加度・貢献度を重視します。授業では、 実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。国際 租税法の基礎をしっかり学んで将来に役立ててください。

# 授業計画

- 1. 国際租税法で何を学ぶのか
- 2. 国内税法 (所得税法・法人税法など) との関係は
- 3. 企業の海外進出形態と課税
- 4. 個人居住者・内国法人(居住者) と個人非居住者・外 国法人(非居住者)とは
- 5. 居住者・非居住者の納税義務の範囲
- 6. 国内税法と租税条約の関係
- 7. 居住地国課税ルールと源泉地国課税のルール
- 8. 源泉課税・総合課税・分離課税、PE 概念とは
- 9. 国際的二重課税の防止策:①国内法による対応、②租税条約による対応
- 10. 外国税額控除とは:①直接外国税額控除、②外国子会 社配当益金不算入、③みなし外国税額控除
- 11. タックス・ヘイブン対策税制とは
- 12. 移転価格税制とは
- 13. 過少資本税制とは、
- 14. わが税法上の非居住者課税の仕組み
- 15. レビュー

到達目標	国際租税法に関する基礎的知識のうえに、国際租税法に関する項目を正確に解釈し、個別の事象について 見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	教科書の指定された箇所を精読してください。課題は次回に提出してください。
テキスト、 参考文献	石村耕治編『現代税法入門塾〔第8版〕』(2016年、清文社)。「租税法」を受講していることが好ましい。
評価方法	①定期試験~70%(レポート試験)、②平常授業への参加度など~30%

講義目的、詞	<b>構義概要</b>	授業計画					
身す関中学し最上決国に学わ初につこるにでつにのの際関特世回の際関特世回のの際関特世回のの際関特世のののののののののののののののののののののののののののののののののの	権法分野の国際条約に関する基礎的な知識を この分野の国際秩序とそれに伴う諸問題を理解 目的とする。具体的には、まず、工業所有権に 条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を PO(世界知的所有権機関)が所管する条約を 次に、TRIPs協定をWIPO所管条約と比較の成立過程と内容について解説を加えていく。 協定による知的財産権の保護水準上昇が発展途にもたらした諸問題や国際社会によるその解 を紹介する。 知的財産権制度に関する講義であるため、日本 解説はしない。「知的財産権法 a/b」および「法 別めての著作権法)/(著作権法の諸問題)」も 構すると、より理解が深まる。 業ガイダンスには講義の詳細な進め方に関す あるので、必ず出席すること。	1 授業のガイダンス、国際法と国内法 2 知的財産権法の仕組み、知的財産の通商問題化 3 工業所有権の保護に関するパリ条約 1 4 工業所有権の保護に関するパリ条約 2 5 著作権に関するベルヌ条約 1 6 著作権に関するベルヌ条約 2 7 その他の著作権関係条約、WTO/TRIPs 協定制定の経緯 8 TRIPs 協定 1 9 TRIPs 協定 2 10 国際知的財産政策と国際ルールづくり 11 国際登録システムの発展、特許に関する PCT システム 12 商標に関するマドリッドシステム、意匠に関するハーグシステム 13 著作権及び商標のデジタル化への対応問題 14 特許と医薬品アクセスをめぐる問題 15 総括:質問への回答と復習					
到達目標	知的財産権分野の諸条約に関する基礎的知識の 個別の事象について見解を示すことができる。	うえに、国際知的財産権法の現代的課題を正確に理解し、 うにする。					
事前・事後 学修の内容	1回目のガイダンスで配布した授業計画に沿っ は、重要概念や裁判例を復習する自宅学習(2	て、授業で扱う範囲の教科書を予習(2 時間)し、授業後 時間)が求められる。					
テキスト、 参考文献	テキスト:茶園成樹『知的財産関係条約』(有	斐閣・ 2015 年)					
評価方法	定期試験の結果(80%)および授業への参加	き(20%)を合わせて評価する。					

担当者

張 睿暎

08~17 律・国・総 *****/国際知的財産権法/****

****/国際知的財産権法

03~07 律・国

08~17 律・ 03~07 律・		*****/国際民事訴訟法/***: ****/国際民事訴訟法		担当者	山田 恒久			
講義目的、講	購義概要	E C	授業計画					
続で 個ソ方 内野民をの来の日本の別の日本 間テ採 、位商しまの日本 が単・得修のといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	にと にメア 常多のいがにと にソア 高がたると講りで 高がたると講	こる私法関係の事例に特化して、訴訟手 にて検討する。また、英米の制度を原点 自的とする。 こる受講者の毎回のレポートを中心に、 に(討論形式)で問題点を明らかにする ある。 とであり難解であるため、関連する法分 が提となる。したがって、原則として、 の分野と、国際私法、民事訴訟法の単位 とを、受講の条件とする。これらの単位 と希望する場合には、個別に対応するの こ必ず出席して担当者と面接すること。	2.	<ul> <li>2. 国際裁判管轄の管轄原因① (住所)</li> <li>3. 国際裁判管轄の管轄原因② (義務履行地)</li> <li>4. 国際裁判管轄の管轄原因③ (不法行為地)</li> <li>5. 国際裁判管轄の管轄原因④ (財産所在地)</li> <li>6. 国際裁判管轄の管轄原因⑤ (消費者契約の特則)</li> <li>7. 国際裁判管轄の管轄原因⑥ (労働契約の特則)</li> <li>8. 国際裁判管轄の管轄原因⑦ (特別の事情)</li> </ul>				
到達目標		まという現在の法制度運用の枠組み、国家 な手法を正確に解釈し、個別の事象につ	•			- ,		
事前・事後 学修の内容	事前学	<b>学修:該当箇所の条文を確認して下さい。</b>	事後学	上修:講義口	中に扱った練	習問題を復習して下さい。		
テキスト、 参考文献		、トは指定しませんが、条文の解釈をして 文献> 澤木・道垣内正人 著 「国際				-		
評価方法	全ての	)講義回において課されるレポートの提と	—— 出状況及	<u></u> で内容を約	—— 総合的(1 0	0%)に判断します。		

08~17 律・ 03~07 律・		法律学特講(情報法) / 国際関係法特講(情報法) / 国際関係法特講(情報法) / 国際関係法特講(情報		担当者	多賀谷 一照				
講義目的、認	構義概要		授業計画						
法制と情報だめ、特定の活 ず、広い分野 義する。学生 共に、情報だ	去制との 去分野に おい 上が、 情 ネットワ	を主なテーマについて論じ、物的所有権の法体系としての違いを教える。このたこ限定することなく、公法・私法を問わいて情報法のあり方について多角的に講 が開発法についての基本的な知識を持つといっク上での法律関係において、民法・このに必要な知識を習得させる。	3、通信・放送の 4、通信を 5、通信とを 6、相 7、信息を 7、信息を 8、電子報 9、電子報 10、が 11、が 12、著作権と 13、 13、	<ol> <li>(情報空間と物理的空間</li> <li>(通信・放送の仕組み</li> <li>(通信法制)</li> <li>(本)</li> <li>(本)</li></ol>					
到達目標		)開設科目では触れてこなかった国際関係 「象について見解を示すことができるよ		基本かつ重	要な項目を正確に解釈し、個				
事前・事後 学修の内容	インタ	'ーネット、新聞で関連する記述を読む。							
テキスト、 参考文献	The state of the s								
評価方法	中間レ	ポートと最終テストで評価。							

08~17 律・国・総 | *****/国際関係法特講 (国際文化遺産法) / ***** 担当者 大塚 敬子 03~07律・国 ****/国際関係法特講(国際文化遺産法) 講義目的、講義概要 授業計画 ◇講義目的 はじめに/国際法における文化遺産法 この講義では、文化財・文化遺産の保護をめぐる議論と 2. 国際文化遺産法の形成と発展 そこから生まれた国際法について理解し、国際社会の諸問 3. 世界遺産の保護(1) 題について考えるための広い視野や新たな知見を得るこ 4. 世界遺産の保護(2) とを目的とします。 5. 世界遺産の保護(3) 無形文化遺産の保護(1) ◇講義概要 7. 無形文化遺産の保護(2) 国際法の一分野としての「国際文化遺産法」について検 8. 文化財の不法輸出入・返還の問題 討します。文化・文化財・文化遺産に関する国際的な議論 9. 貿易と文化 10. 文化的表現多様性の保護 (特に国際条約の成立へと繋がった議論)を踏まえ、国際 社会の中の多様なものの見方・考え方について考えていき 11. 水中文化遺産の保護 たいと思います。 12. 武力紛争下における文化財保護 世界遺産、無形文化遺産などの、日本でも有名な国際的 13. 危機からの文化財保護 な文化遺産保護制度を取り上げ、具体的に国際法・国際制 14. 「文化・文化遺産の保護」とは 度のあり方を学びます。 15. まとめ 従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個 到達目標 別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前・事後学修として、文化・文化遺産に関するニュースを新聞等で確認してください。 学修の内容 また、授業で扱う「条約」等の文書を入手し、参考資料として目を通してください。 テキスト、 参考文献:『国際条約集』(有斐閣)(他の条約集でもよい)、その他適宜紹介します。 参考文献 評価方法 定期試験:80%、授業の取り組み度(授業内コメントシート提出を含む):20%

08~17 律・ 03~07 律・		****/国際関係法特講(国際宇宙法) ****/国際関係法特講(国際宇宙法)	/*	* * * *	担当者	大塚	敬子			
講義目的、講	構義概要	5	授業計画							
り、地球上の 地球点を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	つ曽つ でで沓しいりて国やい はもまてと」理解して 、比え、国軽が国い中し	コ心に、各条約や国際文書をめぐる法的 、、技術と法の関係などについても具体	11. 12. 13.	<ol> <li>国際航空法と国際宇宙法</li> <li>国際宇宙法の形成と発展</li> <li>宇宙における領有権問題</li> <li>宇宙の資源開発</li> <li>宇宙の軍備管理</li> <li>宇宙活動についての責任</li> <li>宇宙物体の登録と管轄権</li> </ol>						
到達目標		D開設科目では触れてこなかった国際関係 事象について見解を示すことができるよ			基本かつ重	要な項目を正確	に解釈し、個			
事前・事後 学修の内容		事後学修として、世界各国の宇宙活動は 授業で扱う「条約」等の文書を入手し、					0.0			
テキスト、 参考文献	参考之	参考文献:『国際条約集』(有斐閣)(他の条約集でもよい)、その他適宜紹介します。								
評価方法	<b>二方法</b> 定期試験:80%、授業の取り組み度(授業内				コメントシート提出を含む): 20%					

03~07 律・国 ****/国際関係法特講(国際経済法) 講義目的、講義概要 授業計画 1. 導入 GATT/WTO の基本原則と例外の概要 本講義は、国際経済法の中核を占めると謂われている 2. 数量制限の禁止の事例の検討 GATT/WTOだけではなく、近年重要性を増しているEPA/FTA 3. 最恵国待遇の原則の事例の検討 および国境を越えた各国独占禁止法違反に関する公的執 4. 内国民待遇の原則の事例の検討 行及び被害者の救済制度の基本的知識の習得を目的とす 5. アンチダンピングの事例の検討 6. セーフガードの事例の検討 7. 補助金相殺関税の事例の検討 この目的の達成のため、本講義においては、図、表、グ 8. WTO の直接適用 ラフ等を用いて、極めて基本的な事柄から、わかりやすく 9. アメリカ 1914 年不当廉売法と日欧の対抗立法 解説を行う。この分野は、事例の検討が不可欠であるので、 10. FTA, EPA, TPP ケーススタディを積極的に行う。 11. アメリカ反トラスト法、EU 競争法の概要 12. 独禁法の域外適用 WTOやFTA、EPAに関連する新聞記事も頻繁に取り上げ、 13. 独禁法執行協力協定 講義で取り扱っている事柄との関連性や重要性を指摘す 14. 国境を越える独禁法違反と被害者の救済 る。TPPについても可能な限り解説を行う。 15. 総括 まとめ 基本的事項をよりよく理解・把握するためには、春学期 の国際経済法も併せて受講することを勧める。 従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個 到達目標 別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 各回講義のための教科書・参考書の該当箇所、該当する判例を熟読すること。 学修の内容 テキスト、 テキストとして、田村次朗『WTO ガイドブック(第2 版)』弘文堂 2006 年、参考書として、滝川敏明『WTO 法(第 参考文献 2 版)』三省堂 2010 年、宗田貴行『独禁法民事訴訟』レクシスネクシス・ジャパン 2008年。 評価方法 レポート

担当者

宗田 貴行

****/国際関係法特講(国際経済法)/****

08~17 律・国・総

08~17 律・国・総 ****/国際関係法特講(国際企業法務)/**** 担当者 三浦 哲男 03~07律・国 ****/国際関係法特講(国際企業法務) 講義目的、講義概要 授業計画 国際企業法務は企業法務の一分野であるが、企業法務の 国際企業法務の現状と課題 中でも"国際的な企業活動"や"企業の国際的な事業展開" 同上 2. というグローバル企業活動の側面にスポットライトを当 貿易取引契約と決済手続き 3. てて、出来る限り具体的な問題点(とくに契約形態)を取 4. 同上 り上げながら解決策を模索していきます。この科目は春学 販売店契約と販売代理店契約 5. 期の「国際取引法」の各論的な形態(できる限り"現場" フランチャイズ・ビジネスと契約形態 6. での実務を解説する形で授業を進めていきたい。 7. 同上 知的財産権と国際ビジネス 9. トレード・シークレット 10. ライセンス契約 11. 企業取引と国際租税 12. 同上 13. 海外事業の展開とプロセス 14. 単独事業進出と合弁事業 15. 国際企業活動と企業責任 従来の開設科目では触れてこなかった国際関係法分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個 到達目標 別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 毎回の講義で配布する説明資料の項目をよく調べ、理解に努めること。 学修の内容 テキスト、 「企業取引法の実務」(商事法務/補訂版第一刷/2011) 参考文献 評価方法 期末試験および小テスト(授業期間中4または5回実施)で評価する。

08~17 律・国・総 *****/比較私法/**** 担当者 小野 秀誠 03~07 律・国 ****/比較私法 講義目的、講義概要 授業計画 私法、とくに財産法には各国に共通した規定が多く、沿 1. ガイダンス 2. 総論、比較法の概念、他の基礎法学との関連 革的にも、日本の民法は、大陸法、とくにドイツとフラン スの民法を参考に制定された経緯があります。近時は、国 3. 比較法の意義、日本法の沿革、大陸法と英米法 際的な私法の統一の動きがあり、その一部は、「国際物品 4. 条約や国際私法との関係、統一法、ウィーン条約

売買契約に関する国際連合条約」のように、わがくにでも 実現されています。また、民法などの解釈論でも、条文の 意味を理解するには、沿革的な検討が不可欠です。解釈論 の基礎となる各国私法の関係や、比較の方法、比較の対象 などを検討することが、本講義の目的です。

比較の基礎となる日本法の知識が不可欠ですから、民法 の各講義(総則、物権、債権)をあらかじめ、少なくとも 同時に聴講し、予習しておくことが必要です。六法を持参 してください。

- 5. 法の継受、大陸法とローマ法、フランス民法
- 6. ドイツ民法、スイス債務法、スイス民法の制定
- 7. 契約の自由、契約の成立
- 8. 契約の効力、同時履行、危険負担
- 9. 契約の解除、担保責任、
- 10. 所有権移転、抵当権、従物
- 11. 個別の継受概念、権利概念、物権と債権、形成権
- 12. 契約締結上の過失、安全配慮義務
- 13. 積極的契約侵害、給付障害論、状態債務
- 14. 代理権と委任、日本独自の立法、判例法
- 15. 家族法と比較法、夫婦財産制度、パートナー法、先端 医療

比較私法の基礎、および、比較私法に関する各種の事柄を正確に解釈し、個別の事象について見解を示す 到達目標 ことができるようにする。 事前・事後 シラバスに従って、該当部分の日本法を予習しておくことが必要であり、また、授業時間中に自習の指示 学修の内容 をし、復習してもらいます。授業では、確認の趣旨で、毎回、質問をします。 テキスト、 五十嵐清『比較法ハンドブック』(2010年、勁草書房) 参考文献 評価方法 定期試験6割、授業への参加度、発言4割

08~17 律・国・総 03~07 律・国	*****/比較会社法 a/**** ****/比較会社法 a	<b>«</b>	担当者	大川 俊			
講義目的、講義概	要	授業計画					
アメリカ、ドイツ 比較会社法aで 型の取締役会設置 委員会(等)設置 よって認められた の意義と役割、他	ポレート・ガバナンスについて、日本、の会社法制を比較・検討します。 は、わが国の会社法制のうち、特に従来 会社および指名委員会等設置会社(旧: 会社)のほか、平成26年の会社法改正に 監査等委員会設置会社の3つの機関設計 の機関設計との相違等を解説し、わが国 ガバナンスの基本的枠組みおよび問題点	1. 総論(1):会社 2. 総論(2):コース 3. 総論(3):比i 4. 日本(1):機 5. 日本(2):株 6. 日本(3):株 7. 日本(4):取納 8. 日本(5):取納 9. 日本(6):取納 10. 日本(7):監 11. 日本(8):役 12. 日本(9):役 13. 日本(10):14. 日本(11):15. 日本(12):	一ポの総総会会(会会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代表取締役①       代表取締役②       代表取締役③       会計監査人等       認置会社       設置会社			
	会社法の基礎、および、比較会社法に関す 見解を示すことができるようにする。	<b>片る各種の事柄を</b> 体	本系的かつ正	確に解釈し、個別の事象につ			
事前・事後 学修の内容	・事後に配布レジュメを精読してください	١,					
テキスト、 参考文献 講義	ごとにレジュメを配布します。参考書等に	は適宜指示します。					
評価方法 学期	末の筆記試験(100%)により評価します	-					

08~17 律・[ 03~07 律・		*****/比較会社法 b/**** ****/比較会社法 b	:	担当者	大川 俊				
講義目的、認	構義概要	5	授業計画						
アメリカ、 l 比較会社活 してのドイン 与えたアメ て、わが国会	ドイツの 去 <b>b</b> では ツ会社 リカ会れ 会社法の	ポレート・ガバナンスについて、日本、の会社法制を比較・検討します。 、比較会社法aの理解を前提に、母法と 去および戦後の法改正に大きな影響を 社法を概説し、これらとの比較を通じ の意義を明らかにし、コーポレート・ガ こ関するグローバルな視点を提供しま	1. アメリカ(1) 2. アメリカ(2) 3. アメリカ(3) 4. アメリカ(5) 6. アメリカ(6) 7. アメリカ(7) 8. ドイツ(1): 9. ドイツ(2): 10. ドイツ(3) 11. ドイツ(4): 12. ドイツ(5) 13. ドイツ(7) 15. 比較:日米	:株珠記 : 株 : 株 : 株 : 株 : ・ : ・ : ・ : ・ : ・ : ・	諸形態  (3)、執行役  (3)、執行役  (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				
到達目標		社法の基礎、および、比較会社法に関す 解を示すことができるようにする。	-る各種の事柄を	体系的かつ正	確に解釈し、個別の事象につ				
事前・事後 学修の内容	事前・	事後に配布レジュメを精読してください	,°						
テキスト、 参考文献	講義ごとにレジュメを配布します。参考書等は適宜指示します。								
評価方法	学期末	その筆記試験(100%)により評価します	•						

08~17 律・国・総 ****/国際関係論 a/**** 担当者 佐藤 俊輔 03~07 律・国 ****/国際関係論 a 講義目的、講義概要 授業計画 この講義では、現代の多面的な国際関係を把握するため イントロダクション:講義の目的と全体像 の基礎的な知識と視角を身に付けるために、特に国際政 主権国家体制の成立 2. 治・経済を中心とした国際関係の歴史と主要な理論を習得 3. 帝国主義とナショナリズムの時代 することを目的とします。 4. 第1次世界大戦の起源とその影響 5. 第2次世界大戦と新国際秩序 6. 冷戦期の国際関係 上記の目的に照らし、講義では①前半でヨーロッパを中 7. 冷戦からポスト冷戦期へ 心とする国際関係の歴史を学び、現代の国際関係の特質に 8. ポスト冷戦期の国際秩序 ついて考察します。その後、②後半では国際関係学の主要 9. 国際関係学の理論(1) ―リアリズム な理論について紹介し、③最後に国際政治と国際経済との 10. 国際関係学の理論(2) ―リベラリズム 相互作用、連動について考察を行います。 11. 国際関係学の理論(3) 一従属論、世界システム論 12. 国際関係学の理論(4) - コンストラクティビズム他 13. 国際政治と国際経済の連動(1) 14. 国際政治と国際経済の連動(2) 15. 講義のまとめ 国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における 到達目標 政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。 事前・事後 各講義の終了後に自分なりのまとめを行い、理解の足りない箇所については参考図書などを用いて補うこ 学修の内容 と。そのうえで関心があれば、ぜひ講義中に紹介する参考文献へあたり、理解と思考を深めてほしい。 テキスト、 テキストとして村田晃嗣他著『国際政治学をつかむ(新版)』有斐閣、2015年を用い、参考文献は講義の 参考文献 中で適宜紹介します。 定期試験(80%)と授業内のコメントカードなど平常点(20%)により評価します。 評価方法

08~17 律・[ 03~07 律・		****/国際関係論 b/**** ****/国際関係論 b		担当者	佐藤	俊輔			
講義目的、講	構義概要	5	授業詞	計画					
の基礎的な知りを受ける。 関係のアクランは、 上記の一点に、 上記の一点に、 上記の一点に、 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。	<ul><li>おさり</li><li>おさり</li><li>かち</li><li>かち</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><li>から</li><l< th=""><th>社代の多面的な国際関係を把握するため 選角を身に付けるために、春学期の国際 に関する知識を前提として、現在の国際 なびその特質と課題、論点について概観 のして、本講義ではまず①多様な国際関 ター)について、国際機構、地域的主 GOなどといったトランスナショナルな に論じます。次いで②安全保障、人権、 環境等、現代国際関係の諸課題、論点を 最後に改めて③現代国際関係の特質、課 とす。</th><th>2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.</th><th>国地脱核新破国グ貧地人連城国不し綻際ロ困球のと主家拡い国人一と環移で競主散戦家権が開境動の一体体争とレル発問と</th><th><ul><li>役割の容</li><li>でをア</li><li>制</li><li>一本</li><li>中本</li><li>中本</li><li>中本</li><li>・</li><li>・</li><li>が</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li></ul></th><th></th><th>本像</th></l<></ul>	社代の多面的な国際関係を把握するため 選角を身に付けるために、春学期の国際 に関する知識を前提として、現在の国際 なびその特質と課題、論点について概観 のして、本講義ではまず①多様な国際関 ター)について、国際機構、地域的主 GOなどといったトランスナショナルな に論じます。次いで②安全保障、人権、 環境等、現代国際関係の諸課題、論点を 最後に改めて③現代国際関係の特質、課 とす。	2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	国地脱核新破国グ貧地人連城国不し綻際ロ困球のと主家拡い国人一と環移で競主散戦家権が開境動の一体体争とレル発問と	<ul><li>役割の容</li><li>でをア</li><li>制</li><li>一本</li><li>中本</li><li>中本</li><li>中本</li><li>・</li><li>・</li><li>が</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>と</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li><li>が</li></ul>		本像		
到達目標	- 10 4 · 10	国際関係に関する基本的知識のうえに、国際社会の成り立ち、国際関係の歴史的展開、国際関係における 政治と経済の関わりを正確に解釈し、個別の事象について分析のうえ、見解を提示できるようにする。							
事前・事後 学修の内容		をの終了後に自分なりのまとめを行い、理 このうえで関心があれば、ぜひ講義中に紹							
テキスト、	テキス	テキストとして村田晃嗣他著『国際政治学をつかむ (新版)』有斐閣、2015年を用い、参考文献は講義の							

定期試験(80%)と授業内のコメントカードなど平常点(20%)により評価します。

参考文献

評価方法

中で適宜紹介します。

 
 08~17律・国・総 03~07律・国
 ******/国際協力論 a/***** *****/国際協力論 a
 担当者

# 講義目的、講義概要

論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。

国際社会とは何か、を理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。受講生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。

春学期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力(開発協力)及び開発援助政策についての分析を行う。

### 授業計画

- イントロダクション
- 2. 国際社会とは何か? (1)
- 3. 国際社会とは何か(2)
- 4. 日本の経済協力政策の史的展開(1)
- 5. 日本の経済協力政策の史的展開(2)
- 6. 日本の経済協力政策の史的展開 (3)
- 7. 日本の経済協力政策の史的展開(4)
- 8. 「開発協力大綱」の政治的意味
- 9. 主要国の経済協力政策 I (米国)
- 10. 主要国の経済協力政策 Ⅱ (イギリス)
- 11. 主要国の経済協力政策 III (フランス)
- 12. 国際社会における援助協調のあり方
- 13. グローバリゼーションと開発
- 14. MDGs & SDGs
- 15. 総括

到達目標	国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を 示すことができるようにする。				
事前・事後 学修の内容	開発問題及び貧困問題に対する問題意識を持って欲しい。				
テキスト、 参考文献	使用しない。担当教員作成のパワーポイント資料で勉強してもらいたい。				
評価方法	試験及び授業態度等で総合的に判断する。				

08~17 律·国·総 03~07 律·国 *****/国際協力論 b/**** *****/国際協力論 b

# 講義目的、講義概要

論理的思考に基づく理論的枠組の構築と現実の国際社会の政治現象の実証的分析とが有機的に組み合わされた形で研究が行われることが不可欠である。

国際社会とは何か、を理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。受講生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。

秋学期は、政治面における国際協力、即ち、国際平和協力、集団安全保障、集団的自衛権、安保法制、PKO、紛争の予防・解決の試みなどに関する分析を行う予定である。

# 授業計画

- 1. 国連システム
- 2. 集団安全保障(1)
- 3. 集団安全保障(2)
- 4. 集団安全保障(3) 5. 集団的自衛権(1)
- 6. 集団的自衛権(2)
- 7. 集団的自衛権と日本(1)
- 8. 集団的自衛権と日本(2)
- 9. 安保法制(1)
- 10. 安保法制 (2)
- 11. 集団安全保障の変形としての PKO
- 12. 国際平和協力(1)
- 13. 国際平和協力(2)
- 14. 国際平和協力 (3)
- 15. 積極的平和主義と総括

到達目標 国際協力に関する基本的な知識のうえに、世界の様々な問題を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

事前・事後 学修の内容 国際安全保障問題、紛争問題に対する問題意識を持って欲しい。

でキスト、参考文献 使用しない。担当教員作成のパワーポイント資料で勉強してもらいたい。

評価方法 試験及び授業態度等で総合的に判断する。

 08~17律·国·総
 *****/国際関係史 a/****

 03~07 律·国
 *****/国際関係史 a

 担当者

永野 隆行

# 講義目的、講義概要

本講義の目的は、オーストラリアの歴史をイギリスの植民地時代から第二次世界大戦終結時まで振り返り、現代オーストラリア理解の一助とすることである。

多くの日本人が観光客、留学生として訪問し、また経済的にも日本と繋がりが深い国でありながら、オーストラリアがどのような歴史をたどってきたのかを知る者はおどろくほど少ないのが現状である。また知りたいと思っても、日本では情報がそもそも少なく、オーストラリアを知る機会はおのずと限られてしまっている。

本講義では、イギリス人が18世紀後半に入植して、6つの植民地がそれぞれ発展を遂げ、それが1901年にオーストラリア連邦として独立し、そして20世紀前半の二つの世界大戦を経験するまでの、オーストラリアの歴史を、イギリス(英帝国、英連邦)やアメリカ、アジア地域(日本や中国、東南アジア)との関係性の中で振り返って行く

本講義ではアウトラインを提示したレジメを配付する。なお2回程 度、理解度確認テストを実施する予定。

### 授業計画

第1回:イントロダクション~オーストラリアを学ぶ意義

第2回:植民地オーストラリア①~植民地の誕生

第3回:植民地オーストラリア②~植民地の発展

第4回:大英帝国・英連邦とオーストラリア①

~英帝国のなかのオーストラリア

第5回:大英帝国・英連邦とオーストラリア②

~英連邦、コモンウェルスのなかのオーストラリア

第6回:ゴールドラッシュと白豪主義政策

第7回:多文化主義社会オーストラリア

第8回:講義前半の総括と質疑応答

第9回: 20世紀初頭の戦争とオーストラリア~「二つのナショナリズム」

第 10 回:20 世紀初頭の戦争とオーストラリア

~第一次世界大戦とアンザック精神

第11回:20世紀初頭の戦争とオーストラリア

〜第一次世界大戦とオーストラリア国内社会 第12回:第二次世界大戦〜アジア国際関係と黄禍論

第 13 回:2つの捕虜収容所~アンボンとカウラ

第14回:対日講和問題とオーストラリア

第15回:総括と質疑応答

到達目標	国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解 釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	参考文献の指定された部分を事前に読んでおくこと。また授業終了直前に提示されるレビューポイントにしたがって復習し、次回の授業までにまとめておくこと。					
テキスト、 参考文献	テキスト:永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。 参考文献:講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布					
評価方法	不定期に実施する数回の小テストの実施(30%)と学期末の定期試験(70%)による評価。					

 08~17 律·国·総
 *****/国際関係史 b/****
 担当者

 03~07 律·国
 *****/国際関係史 b

# 講義目的、講義概要

日本にとって、オーストラリアとの関係は極めて重要である。石炭・天 然ガス・鉄鉱石など天然資源の供給地として、民主主義・人権など政 治的価値観を共有する国家として、さらにはアジア太平洋における安 全保障協力のパートナーとして、オーストラリアは日本にとって重要な 国家である。

それにも関わらず、観光地としてのイメージはあっても、私たちのあいだでオーストラリアに対する全般的理解は浅い。本講義では、戦後のアジア太平洋国際関係においてオーストラリアがどのような外交を展開してきたのかを概観し、受講者には 21 世紀の国際関係において日本が学ぶべきものは何かを考えてもらいたい。

本講義では、第二次世界大戦後のオーストラリアの外交・安全保障を中心に見ていく。オーストラリアは、第二次世界大戦を契機に、イギリスからアメリカ合衆国へと自らの安全保障の拠り所を変換させ、さらに日本を含めたアジアとの関係を深化させていった。こうした流れに沿いながら、オーストラリア外交の歴史を概観していく。

本講義ではアウトラインを提示したレジメを配付する。なお2回程度、 理解度確認テストを実施する予定。

# 授業計画

第1回:イントロダクション~オーストラリア外交を見る眼

第2回:チフリー労働党政権の外交~新たな国際関係構築の模索

第3回:アンザス同盟の実現

第4回:冷戦下のアジア①

~中国の誕生、マラヤ暴動、朝鮮戦争、第一次インドシナ危機

第5回:冷戦下のアジア②

~イギリスのアジアの戦争「対決政策」

第6回:冷戦下のアジア③

~アメリカのアジアの戦争「ベトナム戦争」

第7回:ポストベトナムのオーストラリア外交

第8回:講義前半の総括と質疑応答

第9回:冷戦末期から冷戦後のオーストラリア外交

~オーストラリアの「アジア化」

第10回:ミドルパワー外交①その定義

第11回:ミドルパワー外交②その実践

第12回:アジア太平洋地域の経済統合

第13回:日豪関係の歴史的展開①~戦後から70年代

第14回:日豪関係の歴史的展開②~80年代以降

第15回:21世紀オーストラリア外交の行方&質疑応答

**到達目標** 国際関係史の概括、根幹となる重要な諸項目、および、国際関係史に関する重要な概念や制度を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

事前・事後 参考文献の指定された部分を事前に読んでおくこと。また授業終了直前に提示されるレビューポイントにしたがっ 学修の内容 て復習し、次回の授業までにまとめておくこと。

テキスト、 テキスト: 永野隆行ほか編著『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007年。 参考文献 参考文献: 講義第一回目に詳しい参考文献リストを配布

評価方法 不定期に実施する数回の小テストの実施(30%)と学期末の定期試験(70%)による評価。

08~17 律・国・総 ****/アメリカ政治外交史a/**** 担当者 岡垣 知子 03~07 律・国 ****/アメリカ政治外交史 a 講義目的、講義概要 授業計画 1. イントロダクション:アメリカとは何か 冷戦終焉後、多極化の世界が予想された中、アメリカの 2. アメリカの政治システム概観(1) 国力は1990年代を通してますます突出し、今日においても 3. アメリカの政治システム概観(2) 軍事的、経済的に圧倒的な優位を保っている。この講義で 4. アメリカの政治システム概観(3) は、アメリカの政治システムを他国との比較において概観 植民地時代~独立革命 すると同時に、建国から今日までのアメリカの歴史を展望 6 憲法制定過程 7. 国家の成長・発展 する。植民地時代から冷戦後に至るまで貫かれているアメ 8. 南北戦争 リカ政治・外交の独特の理念は何か?時代の要請に応じて 9. 海洋国家へ 変化してきたものは何か?時代を超えて不変のものは何 10. 第1次大戦 か?そして、それらは対外関係にどう影響しているか?ア 11. 世界恐慌とニューディール メリカの文化・社会的伝統に触れると同時に、国際関係史 12. 外交政策の理論 の文脈にも注意を払い、広い歴史的視野から理解を深めて 13. アメリカの経済外交 いきたい。 14. アメリカの軍事外交 15. まとめ 建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世 界におけるアメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるよう 到達目標

事前・事後 毎回のテーマについて予習して授業に臨む。 学修の内容 授業で扱った内容についての小テストを次週に行うため、よく復習しておく。	
テキスト、 参考文献 授業時に適宜指示する	
<b>評価方法</b> レポート・小テスト:20%; 授業への貢献度:30%; 学期末試験:50%	

08~17 律・国・総 03~07 律・国 *****/アメリカ政治外交史 b/**** *****/アメリカ政治外交史 b

# 講義目的、講義概要

アメリカ政治外交史は、近・現代の世界史と重なり合う部分が大きい。18世紀の建国以来、アメリカがパワーを伸長し大国として国際舞台に登場していく過程は、同時に国際社会が世界的に拡大し、グローバリゼーションが深化していく過程でもある。この講義では、現代史を中心に、アメリカという卓越したパワーを持つ国の外交政策がいかなる要因によって形成され、変化する国際環境にどう適応してきたかを考察することによって、その舞台となった国際政治および世界史的背景についての知識と分析力も深めていきたい。アメリカ外交の源泉としては、大統領、議会、官僚組織、世論に焦点を当てて検討する。

# 授業計画

- 1. イントロダクション:戦後の国際社会とアメリカ
- 2. 第2次大戦とその後の国際秩序構築
- 3. 冷戦の激化と安定化
- 4. アメリカの覇権の揺らぎ
- 5. 冷戦の終焉
- 6. 湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争
- 7. 今日の国際社会とアメリカ
- 8. アメリカ外交の源泉(1)国際環境
- 9. アメリカ外交の源泉(2)大統領
- 10. アメリカ外交の源泉(3)官僚組織
- 11. アメリカ外交の源泉(4)議会
- 12. アメリカ外交の源泉(5)世論
- 13. アメリカの対外関係: EU
- 14. アメリカの対外関係:アジア
- 15. まとめ

 到達目標
 建国から今日までのアメリカ政治の大まかな流れ、アメリカの外交政策を形成する国際・国内要因、および、今日の世界におけるアメリカという国の位置づけを体系的かつ正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

 事前・事後学修の内容
 毎回のテーマについて予習して授業に臨む。授業で扱った内容についての小テストを次週に行うため、よく復習しておく。

 テキスト、参考文献
 授業時に適宜指示する

 評価方法
 レポート・小テスト: 20%; 授業への貢献度: 30%; 学期末試験: 50%

08~17 律・国・総 ***/国際政治特講(カントにおける戦争と平和と政治 a)/*** 担当者 杉田 孝夫 ***/国際政治特講(カントにおける戦争と平和と政治 a) 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 カント『永遠平和のために』(宇都宮芳明訳,岩波文庫) 1. はじめに を一行一行講読する『カントの永遠平和のために』は理想 2. 緒言 3. 第一章 予備条項 主義的平和論として有名なテキストであるが、いまに至る 4. 第一予備条項 まで読み継がれてきた理由はどこにあるのか, 一行一行じ 5. 第二予備条項 っくり精読しながら、同時代的な文脈のなかでテキストの 6. 第三予備条項 意味の理解を深めることを,第一の講義の課題とする。第 7. 第四予備条項 二の課題は、カントのこの小著は、たんに平和思想の古典 8. 第五予備条項 にとどまるものではなく、同時に「政治とは何か」を考え 9. 第六予備条項 るうえでの優れたテキストでもある。このテキストの精読 10. 禁止法則と許容法則 からカントにおける「政治的なもの」を抽出することが、 11. 第二章 緒言 本講義の第二の課題である。 12. 第一確定条項(1) 授業は講読演習形式で行う。 13. 同(2) 14. 第二確定条項(1) 15. 同 (2) 従来の開設科目では触れてこなかった国際政治分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別 到達目標 の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 次回講読する個所を指定するので、かならず事前に精読し、不明な点は、授業で質問すること。 学修の内容 授業の後、かならずノートを整理し、次回の授業に備えること。 テキスト、 テキスト:カント(宇都宮芳明訳)『永遠平和のために』(岩波文庫,1985年) 参考文献 参考文献:授業中に紹介 評価方法 定期試験 (50%), レポート (20%), 授業での質疑応答 (30%)

08~17 律・  03~07 律・		***/国際政治特講(カントにおける戦争と平和と政治 b)/*** ***/国際政治特講(カントにおける戦争と平和と政治 b)		担当者	杉田 孝夫
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画		
春学期に続き、『永遠平和のために』の第三確定条項以下を、一行一行じっくり精読しながら、その意味を明らかにしていく。サンピエール、ルソーなど他の平和論の著作との関連、異同なども検討しながら、理解を深めていく。最後にカントの有名な小論文「啓蒙とは何か」を読み、カントにおける「政治的なもの」の意味を検討し、『永遠平和のために』における「政治的なもの」との連関を吟味する。 授業は講読演習形式で行う。			1. 前期の復習 2. 第三確定条項 3. 同 (2) 4. 第一補説 (1) 5. 同 (2) 6. 同(3) 7. 第二補説 8. 付録1(1) 9. 同 (2) 10. 同 (3) 11. 付録2(1) 12. 同 (2) 13. 啓蒙とは何だ 14. 同 (2) 15. 同 (3)		
到達目標	, -, , ,	)開設科目では触れてこなかった国際政治 &について見解を示すことができるように		基本かつ重要	な項目を正確に解釈し、個別
事前・事後 学修の内容					
テキスト、 参考文献	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
評価方法	定期記	<b>式験</b> (50%), レポート (20%), 授業で	の質疑応答(30%	)	

08~17 律・I 03~07 律・		経済原論 a/現代経済論 a/経済原論 a 経済原論 a/現代経済論 a			担当者	野村	容康
講義目的、講義概要			授業	計画			
の基礎的な理 に代表済分析)、 決定の理論、 済分析)。 <b>講義目的</b> 理論によって にするため、	講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。春学期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、秋学期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。			家計のの音響を変える。またのでは、またのででは、またのででは、またのででは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またので	①一効用の根 ②一効用の根 ②一が開発を ③一生を ②一生を ②一生を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を	条剰の概念 所の決定 泉と利潤最大化 条剰の概念	
到達目標	現代経うにす	経済論の基本、現代経済論の各項目を正確 ⁻ る。	崔に解	釈し、個別の	の事象につい	て見解を示すこ	.とができるよ
事前・事後 各回の講義で解説した専門用語(プリントを 学修の内容 に臨むこと。			己布)	について復習	習し、十分に	理解したうえて	、次回の講義
テキスト、 参考文献	特に指	■ 「特に投字」おい 名类立起については 知同の選手にて知分っ					

定期試験の成績(80%)に授業内での小テストの結果(20%)を加味して評価する。

評価方法

08~17 律・  03~07 律・					担当者	野村	容康
講義目的、認	講義目的、講義概要 授業計画			十画			
の基礎的な理論について概説する。春学期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(ミクロ経済分析)、秋学期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。 講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。 12 13 14			2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.	開放マクロ 公債発行と 経済成長の	諸の理定の分有有為経財 概理論 理析 分析効効替済 が大性 でで で で で で の の の の の の の の の の の が の が	圣済政策	
到達目標	現代組	経済論の基本、現代経済論の各項目を正确 ↑る。	雀に解釈	尺し、個別の	の事象につい	て見解を示すこ	.とができるよ
事前・事後 学修の内容	各回の講義で解説した専門用語(プリントを配布)について復習し、十分に理解したうえで、次回の講義に臨むこと。				、次回の講義		
テキスト、 参考文献							
評価方法	定期記	<b>は験の成績(80%)に授業内での小テス</b> )	トの結り	果(20%)	を加味して評	価する。	

13~17 律・国・総 *****/日本経済論 a/日本経済論 a 担当者 須藤 時仁 08~12 律・国 *****/日本経済論 a/**** 講義目的、講義概要 授業計画 1. イントロダクション 本講義は、基礎的な経済理論をベースに日本経済の仕組 2. 国民経済計算とは みや日本経済が抱えている問題点を明らかにするもので 3. 三面等価の原則 ある。講義を通じて、現実の日本経済がどうなっているの 4. 日本の経済成長 か、また実際の経済現象が理論的にどのように説明される 5. 産業構造の変遷 のかについて理解してもらいたい。なお、新聞やニュース 6. 日本の景気循環 7. 個人消費の特徴 で取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行 8. 消費の決定要因 う予定である。 9. 消費と資産価格 特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ 10. 貯蓄率の動向 経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習しているこ 11. 設備投資の特徴 とが望ましい。また、できる限り新聞や雑誌に目を通して 12. 設備投資の決定要因:資本ストックと金利 現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。 13. 設備投資の決定要因:企業経営者の経済見通し 14. 資金調達と設備投資 15. 講義のまとめ 日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるよ 到達目標 うにする。 事前・事後 講義資料は講義支援システムに予めアップしておくので、関連項目を事前に読んでおいてください。 学修の内容

参考文献	テキストは特に指定しません。講義支援システムにアップした講義資料に基づき講義を行います。
評価方法	定期試験 100%

# 講義目的、講義概要

08~12 律・国

テキスト

本講義は、基礎的な経済理論をもとに日本経済の仕組みや日本経済が抱えている問題点を明らかにすることを主眼としており、日本経済論 a の続編である。この講義では、民間経済主体の行動についての理解を前提として、政府の行動が経済に及ぼす影響、金融市場と実体経済との関係、世界経済と日本経済との相互の関係について理解してもらいたい。なお、本講義でも新聞やニュースで取り上げられている経済問題も紹介しながら講義を行う予定である。

13~17 律·国·総 | ****/日本経済論 b/日本経済論 b

*****/日本経済論 b/****

特に受講の条件というわけではないが、受講生はマクロ 経済学とミクロ経済学の基礎的な知識を学習しているこ とが望ましい。また、できる限り新聞や雑誌に目を通して 現実の経済の動きを理解するよう努めてもらいたい。

# 授業計画

- 1. イントロダクション
- 2. 日本の雇用状況
- 3. 雇用の非正規化
- 4. 日本の物価動向
- 5. 日本の物価はなぜ上昇し難いのか

担当者

須藤 時仁

- 6. 財政とは
- 7. 財政と国債
- 8. 日本財政の問題点と展望
- 9. 金融とは
- 10. 日本の資金循環
- 11. 日本の金融システム
- 12. 国際収支の特徴
- 13. 外国為替レートの推移
- 14. 経常収支の決定要因
- 15. 講義のまとめ

到達目標	日本経済論の基本、日本経済論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	講義資料は講義支援システムに予めアップしておくので、関連項目を事前に読んでおいてください。
テキスト、 参考文献	テキストは特に指定しません。講義支援システムにアップした講義資料に基づき講義を行います。
評価方法	定期試験 100%

08~17 律・国 03~07 律・国		*****/国際経済論 a/***** ****/国際経済論 a	<		担当者	益山	光央	
講義目的、講	義概要		授業計画					
な考えを講義 般均衡、貿易 すんだ諸理論	します 政策と 命を学ん たいと	するのに最低限必要と思われる基本的で。その中心は貿易理論、国際貿易の一なります。講義で扱う内容は、よりするのに必須の基礎的事項なので厳密ないます。受講生には予習と復習を求	14.	へ国際貿易長本本軸 関税 補助 軸入入金	比比・・一一貿動動数数とと較較オオ般般易とと量量輸輸因性位一一衡衡 民民限限自自説記が ままり おおり おおり おおり おおり おいかい おいい かいり おいい かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり か	理		
到達目標	国際経	済論の基本、国際経済論の各項目を正确 る。	催に解	釈し、個別の	の事象につい	て見解を示すこ	とができるよ	
事前・事後 学修の内容	事前・	事後の学修に関しては、授業時に指示す	トる。					
テキスト、 参考文献 大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店								
評価方法	試験の	みで評価						

				益山	光央
講義目的、講義概要	講義目的、講義概要 授業計画				
全子別に扱うに員の理論とこちに国际経済子の人さな   注である国際収支調整メカニズムに関連する事柄を学び   ます。国際収支の赤字、黒字からはじまり、だんだんと高   度な内容へと移行します。すべて基本的な内容なので、き   ちんと理解する必要があります。   春学期の国際経済論 a を履修しているほうがより理解   が深まります。私語厳禁。   10. 国   11. 国   12. 国   13. 国   14. 質			国際収支と財政・金融政策 国際資本移動と財政・金融政策		
<b>到達目標</b> 国際経済論の基本 うにする。	<ul><li>工、国際経済論の各項目を正確</li></ul>	笙に解釈し、個別の	の事象につい	て見解を示すこ	とができるよ
事前・事後 学修の内容 事前・事後の学	修に関しては、授業時に指示す	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー			
<b>テキスト、</b> <b>参考文献</b> 未定					
評価方法 試験のみで評価					

08~17 律・ 03~07 律・			担当者	徳永 潤二		
講義目的、講義概要			授業計画			
目的: 本講義では、外国為替及び国際金融の基礎理論について学ぶことによって、国際金融をめぐる現実の様々な動きを理解できるようになることが目的です。なお、国際金融情勢において激動が生じた場合は、随時、現実の問題を取り上げます。概要: 講義ではパワーポイントを用いますので、私の説明も含めてノートをしっかりととって下さい。授業中の私語やスマホの利用は厳禁です。授業に集中して下さい。その他: 秋学期の国際金融論bも履修することが望ましい。本講義はミクロ・マクロ経済学の基礎知識が必要です。			<ol> <li>イントロダクション</li> <li>外国為替取引と国際決済</li> <li>国際収支</li> <li>債権国と債務国</li> <li>ISバランスと経常収支の関係</li> <li>国際資本移動</li> <li>国際収支決定の理論(1) ―長期理論―</li> <li>国際収支決定の理論(2) ―短期理論―</li> <li>外国為替市場と外国為替相場</li> <li>外国為替相場決定の理論(1) ―長期理論―</li> <li>外国為替相場決定の理論(2) ―短期理論―</li> <li>外国為替相場決定の理論(2) ―短期理論―</li> <li>3、為替市場介入</li> <li>為替リスクとデリバティブ</li> </ol>			
てください。			<ul><li>14. 開放経済下の金融・財政政策(1)</li><li>15. 開放経済下の金融・財政政策(2)</li></ul>			
到達目標	国際金	≥融論の基本、国際金融論の各項目を正確 つる。	在に解釈し、個別の はに解釈し、個別の	の事象につい	て見解を示すことができるよ	
事前・事後 学修の内容	~   授業の最後に例題を用しますので、 冬日で解いてください、 解案は返回の授業の最初に提示します。					
テキスト、 参考文献	テキストは使用しません。参考文献は適宜紹介します。					
評価方法	学期末	学期末テスト 100%で評価する。				

08~17 律・ 03~07 律・			担当者	徳永 潤二				
講義目的、	講義概要	Į.	授業計画					
目的:     春学期の国際金融論aに続いて、国際金融の知識について学び、世界経済の将来を考えるという姿勢と能力を付けていくことを目的とします。なお、国際金融情勢において激動が生じた場合は、随時、現実の問題を取り上げます。概要:     講義ではパワーポイントを用いますので、私の説明も含めてノートをしっかりととって下さい。授業中の私語やスマホの利用は厳禁です。授業に集中して下さい。その他:     春学期の国際金融論bも履修することが望ましい。本講義はミクロ・マクロ経済学の基礎知識が必要です。特に経済学部以外の受講生はこの点に留意し、履修して下さい。			<ol> <li>ブレトン・ウ</li> <li>ニクソン・シ</li> <li>日本の不動産</li> <li>東アジアの通</li> <li>アメリカの住</li> <li>影の銀行シス</li> <li>世界金融危力</li> <li>欧州通貨統</li> <li>コーロ危機</li> <li>多極通貨シ</li> </ol>	<ol> <li>国際通貨</li> <li>ポンド体制から再建国際金本位制</li> <li>ブレトン・ウッズ体制の固定相場制</li> <li>ニクソン・ショックと変動相場制への移行</li> <li>日本の不動産バブル (1980年代)</li> <li>東アジアの通貨危機 (1990年代)</li> <li>アメリカの住宅バブル (2000年代)</li> <li>影の銀行システムの発展</li> <li>世界金融危機の発生</li> <li>欧州通貨統合</li> </ol>				
到達目標	国際金	<ul><li>融論の基本、国際金融論の各項目を正確する。</li></ul>			て見解を示すことができるよ			
事前・事後 学修の内容	^     授業の最後に例題を思しますので、久日で解いてください、解案は次同の授業の最初に提示します。							
テキスト、 参考文献	・・・・・・ トラキストは毎日しません。 参考文献は適宜紹介します							
評価方法	学期末	ミテスト 100%で評価する。						

08~17 律・国・総 ****/多国籍企業論 a/**** 担当者 小林 哲也 03~07 律・国 ****/多国籍企業論 a

# 講義目的、講義概要

グローバリゼーションの原動力の一つは、国境を越えて活 動する多国籍企業である。現代企業は、財の生産や販売だ けでなく、情報や金融の世界でも、グローバル化を進めて いる。生産・流通・広告・金融など諸分野での新しい技術 やビジネスモデルの登場により、新しい形で国際分業が再 編成されていると言える。IoT やロボットの登場などによ り、技術と人間との関係も、新たな段階を迎えているとい ってよい。現代では、グローバリゼーションの文明史的な 再考が必要となってきているのではないか。

本講義では、企業の国際化に伴う諸問題を包括的に議論 し、グローバリゼーションを理解するための理論的枠組み を提供することを目的とする。

春学期で主として理論・歴史を取り扱い、秋学期でケース スタディを行うので、通年受講が望ましい。

### 授業計画

- 1. グローバリゼーション---「フラット化」と「格差」
- 2. 現代経済における多国籍企業
- 3. 巨大企業と「豊かな社会」
- 4. コーポレートガバナンス
- 5. フォードシステム
- 日本的生産システム 6.
- 7. 情報技術革命と企業組織
- 8. 企業組織とビジネスのアーキテクチュア
- 9. イノベーションと競争優位
- 10. ハイテク産業と経営戦略
- 11. 国際的な産業の再編成
- 12. 暴走する資本主義
- 13. 温暖化・フラット化・過密化
- 14. グローバリゼーションと日本企業
- 15. まとめ

到達目標	多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	<ul><li>【予習】国際ビジネスに関する新聞・雑誌記事に日常的に眼を配るようにする。</li><li>【復習】配付資料の用語やケースについて、各自整理・理解するようにしておく。</li></ul>
テキスト、 参考文献	【参考書】ジェフリー・ジョーンズ『国際経営講義』有斐閣 J.K.ガルブレイス『ゆたかな社会』岩波書店 K.ポメランツ他『グローバル経済の誕生』筑摩など適宜講義中に紹介する。洋経済新報社、湯之上隆『日本型モノづくりの敗北』文春新書などその他、適宜講義中に紹介する。
評価方法	授業参加(小レポート、コメントなど)30%、期末試験70%

	*****/多国籍企業論 b/**** ****/多国籍企業論 b	* *	担当者	小林 哲也
講義目的. 講義概要		授業計画		

秋学期は、多国籍企業の活動にかかわるケーススタディを 中心として、グローバリゼーションの現状を分析する。

特に新興国の台頭とともに、国際的な産業の再編成が進行 中であること、その主要産業の変遷が10年単位から数年 単位のスピードになっていること、またビジネスモデルに 関しても、重厚長大で垂直統合的なものが変化を迫られて いるなど、現代の世界経済が大きな転換期に直面している ことを、講義では議論していく。

日本企業の動向に関しては、「技術は優れているのにシェ アを失っている」という議論が、まま見られる。このよう な「技術」に対する理解が、イノベーションの議論にとっ ては大問題であることも、解説してゆく。

# 1. 日本企業の国際化

- 2. 日本企業の海外進出 戦後復興から 90 年代
- 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学 3.
- 日本企業の海外進出 アメリカ 4.
- 日本企業の海外進出 ヨーロッパ 5.
- 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退1 6.
- 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退2 7.
- 8. 「世界の工場」中国
- 9. IT 革命と世界的な産業の再編成
- 10. ハイテク産業の動向 その1
- 11. ハイテク産業の動向 その2
- 12. 主要産業の未来 自動車産業の再編
- 13. 主要産業の未来 新しいビジネスモデル
- 14. 日本企業の課題
- 15. まとめ

到達目標	多国籍企業論の基本、多国籍企業論の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。			
事前・事後 学修の内容	【予習】国際ビジネスに関する新聞・雑誌記事に日常的に眼を配るようにする。 【復習】配付資料の用語やケースについて、各自整理・理解するようにしておく。			
テキスト、 参考文献	川島博之『データで読み解く中国経済』東洋経済新報社 湯之上隆『日本型モノづくりの敗北』文春新書など。 適宜講義中に紹介する。			
評価方法	授業参加 (小レポート、コメントなど) 30%、期末試験 70%			

	国・総 *****/西洋政治史 a/西洋政治史 a *****/西洋政治史 a			担当者	中根 一貴		
講義目的、講	購義概要	5	授業	計画			
本講義では	は、主に	フランス革命から第二次世界大戦まで	1.	ガイダンス			
のヨーロッパ	ぺにおけ	ける政治を学ぶ。それにより、歴史学の	2.	近世以前の	ヨーロッパ		
基礎的な知識	妣の獲得	よと政治学の習得への寄与だけでなく、	3.	国家形成			
近代ヨーロッ	パとい	いう「時代」と「土地」に対する「感覚」	4.	市民社会の原	成立とネイシ	ョン(民族/国民)の形成	
を養ってほし	い。		5.	革命の時代			
講義に際し	ては、	(近代)国家の形成と変容、ネイショ	6.	自由主義(	リベラリズム	)の時代	
ン(民族/国	国民) の	形成と変容、議会制民主主義の成立と	7.	ネイション	の変容と国民	国家	
その後の危機	とが重視 しんりょう しょうしょう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんしゅう しゅうしゅう しゅう	見される。受講者は、これらのキーワー	8. 補論:ハプスブルク君主国とネイション				
ドを意識しな	よがら受	き講すると、講義内容を理解しやすいと	9. 自由主義国家の変容と大衆政治の到来				
思われる。			10. 政治変動と議会制民主主義 1				
なお、高核	を時代に	世界史が苦手であった学生にも可能な	11. 政治変動と議会制民主主義 2				
限り配慮する	らつもり	である。	12. 第一次世界大戦				
			13. 戦間期ヨーロッパにおける議会制民主主義				
			14.	世界恐慌と	各国の対応		
			15. まとめ				
到達目標		な治史の基本的な知識のうえに、歴史的% ようにする。	沿革を	正確に解釈し	_、個別の事	象について見解を示すことが	
事前・事後 学修の内容	講義終了後にレジュメや自分で作成したノートを読み直すこと。また、興味を抱いたことに関して、シラ バスや講義中に紹介する参考文献を読むことが望ましい。						
テキスト、 参考文献		、ト:講義において配布するレジュメ	版	ヨーロッパ政	治史』、放送	大学教育振興会、2010年。	
評価方法	期末詞	<b>大験 70%、平常点 30%。リアクションペ</b>	ペーパー	一(任意)も	評価に加える	<b>3</b> .	

08~17 律・ 03~07 律・					作内 由子		
講義目的、語	冓義概要	Ē	授業計画				
本講義では第二次世界大戦後のヨーロッパ政治を扱う。主な内容は国際関係と経済政策である。 現在の先進国が抱える問題はしばしばグローバル化が一つの要因となっている。ヒト・モノ・カネの自由移動は、国内の経済政策や国民統合に関する政府の選択肢を縛る結果となった。とりわけヨーロッパ諸国は戦後、欧州統合という形で漸進的に主権を超国家機関に委譲してきた。なぜヨーロッパでは統合がなされたのか。そしてその結果どのような問題が生じ、いかにして対応していったのか。以上が本講義の概要である。			1. はじめに 2. 欧州統合① カトリック勢力の国際的な連携 3. 欧州統合② 経済・安全保障秩序の回復・刷新 4. 社会経済政策① イギリス 5. 社会経済政策② ドイツ 6. 社会経済政策③ フランス 7. 植民地の独立 8. デタント 9. 高度成長の終わり 新自由主義から第三の道へ 10. 冷戦の終わり 11. 欧州統合③ 参加国の拡大 12. 欧州統合④ 統合の深化 13. 欧州統合⑤ 経済危機 14. 移民とヨーロッパ				
到達目標		x治史の基本的な知識のうえに、歴史的% ようにする。	- 公革を正確に解釈し	し、個別の事	象について見解を示すことが		
事前・事後 学修の内容	毎週割	される宿題を提出していただきます。					
テキスト、 参考文献	追って指示する。						
評価方法		大験 100 点、宿題 30 点、任意レポート 18 け評価。期末試験は必須。	5 点、発言 15 点の	うち 60 点以	上から単位取得、AA, A, B, C		

08~17 律・国・総 政治思想史 a/西洋政治思想史 a/西洋政治思想史 a 担当者 柴田 平三郎 03~07律・国 政治思想史 a/西洋政治思想史 a 講義目的、講義概要 授業計画 1 はじめに――全体ガイダンス 現代世界の思想状況は混迷状態にある。思想や哲学が疎 2 政治思想史の課題と方法 んじられている、といってよいかもしれない。そういう状 3 古典古代の意味 況認識を意識の内側に入れながら、西洋政治思想の歴史を 4 ギリシアの政治思想――ソクラテスをめぐる状況 概観する。 5 同---プラトン(1) われわれの近代化が西洋近代をモデルにしつつ、その受 6 同――プラトン(2) 容と反発の過程であった以上、西洋近代思想を間に挟んで 7 同---アリストテレス (1) 古典古代から現代へと流れる政治思想史の道筋を負うこ 8 同---アリストテレス (2) とはわれわれ自身の姿をそこに重ねることである。 9 ヘレニズム時代の政治思想 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニ 10 古代ローマの政治思想 ュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を 11 キリスト教と西洋政治思想の伝統 時代や社会の変化の中でとらえながら、想像力と感性を養 12 アウグスティヌス(1) っていきたい。 13 アウグスティヌス(2) 受講生へ 14 アウグスティヌス (3) 講義の一層の理解のために毎回プリントを配布する。 15 春学期のまとめ 西洋の政治思想の内的構造とその歴史的展開、各思想家の個性を想像力をもって正確に解釈し、個別の事 到達目標 象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 授業時に指示する。 学修の内容 テキスト、 トマス・アクィナス『君主の統治について』岩波文庫 参考文献 定期試験80%、小テスト10%、授業への参加度10% 評価方法

08~17 律・国 03~07 律・国	_	政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b/西洋政治思想史 b	政治思想史 b	担当者	柴田 平三郎			
んじられてい 況認識を意識 概観する。 われたので 古とはおれてのので 古とはわれてスとれたれた。 一アンや社会の って、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	かい 、	大沢は混迷状態にある。思想や哲学が疎といってよいかもしれない。そういう状側に入れながら、西洋政治思想の歴史を とが西洋近代をモデルにしつつ、その受あった以上、西洋近代思想を間に挟んでへと流れる政治思想史の道筋を負うこの姿をそこに重ねることである。といっても、そこには様々なタイプやニある。そうした政治思想の歴史的展開をの中でとらえながら、想像力と感性を養好のために毎回プリントを配布する。	2 中世政治思 3 同―――ト・ 4 同―――ト・ 5 ルネサンスの 6 宗教改革の可 7 近代の政治。 8 同―――ジ 9 同―――ル 1 0 近代のイ・ 1 1 同―――の 1 2 同―――の 1 3 同―――の	1 中世と中世政治思想の今日的意味         2 中世政治思想       ソールズベリのジョン         3 同       トマス・アクィナス (1)         4 同       トマス・アクィナス (2)         5 ルネサンスの政治思想       マキアヴェッリ         6 宗教改革の政治思想       ルターとカルヴァン         7 近代の政治思想       ホッブズ         8 同       ジョン・ロック         9 同       ルソー         1 0 近代のイデオロギー         1 1 同       保守主義         1 2 同       自由主義         1 3 同       社会主義				
到達目標 事前・事後 学修の内容	象につ	の政治思想の内的構造とその歴史的展開、 ついて見解を示すことができるようにする 寺に指示する。		を想像力をも	って正確に解釈し、個別の事			
テキスト、参考文献	トマン	ス・アクィナス『君主の統治について』岩	岩波文庫					

定期試験80%、小テスト10%、授業への参加度10%

評価方法

08~17 律・I 03~07 律・		*****/人権の歴史/**** ****/*****		担当者	成嶋 隆			
講義目的、詞	構義概要	ī.	授業計画					
【講義目的】 「人は生れながらにして不可侵・不可譲の権利を有する」という観念がどのようにして生成し、どのような歴史的展開を遂げてきたのかを理解させることを目的とする。 【講義概要】 最初に(基本的)人権の観念について説明したのち、人権の歴史的展開過程を(日本を含む)主要な国の憲法史とリンクさせつつ解説する。後半では、「子ども」「女性」「労働者」など、主体別にその人権の歴史を素描する。 【その他、履修上の注意】 憲法科目を履修していることが望ましい。 六法(小型のもので可)は毎回の講義に必ず持参すること。			1 人権の観念       2 イギリスリ       3~4 アメリ       5~6 フラン       7 ドイツの国       8 人権のあ憲憲       10 日本本憲憲       11 日本本       12 日本       13 子どもの       14 女性の人	各回の講義テーマは次のとおりである。 1 人権の観念 2 イギリス憲法史と人権 3~4 アメリカ憲法史と人権 5~6 フランス憲法史と人権 7 ドイツ憲法史と人権 8 人権の「社会化」 9 人権の国際的保障の歴史 10 日本憲法史と人権①一大日本帝国憲法 11 日本憲法史と人権②一日本国憲法制定過程 12 日本憲法史と人権③一日本国憲法 13 子どもの人権の歴史 14 女性の人権の歴史 15 労働者の人権の歴史				
到達目標		おける主要な人権問題、人権問題に関す 示すことができるようにする。	する重要な判例、	学説を正確に	解釈し、個別の事象について			
事前・事後 学修の内容	講義テキストは原則として前の週に配布するので、事前学修としてはテキストを予め読んでおくことが内容となる。事後学修は、その日の講義内容をテキストやノートを参照しつつ復習することが内容となる。							
テキスト、 参考文献		【テキスト】 指定しない。講義は、別に用意する講義レジュメおよび講義資料により行う。 【参考文献】 随時紹介する。						
評価方法	2回の	小テスト(各 <b>20</b> 点)および学期末に実	施する筆記試験(	(60 点) によ	り総合的に評価する。			

08~17律・国・総 *****/地域政治史/地域政治論 a 担当者 大谷 基道 03~07律・国 ***** 講義目的、講義概要 授業計画 かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は 1. 講義の概要と進め方 長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描 2. 選挙と代表 く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地 3. 地方自治体の政治機構① 方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面 4. 地方自治体の政治機構② が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政 5. 二元代表制① 二元代表制② 治の重要度が次第に高まっている。 6. 本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った 7. 長と議会の対立事例① 時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の 8. 長と議会の対立事例② 9. 住民と自治体 理解に力点を置く。 地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、 10. 地域コミュニティ① ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に 11. 地域コミュニティ② 着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視 12. 住民参加① 点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議 13. 住民参加② 会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。 14. 住民参加③ 15. まとめ 地域政治史に関する基礎的知識のうえに、地域政治史の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解 到達目標 を示すことができるようにする。 事前・事後 指定する文献を事前に一読しておくこと。 学修の内容 学期中に数回、授業の最重要ポイントを 400 字程度の小レポートにまとめて提出すること。 テキスト、 テキスト:特に指定しない。 参考文献 参考文献:授業中に適宜紹介する。 評価方法 定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10%

08~17 律・国・総 ****/アジア政治論 a/アジア政治外交史 a 担当者 松岡 格 ****/アジア政治論 a 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 中国の現状について理解するために、広州・上海・北京 ガイダンス などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省につ 広州・深圳と対外貿易 2. いて、その地域的特徴(主要な住民の構成、主要産業、地 3. 上海と工業・金融 4. 重工業と東北三省 域の歴史など)を解説し、履修者には各地の現状・各地方 5. 山東省とドイツ の生活者に対する理解を深めてもらう。 6. 出稼ぎ供給地としての華中地域 ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識 7. 革命故地 を別の角度から総括することになるであろう。 8. 首都、北京 9. 古都、西安・杭州・南京 本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的 10. 四川省と観光 な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。こ 11. 雲南と少数民族 の小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象と 12. 内モンゴルと草原・モンゴル族 しない。 13. 新疆ウィグル自治区と中央アジア 14. チベット・チベット族と高原地帯 授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガ 15. まとめ イダンスには必ず参加すること。 アジア政治に関する基本的な考え方、歴史的沿革を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことが 到達目標 できるようにする。 事前・事後 それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、 学修の内容 次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。 テキスト、 テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。 参考文献 平常点(授業への参加度等)[30%]、小課題[70%]を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必 評価方法

須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。

08~17 律・国・ 03~07 律・国		*****/アジア政治論 b/アジア政 *****/アジア政治論 b				松岡 格	
講義目的、講義	<b>遠概</b> 要	Ē	授業詞	計画			
現代中国語世界の多様性を理解するための一つの方法として、本授業では民族・エスニシティを主なトピックとしてアプローチを試みる。 広大な面積を擁する中国国内には、多くの民族が暮らしている。本授業では、他の国の多文化共存のあり方と比較しつつ、多民族国家・中国の実態について検討する。 本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。この小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象としない。 授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。				<ol> <li>ガイダンス</li> <li>トン族 1</li> <li>トン族 2</li> <li>ミャオ族</li> <li>ジンポー族</li> <li>タイ族 1</li> <li>タイ族 2</li> <li>中国の宗教と民族</li> <li>回族</li> <li>季族</li> <li>客家</li> <li>多文化主義:アメリカ・カナダ</li> <li>多民族国家と多文化主義 1</li> <li>多民族国家と多文化主義 2</li> <li>まとめ</li> </ol>			
		で 政治に関する基本的な考え方、歴史的 おうにする。	沿革を正	E確に解釈	し、個別の事	象について見解を示すことが	
		゛れの授業のテーマについて自分なりに訓 授業に備えること。こうした教室外の学					
<b>テキスト、</b> 参考文献	テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。						
= = 4 m /z : <del>/z</del>		〔(授業への参加度等)[30%]、小課題 -とする。また一定回数以上欠席した学生				課題の全提出を成績評価の必	

	ラテンアメリカ政治経済論)/**** (ラテンアメリカ政治経済論)			担当者	今井 圭子	
講義目的、講義概要	授	受業計	画			
1. ラテンアメリカの経済・社会構造の	の基本的特質を、 1	L .	ラテンア	メリカ概観―	·自然、住民、宗教、文化	
アジア、アフリカと比較しながら概観	見する。 2	2.	第1章	ラ米経済・社	会の歴史的変遷―時期区分	
2. ラテンアメリカ地域の歴史を辿り、	植民地前の先住 3	3.	第1節	先コロンブス	期(一15世紀末)	
民社会、植民地期の政策と社会変容、	独立後の国家建 4	1.	第2節	植民地期(一	-19世紀初め)	
設と経済開発、経済・社会の変容につ	ついて理解する。 5	5.	第3節	独立期(-19	)世紀半ば)	
3. ラテンアメリカ経済・社会の現状を	を分析し、グロー 6	S .	第4節	一次産品輸出	経済の確立(―1929年)	
バル化が進む中でラテンアメリカ諸	国が直面してい 7	7.	第5節	工業化から地	域統合へ(1929年―)	
る主要な経済・社会問題について考察	となる。 8	3.	第2章	ラ米経済・社	会現況 第1節 動向概要	
4. ラテンアメリカにおける開発の思想	思、理論、政策、 9	∂.	第2節	対外経済関係	と地域統合	
持続可能な発展、人間の安全保障、男	男女共同参画、開 1	0.	第3節	所得分配・貧困問題		
発と人間の幸福をめぐる諸理念につい	いて考察する。 1	1.	第4節	環境問題		
5. 日本とラテンアメリカの関係を移民	民、外交、経済に 1	2.	第5節	女性の社会参	加	
ついて理解し、今後の課題と目指す〜	ヾき方向について 1	3.	第3章	ラ米における	開発の思想・理論・政策	
考える。授業は講義を中心に、受講生	三の討論も取り入 1	4.	第4章	日本とラテン	アメリカの関係	
れながら進める。	1	5.	まとめ			
到達目標 従来の開設科目では触れてこの事象について見解を示すこ			ついて、	基本かつ重要	な項目を正確に解釈し、個別	
事前・事後 学修の内容					布資料を解読し、分析する。	
テキスト、参考文献: 国本伊代・中川文 参考文献 西島章次・小池洋一編『現代					2005年、	
評価方法 学期末レポート 60%、小ラ	テスト・リアクション	/~°-	パー 30	%、授業への	参加度 10%	

08~17 律・国・総 ****/地域研究特講(中・東欧とロシア1)/**** 担当者 志摩 園子 03~07 律・国 ****/地域研究特講(中・東欧とロシア1) 講義目的、講義概要 授業計画 EU(欧州連合)の東方拡大が進んできた一方で、イギ 中・東欧とは(ドイツとロシアの狭間で) リスのEUからの離脱のプロセスが進んできている。この 2.中欧の都市:ベルリン、ウィーン、プラハ 3. 東欧の都市:ワルシャワ、クラコフ、カウナス等 地域の理解は、国際社会の問題を考える上で重要で、とり わけ、ドイツとロシアは重要な役割を果たしている。この 4. バルト海沿岸都市:サンクト・ペテルブルク、タリ 狭間に位置する中・東欧を場として考察することを目的と 5. ドナウ川沿いの都市:ブダペスト、ベオグラード等 する。そこには、多様な人々が暮らし、彼らの営む社会の 人の移動(ヨーロッパ内、ヨーロッパから外へ) 6. 理解を通して世界の問題を考えるきっかけとして欲しい。 7. 地理的状況と地域の特徴、言語と民族 この地域は、20世紀初頭に多数の独立国家が成立し、第二 8. 中東欧の広がり:ロシア帝国とハプスブルク帝国 次世界大戦後には東側陣営に組み込まれていた。だが、20 9. 南東欧の広がり:ハプスブルク帝国とオスマン帝国 世紀末の冷戦終焉後、EUの加盟国となった国々も少なく 10. 中・東欧地域のユダヤ人 ない。 11. ユダヤ人の歴史と文化 春学期においては、当該地域をまず、地理的な状況や文 12. 第2次世界大戦とユダヤ人 化的な側面から歴史を踏まえて考察する。それによって、 13. ユダヤ人と杉原千畝 そこにある同質性と異質性を検討したい。できるだけ、映 14. 中・東欧地域のロマ 像資料を用い、理解の助けとしたい。 15. ロマの文化と社会 従来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別 到達目標 の事象について見解を示すことができるようにする。 事前学修:授業で扱う地域にかかわるニュースをリアクションペーパーに記入し、授業に毎回持参。 事前・事後 学修の内容 事後学修:授業で示した資料を復習、発展自習について、リアクションペーパーでポータルから提出。

テキスト、 参考文献	資料は適宜授業時に配布、また、参考文献、参考資料も適宜紹介する。
評価方法	授業時のリアクションペーパーが、40%、授業時のアクティヴな参加度 10%、最終課題レポート 50% とする。

08~17 律・国・総 03~07 律・国 *****/地域研究特講(中・東欧とロシア2)/**** *****/地域研究特講(中・東欧とロシア2)

# 講義目的、講義概要

EU (欧州連合)の東方拡大が進んできた一方で、イギリスのEUからの離脱のプロセスが進んできている。この地域の理解は、国際社会の問題を考える上で重要で、とりわけ、ドイツとロシアは重要な役割を果たしている。この狭間に位置する中・東欧を場として考察することを目的とする。そこには、多様な人々が暮らし、彼らの営む社会の理解を通して世界の問題を考えるきっかけとして欲しい。この地域は、20世紀初頭に多数の独立国家が成立し、第二次世界大戦後には東側陣営に組み込まれていた。だが、20世紀末の冷戦終焉後、EUの加盟国となった国々も少なくない。春学期の社会の理解を踏まえて、そこにある同質性と異質性を考察する。加えて、地域を貫通する共通の特徴を、特に、社会的、文化的に理解できるようにしたい。また、そこにあった帝国が、現在にどのような影響を与えているかも併せて考えたい。春学期の履修が望ましい。

# 授業計画

- 1. 東欧とは
- 2. 帝国から国民国家へ
- 3. ナショナリズムの時代
- 4. ナショナリズムと国民国家
- 5. 第一世界大戦と中・東欧地域
- 6. ヴェルサイユ体制と中・東欧諸国
- 7. 1930年代の中・東欧諸国と文化
- 8. 第二次世界大戦と中・東欧地域
- 9. 第二次世界大戦後の中・東欧諸国:東西の対立
- 10. ソ連と中・東欧諸国
- 11. 民主化運動と冷戦の終結へ12/13
- 12. 体制転換と中・東欧諸国 12/20
- 13. EUの東方拡大 、NATOへの加盟 1/10
- 14. 地域協力と文化的、社会的背景 1/17

いるかも併せて考えたい。春学期の履修が望ましい。
 15. 現代的課題

 び来の開設科目では触れてこなかった地域研究分野について、基本かつ重要な項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。

 事前・事後 学修の内容 事後学修:授業で扱う地域にかかわるニュースをリアクションペーパーに記入し、授業に毎回持参。事後学修:授業で示した資料を復習、発展自習について、リアクションペーパーでポータルから提出。

 テキスト、参考文献 資料は適宜授業時に配布、また、参考文献、参考資料も適宜紹介する。

 接業時のリアクションペーパーが、40%、授業時のアクティヴな参加度 10%、最終課題レポート 50%とする。

08~17 律・国・総 | *****/***/総合政策入門 担当者 大谷 基道 *****/**** 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 本講義は、総合政策学科新入生へのオリエンテーション 1. はじめに―ガイダンス 的科目です。まず総合政策とは何か、次に総合政策学の学 2. グローバルな視点から 際性を明らかにし、幅広い知識と深い専門性という二つの 3. 地域活性化の視点から 軸を示します。次いで、総合政策学科所属の教員それぞれ 4. 国際比較の視点から(1) の専門分野に即して、国際比較、地域、法、法哲学に関し、 5. 同 (2)様々な視点から総合政策学を検討します。最後に、具体的 6. 地域の視点から(1) 事例を挙げ講義することで、グローバルな視点およびロー (2) 同 カルな視点双方から政策を考える糸口としたいと考えて 8. 法の視点から(1) います。もちろん、内容的には各学問の紹介にとどまるこ 同 (2) 9. とになると思われますが、総合政策学科の入門編として必 10. 法哲学の視点から(1) 修科目となっています。 同 (2)12. 事例研究(1) 同 (2) 13. 同 (3) 14. 15. おわりに 到達目標 総合政策および総合政策領域の入門的知識を習得し、これらについての基礎解釈ができるようにする。 事前・事後 各回ごとに示されるテーマをもとに、レポートを提出すること。詳細は第1回目の講義で指示する。 学修の内容 テキスト、 特に指定しない。講義中に適宜参考文献を指示する。 参考文献 講義中に行うテストおよびレポートで評価する。 評価方法

17 律・国 08~16 律・I 03~07 律・	国・総	総合政策入門/総合政策入門/政治学元総合政策入門/総合政策入門/※水 政治学入門/政治学入門	担当者	福永 文夫				
講義目的、詞	冓義概要	5	授業計画					
本講義は、できるだけ身近な問題を取り上げ、政治や政治学に興味をもってもらうことを目的としている。次いで、政治活動はどのような特徴をもっているのか、どういう場合に政治が登場してくるのか、政治を規定する制度や決まりにはどのようなものがあるのかなどについて考えてみたい。さらにさまざまな政治現象の見方、解釈の仕方を含め、俗論ではない政治学的な見方を学んでもらいたい。 同時に、政治学の入門講座として、専門の政治学を学ぶための基礎知識や視点を習得して下さい。			2. 国家というれる。 3. 政治というれる。 4. 選挙ととととととととととととととととととととととというの。 6. 内議会とはといる。 8. 譲僚用団制とは、 10. 連邦全保地、 11. 連全保政治経、 12. 国際政治経、	7. 内閣と総理大臣 8. 議会と政治 9. 官僚制と政治 10. 圧力団体と政治 11. 連邦制と地方政治 12. 安全保障と平和 13. 国際政治経済 14. 国際社会の中の日本				
到達目標	政治学	たの基礎的知識を習得し、これらについて	この基礎解釈ができ	きるようにす	る。			
事前・事後 学修の内容	テキストの指定された箇所を事前に精読しておくこと。その上で講義ノートと照らし合わせて要点をまと めること。							
テキスト、 参考文献	砂原庸介・稗田健志・多胡淳『政治学の第一歩』有斐閣。							
評価方法	定期記	<b>、験を基本に評価する。講義中、小テスト</b>	・レポートを課っ	ナ場合もある	•			

08~17律・国・総 *****/地域政治史/地域政治論 a 担当者 大谷 基道 03~07律・国 ***** 講義目的、講義概要 授業計画 かつては、「3割自治」と言われていたように、地方は 1. 講義の概要と進め方 長らく国の強い影響下にあり、多くの場合において国が描 2. 選挙と代表 く政策の実施機関に過ぎなかった。しかし、現在では、地 3. 地方自治体の政治機構① 方分権の進展に伴い、各地域が自由に政策選択を行う場面 4. 地方自治体の政治機構② が増加して、利害対立の調整と意思決定を担うべき地域政 5. 二元代表制① 二元代表制② 治の重要度が次第に高まっている。 6. 本講義では、住民が地域の諸問題を解決したいと思った 7. 長と議会の対立事例① 時に必要となるであろう、地域政治を巡る基礎的な知識の 8. 長と議会の対立事例② 9. 住民と自治体 理解に力点を置く。 地域政治を考えるに際しては様々な視点が存在するが、 10. 地域コミュニティ① ここでは主なアクターである長、議会、住民、国の関係に 11. 地域コミュニティ② 着目し、「長vs議会」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視 12. 住民参加① 点から講義を展開する。特に春学期においては、「長vs議 13. 住民参加② 会」、「自治体vs住民」の視点から講義を進めていく。 14. 住民参加③ 15. まとめ 地域に存在する問題とその解決を戦略的、すなわち長期的・歴史的観点から正確に解釈し、個別の事象につ 到達目標 いて見解を示すことができるようにする。 事前・事後 指定する文献を事前に一読しておくこと。 学修の内容 学期中に数回、授業の最重要ポイントを 400 字程度の小レポートにまとめて提出すること。 テキスト、 テキスト:特に指定しない。 参考文献 参考文献:授業中に適宜紹介する。 定期試験 50%、小レポート 40%、授業への参加度 10% 評価方法

08~17 律・ 03~07 律・		,			担当者	大谷 基道	道
講義目的、講	購義概要	Ę	授業	計画			
かつては、	「3割	自治」と言われていたように、地方は	1.	講義の概要	と進め方		
長らく国の強	針い影響	響下にあり、多くの場合において国が描	2.	中央地方関	係の理論とも	デル	
く政策の実施	を機関に	こ過ぎなかった。しかし、現在では、地	3.	地方自治制	度の沿革		
方分権の進展	長に伴い	い、各地域が自由に政策選択を行う場面	4.	国と地方の	役割分担		
が増加して、	利害药	<b> </b> 立の調整と意思決定を担うべき地域政	5.	地方分権改	革①		
治の重要度が	ぶ次第に	こ高まっている。	6.	地方分権改	革②		
本講義では	は、住民	そが地域の諸問題を解決したいと思った	7.	地方分権改	革③		
時に必要とな	よるでは	らろう、地域政治を巡る基礎的な知識の	8.	平成の市町	村合併①		
理解に力点を	と置く。		9.	平成の市町村合併②			
地域政治を	と考える	らに際しては様々な視点が存在するが、	10.	0. 道州制			
ここでは主な	<b>ょ</b> アクタ	7一である長、議会、住民、国の関係に	11.	1. 地方行革①			
着目し、「長	vs議会	」、「自治体vs住民」、「国vs地方」の視	12.	2. 地方行革②			
点から講義を	を展開す	する。特に秋学期においては、「国vs地	13.	3. 近年の諸政策にみる国と地方の関係①			
方」の視点が	いら講劇	を進めていく。	14.	14. 近年の諸政策にみる国と地方の関係②			
			15.	5. まとめ			
到達目標	_ , , ,	こ存在する問題とその解決を戦略的、すな 引解を示すことができるようにする。	:わち:	長期的-歴史	的観点から正	確に解釈し、個別の	事象につ
事前・事後 学修の内容		「る文献を事前に一読しておくこと。 『に数回、授業の最重要ポイントを 400 写	<b></b> 字程度	の小レポー	トにまとめて	提出すること。	
テキスト、 参考文献		スト:特に指定しない。 Z献:授業中に適宜紹介する。					
評価方法	定期記	<b>試験 50%、小レポート 40%、授業への参</b>	加度	10%			

08~17 律・国・総 ****/****/まちづくり特論 担当者 荏原 美恵 ***** 03~07律・国 講義目的、講義概要 授業計画 この講義では、地方自治体の「まちづくり」について、 1. イントロダクション 公共事業などのハード面から、対人サービスに関するソフ 2. 都市とまちづくり① ト面まで幅広く捉えていきます。とりわけ、受講者自身が 3. 都市とまちづくり② 「自分事」として、これらの取組について考察していくこ 4. 都市とまちづくり③ (事例研究) とを目的とします。 5. まちづくりと公共事業① 具体的には、「まちづくり」の現状と課題、その解決策 6. まちづくりと公共事業② について自ら考え、提案する力を養うとともに、グループ 7. 地域振興について考える① ワーク等を通じ多様な意見を認識した上で合意形成を行 8. 地域振興について考える② う過程も体感します。また、講義の中では、「まちづくり」 9. 都市自治体と空き家問題 に携わる専門家をゲストスピーカーとしてお呼びし、最新 10. 福祉のまちづくり の事例紹介及びディスカッションを行う予定です。 11. 多文化共生のまちづくり 講義の後半では、住民にフォーカスをあて、住民と行政 12. 住民と自治体 との関係の変化、今後のあり方について触れます。最後に 13. まちづくりの「今」「これから」 受講者全員がプレゼンテーションを行う予定です。 14. あなたの考える「まちづくり」 15. 講義のまとめ まちづくりにおける問題点とその解決策を戦略的、すなわち長期的-歴史的観点から正確に解釈し、個別の 到達目標 事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 テキストの指定された箇所を事前に精読しておいてください。 学修の内容 事後学修として、講義中に提示する課題について提出してください。 テキスト、 テキスト、参考文献については講義中に紹介します。 参考文献 評価方法 平常点 60% (授業への参加度及び毎回出席カード提出が前提)、レポート 40%

担当者 木藤 茂 03~07 律・国 法律学特講(行政過程論)/**** 講義目的、講義概要 授業計画 「行政過程論」は、専門分野により理解の仕方が異なる ように思いますが、この講義では、「法律学特講」の表記 憲法・行政法の基礎知識の確認 (テストと議論) 1. が示すとおり、「行政法」の"応用的復習"あるいは"発 2. 憲法・行政法の基礎知識の確認 (第1回の続き) 展"とも言うべき内容をイメージしています。 3. 行政活動と法の交錯(総論) 具体的には、憲法・行政法の基礎的な理解を前提として、 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法①) 4. 行政過程における「法」の役割や機能について考察するこ 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法②) 5. とを主眼に置きつつ、具体的な素材を通して多角的な視点 6. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政立法③) から受講者自身に主体的に考えてもらう機会にしたいと 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画①) 7. 考えています。 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画②) 8. したがって、「憲法 (入門・人権・統治)」及び「行政法 行政活動と法の交錯の諸局面(行政計画③) Ⅰ・Ⅱ」を履修済であることを前提に、行政学や公共政策 10. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為①) 学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。 11. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為②) 受講者数は例年5~10名程度で、講義時間中は、教員 12. 行政活動と法の交錯の諸局面(行政行為③) による一方的な説明ではなく、受講者の主体的・積極的な 13. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保①) 14. 行政活動と法の交錯の諸局面(法律の留保②) 参加や議論を求める方法で進めてきていますので、この点 について十分に留意をした上で履修するかどうかを決め 15. まとめ てください。 行政を見わたす基本的視点から、行政過程に関する基本的概念を正確に解釈し、個別の事象について見解 到達目標 を示すことができるようにする。 事前・事後 毎回の講義時間中に適宜指示します。 学修の内容 テキスト、 教材・資料等を適宜配布します。ただし、小型の『六法』は、各自毎回持参してください。 参考文献 詳細は、初回のガイダンスで説明します。 講義時間中の議論への積極的な参加(50%)と学期末のレポート(50%)を基に総合的に評価します。ただし、冒頭の 評価方法 テストと議論で理解が不十分と確認できた場合や、十分な参加がない場合には、学期末のレポートの提出は認めません。

法律学特講(行政過程論)/****/行政過程論

08~17 律・国・総

08~17 律・国 03~07 律・国				担当者	羽貝 正美			
講義目的、講義概要 本講義は、少子高齢化や人口減少といったメガトレンドの中で様々な課題に直面しているわが国の地方自治体、とくに基礎自治体(市町村)に焦点を合わせ、広く政策及び政策過程の在り方を考えることを目的とする。併せて、「ローカル・ガバナンス」を手がかりに、地方自治の意味を問い直し、住民・地域、また自分自身と政治・行政との関係、そのアウトプットとしての自治体政策との関係を理解することを目的とする。まず政策の理解に不可欠な視点として、政治及び行政、端的に言えば政府活動とは何かについてその捉え方を整理する。次いで、日本の地方自治の歴史的な発展過程を概観し、今日なおひきずっている諸課題を整理する。そして現在進行中の地方分権改革の背景、理念、成果を整理しつつ、具体的政策を手がかりに自治体政策について講ずる。			2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13.	<ol> <li>ガイダンス</li> <li>自治の器としての自治体</li> <li>自治体政策論の論点</li> <li>近代的地方自治の原点</li> <li>戦後地方制度改革</li> <li>90年代地方分権改革</li> <li>市町村合併</li> <li>自治体総合改革</li> </ol>				
到達目標	政策を見わたす基本的視点から、政策過程に関する基本的概念を正確に解釈し、個別の事象について見解 を示すことができるようにする。							
事前・事後 学修の内容	事前に指示する資料等を読み込むことを事前学習とする。事後学習としては、毎回の授業を振り返り、理解したこと・考えたことを整理する。翌週の授業でその理解度をチェックする							
テキスト、 参考文献	特定の教科書は用いない。以下を参考文献とする。 羽貝正美編著『自治と参加・協働』(学芸出版社、2007) 山崎・宗野編『地域自治の最前線』(ナカニシヤ出版、2013)							
評価方法	授業参加度 30%、レポート 20%、期末試験 50%							

	*****/****/経済政策 a *****/****		担当者	童 適平
講義目的、講義概要	授業計画			
資本主義市場経済において、経済問題は主として市場メ		第 1 回 ガイダンス		

資本主義市場経済において、経済問題は主として市場メカニズムを通じて解決されることになっている。しかし、市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持っている。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマクロ経済学の知識を使用して説明することを通じて、受講生の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問題への分析力を養うことを目的とする。

経済政策論 a において、ミクロ経済政策を中心にその理論的背景、経済政策的解決の効果を解説することにする。 理論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することによって、受講生に具体性を与え、理解しやすいように心掛ける。

講義は基本的にPPTを使用して行う。PPTは事前に大学のPorTaに掲載する。

- 第2回経済システムと経済政策
- 第 3 回 経済政策のミクロ経済学の基礎(1)-消費者行動
- 第 4 回 経済政策のミクロ経済学の基礎(2)-生産者行動
- 第 5 回 資源配分効率の基準と消費者余剰
- 第 6 回 資源配分効率の基準と生産者余剰
- 第 7 回 自然独占とその対策(1)
- 第8回 自然独占とその対策(2)
- 第 9 回 外部経済とその対策
- 第10回 公共財と公共財の供給(1)
- 第11回 公共財と公共財の供給(2)
- 第12回 情報の不完全性・非対称性
- 第13回 情報の不完全性・非対称性の解決策
- 第14回 金融市場における情報の非対称性
- 第15回 金融市場における情報の非対称性の解決策

到達目標	経済政策の基本、経済政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるように する。
事前・事後 学修の内容	ミクロ経済学の基礎をしっかり固めること; PPT 資料を授業の前に予習し、授業の後に復習すること。
テキスト、 参考文献	テキストを指定しない。参考文献:1、岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞出版社。2、横山将義『経済政策』成文堂;3、その他。
評価方法	期末試験を行う。学期中数回小テストを行う。学期中の練習問題の解答と小テストを考慮して 30%、期末 試験 70%

 08~17 律·国·総
 *****/****/経済政策 b
 担当者

 03~07 律·国
 *****/*****

# 講義目的、講義概要

資本主義市場経済においては、経済問題は主として市場メカニズムを通じて解決されることになっている。しかし、市場の失敗のように、市場メカニズムですべての経済問題がうまく解決されるわけではないのである。政府は、この市場の失敗を補完するために、資源配分機能、経済安定化機能、富と所得の再分配機能という3つの役割を持っている。本講義は、これら3つの機能を、ミクロ経済学とマクロ経済学の知識を使用して説明することを通じて、各受講生の経済学理論への理解を深めるだけでなく、現実の経済問題への分析力を養うことを目的とする。

経済政策論 b において、まず、マクロ経済政策の目標と政策手段としての財政政策と金融政策およびその有効性を解説する。続いて、税制政策、経済安定政策、所得再分配政策、中小企業政策、社会保障政策の順でマクロ経済政策を理論的な背景、手段とその効果から解説する。理論だけでなく現実の経済現象を取上げて説明することによって、受講生に具体性を与え、理解しやすいように心掛ける。講義は基本的にPPTを使用して行う。PPTは事前に大学のPorTaに掲載する。

# 授業計画

- 第 1 回 ガイダンス
- 第 2 回 経済政策のマクロ経済学の基礎
- 第 3 回 マクロ経済政策の目標
- 第 4 回 財政政策の役割
- 第 5 回 金融政策の基本
- 第 6 回 財政政策と金融政策の有効性
- 第 7 回 税制政策
- 第 8 回 経済安定政策
- 第 9 回 物価変動と経済政策
- 第10回 所得再分配政策
- 第11回 社会保障政策
- 第12回 日本の社会保障政策
- 第13回 労働政策
- 第14回 中小企業政策
- 第15回 日本の中小企業政策

# 到達目標 経済政策の基本、経済政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 学修の内容 マクロ経済学の基礎をしっかり固めること; PPT 資料を授業の前に予習し、授業の後に復習すること。 テキスト、 テキストを指定しない。参考文献: 1、岩田規久男・飯田泰之著『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞出版社。2、横山将義『経済政策』成文堂; 3、その他。 評価方法 期末試験を行う。学期中数回小テストを行う。学期中の練習問題の解答と小テストを考慮して30%、期末試験70%

08~17 律・国・総 ****/***/環境政策 a 担当者 塩田 尚樹 03~07 律・国 ***** 講義目的、講義概要 授業計画 現代社会が直面する深刻な環境問題である地球温暖化 1. 授業のねらいと方針 問題と原子力発電に関わる問題について概観した後、環境 2. 地球温暖化とその原因物質 問題の自発的解決の困難さと公的機関による政策の必要 3. 地球温暖化に関する議論の経緯 性について経済学的に分析します. 4. 気候変動枠組条約と京都議定書 地球温暖化問題と原子力発電に関する問題の概論によ 5. 京都メカニズム って環境問題についての具体的なイメージを深めた後、多 6. パリ協定 くの環境問題に共通する構造を抽象化し、非協力ゲーム理 7. 石炭までのエネルギー利用の歴史 論を使って分析します.「われわれ一人ひとりにとって望 8. 石油・天然ガスの利用 ましい行動が、社会にとって望ましい行動と一致しないた 9. 原子力エネルギーとは め、自発的解決が期待できず、政策を講じる必要がある」 10. 原子力事故 という環境問題の特徴が、よく理解できると思います. 11. 放射性廃棄物の処分 「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける 12. 環境政策の必要性の判断基準 権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えます 13. 環境問題のモデル化 ので、授業態度のよくない人は退出してもらいます. 14. 合成の誤謬 15. まとめ 環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるように 到達目標 する。 事前・事後 「公共経済学」・「環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります。 学修の内容 テキスト、 環境省ホームページの地球環境・国際環境協力にあげられている行政資料が有用です。 参考文献

08~17 律・国・総 03~07 律・国	*****/****/環境政策 b *****/****	担当者	塩田 尚樹
--------------------------	---------------------------------	-----	-------

定期試験 100%. ただし、講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります。

## 講義目的、講義概要

評価方法

環境政策の手段の有効性について、ミクロ経済学の立場から考察します.環境問題の具体的なトピックとしては、 主に地球温暖化問題を取り上げます.

環境税や排出量取引制度のような汚染物質排出に対して価格づけを行う「経済的」手段と、固定的排出量割当などの「非経済的」手段の、どちらが優れているのかが主要論点となります。また、生産プロセスから環境汚染物質を排出する企業の利潤最大化行動を定式化し、環境税などの環境政策が企業行動にどのような影響を与えるか検討します。その後、汚染物質の総量規制を目的として環境政策を実施する場合に、どの手段が社会的汚染削減費用を最小化するのか確認します。

「各人の授業を受ける権利」は「他の人の授業を受ける 権利」を侵害しない範囲内で行使されるべきだと考えます ので、授業態度のよくない人は退出してもらいます.

#### 授業計画

- 1. 授業のねらいと方針
- 2. 経済循環と物質収支
- 3. 汚染物質排出量の総量規制
- 4. 企業の生産技術と利潤関数
- 5. 利潤の平均変化率の導出
- 6. 利潤の平均変化率の性質
- 7. 利潤の平均変化率の視覚化
- 8. 企業の利潤最大化行動
- 9. 単位税の企業行動への影響
- 10. 固定的排出量割当
- 11. 集計的汚染削減費用とその最小化
- 12. ボーモル・オーツ税
- 13. 排出量取引制度との関連性
- 14. 環境政策の手段の評価
- 15. まとめ

いて, 汉未出	8. まとり 15. ま						
到達目標	環境政策の基本、環境政策の各項目を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるように する。						
事前・事後 学修の内容	「公共経済学」・「環境経済学」などを併せて履修すると、相互に理解が深まります.						
テキスト、 参考文献	塩田尚樹「環境税の経済学的基礎」 (講義支援システムにより配布予定)						
評価方法	定期試験 100%. ただし,講義中の私語などの迷惑行為で減点する場合があります.						

08~17 律・国・ 03~07 律・国				,		* * * * ;	/都市政策	a				担当者		倉橋	透
講義目的、講義	<b>隻概</b> 勇	要							授業	計画					
講義目的、講義概要 【講義目的】 現代においては、人間の生活や経済活動のかなりの部分は都市で行われている。一方、人間が集まっていることで様々な問題が生じ、政策的な対応も必要になってくる。この講義では、都市の定義を述べるとともに、ミクロ経済学(生産者行動の理論)を応用して、都市の存在理由を検討する。 この講義は、多量の知識を一方的に講義するのではなく、一つ一つ理解することをモットーとする(理解力や思考力の向上が隠れた目的である)。 【講義概要】 上記のモットーから、都市の定義、生産者行動の理論、都市の存在理由に限定する。確認問題を一緒に解き、黒板に板書してもらう。数学やミクロ経済学を多用するので、			で	11. 12. 13. 14.	<ol> <li>都市経済学の目的、意義、特徴、方法</li> <li>都市の定義一人口集中地区</li> <li>都市の定義一都市雇用圏</li> <li>都市の規模</li> <li>首都機能移転の難しさ</li> <li>生産関数、限界生産物、平均生産物</li> <li>等量曲線、技術的限界代替率</li> </ol>										
■判准日標	都市政 計る。		の基	<b>本、都</b>	市政策	策の各項	須目を正確	こ解	解釈 し	、個別の事	象	とについて見	解を示す	ことが	できるように
	事前には、テキストの指定された範囲を熟読し、確認問題なども自分で解いておくこと。事後にはノート を熟読し、十分理解しておくこと。また、事前・事後を通じて数学、ミクロ経済学を勉強しておくこと。														
	テキストとして、高橋孝明『都市経済学』(有斐閣ブックス)。なお参考文献として伊藤元重『ミクロ経済 学 第2版』(日本評論社)をあげる。														
<b>評価方法</b> 定	定期試験 100%														

08~17 律・ 03~07 律・						倉橋	透
講義目的、講	購義概要	<u> </u>	授業計画				
【 は様 用の す 【 造す学お義代市なのて定た。義費ア。ミこ目にで間講、に、 概者メ確クとのががりがります。 とこりがりがりがった。 しょう	<ol> <li>効用関数</li> <li>無差別曲線</li> <li>効用最大化</li> <li>需要関数と間接効用関数</li> <li>需要関数と間接効用関数についての問題演習</li> <li>所得の変化、価格の変化の影響</li> <li>需要曲線</li> <li>住宅立地の規則性</li> <li>モデルの仮定</li> <li>付け値地代の導出</li> <li>付け値地代の性質</li> <li>立地均衡と市場地代</li> <li>所得と住宅立地</li> <li>複数用途の立地</li> <li>アメリカ 2000 年代の住宅金融と金融危機</li> </ol>						
到達目標	都市政する。	対策の基本、都市政策の各項目を正確に角	解釈し、個別の	事	象について見	解を示すことが	できるように
事前・事後 学修の内容		には、テキストの指定された範囲を熟読し にし、十分理解しておくこと。また、事前					
テキスト、 参考文献	テキストとして、高橋孝明『都市経済学』(有斐閣ブックス)。なお参考文献として伊藤元重『ミクロ経済 学 第2版』(日本評論社)をあげる。						
評価方法	定期試験 100%						

08~17 律・国・総 | *****/****/土地法 担当者 小柳 春一郎 *****/**** 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 土地法について、田中二郎博士(東大名誉教授、元最高 1 法律行為と行為能力① 裁判事) は、「土地に関する私法(土地私法)と土地に関 2 法律行為の行為能力② する公法(土地公法)とをあわせ含み、これを総合的に考 3 意思表示① 察するもの」としているが(同『土地法』有斐閣、1994年)、 4 意思表示② 本講義もまた、現在の土地所有権・土地法秩序に関する基 5 代理 本的法規のあり方を概観する。 6 時効 講義の目的は、抽象的には土地法秩序のあり方を理解す 7 対抗要件① ることだが、具体的には、不動産取引を念頭に置き、その 8 対抗要件② 際の基本的留意点・問題点を理解することである。このた 9 共有・相隣関係 めに、本年度は、不動産取引に関連する法制度、判例を検 10 担保物権 討する。とりわけ、宅地建物取引主任者試験問題の過去問 11 債権譲渡・保証 を使って理解をチェックする。 12 債務不履行・契約解除 13 債権者代位権・債権者取消権 14 住宅瑕疵担保 15 まとめ 不動産取引を念頭に置き、その際の基本的留意点・問題点、および、売買契約法、賃貸借法などの基本的 到達目標 な条文及び判例を性格に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。 事前・事後 事前学習は、特に必要としないが、復習について、理解の確認を行う必要がある。 学修の内容 テキスト、 テキストは講義で配布するが、学生も図書館等で参考図書を見る必要がある。 参考文献 評価方法 学年末の試験を中心にする(80%)。日常点も加味する。

 
 08~17律・国・総 03~07律・国
 ******/*****/医療・福祉概論 a ******/*****
 担当者

# 講義目的、講義概要

本講義では、財(サービス)としての「医療」が持つ特徴 を経済学の理論により説明します。

「医療」という財(サービス)は、一般的な財(サービス)とは異なった性質をもちます。ゆえに医療を利用する個人や、提供する医療機関(病院等)が形成する市場や、経済主体の行動も特徴を有します。こうした財や経済主体の特徴を経済学の理論を用いて説明するのが、医療経済学です。講義の中では、日本や諸外国における医療制度について解説したうえで、医療経済学の理論について紹介します。

本講義を履修される学生の皆さんには、これらの制度の 概要を理解したうえで、医療経済学の導入部にあたる理論 を習得することを目的とします。

講義は授業計画通り進めていきますが、履修者の理解度 を考慮しますので、一部の単元の内容が変更されることが あります。

#### 授業計画

- 1. イントロダクション
- 2. 日本の医療費保障制度
- 3. 日本の医療提供体制
- 4. 日本の医療政策における制度的背景
- 5. 皆保険の達成とその意義
- 6. 福祉の拡充と医療費高騰
- 7. 高齢化への対応と医療制度の維持
- 8. 日本の医療問題の本質
- 9. 諸外国における医療体制(フランス・ドイツ)
- 10. 諸外国における医療体制(イギリス・アメリカ)
- 11. 医療経済学の学問的背景
- 12. 医療における市場の特徴
- 13. 医療の需要および供給の特徴
- 14. 医療の財・サービスとしての性質
- 15. 総括

0,7 6,70	
到達目標	医療・福祉の現状・動向、ならびに、医療・福祉に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	授業前に掲示するレジュメを各自印刷、精読したうえで受講すること。 当該領域に関して効率的に理解を深めるために秋学期に「医療経済学 b」を履修することが望ましい。
テキスト、 参考文献	テキスト: 牛越博文『医療経済学入門』岩波書店
評価方法	期末試験(80%)および授業への参加度(20%)を基準とした評価。詳細な評価方法は授業中に紹介する。

 
 08~17律・国・総 03~07律・国
 ******/*****/医療・福祉概論 b ******/******
 担当者

## 講義目的、講義概要

本講義では、具体的に日本の医療の制度的な特徴や、現場で生じている課題について、医療経済学の理論を用いて解説します。

本講義では、「医師不足」「皆保険」「終末期医療」などといったトピックを取り上げ、それぞれについて医療経済学の理論を用いて解説を行ないます。その上で、現在の医療経済学の成果と限界について、紹介します。

本講義を履修される学生の皆さんには、医療経済学の理論と現実との整合性がどの程度であるか理解することを目的とします。

講義は授業計画通り進めていきますが、履修者の理解度を考慮しますので、一部の単元の内容が変更されることがあります。本講義は医療経済学の理論の応用となりますので、履修を考えている皆さんは前期の医療経済学aをあらかじめ履修されている事が望まれます。

## 授業計画

- 1. イントロダクション
- 2. 日本における医療政策の展開
- 3. 日本の医療政策の特徴
- 4. 日本の医療政策の課題
- 5. 日本の医療費の概要
- 6. 社会の変容と医療費膨張の原因
- 7. 公的保険制度の必要性
- 8. 病床規制と供給者誘発需要仮説
- 9. 医療機関の広告規制と情報の非対称性
- 10. 医師不足問題から見る必要と需要
- 11. 行動経済学が捉える「健康」
- 12. 社会的入院の経済学的評価
- 13. 医療と介護の境界領域
- 14. 日本人の死生観と終末期医療
- 15. 総括

到達目標	医療・福祉の現状・動向、ならびに、医療・福祉に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	授業前に掲示するレジュメを各自印刷、精読したうえで受講すること。 当該領域に関して効率的に理解を深めるために春学期に「医療経済学 a」を履修していることが望ましい
テキスト、 参考文献	テキスト:河口洋行『医療の経済学』日本評論社。
評価方法	末試験(80%)および授業への参加度(20%)を基準とした評価。詳細な評価方法は授業中に紹介する。

08~17 律・国・ 03~07 律・国	総 *****/****/地方財政論: *****/****		担当者	金田	美加	
講義目的、講義	機要	授業計画				
地方政府の活動 うになることを 論を学んでいく 地方財政論a	2方財政の基本的な知識を習得し、わが国の 効を論理的な視点で考えることができるよ 目的とする。そのため、地方財政の基礎理 。 では、地方財政の現状と役割、公共財の理 上げる。講義では毎回資料の配布を予定す	2.地方財3.地方財4.国と地5.国と対債6.地方財8.公共財財10.公共財財11.地方公12.地方公13.地方公	政政方方 のののの共共共共	の機能と 役割の が関財財政関係 では 理論 は 理論 は では は で り り り り り り り り り り り り り り り	の(地方財政計画)(補助金制度な ユエルソン条件 グールメカニズ 投票者定理など と予算の効率性	ど) など) (ムなど)
	2方財政の現状・動向、ならびに、地方財政に 発を示すことができるようにする。	 に関する近時の	政策	ラ を正確に解	釈し、個別の事	象について見
	各回に取り組んだ問題は必ず自分で解いて復習する、項目については語句説明文を作成する等の復習を行 うこと。					
	テキストは特に指定しない。参考文献は、佐藤主光(2009)『地方財政論入門』新世社、林宏浩・橋本恭之 (2014)『入門地方財政 第3版』中央経済社を中心に、講義内であげる文献を参照すること。					
<b>評価方法</b> 定	E期試験(100%)により評価する。(単位修得	 导は定期試験が	60	点以上である	ること。)	

08~17 律・  03~07 律・						金田	美加
講義目的、詞	構義概要	5	授業計画	画			
本講義は、地方財政の基本的な知識を習得し、わが国の地方政府の活動を論理的な視点で考えることができるようになることを目的とする。そのため、地方財政の基礎理論を学んでいく。 地方財政論bでは、租税による外部性と政府間補助金の理論を中心に取り上げる。講義では毎回資料の配布を予定する。			2.	地方税原則地方税の組織のおります。地方税ののには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	則と税源配分度の現場では、無いの現場では、所では、所では、所では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	税収入、国際月税と消費課税。 税の理論など 2方財政②(租利方財政③(租利 2方財政③(租利 30)(補助金の利 30)(補助金の利 30)(本のの利 30)(本のの利 30)(本のの利 30)(本のの利 30)(本のの利 30)(本のの利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の利 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本の) 30)(本) 30)( 30)( 30)( 30)( 30)( 30)( 30)( 30)	比較など) ) 複課税) 機輸出) 税競争) 種類など) 効果など) 効果など)
到達目標		†政の現状・動向、ならびに、地方財政に ₹すことができるようにする。	こ関する辻	丘時の政策	<b>策を正確に解</b>	釈し、個別の哥	事象について見
事前・事後 学修の内容	各回に うこと	工取り組んだ問題は必ず自分で解いて復習 :。	<u></u> - 留する、「	頁目につい	へては語句説	明文を作成する	る等の復習を行
テキスト、 参考文献	テキストは特に指定しない。参考文献は、佐藤主光(2009)『地方財政論入門』新世社、林宏浩・橋本恭之 (2014)『入門地方財政 第3版』中央経済社を中心に、講義内であげる文献を参照すること。						
評価方法	定期詞	<b>、験(100%)により評価する。(単位修</b> 復	 导は定期記	 式験が 60	点以上である		

08~17 律・国・総 ****/****/財政学a 担当者 野村 容康 03~07 律・国 ***** 講義目的、講義概要 授業計画 財政学とは一オリエンテーション 本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業 2. 財政民主主義と財政の領域 といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりと 3. 財政学の歴史 なるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の 4. 予算原則 受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理 5. 資源配分の調整機能 解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を 6. 公共財の理論 身につけてほしい。 7. 財政政策の理論 講義概要 8. 所得分配と再分配の経済的根拠 春学期は、どちらかと言えば政府の支出活動面に重点を 9. 所得再分配政策 置きながら、財政の機能とわが国の財政の現状、公共支出 10. 補助金と価格規制 に関する理論、政府債務の問題、公的年金問題等について 11. わが国の財政の現状 解説する。秋学期は、政府収入の中で最も重要な租税に関 12. 公債の制度と理論 する議論(租税理論、制度、税制改革論等)に焦点を絞っ 13. 公的老齢年金 て授業を進める。 14. 財政投融資 15. まとめ 国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見 到達目標 解を示すことができるようにする。 前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。 事前・事後 学修の内容 予めテキストの該当箇所を読み、自分なりの問題意識をもって講義に臨むこと。 テキスト、 八巻節夫編『新財政学』文眞堂 参考文献

*****/****/財政学b *****/****	担当者	野村 容康
		į

原則として定期試験の成績で評価する(100%)。レポートを加味する場合がある。

# 講義目的、講義概要

## 講義目的

評価方法

本講義では、財政赤字、税制改革、年金改革、公共事業 といったわが国の財政問題を考えていく際の手掛かりと なるように財政学の基礎的事項について概説する。本講の 受講を通じて、財政の基礎的な制度とその機能について理 解を深め、現実の財政問題について自分なりに考える力を 身につけてほしい。

# 講義概要

春学期は、どちらかと言えば政府の支出活動面に重点を置きながら、財政の機能とわが国の財政の現状、公共支出に関する理論、政府債務の問題、公的年金問題等について解説する。秋学期は、政府収入の中で最も重要な租税に関する議論(租税理論、制度、税制改革論等)に焦点を絞って授業を進める。

#### 授業計画

- 1. 租税とは-オリエンテーション
- 2. 租税の根拠と負担配分
- 3. 租税の基礎的概念
- 4. 課税の水平的公平
- 5. 課税の垂直的公平
- 6. 課税の中立性
- 7. 公平と中立のトレードオフ
- 8. 租税の転嫁と帰着
- 9. 包括的所得税論
- 10. 支出税と最近の税制改革論
- 11. 日本の租税体系
- 12. 個人所得課税
- 13. 法人所得課税と二重課税問題
- 14. 間接消費課税と資産課税
- 15. まとめ

17/4 C ~~ *	
到達目標	国家財政の現状・動向、ならびに、国家財政に関する近時の政策を正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。
事前・事後 学修の内容	前回の講義で解説した専門用語について復習し、理解しておくこと。 予めテキストの該当箇所を読み、自分なりの問題意識をもって講義に臨むこと。
テキスト、 参考文献	八巻節夫編『新財政学』文眞堂
評価方法	原則として定期試験の成績で評価する(100%)。レポートを加味する場合がある。

08~17 律・国 03~07 律・国		担当者	城﨑 陽子			
講義目的、講	長概要	授業計画				
を「人生儀礼」 身分の変化や新本講義では、 かの儀礼(生記 れを通史的に発 統行事の成立の	は節目ごとに様々な儀礼が行われるとか「通過儀礼」と呼び、属する よか「通過儀礼」と呼び、属する 所しい役割の獲得が行われます。 人が生まれて成長する過程で迎え 近、成人、婚姻、葬送など)を取り 全習することで、日本文化における 民展開、そして人生儀礼の意義にな 後の目的とします。	2 生活で 3 生活で 3 生活で 4 生活で 5 集団での 5 生活で 6 人生値 3 したげ、こ 8 人生値 5 様々な伝 9 人生値 5 がくつ 7 人生値 10 人生値 11 人生値 12 人生値 13 人生値	マスースースースースースースースースースースースークでは、一個個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一	2- 21- 22- 21- 22- 21- 22- 21- 22- 21- 22-		
■ 쇠비ュ폭 더 755	日本文化の歴史的沿革、日本文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができ るようにする。					
事前・事後 学修の内容	事前・事後の学習として提示される課題に取り組んでください。					
	テキスト:特に定めず、適宜プリントを配布します。 参考文献:授業中に紹介します。					
評価方法	パート(70%)、課題を含めた	授業への参加度(30	%) で評価しま	す。		

08~17 律・国・約 03~07 律・国					担当者	飯島 一彦		
講義目的、講義	概要	5	授業	計画				
講義目的:民俗	芸能	を通して、日本の民衆生活の基盤に潜	1.	オリエンテ	ーション・導	入		
む概念や価値観	• ‡	上界観を認識し、理解する。	2.	日本文化と	「見えないも	の」、境界領域の存在		
			3.	神の来訪と	芸能①…春日	若宮の「おん祭」		
講義概要:日本(	の耳	R俗芸能は世界にもまれに見る多様さと	4.	神の来訪と	芸能②…八重	山の祭と芸能		
濃厚さで民衆生	活。	と結びつき、いまだに多数残存してい	5.	異人の出現	と芸能①…「	異人」と日本全国の祭・芸能		
る。いわゆる先	進国	目としては唯一と言って良い。	6.	異人の出現	と芸能②…岩	手県の鹿踊・剣舞		
そこにはっきり	と듈	皇示されている、日本の文化の基盤を形	7.	稲作の習俗	と芸能①…中	国地方の花田植		
成する「見えない	いき	の」との対峙の仕方を、年中行事・信	8.	3. 稲作の習俗と芸能②…東北の田植踊り				
仰・地域社会・俤	養礼	等との関わり方から分析し、講義する。	9.	稲作の習俗	と芸能③…能	登の「アエノコト」		
具体的には「神の	の来	訪」「異人の出現」「稲作の習俗と芸能」	10.	10. 年齢階梯と芸能①…年齢階梯制とは何か?				
「年齢階梯」とい	いう	観点を「境界領域の存在」という地平	11.	年齢階梯と	芸能②…福島	県の成人儀礼「幡祭」		
から照射し、東西	西日	本の様々な民俗芸能・行事を取り上げ、	12.	年齢階梯と	芸能③…福島	県の宮座		
フィールドワー	クに	こもとづく映像資料も用いて、概念や価	13.	13. 境界領域の時空①…異人の出現する領域と年齢階梯				
値観・世界観の	実際	₹がどう機能しているかに留意する。	14.	14. 境界領域の時空②…日常とは別の時間・空間・社会				
			15.	まとめ				
糾達甘樗		て化の歴史的沿革、日本文化の特徴などを にする。	と正確	に解釈し、個	固別の事象に	ついて見解を示すことができ		
		を修:特に必要はない。授業の内容(特別を を修:授業の内容に沿った課題の提出を表			ること。			
<b>テキスト、</b> 参考文献	テキスト:特に使わない。 参考文献:『境界領域論(仮題)』(飯島一彦著、新典社)							
評価方法	学期末に、記述式の試験を実施する。その成績 50%。課題の提出 50%。							

08~17 律・I 03~07 律・		*****/****/地域文化 *****/****			担当者	林 英一			
講義目的、講義概要			授業計画						
本講座は日本の「地域文化」を視座とするものです。方			1,	1、 講義の概説					
言や雑煮から	らもわか	いるように、日本では「地域」による生	2,	地名の成立ちと地域					
		見られます。地域差と言われるもので	3,	地域と生活構造1 (村の成立と地域)					
す。これら	「生活」	の在り方を「地域文化」として捉えま	4、	地域と生活構造2(「地域」を捉える)					
す。			5、	結(白川郷の屋根葺き)					
本講座では、日本文化を「地域」というミクロの視点か			6、	、地域認識の問題(地名と地域の関係)					
ら、「地域」の成立と、そこに生活する人々の繋がり方、			7、	_ ,, ,, , , , , ,					
また「地域」をどのように捉えることができるのか、都市			8,	地域と祭りの関係					
部への人口集中における過疎地と都市部の文化的問題を			9、	内的他者とその機能(地域と祭祀組織の問題)					
「地名」や「祭り」を中心にして捉え、さらにボーダレス			10,	伝統的祭りの方向性1(過疎地域の問題)					
となっている今日でありながら、「郷土」意識が強く残っ			11,	伝統的祭りの方向性2(都市部の問題)					
ていることから、これらを現代的な問題として捉え、今後			12,	フォークロリズム(「伝統」とは何か)					
のあり方について考えることを目的とします。			13、						
			14、	講義のまとめ					
			15、						
到達目標	地域文化の歴史的沿革、地域文化の特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。								
事前・事後 学修の内容	配付プリントの事前・事後学修と指示した関連文献を精読してください。								
テキスト、 参考文献	プリントを配布、参考・関連文献は授業中に紹介								
評価方法	試験 100%、授業参加度・貢献度を加味する。								

08~17 律・ 03~07 律・				担当者	田房 由起子		
講義目的、講義概要			授業計画				
この講義では、日本社会における外国人の状況を知ることにより、国際移動によって「異文化」の中で生活する人々の抱える問題について理解を深めることを目的とする。まず、人の国際移動や、人種、エスニシティに関する理論について紹介する。次に、いくつかのエスニック集団を取り上げ、個々の集団に特徴的な状況について知識を得てもらう。また、教育や労働などのテーマからもかれらの抱える問題を取り上げてみたい。さらに、受け入れ社会側の人々にとって「異文化」を持つ人々を受け入れるとはどのようなことかを考え、そこから「多文化共生」の可能性を模索したい。			<ol> <li>ガイダンス・日本における外国人の概況(1)</li> <li>日本における外国人の概況(2)</li> <li>なぜ人は移動するのか</li> <li>人種とエスニシティ</li> <li>オールドカマー</li> <li>ニューカマー(1)</li> <li>ニューカマー(3)</li> <li>労働問題(1)</li> <li>労働問題(2)</li> <li>子どもたちと教育(1)</li> <li>子どもたちと教育(2)・アイデンティティ</li> <li>人種/エスニシティと差別</li> <li>「多文化共生」の可能性</li> <li>総括</li> </ol>				
到達目標		多文化共生の概要、および、特徴などを正確に解釈し、個別の事象について見解を示すことができるようにする。					
事前・事後 学修の内容	講義ラ	講義テーマに関連する新聞記事やニュース、授業時に紹介する文献に目を通すこと。					
テキスト、 参考文献		テキストはなし。必要に応じてプリントを配布する。 参考文献は授業時に紹介する。					
評価方法	平常授業における課題レポート(40%)、期末試験(60%)により評価。						

08~17 律・国・総 ****/アジア政治論 a/アジア政治外交史 a 担当者 松岡 格 ****/アジア政治論 a 03~07 律・国 講義目的、講義概要 授業計画 中国の現状について理解するために、広州・上海・北京 ガイダンス などの主要都市および、東北・内陸・国境地帯の各省につ 広州・深圳と対外貿易 2. いて、その地域的特徴(主要な住民の構成、主要産業、地 3. 上海と工業・金融 4. 重工業と東北三省 域の歴史など)を解説し、履修者には各地の現状・各地方 5. 山東省とドイツ の生活者に対する理解を深めてもらう。 6. 出稼ぎ供給地としての華中地域 ある意味で、これまで身につけてきた中国に関する知識 7. 革命故地 を別の角度から総括することになるであろう。 8. 首都、北京 9. 古都、西安・杭州・南京 本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的 10. 四川省と観光 な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。こ 11. 雲南と少数民族 の小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象と 12. 内モンゴルと草原・モンゴル族 しない。 13. 新疆ウィグル自治区と中央アジア 14. チベット・チベット族と高原地帯 授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガ 15. まとめ イダンスには必ず参加すること。 現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について 到達目標 見解を示すことができるようにする。 事前・事後 それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、 学修の内容 次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。

テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。

須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。

平常点(授業への参加度等)[30%]、小課題[70%]を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必

テキスト、

参考文献

評価方法

08~17 律・国 03~07 律・国			E史 b	担当者	松岡 格			
講義目的、講義概要				授業計画				
現代中国語世界の多様性を理解するための一つの方法として、本授業では民族・エスニシティを主なトピックとしてアプローチを試みる。 広大な面積を擁する中国国内には、多くの民族が暮らしている。本授業では、他の国の多文化共存のあり方と比較しつつ、多民族国家・中国の実態について検討する。 本授業は講義形式で行うが、履修生には授業への積極的な参加を求める。また、授業中に小課題の提出を課す。この小課題は全て提出していない学生は、成績評価の対象としない。 授業の進め方については初回の授業で説明するので、ガイダンスには必ず参加すること。			2. 3. 4. 5. 6. 7. 2. 8. 10. 11. 7. 12. 13. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	<ol> <li>トン族 1</li> <li>トン族 2</li> <li>ミャオ族</li> <li>ジンポー族</li> <li>タイ族 1</li> <li>タイ族 2</li> <li>中国の宗教と民族</li> </ol>				
소비-포 🗖 🚈	現代におけるアジア諸国との関係、およびそれを取り巻く状況などを正確に解釈し、個別の事象について 見解を示すことができるようにする。							
	それぞれの授業のテーマについて自分なりに調べて授業に望むこと。また授業各回の内容をよく復習して、 次回の授業に備えること。こうした教室外の学習を小課題に反映させること。							
テキスト、 参考文献	テキストはなし。教材は教員の方で用意します。参考文献については授業内で紹介します。							
1 評価力法	平常点(授業への参加度等)[30%]、小課題[70%]を評価対象とする。小課題の全提出を成績評価の必須条件とする。また一定回数以上欠席した学生は成績評価の対象としない。							

# シラバス 法学部

2017年4月1日発行 獨協大学教務課

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1 電 話 048-946-1658



学	科	学年	氏	名	
	学科	年			